

20,000人  
公園都市構想

第5次  
御代田町長期振興計画

浅間山八景 第一番 第一A ありま  
御代田町 観光協会

歴史と伝統を守り  
真の自立を目指す

文化・高原公園都市 御代田

20,000人  
公園都市構想

歴史と伝統を守り 真の自立を目指す  
文化・高原公園都市 御代田

第5次  
御代田町  
長期振興計画

## ごあいさつ



1956年（昭和31年）9月に御代田村、小沼村、伍賀村の3村の合併により誕生した御代田町は、今年で60年の節目の年を迎えます。

これまで当町では、1976年（昭和51年）の第1次長期振興計画策定以来40年間、計画行政を着実に実行してきたことにより、町発展の証であり、基盤でもある人口は、日本が人口減少社会に突入したにもかかわらず、平成27年の国勢調査では15,197人（前回比459人増加）となり、現在も増加を続けています。また、インフラなどの社会資本整備においても着実に成果を上げることができました。

平成28年度を初年度とする第5次御代田町長期振興計画は、「歴史と伝統を守り 真の自立を目指す 文化・高原公園都市 御代田」を将来像とし、目標年度である平成37年度までのまちづくりの方向を定めています。第4次長期振興計画までに蓄積された社会資本等を活用し、本計画に基づく事業の実施により、超長期目標「2万人公園都市」を目指していきたいと思います。

日本経済は長引いたデフレ不況から、ようやく景気回復の兆しが見え始めてきましたが、国民一人ひとりが景気回復を実感できるまでには至っていません。また、国・地方の財政危機、社会保障費の増加、少子・超高齢・人口減少社会といった大きな課題が山積しています。

このような社会変革期の中、「第5次長期振興計画」を柱として、「住みたい魅力あるまちづくり」に取り組みます。さらに、日本創生会議において極端な人口減少が示されたことを受け始まった地方創生においても、平成27年度に「御代田町人口ビジョン」及び「御代田町総合戦略」を策定し、雇用創出や地域活性化など、将来に向けた「底力」をつけるための取り組みを始めました。

長期振興計画に掲げる超長期目標、人口ビジョンと総合戦略で示した将来展望の実現に向け、町民と行政との信頼関係のもと、共同してまちづくりを行っていくことが必要です。そして、真に自立した町を築き上げていくため、今後も町民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたり、ご意見・ご協力・ご審議いただきました多くの皆様に心から感謝申し上げ、あいさつといたします。

平成28年3月

御代田町長 茂木 祐司

## 基本構想

基本構想体系図／7

●序	8
第1節 長期振興計画の役割	8
第2節 環境の変化と現状認識	9
第3節 御代田町の将来像	14
第4節 計画の構成	19
●第1章	20
第1節 主要指標	20
第2節 土地利用構想	25
●第2章 施策の大綱	27
第1節 人と自然が共生し安全で快適なまちをつくります	27
第2節 町民誰もが希望と安心の持てるまちをつくります	34
第3節 次代・郷土を担う人を育み文化のかおるまちをつくります	41
第4節 個性あふれ競争力ある産業振興のまちをつくります	44
第5節 町民自治と効率的な行政運営のまちをつくります	48

## 基本計画

●第1章 人と自然が共生し安全で快適なまちをつくります	53
第1節 生活基盤の整備	
第1項 土地利用計画の遵守	55
第2項 国土地籍調査の推進	66
第3項 道路網整備の推進	67
第4項 公共交通・運輸の充実	71
第5項 災害の未然防止	72
第6項 景観形成の推進	74
第2節 生活環境の整備	
第1項 住宅整備の確立	76
第2項 上水道整備の推進	78
第3項 汚水処理対策の推進	80
第4項 環境の整備・衛生体制の確立	82

	第5項	公園・緑地の整備と保全	／ 84	
	第6項	雨水排水の対策と整備	／ 85	
	第7項	地球温暖化防止対策の推進	／ 85	
第3節	第1項	生命財産の保全	消防・防災体制の確立	／ 87
	第2項		防犯体制の確立	／ 96
	第3項		交通安全の促進	／ 97

## ●第2章 町民誰もが希望と安心の持てるまちをつくりま す 99

第1節	第1項	社会福祉の推進	高齢者福祉の推進	／ 101
	第2項		障がい者（児）福祉の充実	／ 103
	第3項		ひとり親家庭福祉の充実	／ 105
	第4項		児童福祉の充実	／ 106
	第5項		低所得者福祉の推進	／ 109
	第6項		福祉医療費給付の充実	／ 109
	第7項		福祉ボランティア活動の推進	／ 111
	第8項		男女共同参画の推進	／ 112
	第9項		虐待等の防止	／ 112
	第10項		少子化対策の推進	／ 113
第2節	第1項	保健予防対策の推進	生活習慣病予防と健康増進対策の推進	／ 114
	第2項		感染症予防対策の推進	／ 117
	第3項		母子保健の充実	／ 119
	第4項		精神保健の充実	／ 120
第3節	第1項	国民健康保険会計・後期高齢者	国民健康保険会計の健全運営	／ 122
	第2項	医療会計・介護保険会計の健全	後期高齢者医療会計の健全運営	／ 124
	第3項	運営、国民年金の推進	介護保険会計の健全運営	／ 125
	第4項		国民年金の推進	／ 127

## ●第3章 次代・郷土を担う人を育み文化のかおるまちをつくりま す 129

第1節	第1項	地域や子どもたちの実態に応じ	幼児教育の振興	／ 131
	第2項	た活力ある学校づくりの推進	義務教育の振興	／ 133
第2節		いきいきとした生活を楽しむた	／ 138	
		めの充実した生涯学習の推進		
第3節	第1項	スポーツへの主体的な取り組み	生涯スポーツの振興	／ 142
	第2項	の推進	スポーツ施設の整備	／ 144
第4節		人権が尊重される明るいまちづ	／ 148	
		くりの推進		

第5節	文化・芸術の織りなす地域づくりの推進	／ 150
第6節	次代・郷土を担う人材育成	／ 154

## ●第4章 個性あふれ競争力ある産業振興のまちをつくります 155

第1節	競争力ある農業の振興	第1項 農業経営基盤の強化／ 157
		第2項 農業生産の振興／ 158
		第3項 農業の担い手の育成／ 159
		第4項 交流とふれあいの郷づくり／ 160
		第5項 優良農用地の保全・管理／ 160
		第6項 農業環境・農村の整備／ 161
第2節	森林資源の保全と活用	／ 162
第3節	魅力ある商業の振興	／ 164
第4節	企業の育成と誘致の推進	／ 167
第5節	個性ある観光の振興	／ 170

## ●第5章 町民自治と効率的な行政運営のまちをつくります 173

第1節	時代に対応する行政の確立	第1項 事務事業の見直し／ 175
		第2項 組織・機構の見直し／ 177
		第3項 定員管理及び給与の適正化／ 177
		第4項 職員の育成／ 181
		第5項 計画行政の推進／ 182
第2節	健全財政運営の確立	／ 183
第3節	住民自治の推進	／ 190
第4節	広報・広聴活動の推進	／ 191
第5節	高度情報化社会への対応	／ 193
第6節	広域行政・共同事業の推進	／ 195

### 策 定 資 料

御代田町長期振興計画審議会条例／ 199
御代田町長期振興計画策定に関する要綱／ 201
第5次御代田町長期振興計画審議会委員名簿／ 204
第5次御代田町長期振興計画審議会開催経過／ 205
諮問書／ 206
答申書／ 207

# 基本構想



# 基本構想体系図

超長期目標

## 2万人公園都市構想

歴史と伝統を守り 真の自立を目指す

### 文化・高原公園都市 御代田

人と自然が共生し安全で快適な  
まちをつくります

町民誰もが希望と安心の持てる  
まちをつくります

次代・郷土を担う人を育み  
文化のかおるまちをつくります

個性あふれ競争力ある産業振興の  
まちをつくります

町民自治と効率的な行政運営の  
まちをつくります



① 「自助・共助・公助」をベースとしたまちづくり

② 「安全・安心」をベースとしたまちづくり

③ 「小学校区単位」をベースとしたまちづくり

④ 「定住・交流」をベースとしたまちづくり



# 序

## 第1節 長期振興計画の役割

当町は、第1次長期振興計画を昭和51年度（1976年度）、第2次長期振興計画を昭和61年度（1986年度）、第3次長期振興計画を平成8年度（1996年度）、第4次長期振興計画を平成18年度（2006年度）に策定してまちづくりを計画的に進めてきました。

第3次・第4次長期振興計画において「超長期目標2万人公園都市構想」を掲げ、基本構想を着実に実行してきたことにより、現在の人口は計画人口以上に増加しています。全国的には人口減少社会である中、当町の人口は社会動態により増加傾向にあります。20代後半から30代前半の転入者も多く、この傾向が続けば、当面は微増ながらも人口増加が続くと推計できます。

第4次長期振興計画では、21世紀の基盤を固めるために「豊かな自然と温かい心が響きあい 新たな未来を創造する 文化・高原公園都市 御代田」の目標を掲げ、道路網、公園、上・下水道の整備、中学校の建設等、社会資本整備に積極的に取り組んできました。これにより、社会資本整備は相当程度進み、役場庁舎の建替事業、ごみ焼却施設建設事業等の課題を残して、大規模事業はほぼ終了しています。

産業振興にも力を注ぎ、農村地域工業等導入促進法により、大谷地地区の農業振興地域農用地区域内に約5.6haの「やまゆり工業団地」を造成し、町内企業の町外流出に歯止めをかけ、町発展の基盤となってきた工業の振興に力を注いできました。

過去4次の長期振興計画により築き上げてきた社会資本を活用して、21世紀の御代田町が持続可能な振興・発展をとげ、町民と行政との役割の再構築を行い、自立した、魅力ある住みたいまちづくりをするために本計画を策定します。

長期振興計画は長期構想制定の趣旨や性格に則して考えると次の役割となります。

- ① 長期的、総合的視野のもとに施策を計画的に実施していく、行政運営の指針としての役割
- ② まちづくりの最上位計画としての役割
- ③ 住民、企業、各種団体等の町内における活動の指針としての役割
- ④ 国・県が事業を行うにあたって尊重すべき指針としての役割
- ⑤ 「まちづくりの意志」を町内外に表明する役割

## 第2節 環境の変化と現状認識

### 1 高度経済成長～東日本大震災・アベノミクス

戦後日本経済は、一貫して右肩上がりの経済成長を続けてきました。昭和60年（1985年）のプラザ合意による国際的な金融協調体制の必要性から、大幅な金融緩和政策を進めたことにより、1980年代の後半からバブル経済が発生し、1990年代前半まで続きました。この10年間は第2次長期振興計画の期間に該当します。

1990年代の中頃からバブル経済が崩壊し、株式、土地などの資産が暴落し、金融機関をはじめ多くの企業が経営難に陥り、長期にわたるデフレ不況に見舞われ、この間は失われた10年といわれる平成不況の時代でした。この10年間は第3次長期振興計画の期間に該当します。この20年間のバブル経済の生成・崩壊によるデフレ不況は戦後経験したことのないものであり、まるで天国と地獄を同時に見たような時代でもありました。

2000年代に入り、公的資金を注入したことによって金融機関の不良債権処理が進み、民間企業の過剰な設備・雇用・負債が解消され、企業の業績も回復に向かいました。

平成17年（2005年）から少子・高齢化により、人口減少社会に突入したことを受け、国内需要を見限った企業は、海外市場に活路を求め、製造業は外需偏重となり、海外市場の動向に日本の景気が左右されるようになりましたが、円安を背景に好調な輸出系大企業や、外資による活発な設備投資、さらに、日銀の量的緩和政策により、中小・零細企業、内需企業でも過去最高の売り上げを記録するなど景気の拡張期が続きました。しかし、平成19年（2007年）のアメリカのサブプライムローンに端を発した世界金融危機、さらに、平成20年（2008年）のリーマンショックにより世界同時不況に陥り、日本もその影響を受け、再び不景気の時代に突入しました。そして平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災と福島第一原子力発電所事故は、復興費用や補償費用、電力危機など、経済に悪影響を与えています。この10年間は第4次長期振興計画の期間に該当します。

平成24年（2012年）12月の総選挙において自民党が政権復帰し、第2次安倍内閣が発足しました。政府は「金融政策」「財政政策」「成長戦略」という3つの政策を柱とした「アベノミクス」を推し進め、ようやく景気回復の兆しが見えはじめてきましたが、国民一人ひとりが景気回復を実感できるまでには至っていない状況です。社会保障と税の一体改革に伴う、消費税増税による景気の腰折れやTPP（環太平洋経済連携協定）参加における日本経済への影響等まだまだ課題は山積しています。

また、国では「日本創生会議」において極端な人口減少が示されたことを受け、2060年に1億人程度の人口を維持するための「長期人口ビジョン」と「総合戦略」を平成26年（2014年）12月に閣議決定し、『地方における安定した雇用を創出する』『地方への新しい人の流れをつくる』『若い世代の結婚・子育ての希望をかなえる』『時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する』の4つの基本目標を設定し、地方創生への取り組みを本格化させました。地方自治体においても、平成27年度（2015年度）に「地方版人口ビジョン・総合戦略」を策定し、地域の実情に合った地方創生への取り組みを進めています。

## 2 国・地方の財政危機

バブル経済崩壊後、株式、土地などの資産デフレに見舞われ不良債権が増大し、日本経済が金融不安に揺れた平成10年度を境に、景気浮揚のために公共事業等への財政出動規模が拡大し、毎年30兆円を越す国債の大量発行時代を迎え現在に至っています。

平成27年3月末の国の債務残高は約1,053兆円（国債は約881兆円）を越え過去最悪を更新し、GDP（国内総生産）の約2倍近くになり、国民1人当たり約830万円の借金を背負っている計算になります。また、平成27年3月末の地方の債務残高は約200兆円程度になり、国と地方を合わせると借金残高は約1,200兆円規模に膨らんでいます。このように国・地方とも財政は危機的な状況に陥っており、財政再建は待たなしの状況にあります。

平成25年度の法定5税による地方交付税の法定率分は11兆円です。現実には、地方交付税が17.1兆円、地方特例交付金が0.1兆円、臨時財政対策債が6.2兆円で合計約23.4兆円になります。法定率分の2倍以上の地方交付税が交付されていることになります。

国では、このような状況を改善するため、地方に対して地方交付税と臨時財政対策債の縮減や大幅な歳出カットを求めています。また、財源の安定化を図るため、さらなる増税も予想されます。

町内企業は、アベノミクスの効果による円安・株高の影響で、経常黒字に転換する企業が増えています。しかし、業績の回復が設備投資、雇用の回復の拡大につながり、個人所得の増加につながらなければ、個人消費は拡大しません。経済の循環ができあがり、景気回復がしっかりとした足取りにならないければ、町財政基盤の安定にも結び付いてきません。このため、現状においては依然として、予断を許さない状況にあることには変わりません。

## 3 社会保障費の増加

### ●年金制度

昭和36年（1961年）に国民皆年金体制が発足し、昭和60年（1985年）に基礎年金の導入による一元化が図られ、給付と負担の適正化、女性の年金権の確立を目的に改革が行われました。しかし、若い世代に給付減と負担増を求める内容であったため、若い世代を中心とした現役世代の年金制度への不安感・不信感が高まり、近年の保険料の納付率は60%前後と低い数値で推移しています。国では社会保障と税の一体改革により、基礎年金の国庫負担割合1/2の恒久化、受給資格期間の短縮、年金の一元化、短時間労働者への厚生年金の適用拡大等、安定的な年金制度の確立を図っています。少子・超高齢社会の突入、人口減少による積立金の枯渇やそれに伴う年金額の引き下げ、受給開始年齢の引き上げが懸念されています。また、年金額はマクロ経済スライドの実施に伴い、物価の上昇に年金額が追いつかない年金目減り時代に突入しました。

### ●医療保険制度・介護保険制度

不況による企業のリストラや就業形態の多様化で、サラリーマンや公務員の保険制度は縮小傾向にあり、医療保険を支えてきた健康保険組合も解散が相次いでいます。このため、失業者、退職者、高齢者の受け皿になってきた国民健康保険は、超高齢社会の到来により、一層厳しい財政運営が待ち受けています。当町の国民健康保険においても、医療費・後期高齢者医療支援金・介護保険給付金の増

加により、平成16年度に13.6%、平成17年度に23.8%、平成26年度に22.0%、税の値上げを行いました。

現在、国において財政安定化を図ることを目的に、国民健康保険の保険者を市町村から都道府県に移管し、広域化を図るとしています。

昭和58年（1983年）に高齢者の医療費を国民全体が公平に負担することを目的に、老人保健制度がスタートし、一定の役割を果たしてきました。しかし、高齢化が進むにつれて、老人医療費拠出金が各医療保険制度の財政を圧迫するようになり、平成20年度に後期高齢者医療制度に移行しました。この制度は、高齢者医療の負担のルールを明確にすることを目的に創設されましたが、高齢化や医療の高度化等により、医療費の増加は止まりません。

平成12年4月に始まった介護保険制度は、法律で3年ごとに保険料を見直すことになっています。当初の月額保険料は2,267円でしたが、給付費等の増加により第6期の保険料は5,160円となっています。介護保険利用者の増加等により、既に平成26年度現在でも介護保険特別会計は厳しい状況に置かれています。

厚生労働省の試算では現行制度を続けた場合、介護にかかる費用は現在の9.5兆円が10年後の平成36年度には約2.4倍の23兆円に膨らむ推計が出ています。

社会保障費全体は急速な少子・超高齢社会の中で、平成25年度から長期的な視野に立った抜本的対策を行うため、社会保障と税の一体改革を行い、平成26年4月から消費税を8%に増税し、社会保障費の財源の安定化を図りました。また、平成28年1月から開始となる社会保障・税番号制度の導入により、社会保障費の公正な給付と負担の確保を図ることとしています。

## 4 戦後の社会システムの老朽化・国際化の進展

今までの工業社会における企業は、終身雇用、年功序列など日本型の経営慣行で成果を上げてきました。しかし、ICT（情報通信技術）を活用した情報社会においては、人材が重要となり、個々の労働者に独創性と自発性が必要になりました。また、雇用形態の主流は、総合職の終身雇用から専門職の外部委託に変化しています。情報化社会の労働者は、労働が専門化し、特殊な能力が要求されるため、社員の会社への貢献度は個人差が激しくなり、従来の年功序列、終身雇用は崩壊し、グローバルスタンダードによる欧米式の企業経営（年俸制の導入、成果主義による賃金体系）に移行が図られています。

間接金融、メインバンク制、株式の持ち合い、系列企業など閉鎖的な市場は、資本集約的産業（重化学工業等）を育成するためには大きな効果を上げてきました。しかし、開かれた自由な金融市場でなければ、ベンチャー企業、新規事業等は育ちにくいいため、欧米では1980年代に金融システムの改革を進めました。しかし、日本の金融機関は護送船団方式により長年守られてきたため、国際競争力が弱くなり、都市銀行等の合併、銀行の倒産が相次いで起こりました。このため、平成8年に「日本版ビッグバン」が実施され、自由、公正、国際化を3大原則に世界に20年遅れて金融改革が始まりました。

産業分野では、FTA（自由貿易協定）やEPA（経済連携協定）が急速に締結されています。また、

現在はTPP（環太平洋経済連携協定）参加に向けた交渉が行われ、大筋合意に達しています。

この様に、世界市場の自由化による世界共通のルール化により、好むと好まざるとにかかわらず、国際競争が求められる時代に入っています。当町にある企業も海外に工場を持ち、世界を相手に企業活動を行っています。

また、インターネットの普及により情報や経済活動はボーダレス化しています。日本においても、インターネット上に蓄積された情報「ビッグデータ」の有効活用や平成27年から始まる社会保障・税番号制度による国民総背番号制の導入、これに伴う情報提供ネットワークシステムの活用によって、利便性の高いICT社会システムを構築しようとしています。当町では、このような時代の変化に対応した政策を実行し、魅力あるまちづくりを進めることが課題になります。

## 5 少子・超高齢社会、人口減少社会の到来

日本の人口は、平成17年（2005年）から減少に転じ、43年後の2048年には1億人を割り込み9,913万人となり、人口減少がさらに進行すると推計されています。また、超高齢社会の到来により老年人口が増加し、生産年齢人口と年少人口が減少して、日本の社会構造は大きく変化します。人口の減少に伴う生産年齢人口と年少人口の減少、老年人口の増加は日本経済の縮小につながる可能性を示唆しています。

生産年齢人口に属していた「団塊の世代」（昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）に生まれた世代）が、高齢者の仲間入りをし、今まで税金や社会保険料を納めていた世代が、社会保障を受ける世代に変わりました。少子化は①晩婚化、非婚化による未婚率の増加②夫婦出生率の低下等が要因といわれています。当町の平成25年度末の合計特殊出生率は1.26となっています。

平成15年7月に成立した少子化社会対策基本法においては、「急速な少子化の進展と高齢者の増加は有史以来の未曾有の事態」として位置付け、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進する必要性をうたっています。また、平成24年8月に子ども・子育て支援法が施行され、新たな子ども・子育て支援制度が平成27年4月から開始されました。これら少子・超高齢社会、人口減少社会の進行により、社会保障制度をはじめ日本社会のあらゆる仕組み、制度が大きな転換期を迎えています。

日本全体の人口は、平成17年（2005年）から減少に転じましたが、当町においては今後も当分の間、人口が増加すると推計されます。しかし、構成比については全国的な傾向と同様に、老年人口は増加し、年少人口と生産年齢人口は減少します。このため、当町においても、少子・高齢化に対して総合的な対策を講じることが課題になります。

## 6 地方分権・自立への道

画一性や効率性を重視し、地方自治体をコントロールする「中央集権型」の行政システムでは、あらゆる面に対応が困難になってきました。このため、国は平成12年4月地方分権一括法を施行し、自己決定、自己責任による「地方分権」の行政システムに移行を図りました。

この地方分権に対応し、御代田町の将来のあるべき姿を探るため、平成14年8月26日に佐久市・

臼田町・浅科村と任意合併協議会を設置し、1年余にわたり合併協議を重ねてきました。町は最終判断を下すために、20歳以上の全町民を対象にアンケート調査を実施しました。その結果、現在の枠組みの合併は反対が53%を超え、賛成との間に大きな乖離をみせました。町は、この結果を厳粛に受け止め、総合的に判断して、平成15年9月26日の任意合併協議会において正式に離脱し、自立の道を歩むことになりました。

町では、平成16年度から平成25年度までの10年間を計画期間とする「自律・協働のまちづくり推進計画」を策定し、新制御代田町を形成するため、職員の意識改革と人材育成、組織・機構の簡素合理化、定員管理及び給与（手当等）の適正化、財政基盤の確立等の改革を進めました。計画実行による財政効果は10年間で約29億円に達しました。

今後は、自律協働のまちづくり推進計画の理念を第5次長期振興計画に反映させていきます。また、自律協働のまちづくり推進計画に代わる行政改革大綱を策定し、真に「自立」のできる御代田町を築き上げていかなければなりません。

## 第3節 御代田町の将来像

### 超長期目標 2万人公園都市構想

#### 2万人都市構想の要因

- 上信越自動車道の開通、北陸新幹線の開業により、首都圏からの時間が大幅に短縮され、首都圏からの流入人口が多くなり、新幹線通勤者も増加しています。また、近隣市町（特に軽井沢町、佐久市、小諸市）からの転入者が多いことがあります。
- 過去15年間の人口動態の状況を分析すると、自然動態の増加が86人、社会動態の増加が1,418人で合計1,504人増加しています。構成比で自然動態が5.7%、社会動態が94.3%になっており、当町の人口増加の大きな要因は転入の増加にあります。
- 当町の都市計画用途地域面積は704ha、その内、住居系用途地域面積は599haあり、全体の85%を占めていますが、住宅地としての未利用地が多く残存しています。このため、住宅地としての環境整備（排水路の整備、道路網等）を逐次計画的に実施します。
- 定住・移住人口を増やすためには、働く場や経済活動の場としての産業振興が必要です。このため、既存企業の成長のための産業振興を図ります。また、新たな企業誘致についても積極的に働きかけます。
- 行政サービス（福祉、教育、環境等）の質の高さが、人口の定着と転入者の増加につながります。このため、行政サービスの質の向上を図ります。

#### 2万人都市構想の効果

- 公共施設（消防署・文化施設・体育施設・福祉施設・教育施設など）の投資効果が高く、効率的な施設運営ができます。
- 下水道事業、上水道事業等の公営企業会計の収入が増加し、企業会計の経営が改善されます。
- 購買人口が増加し、町内の商業活動等が活発化して、経済効果が高くなります。
- 将来、人口が増加していくという明るい見通しがあることにより、町民が夢と希望を持つことができます。これにより、定住人口の増加を図ることができます。
- 人口の増加は、地域における労働力や資本という生産要素の流動状況を反映しているため、地域経済の成長指標として評価されます。
- 都市活力の源である人口を増加させることにより、税収が増加し、行政サービスが向上します。
  - \* 人口減少社会において、人口を増加させることは容易ではありません。「2万人」は、今まで当町の人口が増加してきたことを前提に展望できる構想であるとともに、この傾向が続くよう、実現に向けて相当な覚悟をもって努力していく必要があります。

## 公園都市の定義

- 大自然が創造した自然公園（自然公園法2①）、上信越高原国立公園が2,211ha、妙義・荒船・佐久高原国定公園が85 haあり、町の総面積の40%を自然公園が占める自然豊かな町です。
- 町民がつどい、潤いと憩いのオアシスとして、公園のまちづくりを計画的に進めてきた結果、やまゆり公園・龍神の杜公園・雪窓公園・しゃくなげ公園、そのほか、ポケットパークが7カ所整備されています。
- 町全体を「安らぎと潤い」をイメージした公園のまちづくりを進めていきます。



雪窓湖公園



歴史と伝統を守り 真の自立を目指す

## 文化・高原公園都市 御代田

### 歴史と伝統を守り

現在の御代田町は、昭和31年に小沼村・御代田村・伍賀村の3村が合併し、誕生しました。以来、道路・下水道・住宅・公園等のインフラ整備を推進して、生活環境の充実を図るとともに、小中学校・保育園・学校給食の統廃合を行うなど、財政基盤の確立を図ってきました。また、第1次から第4次長期振興計画に基づいた計画行政を確実に進めてきました。これら、先人達の先見性のある政策と不断の努力により、日本が人口減少社会に突入した現在でも、当町は人口増加を続けています。今後も先人達の知恵と精神により、築き上げられた現在の御代田町の歴史と伝統を守り、まちづくりを進めていきます。

### 真の自立を目指す

当町は、平成15年9月に任意合併協議会を正式に離脱し、自立の道を歩むことを決めました。町では、平成16年度から平成25年度までの10年間を計画期間とする「自律・協働のまちづくり推進計画」を策定し、計画に基づいた行政改革、財政基盤の確立を図ってきました。今後は「自律・協働のまちづくり推進計画」の理念を引き継いだ第5次長期振興計画に基づき計画行政を行い、より一層の行政改革と財政基盤の確立を図ります。また、住民自治の拡充を図り、町民と行政が共同してまちづくりを行い、真の自立を目指します。

### 文化

平成15年4月、複合文化施設「エコールみよた」と施設内の博物館「浅間縄文ミュージアム」の完成により、町の文化・芸術の拠点としての機能が整いました。今後、これらの施設の活用を図りながら、コンサート・展覧会・講演会などをおして文化・芸術の振興を図ります。

「寒の水」「小田井宿まつり」などの地域の伝統文化の伝承に努め、「龍神まつり」を町全体の文化に育て上げます。

文化とは、「特定の集団の構成員によって習得され、共有され、伝達される行動様式、あるいは生活様式の全体系」とされています。文化には①技術の文化（生産様式・経済活動など）②社会の文化（政治組織など）③価値の文化（芸術など）の3つの種類があるとされています。また、内容的には知識・信条・芸術・法・道徳・慣習などがあります。

# まちづくりの考え方

## 1 基本構想のベース

### 「自助」「共助」「公助」をベースとしたまちづくり

「自立」を目指す御代田町は、個人自らが行う「自助」（個人の努力）、個人ではできないことを家族や地域の取り組みの中で解決する「共助」（力の結集）、それでも解決できない問題は行政が担う「公助」（補完的支援）を基本として、まちづくりを行っていく必要があります。

### 「安全・安心」をベースとしたまちづくり

東日本大震災以降、自然災害は他人事ではなくなり、想定外という言葉は通用しなくなりました。災害発生時の行動体制や被災者への支援体制を確立する必要があります。

また、子どもや高齢者等の社会的弱者を狙った事件、交通事故の多発、感染症の流行、食の安全性の問題等日常生活における安全・安心への関心が高まっています。

このため、住民が安全に安心して暮らせるまちづくりを行っていく必要があります。

### 「小学校区単位」をベースとしたまちづくり

町の均衡ある発展と行政の効率的な投資のためには、国・県・町の公共事業及び民間の経済活動の誘導は、バランスのとれた効率的な投資を行わなければなりません。

このため、公共事業、各種計画及び民間の経済活動等の誘導については、小学校区を単位とした投資を行い、バランスのとれたまちづくりを行っていく必要があります。

### 「定住・交流」をベースとしたまちづくり

超長期目標である「2万人公園都市構想」の実現に向けて、当町に居住した人が住み続けたいとなるまちづくりを行い、定住人口を増加させていく必要があります。また、広域連携の推進や町域を越えた多様な交流を促進し、経済活動や文化活動が活発に行われ、人口増加につながるように活力あるまちづくりを行っていく必要があります。

## 2 自律・協働のまちづくりの理念

### 自律の理念によるまちづくり

行政からの徹底した情報公開を行い、行政内容の説明責任を果たすことにより、行政全体の透明度を高めます。それに対して、住民自らが責任を持って判断し、行動する自尊の精神を持って、最大限の自助努力により、取り組む姿勢と精神を持ってまちづくりを行っていく必要があります。

## 協働の理念によるまちづくり

住民は、サービスの受け手であると同時に、サービス提供や地域づくりの担い手として主体的に活動し、住民自治の拡充に向けて、積極的にまちづくりを行っていく必要があります。



住民主体の介護予防事業

## 第4節 計画の構成

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3段階に区分して策定します。

### (1) 基本構想

当町の現状の認識及び21世紀の持続性ある振興・発展を基礎として、平成37年度（2025年度）における望ましい都市像と、これを達成するために必要な施策の大綱を定めます。

計画期間は10カ年で、平成37年度（2025年度）を目標年度とします。

### (2) 基本計画

基本構想に基づき、施策及び根幹的事業を定めます。また、目標達成のための基本的施策の方向を、総合的かつ体系的に示すものです。

この計画は、社会経済情勢の変化に即応した実効性のあるものにするため、計画期間を5カ年として、前期は平成28年度（2016年度）を初年度とし、平成32年度（2020年度）を目標年度とします。

### (3) 実施計画

基本構想及び基本計画で定められた施策に基づき、具体的に実施する事業計画とその財政見通しを明らかにするために、3カ年を計画期間とする実施計画を策定し、各年度の予算編成の指針とします。

この計画は、毎年ローリングを行い実効性のあるものとします。

# 第1章

## 第1節 主要指標

### (1) 日本の人口及び世帯の推計

#### ① 人口の推計

日本の総人口の推移は、平成22年（2010年）の国勢調査をもとに、平成24年（2012年）に国立社会保障・人口問題研究所が推計した将来人口数を使用しています。

日本の将来推計人口によると、総人口は平成22年（2010年）に1億2,806万人であり、以後、長期の人口減少過程に入ります。そして、2100年に日本の人口は高位推計で6,591万人、中位推計で4,959万人、低位推計で3,704万人まで減少すると予測されています。

#### ② 世帯の推計

世帯総数は平成31年（2019年）にピークを迎え5,307万世帯になり、その後減少に転じ、平成42年（2030年）の世帯総数は5,123万世帯となります。

平均世帯人員の縮小にはブレーキがかからず減少が続き、平均世帯人員は平成22年（2010年）の2.42人から、平成42年（2030年）には2.22人まで縮小します。ただし、縮小の速度は次第に緩やかになります。

### (2) 御代田町の人口の推計

表1 御代田町の将来人口及び世帯推計

(単位：人・世帯)

		平成7年	12	17	22	27	32	37	42
人口	0～14歳	2,225	2,199	2,222	2,224	2,161	1,979	1,836	1,783
	15～64歳	8,333	8,809	9,076	9,241	9,092	9,244	9,355	9,420
	65歳以上	2,015	2,404	2,826	3,273	3,884	4,295	4,739	5,135
	総数	12,573	13,412	14,124	14,738	15,137	15,518	15,930	16,337
構成比率	0～14歳	17.7%	16.4%	15.7%	15.1%	14.3%	12.8%	11.5%	10.9%
	15～64歳	66.3%	65.7%	64.3%	62.7%	60.1%	59.6%	58.7%	57.7%
	65歳以上	16.0%	17.9%	20.0%	22.2%	25.7%	27.7%	29.7%	31.4%
世帯総数		4,309	4,759	5,069	5,623	5,620	5,905	6,240	6,511
平均世帯人員（総人口／世帯数）		2.92	2.82	2.79	2.61	2.69	2.63	2.55	2.51
全国平均		2.85	2.70	2.55	2.42	2.34	2.29	2.25	2.22

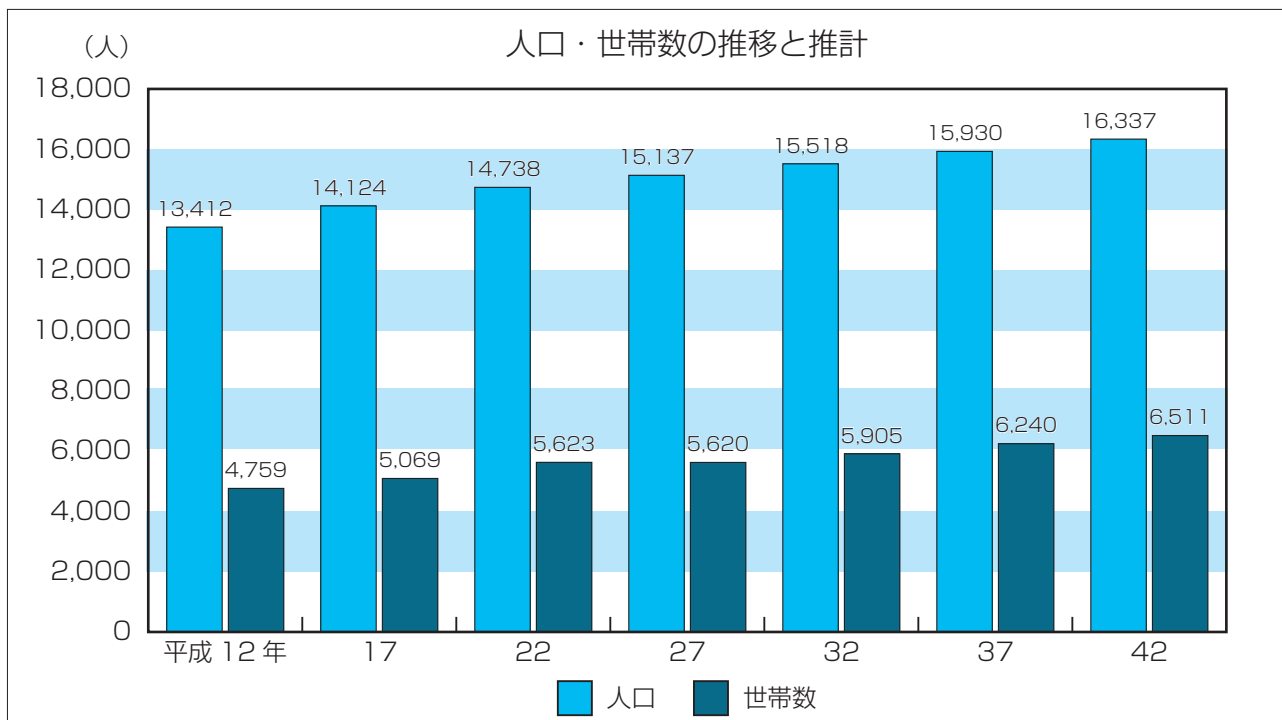
## ① 人口の推移

昭和35年（1960年）の当町の人口は8,145人（国勢調査）であったものが、平成26年（2014年）10月1日現在までの54年間で6,927人増加し、15,072人（増加率85.0%）になりました。昭和35年（1960年）以降、着実に人口の増加を維持しています。

平成17年（2005年）から平成26年（2014年）までの10年間で、人口は559人増加しました。この内容を人口動態でみると、自然動態では出生数が1,292人、死亡数が1,435人で、この10年間で143人減少しています。また、社会動態では転入者が9,351人、転出者が8,649人で、10年間で702人増加しています。この結果、当町は転入者の多いことが人口増加に大きく寄与していることが分かります。

転入者を前住所地別でみると、県内では近隣3市町の佐久市、小諸市、軽井沢町の順に多くなっています。同3市町へは転出者も多い状況ですが、特に、軽井沢町からは転入者が転出者を上回る状況が続いています。県外では東京都、神奈川県、埼玉県等首都圏からの転入者が多くなっています。

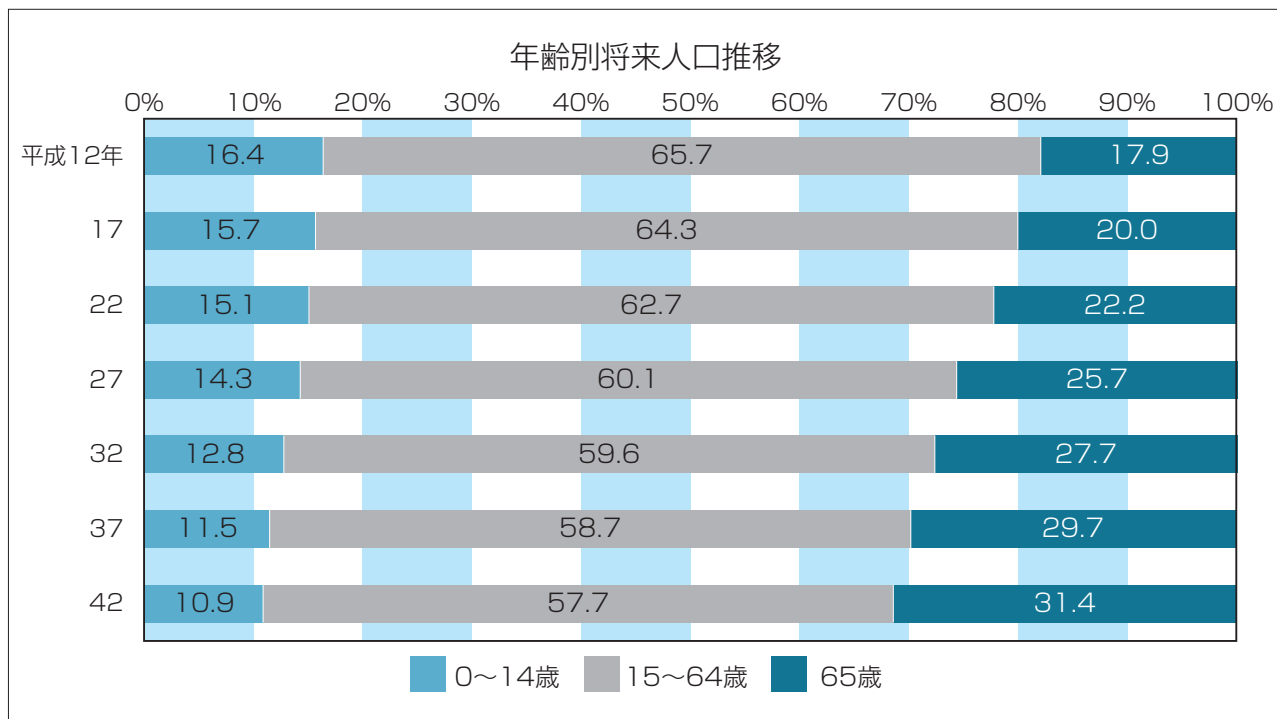
町内への転入先及び転居先を地区別にみると、平成26年度実績では、向原区・西軽井沢区・栄町2区・一里塚区・小田井区・大林地区の6地区に転入者、転居者が多くなっています。この理由としては、都市計画の住居専用地域内で宅地造成が行われている地区、アパートの多い地区、企業の社宅があることがあげられます。



## ② 年齢階層別人口の推移

年齢階層別人口でみると、少子高齢化の影響を受けて平成12年（2000年）に老年人口が2,404人、年少人口が2,199人になり、老年人口が年少人口を上回りました。しかし、平成22年（2010年）における年少人口が15.1%（全国平均13.1%）、生産年齢人口が62.7%（全国平均63.8%）、老年人口が22.2%（全国平均23.0%）になっており、全国平均に比べ、年少人口の比率が高くなっています。生産年齢人口は、人口の構成比では全国平均を若干下回りますが、人口では微増を続けています。老年

人口は全国平均を若干下回っています。



### ③ 将来人口の推計

当町の将来人口推計は、平成42年（2030年）の人口が16,337人になります。この結果は、平成22年（2010年）の国勢調査の男女別5歳年齢別人口及び国立社会保障・人口問題研究所による平成19年（2007年）長野県仮定値（出生率等）等を基礎数値としたコーホート要因法及び平成16年度から平成25年度までの当町の社会動態の実績で推計しました。

年少人口については、平成22年（2010年）の2,224人から平成42年（2030年）には1,783人に減少するものと推計されます。

生産年齢人口は、平成22年（2010年）の9,241人から平成42年（2030年）には9,420人に増加するものと推計されます。

老年人口は、国の増加傾向と同様に推移し、平成37年（2025年）には4,739人、平成42年（2030年）には平成22年（2010年）の約1.57倍の5,135人になると推計されます。

今後、団塊の世代が高齢者の仲間入りをするにより、高齢化が一層進み平成37年（2025年）からは、総人口の約30%以上を老年人口が占めると推計されます。

## （3）御代田町の世帯の推計

### ① 世帯数の推移

当町の世帯数の推移をみると、昭和35年（1960年）1,665世帯であったものが、人口の増加とともに世帯数も増加し、平成22年（2010年）には5,623世帯まで増加しました。平成12年（2000年）から平成22年（2010年）までの10年間で864世帯増加しました。

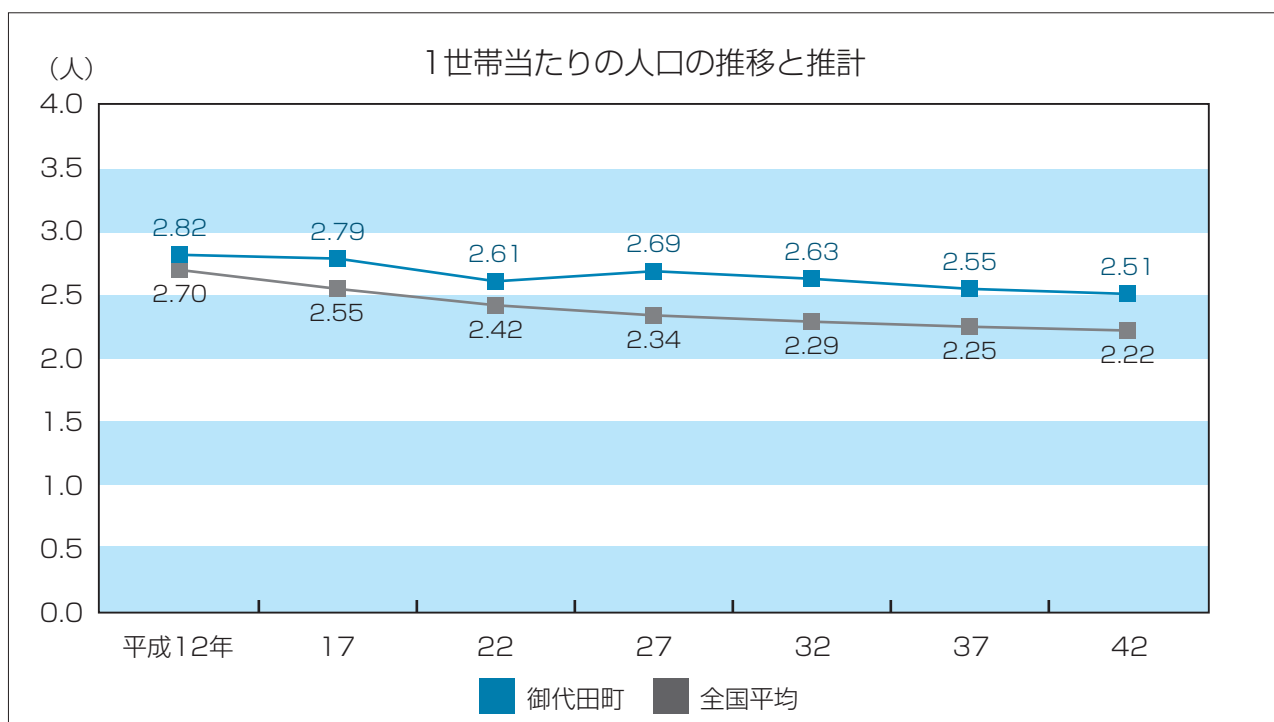
地区別にみると西軽井沢区・向原区・児玉区・栄町2区・荒町区・一里塚区で、それぞれ100世帯

以上増加しています。特に、向原区では平成12年（2000年）の472世帯から10年間で121世帯（増加率で25.6%）増加して、平成22年（2010年）には593世帯になりました。

## ② 将来世帯数の推計

平成22年（2010年）の世帯数5,623世帯から、平成37年（2025年）には6,240世帯に増加すると推計されます。

1世帯当たりの人員は減少を続け、平成37年（2025年）には2.55人になると推計されます。これは、核家族化などによる1世帯当たりの人員の減少が進むことと、「単身世帯」「ひとり親と子からなる世帯」が増加することが要因と考えられます。



## (5) 御代田町の産業別人口の推計

表2 産業別人口の推計

(単位：人)

産業大分類	平成17年	22	27	32	37	42	
第1次産業	920	762	700	629	551	477	
第2次産業	2,610	2,363	2,439	2,486	2,516	2,533	
第3次産業	3,991	4,172	4,389	4,557	4,698	4,809	
合計	7,521	7,297	7,529	7,672	7,765	7,819	
第1次産業 (構成比)	12.2%	10.4%	9.3%	8.2%	7.1%	6.1%	減少
第2次産業 (構成比)	34.7%	32.4%	32.4%	32.4%	32.4%	32.4%	横ばい
第3次産業 (構成比)	53.1%	57.2%	58.3%	59.4%	60.5%	61.5%	増加



## ① 就業者人口の推移

当町の就業者人口の推移をみると、昭和35年（1960年）4,265人であったものが、50年間で3,032人増加して、平成22年（2010年）には7,297人になりました。

第1次産業は、昭和35年（1960年）に2,873人（構成比67.4%）を占めていましたが、平成22年（2010年）には762人（構成比10.4%）に激減しました。

その反対に、第3次産業は、第1次産業従事者を吸収するような形で、平成22年（2010年）には4,172人（構成比57.2%）に増加し、就業者人口の半数以上を占めるようになりました。

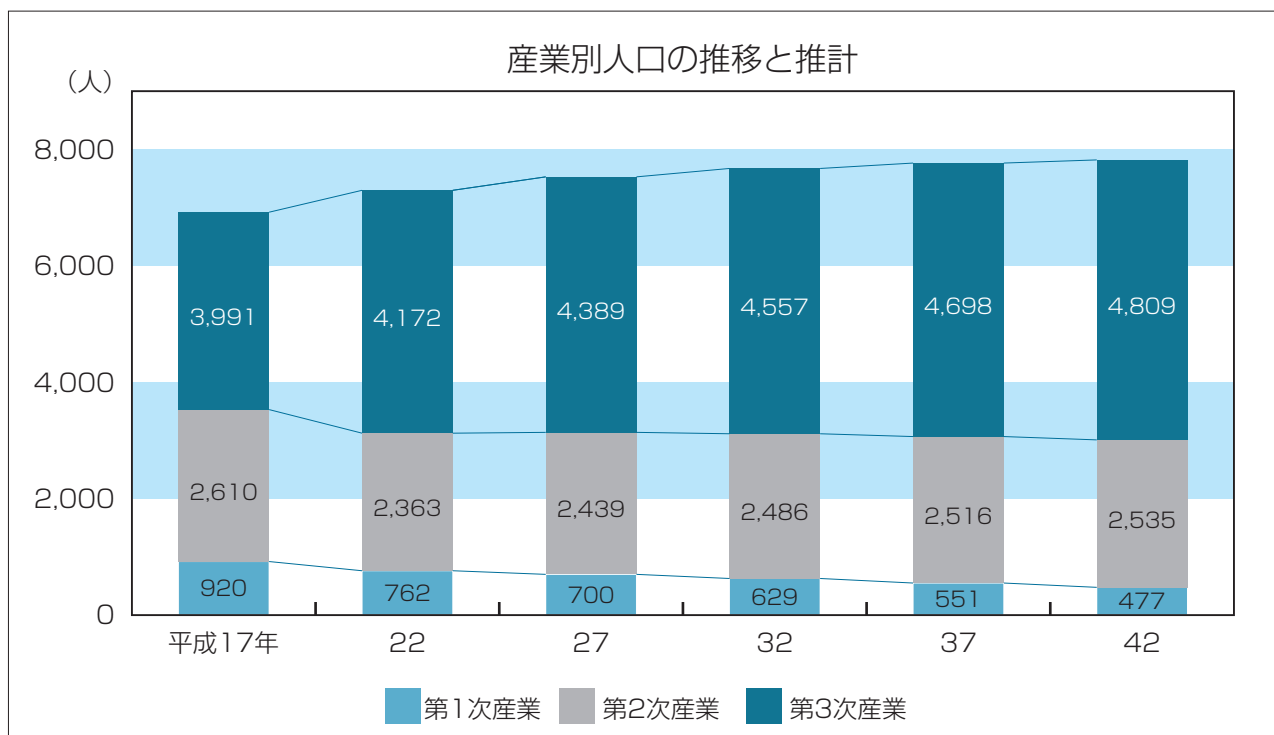
第2次産業は、昭和35年（1960年）に589人（構成比13.8%）であったものが、平成7年（1995年）に3,065人（構成比42.7%）でピークを迎え、その後、減少傾向になっています。

## ② 就業者将来人口の推計

第1次産業は、現在の農業が置かれている厳しい状況が継続すると推測した場合、平成22年（2010年）の762人から、平成42年（2030年）には477人に減少すると推計されます。

第2次産業は、工場の立地やインフラの更新等一定の需要が見込まれることから、構成比率が横ばいで推移すると仮定した場合、平成22年（2010年）の2,363人から平成42年（2030年）には2,533人に増加すると推計されます。

第3次産業は、第1次産業従事者を吸収すると推測した場合、平成22年（2010年）の4,172人から平成42年（2030年）には4,809人に増加すると推計されます。



## 第2節 土地利用構想

### (1) 土地利用の基本方針

町土は町民にとって、現在及び将来における限られた資源であるとともに、生活及び生産に通ずる諸活動の共通の基盤です。

こうした認識に立ち、合理的で快適な都市環境を創造するため、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、各地域の自然的・社会的・経済的条件に配慮して、健康で住み良い生活環境の確保と町域の均衡ある発展を目指して、総合的・計画的に土地利用を推進します。

### (2) 土地利用構想

当町は、自然的・社会的・経済的条件により、「市街地整備ゾーン」「田園ゾーン」「農業的土地利用調整ゾーン」「土地利用調整ゾーン」「森林保全ゾーン」の5つの性格の異なるゾーンから構成されます。「都市計画」「農業振興地域整備計画」「地域森林計画」などの個別法との整合性を図りながら、一体的に土地利用を行い、均衡ある町土の発展を図ります。

#### ①市街地整備ゾーン

既に用途地域の指定がされていますが、「都市計画マスタープラン」の具体的整備計画に従い、均衡の取れた住・商・工の配置のもとに、地域の活性化と良好な市街地環境の形成を図ります。

#### ②田園ゾーン

農用地を中心とし、農業生産の拠点としての機能を高める諸施策を行います。また、市街地整備ゾーンを取り囲む緑地空間として、田園的環境を確保します。

点在する農村集落の整備にあたっては、農業生産効率の良い土地利用形態に配慮し、他の用途の混在を最小限にとどめ、基盤整備を推し進めます。

#### ③農業的土地利用調整ゾーン

いわば農業的土地利用から都市的土地利用への遷移がおりえる地域であり、計画的な土地利用の転換を諸施策として対応しなければならない地域です。

農業経営者の諸事情と将来の生活設計とに鑑み、農協等の諸団体、行政との調整のもとに必要な措置を講じます。

#### ④土地利用調整ゾーン

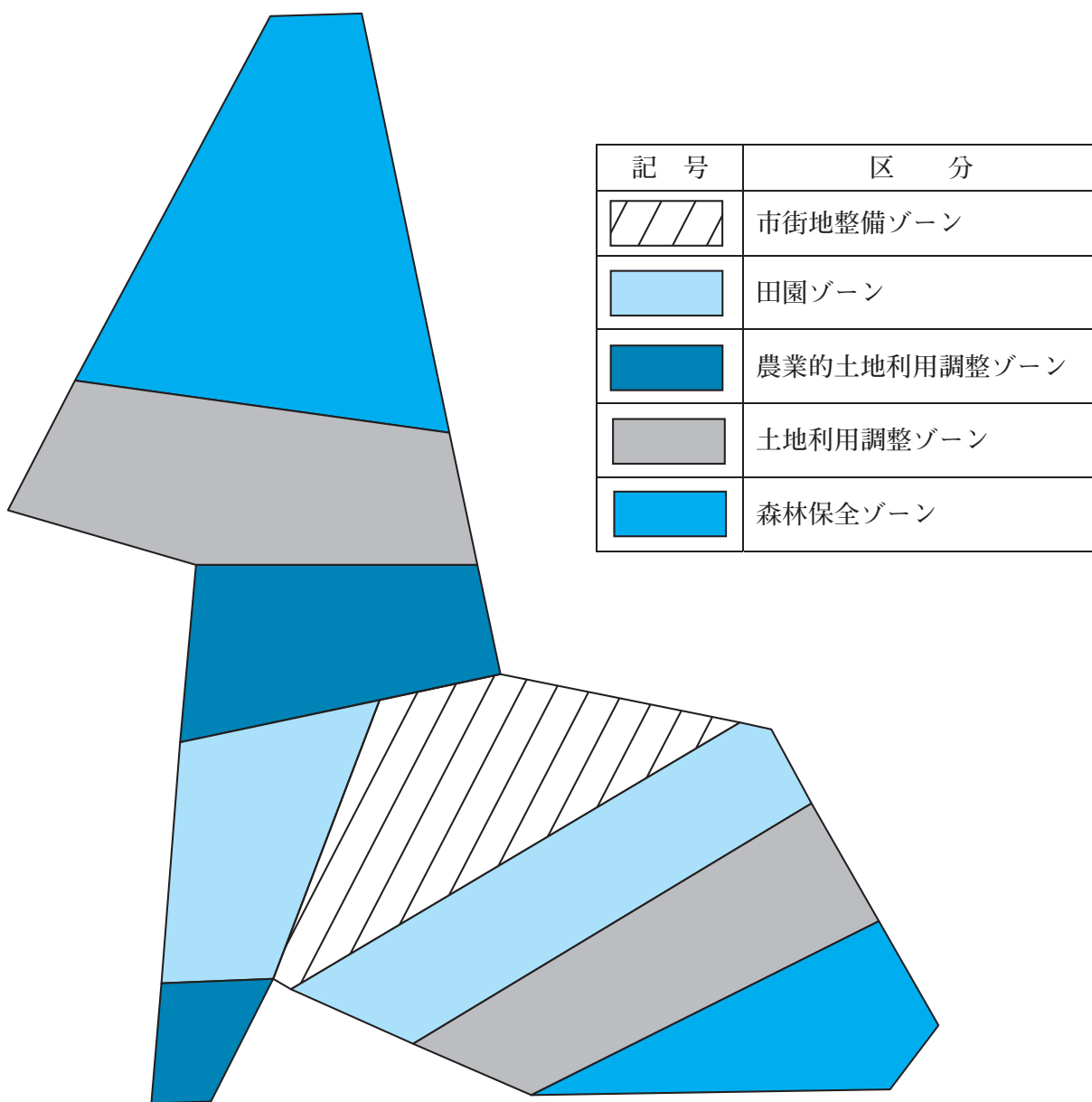
森林保全ゾーンと農業的土地利用調整ゾーンとの境にあり、かねてから「千曲川高原リゾート」の指定を受けるとともに、水源保全、保安林等の指定も受けており、開発になじまない地域です。しかし、社会経済の流れで水資源のかん養や防災等に留意し、自然保護の立場から、人為的土地利用と自

然との緩衝帯として計画的に整備する可能性があります。

### ⑤森林保全ゾーン

水資源のかん養及び防災に留意し、長期的に保護していくため開発は行いません。

御代田町土地利用ゾーニングイメージ図



# 第2章

## 施策の大綱

### 第1節 人と自然が共生し安全で快適なまちをつくります

#### ① 生活基盤の整備

当町は、第1次から第4次長期振興計画の40年間において、インフラの整備に力を注いできました。道路網の整備については、主要幹線道路の整備をはじめ、生活関連道路の整備に積極的に取り組み、大きな成果をあげてきましたが、未整備路線も残されています。

都市計画道路の整備にも力を入れてきましたが、今なお未整備路線が多く存在しています。今後、町土の均衡ある発展の見地から、土地利用計画・都市計画マスタープラン等に基づき、総合的な判断による都市計画道路の見直しも視野に入れ、整備を計画的に進めていきます。

長野県景観条例により、「浅間山麓景観形成重点地域」の指定を受け、住民とともに景観形成に努めてきました。今後も協働のまちづくりの理念のもと、美しい景観形成に努めていきます。

#### ① 土地利用計画の遵守

御代田町土地利用構想に基づき、「都市計画」「農業振興地域整備計画」「地域森林計画」など、個別法を遵守した土地利用を推進します。

#### ② 国土地籍調査の推進

国土地籍調査は、町の土地利用の最も重要かつ基礎的な資料です。町民の生活に密着した区域の調査は、ほぼ完了しました。現在、着手している区域の事業を進めます。

#### ③ 道路網整備の推進

当町の主要幹線道路は、町を東西に結ぶ（一）国道18号、（主）小諸軽井沢線、（一）借宿小諸線と南北に結ぶ（主）佐久軽井沢線があります。そして、これらの国・県道に連絡する町道三ツ谷普賢寺線、御代田佐久線、雪窓向原線、児玉横根線等により構成されています。

国道については、安全・安心・快適な交通を確保するために、右折車線のない交差点の改良や全線に歩道の整備を要望していきます。

県道については、（一）馬瀬口小諸線や（一）草越豊昇佐久線など、周辺地区を通る一般県道の整備率が低い場合、必要性の高い箇所から整備を要望していきます。

町道については、安全性や利便性を重視し、幹線道路、補助幹線道路の整備を進めるとともに、日常生活に身近なその他道路についても快適な住環境を確保するために、事業の効率性、コストの縮減

を図りながら、投資効果の高い道路から計画的に整備を進めます。

既に道路整備が終わり供用開始された道路については、年数が経過し、補修が必要な道路が増加しています。このため、舗装に係る維持管理計画を策定し、効率的に補修を行います。

また、除融雪については、車両の通行及び歩行者の安全を確保するために、主要幹線道路、補助幹線道路の除融雪を重点的に行います。

橋梁については、適切に維持・修繕を行い、一般の交通に支障をきたさないように、道路法に基づく定期点検を実施し、安全の確保と橋梁の延命化に努めます。

都市計画道路については、8路線、26,010mが計画決定されていますが、整備済延長7,955m、整備率30.6%にとどまっています。未着手路線の大半が新設改良路線で膨大な事業費を要するため進捗しない状況です。このため、既存道路の代替活用など計画の見直し等を含めて、総合的観点から検討を加え、必要性の高い道路から整備を進めます。

#### ④ 交通・運輸の充実

地方バス路線については、バス路線の地域に果たしている役割を考慮しながら、現状を把握した上で、路線バスの運行について検討します。

しなの鉄道は、地域の公共交通機関として非常に大きな役割を果たしています。このため、軽井沢駅における新幹線との接続、小諸駅における小海線との接続の利便性の確保を目的として、小諸市・軽井沢町・御代田町の共同で増便事業を実施します。また、軽井沢―長野間の直通列車の運行本数の増加について要請します。

平成21年4月から新たな交通政策として開始した「タクシー利用助成事業」も含め、交通システムを総合的に検証し、公共交通の利便性の向上、持続可能な公共交通サービスの構築に向け、公共交通システムのあり方を検討します。

#### ⑤ 災害の未然防止

当町における急峻な地形、急流な河川及び森林の伐採は、災害を拡大させる要因となっています。住民生活の安全を守り、町土の保全に資するため、危険箇所の把握を常に行い、国・県と連携し、予防・復旧治山、河川改修及び土砂災害対策事業の促進を図り、災害に強い町土の確立を目指します。

#### ⑥ 景観形成の推進

当町は、平成4年（1992年）に長野県景観条例により「浅間山麓景観形成重点地域」に指定されて以降、景観形成を促進してきました。これにより、住宅等を新築する際の色使い等に、住民の意識が高まりつつあります。また、取り組みの成果として、平成14年に大林地区において町内初の景観形成住民協定が締結されています。

国においては、平成16年6月に景観法が成立しました。同法は、『良好な景観形成の促進に関し、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し実施すること』が地方自治体の責務であると位置付けました。

今後も住民との対話をもとに、地域の自然・歴史・文化等と人々の生活・経済活動との調和に十分配慮した景観形成を進めます。

## ② 生活環境の整備

当町は、公営住宅・公園等の生活環境施設の整備を計画的に進めてきました。今後、公営住宅については、需要動向を把握しながら検討を進めます。公園については、既に充足されているため、施設の効率的な管理・運営を行います。

先人から受け継がれてきた豊かな自然を守り、快適な生活を送るため、環境衛生施設の整備を積極的に進めた結果、上下水道の整備は概ね完了しています。今後も施設の効率的な管理・運営を行い、健全経営を目指します。

下水道整備区域及び農業集落排水処理区域以外の区域は、合併処理浄化槽の整備を促進しています。今後も公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽による生活排水の適正処理を図ります。

現在、世界的に地球温暖化現象が大きな問題になっています。このため、環境負荷の少ない再生可能エネルギーの有効活用、一層の省エネルギーの推進によって、二酸化炭素排出量の抑制を図り、自然にやさしい、低炭素まちづくりの実現を目指します。

## ① 住宅整備の確立

公営住宅は、住宅困窮者・低所得者向けに整備され、近年は核家族化の受け皿としての役目も果たしてきました。現在、町には公営住宅として、平和台に県営住宅と町営住宅、桜ヶ丘に町営住宅が整備されています。

町営平和台団地は、耐用年数を過ぎて老朽化が進んでいるため、道路拡幅計画に併せ一部取り壊しを行いました。公営住宅の建設については、「民業を圧迫しない」観点から需要動向の的確な把握に努めます。これらを総合的に判断し、今後の公営住宅のあり方について検討します。また、維持管理については、指定管理者制度による委託を検討します。

宅地供給は、民間による開発が進んでおり、住宅新築戸数も堅調に推移しています。このほか、民間の賃貸住宅も1,300戸以上あり、当町の住宅環境整備に大きく寄与しています。

民間が行う宅地分譲は、土地利用計画を基本に住居系用途地域への誘導を図るとともに、「環境保全条例」「開発指導要綱」を遵守した秩序ある開発を指導します。

近年、社会問題となっている空き家については、活用施策を実施するとともに、新たに制定された「空家等対策の推進に関する特別措置法」の目的に沿った適正な管理等の推進を検討します。

## ② 上下水道整備の推進

上水道は、生活・産業活動をする上で、最も重要なライフラインであり、将来にわたり安定した水を供給することは町の大きな使命です。

当町の水道水は、概ねしなの鉄道沿線北側は町営水道から、南側は佐久水道企業団から供給しています。町営水道については、平成26年4月から小沼地区簡易水道と御代田町簡易水道を統合し、新

たに御代田小沼水道として運営しています。

旧簡易水道区域においては、老朽化した水道施設・管路の更新を進めてきましたが、統合に伴い、簡易水道事業から上水道事業へ移行したことで、今後も安定した配水量を確保するため、有利な国庫補助を受けつつ、給・配水系統の整備と水資源の確保を図ります。

また、会計方式が公営企業会計に変更となったため、資産管理も含め水道事業の健全経営に努めます。

### ③ 汚水処理対策の推進

下水道は、上水道・電気等とともに、生活基盤を支える重要なライフラインの一つです。下水道の役割は、河川や用水路の水質汚濁を防ぎ、使われて汚れた水を浄化し、河川に戻す水の循環作業を行うものです。

公共下水道は、平成2年度（1990年度）に事業着手し、平成7年度（1995年度）に処理場の完成とともに、一部の地域で供用開始しました。その後、順次認可区域を拡大し、事業を推進してきたため、現在はほとんどの管路整備を終えています。

草越・広戸地区の農業集落排水は、平成6年度（1994年度）に事業着手し、平成10年度に事業が完了し、供用開始しました。

面替・豊昇地区については、個別排水処理事業により、全戸の小型合併処理浄化槽の整備が平成15年度に完了しました。

引き続き、全戸水洗化に向けた普及活動の推進を図ります。また、下水道事業の健全経営の取り組みを図るとともに、費用対効果の原則に基づき、効率的な手法を選択します。

下水道整備区域及び農業集落排水処理区域以外の区域は、引き続き、合併処理浄化槽の整備を促進します。

### ④ 環境の整備・衛生体制の確立

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、ごみの排出量は増加の一途をたどってきました。

国はこれに対し、ごみを「廃棄物」ではなく「循環資源」と捉える「循環型社会形成推進基本計画」を制定し、環境への負荷の少ない健全な経済発展を図りながら、持続的に発展することのできる社会の実現を推進しています。

当町のごみ排出量は、積極的なごみの減量・資源・分別化の徹底に取り組んできた結果、既存分別品目の回収量の増加、資源化が進み、人口増加する中であって、平成14年度をピークに平成20年度まで減少傾向にありました。しかし、それ以降は、人口増加や近年の景気回復の兆しに伴い、増加傾向に転じています。アパートなど共同住宅の建設に伴う、1人暮らし世帯の増加によるごみの排出形態の変化も、増加の要因の一つとして考えられます。

住民・事業者・町が協働して3R（リデュース・リユース・リサイクル）を進め、ごみの減量・資源化に向けたさらなる取り組みを継続して推進します。

可燃ごみについては、安定したごみ処理体制を確立するため、佐久市・北佐久郡環境施設組合の一員として、ごみ焼却施設の整備を推進し、適切な運営を行います。

少量ごみの不法投棄（ポイ捨て）が多くなっているため、監視体制の強化、土地所有者への協力要請、ごみ拾い運動の推進等により不法投棄を撲滅し、清潔な環境づくりを図ります。

空き地などで管理されていない状態にある荒廃地は、雑草・枯草の繁茂により火災や事故の発生を誘発する恐れがあります。また、廃棄物の不法投棄により景観が損なわれ、環境破壊につながるものが懸念されるため、適正に管理がされるよう住民への周知に努めます。

## ⑤ 公園・緑地の整備と保全

公園・緑地は、住民の憩いの場、安らぎの場だけではなく、災害時の避難場所としても大きな役割を担っています。

文化・高原公園都市を目指す当町は、中核的な都市公園として南部に「雪窓公園」、中央に「龍神の杜公園」、北部に「やまゆり公園」の3つの都市公園を整備してきました。ほかにも「雪窓湖公園」や「浅間しゃくなげ公園」、町内各地にポケットパークを整備しています。当町の公園整備率は、法に定められた住民1人当たりの公園面積を上回っており、災害時の避難場所としての位置的バランスも良く、公園の整備は充足していると考えられます。

維持管理については、公園の良好な環境保全のため、適正な管理に努めていますが、利用者の心ない事例もあります。今後も公園の適正な維持管理を行うとともに、利用者のモラル醸成等に取り組みます。

## ⑥ 雨水排水の対策と整備

当町の降雨量は、年間1,000mm前後で、全国平均と比較しても少ない状況にあります。しかし、近年においては、気象状況の変化による短時間に多量の降雨を伴う大型台風やゲリラ的豪雨の発生が増加しています。さらに、森林伐採や住宅市街化に伴う路面を流下する雨水の増加により、道路冠水や浸水被害等も増加傾向にあります。

安全で快適なまちづくりを推進する上で、雨水排水対策は重要な課題であることから、雨水排水計画について検討し、雨水排水の対策に努めます。

## ⑦ 地球温暖化防止対策と自然エネルギー導入の推進

世界規模で地球温暖化現象をどのように抑制するかが大きな課題となっており、様々な環境問題がクローズアップされる中、地球温暖化防止対策の推進に加え、東日本大震災による原発事故を契機に、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギーを必要とする気運がこれまで以上に高まっています。

当町においても地域特性を踏まえ、町・住民・事業者のそれぞれが主体となる、地域レベルで地球温暖化防止に貢献するための方策を検討するとともに、住民に対して省エネルギーの推進と再生可能エネルギー導入の必要性を周知し、理解を求めるよう努めます。



### ③ 生命財産の保全

平成23年3月11日に発生した東日本大震災以降、自然災害等に対する報道が頻繁にされるようになり、社会全体が災害に対する意識を高く持つようになりました。当町においても浅間山の噴火・地震・集中豪雨・大雪などの自然災害が発生していますが、過去40年の主な災害をみると、台風や豪雨による風水害がほとんどで、住宅の一部破損や床上・床下浸水があったものの、幸いにも人的被害は発生していません。しかし、複雑化する社会環境を反映し、火災や災害時における危険性はますます増大しています。

町民の生命財産を守り、安全を確保するため、緊急時に対応できる消防・防災体制の一層の充実を図るとともに、町民に対して自助・共助、防災・減災への取り組みを普及させるための啓発活動が必要です。

刑法犯の認知件数は、平成14年の369万件余をピークに、平成25年は191万件余で減少傾向にあります。しかし、青少年・高齢者が巻き込まれる犯罪が増加しているため、防犯体制を確立し、犯罪を未然に防止する必要があります。

近年、青少年犯罪の多発・低年齢化が進み、大きな社会問題になっています。このため、青少年の健全育成を図り、青少年犯罪の防止に努める必要があります。

全国の交通事故件数及び死亡事故件数はわずかに減少傾向にありますが、高齢者関連の事故はここ数年増加しています。このため、交通事故の撲滅に向けた対策を講じる必要があります。

#### ① 消防・防災体制の確立

東日本大震災は、これまでの想定外の災害を想定内に変え、社会全体の災害に対する意識を高めるものとなりました。当町は活火山である浅間山の南麓に位置し、浅間山の噴火・融雪型火山泥流、地震、集中豪雨、大雪等自然災害の要因を内包しています。東日本大震災を教訓に、日頃から地域コミュニティの重要性を再認識する必要があります。

また、町民の生命財産を守り、生活の安全を確保するため、消防団・自衛消防隊・自主防災組織の育成強化、広域消防との連携強化等、消防体制の一層の充実を図る必要があります。また、消防水利の整備や消防機材の更新等を計画的に推進するとともに、予防消防の観点から火災防御訓練や予防啓発活動に取り組みます。

町では、災害時における町民への情報伝達手段として、町内全域に緊急情報を伝達できる同報系防災行政無線を整備し、平成24年4月から運用しています。また、地域防災計画は、上位計画との整合性を図りながら地域特性に配慮した見直しを行い、災害時に即応できる防災体制の確立と多角的な防災情報通信システムの導入を検討するなど、減災という視点から総合的防災対策を進めます。火災・災害時の対応等については、消防署、消防団と連携した消防・防災訓練を実施し、防火・防災意識の一層の啓発に努めます。

#### ② 防犯体制の確立

当町では、昭和62年（1987年）に「暴力追放の町」を宣言し、各種団体との連携のもとに生活安全

思想の普及など各般にわたる対策を推進してきました。また、平成16年6月には「安全なまちづくり条例」を制定し、安全で住みよい地域社会の実現を図るため、対策を講じてきました。しかし、近年、犯罪が多様化・多発化しており、安全で安心して暮らせる「まち」が脅かされています。

刑法犯の認知件数は減少傾向にあるものの、特殊詐欺やストーカー被害、コンピューター・電磁的記録対象犯罪（サイバー犯罪）は増加傾向にあり、対策が急務となっています。

このような状況下、防犯協会・警察・教育関係機関等との連携による、防犯思想の普及、防犯体制の確立及び防犯施設の整備に努め、家庭・職場・地域において安全意識が生まれ、防犯体制が整う環境づくりを行っていきます。

### ③ 交通安全の促進

当町では、昭和37年（1962年）「交通安全の町」の宣言以来、交通安全対策を進めてきました。近年、当町の事故件数は、全国的な傾向と同様に減少傾向にあります。

引き続き、交通事故を防止し、安全で快適な生活が送れるように、高齢者や子どもを中心に、正しい交通ルールとマナーを習慣付ける交通安全活動を行い、交通安全意識の高揚を図ります。また、交通事故被害者や家族の救済のために、東北信市町村交通災害共済への加入促進を図ります。



防災訓練

## 第2節 町民誰もが希望と安心の持てるまちをつくります

### ①社会福祉の推進

国においては、団塊の世代の人々が平成37年には後期高齢者の仲間入りをし、後期高齢者が前期高齢者を大幅に上回ります。高齢化率は、平成26年度に25.0%であったものが、平成37年度には30.3%になると推計され、一層高齢化が進行します。

当町の高齢化率も平成26年度24.6%であったものが、平成37年度には31.8%になると推計されます。高齢化の進行とともに、介護が必要な高齢者・認知症高齢者の増加が予想され、社会福祉事業の充実とともに、介護予防対策が必要不可欠となってきます。今後は高齢者同士が支え合い、生きがいを持って生活できる地域づくりが必要です。

現在、国では、障がい者に係る制度改革が進められ、障がい者福祉施策は新たな展開を迎えようとしています。

当町では、障害者手帳の取得者が増加している状況で、同様に発達障害による支援が必要な人、自立支援（精神通院）医療を利用する人も増加しています。障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、適正な福祉サービスのほかに、インフォーマルなサービスの活用が必要不可欠です。そのため、障がいのある人もない人もともに理解し合い、安心して暮らすことのできるまちづくりを目指します。

また、当町においては、ひとり親家庭が増加傾向にあります。近年は若年層の離婚がその大きな要因となっています。母子家庭の現状をみると子どもの養育、生計の維持という二重の役割を抱えて、様々な困難に直面しています。父子家庭は収入についての不安よりも、仕事を抱えての家事や養育などへの支援が求められています。この様な現状を踏まえ、ひとり親家庭の福祉の充実が必要です。

当町においても少子化は深刻な状況で、年少人口割合は平成26年度に14.5%であったものが、平成37年度には11.5%になると推計されます。年少人口も全国の傾向と同様に減少していきます。

国では、平成24年8月に少子化対策や子育て家庭への支援を充実させるため「子ども・子育て関連三法」を公布しました。また、この法律に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から開始されています。

当町においても地域全体で、子どもを産み育てることができる環境整備や支援体制の整備による少子化対策、次世代の育成対策が必要です。

#### ① 高齢者福祉の推進

全国的に高齢化が進む中、当町においても高齢化は避けて通ることはできません。「団塊の世代」が後期高齢者になる平成37年には、全国平均を上回る高齢化率になる見込みです。いわゆる「2025年問題」で、団塊の世代が大病を患いやすくなる年代となり、医療費は現在の1.5倍、介護給付費は2

倍以上になると推計され、病院や介護施設の整備が追いつかず「医療・介護難民」の続出が懸念されます。

このため、住み慣れた地域でいつまでも活動的に過ごせる高齢期を目指して、地域の交流活動・ボランティア活動の推進や、高齢者がこれまでに培ってきた豊かな知識と経験を地域社会に還元することにより、高齢者が生きがいを持って、明るく健康に生活できる社会の実現を目指します。

また、介護が必要になった場合でも、迷わずサービスが受けられる体制の強化と生活支援サービスの充実に努めるとともに、認知症高齢者に対する緊急時の対応や徘徊などを、世代を超えて地域住民がともに見守る地域づくりを目指します。

## ② 障がい者（児）福祉の推進

国においては、障がい者に係る制度改革が進められ、平成24年10月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成25年4月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が施行されました。また、平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行される予定であり、障がい者福祉施策は新たな展開を迎えようとしています。

当町においては、平成17年に町直営で開設した「やまゆり共同作業所」を、平成24年4月から指定管理制度へ移行しました。これにより、専門職員の配置やサービスの充実など、これまでの課題が改善されました。今後も多様化するニーズに対応できるよう、サービスの質の向上を目指します。

現在、障害者手帳の取得者が増加している状況で、同様に発達障害により支援が必要な人、自立支援（精神通院）医療を利用する人も増加しています。障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むためには、適正な福祉サービスのほかに、インフォーマルなサービスの活用が必要不可欠です。そのため、今後も障がいのある人もない人もともに理解し合い、安心して暮らすことのできるまちづくりを目指します。

## ③ ひとり親家庭の福祉の充実

近年、離婚等によるひとり親家庭が増加しています。これに伴い、子どもの養育・住まい・就労先・経済的不安など相談内容は多様化しています。

このような状況に対応できるよう、今後も福祉事務所・児童相談所・教育委員会等の関係機関と連携し、相談業務の強化を図り支援を行います。それぞれの家庭で抱える問題を明確にすることで、適切な制度やサービスの活用等につなげます。

また、福祉医療・児童扶養手当・貸付金等の制度により、経済的な負担軽減を図ります。

## ④ 児童福祉の推進

少子化や社会経済状況等の変化に伴う共働き家庭の増加、核家族化の進展、地域のつながりの希薄化が指摘されるなど、子どもや家庭を取り巻く諸課題が顕在化してきている中、子どもの成長段階や各家庭のニーズに応じた、多様な子育ての支援策が求められています。

国は、少子化対策や子育て家庭への支援を充実させるため、法に基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度から本格的にスタートさせました。

当町では、子育て支援のニーズを把握し、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現のため「御代田町子ども・子育て支援計画」を策定し、子育て支援策や教育環境の整備、母子の健康の保持・増進、安全の確保などの事業を実施し、仕事と子育ての両立ができるよう様々な取り組みを進めています。

保育園については、子どもの健やかな成長に向け、保育の質を確保しつつ、真に必要な保育内容や量について十分に考慮しながら、未満児保育や障がい児保育などの保育サービスの適切な提供を進めます。

児童厚生施設については、放課後児童健全育成事業として実施している児童クラブの受入児童の対象を、「小学校3年生まで」から「小学校6年生まで」に拡充するため、児童館の施設整備等を図ります。

また、子育てに関する相談・問題等の背景は多岐にわたることから、保育園や児童館等の児童福祉施設をはじめ、関係機関と連携を図り、要保護児童の発生予防・早期発見・保護・支援・アフターケア等きめ細かな取り組みを推進し、相談等の精神的支援をしていく必要があります。

## ⑤ 低所得者福祉の推進

近年、不安定な社会経済情勢や自身の健康・金銭感覚等の問題で、生活状態の悪化による相談が増加しています。特に、30～50代の稼働年齢層の相談が増加しています。

相談者には、生活習慣を身に付けるといった初期段階の支援から、食生活等の改善、就労に至るといった最終段階まで幾多の支援を行います。このため、福祉事務所をはじめとする関係機関と連携し、相談者への支援を行っていきます。

また、生活保護受給者以外の生活困窮者に対する第2のセーフティネットとして、平成27年4月から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者に対し、充実した支援体制の構築を図ります。

## ⑥ 福祉医療費給付の充実

子ども・障がい者・ひとり親家庭の親子が療養給付等を受けたときに、福祉医療費給付金を支給することにより、医療費の負担軽減を図っています。

福祉医療費給付金は、子ども医療費の所得制限の撤廃やひとり親家庭の増加などにより、給付対象者数と全体の給付金額が年々増加傾向にあり、今後も増加が見込まれます。

県の福祉医療費給付金制度においては、平成27年4月から、子ども医療費の入院分を小学校3年生から中学校卒業までに対象者を拡大しました。また、障がい児医療費については所得制限を撤廃しました。

当町では、これに先駆け平成22年4月から、子ども医療費の対象を小学校就学前から中学校卒業までとしました。また、平成25年4月からは、中学生の医療費の所得制限を撤廃し、出生から中学

校卒業までのすべての子どもを支給対象としてきました。さらに、制度開始当初から精神福祉手帳の所持者、身体障害者手帳4級所持者も対象にするなど町単独で対象者を拡大しています。

今後も福祉医療費給付金制度を持続可能な制度とするため、国や県等の動向をみながら、運用方法について検討を行います。

## ⑦ ボランティア活動の推進

住み良い地域づくり、温かく潤いのある社会形成には、町民一人ひとりが思いやりと助け合いの心を持つことが大切です。ボランティア活動は、人間の心の根幹に係る助け合いの心の集大成であり、自らが社会参画する自主的な活動です。

当町では、これからの福祉を担っていく人材育成、子ども達の福祉教育等が重要と捉え、ボランティア活動を推進しています。今後も啓発や研修等により、さらなるボランティア活動の活性化を図り、明るい地域社会の構築を目指します。

## ⑧ 男女共同参画の推進

現在の社会情勢に対応し、豊かで活力ある社会にするためには、女性と男性が、お互いの人権を尊重し、性別に捉わられることなく、家庭・地域・職場・学校等、様々な分野において、個性と能力を十分発揮できる男女共同参画社会づくりが求められています。

このため、女性と男性が、一人ひとりの個性と能力を十分発揮して、お互いに喜びも責任も分かち合い、心身ともに豊かにのびやかに生きられることを目指した男女共同参画社会づくりを推進します。また、女性が積極的に社会参加できる環境整備や各分野における女性の確保に努めます。

## ⑨ 虐待等の防止

児童・高齢者・障がい者・配偶者に対する暴力等により、全国各地で悲惨な事例が相次ぎ、各分野において法令等を整備して、その防止について強化を図っています。

当町でも、平成21年に虐待の防止、早期発見、早期対応等に必要な措置を講ずるため、御代田町虐待等防止ネットワーク協議会を設置しました。これにより、保健・福祉・医療・教育・警察等の地域の関係機関や関係者でネットワークを形成し、情報共有や役割分担を行うことで、多角的かつ一体的な取り組みが可能となりました。

今後も継続して地域の関係機関等とネットワーク型の支援を行い、虐待の防止、早期発見、早期対応等に努めます。また、啓発活動を行い、虐待に対する住民の意識向上を図ります。

## ⑩ 少子化対策の推進

当町の年少人口は、構成比率で見ると全国平均を若干上回っているものの、減少傾向にあり、長期的にも減少傾向が続くことが予想されます。

少子化を抑制し、地域を支える人を増やすため、結婚・妊娠・出産・子育て・教育・仕事の各段階に応じた対策を推進し、安心して子どもを産み育てることができる環境整備と地域や社会全体で子ど

もの育ちを支える仕組みの構築を目指します。

## ② 保健予防対策の推進

複雑多様化する社会の中で、保健行政は、健康づくり対策、病気になる前に健康な体を維持するための生活習慣病予防対策、性感染症・エイズ等の感染症予防対策、思春期・結婚期・妊娠・分娩周辺期・新生児期・乳幼児期の母子保健事業等、多岐にわたり重要な役割を果たしていかなければなりません。

また、家庭・職場・地域等で複雑な要因が絡み合い、精神に障がいをきたす者が増加していることから、心の健康づくりが予防対策として必要です。今後も精神障がいに対する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、共同作業所・デイケアを活用しながら、社会復帰に向けた支援を行います。

### ① 生活習慣病予防と健康増進対策の推進

三大疾病といわれる、がん・心臓病・脳血管疾患で死亡する割合は、死亡者全体の6割以上を占めています。これらの疾患は、食生活・運動等の生活習慣が大きく関わっているため、予防対策が重要です。

生活習慣の改善の重要性を啓発し、健康の増進につなげる一次予防対策として、国の「健康日本21(第2次)」に基づき、健康づくり教室といった運動習慣の改善への取り組みを行い、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少を図るほか、食生活の改善と子どもへの食育の推進を図ります。また、二次予防対策として、早期発見・治療を目的とする各種健診の受診率向上に努めます。さらに、高齢者が寝たきりにならないために、ロコモティブシンドローム予防教室、健脚度測定といった、転倒予防、運動等の指導を実施します。

### ② 感染症予防対策の推進

近年、従来の感染症の発生数は、医療の進歩、公衆衛生水準の向上等により、拡大が抑えられ減少していますが、海外渡航者の持ち込みによる感染症は増加しています。また、鳥を感染源とする新型インフルエンザ等の蔓延が懸念されています。このほかにも、HIV感染者とエイズ患者が増加しています。こうした感染症の発生と蔓延を予防するため、危機管理部門・関係機関と連携して予防対策の徹底を図り、公衆衛生の向上及び増進に努めます。

新型インフルエンザ等に関しては、平成26年3月に策定した「御代田町新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき対応します。

性感染症(STD)は青少年の間で増加が目立ち、その原因として、性に関して誤った知識を持っていることが指摘されています。

このように、増加する性感染症について、正しい知識の普及をはじめとする予防対策に努めます。

### ③ 母子保健の充実

社会・家庭環境が変化している現在、母子保健対策については、思春期から妊娠・出産・育児に関

する健康教育と妊娠期・新生児期・乳幼児期における一貫した保健対策が必要です。

このため、思春期から健康教育・健康診査・医療援護等を行い、母子の健康増進を図ります。また、母子の心身の健康に向けた指導を行っていきます。子どもを授からない夫婦に対しては、経済的負担の軽減、心の負担の軽減を図れる環境整備に取り組みます。

#### ④ 精神保健の充実

精神に障がいきたす人は、複雑多様化している社会生活環境を反映して増加傾向にあります。このため、精神保健活動は保健・福祉・医療の連携のもと、予防・発症から医療処置、さらに社会復帰までの一貫した施策を行います。

また、精神障がいに対する地域住民への正しい知識の普及・啓発、心の健康づくり対策を推進するとともに、共同作業所・デイケア等を活用し、障がい者の社会生活訓練の実施に努め、社会復帰に向けた支援を行います。

### ③ 国民健康保険会計・後期高齢者医療会計・介護保険会計の健全運営、国民年金の推進

少子・超高齢・人口減少社会の到来は、日本の社会保障全般に大きな影響を及ぼすこととなります。厚生労働省では、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には、医療費は現在の1.5倍、介護給付費は2倍以上になると試算しています。現在の制度が続くと保険料等の値上げ、町負担の増加、拠出金の増加等、住民・行政・保険者それぞれが重い負担を負わなければなりません。そして、国民健康保険会計・後期高齢者医療会計・介護保険会計の運営は大変厳しい状況に追い込まれ、町財政に多大な負担を及ぼすこととなります。

国では、平成26年に社会保障と税の一体改革により消費税を増税し、財政の安定化を図りました。また、社会保障制度を持続可能な制度とするため、医療・介護・年金制度の負担の見直しなどを行い、負担と給付の公平・効率・透明性を確保することとしています。

このことから、国の動向を注視しつつ、それぞれの会計の健全運営に努めていかなければなりません。

#### ① 国民健康保険会計の健全運営

国民健康保険は、加入者の所得水準が比較的低く、保険税の負担率が高いといった構造的な問題を抱えており、近年は景気の低迷により、国民健康保険税収入が伸び悩む状況にあります。一方、加入者の多くが中高年齢者であることと、高度医療化による医療費の増大に伴い、保険給付費は年々著しく増加し、国民健康保険会計の運営は厳しい状況にあります。

国民健康保険の運営に関しては、財政を安定化するために、平成30年度から保険者を都道府県へ移行し、広域化を図るとしています。しかし、国民健康保険税の賦課徴収・保健事業などは、市町村が担わなければならないことから、今後も町の負担が大きくなることに変わりはありません。

国民健康保険の健全な運営のため、特定健診の受診を積極的に働きかけ、生活習慣の改善から疾病



予防につなげるといった保健・疾病予防事業を推進するとともに、医療費の適正化事業により医療費の抑制を図り、保険財政基盤の安定・強化に努めます。

## ② 後期高齢者医療会計の健全運営

後期高齢者医療保険制度は、老人保健制度に代わる75歳以上を対象とした医療保険として、平成20年度から開始されました。都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が保険者となります。各県ごとに医療にかかる費用のうち自己負担を除いた分を、保険料1割、公費5割、現役世代の保険料4割を財源として運営しています。

今後、「団塊の世代」が後期高齢者になる平成37年には、現役世代の人口が減少に転じることから、公費負担割合が引き上げられ、町の負担が増大することが想定されます。

このため、高齢者を対象とした保健事業の推進及び介護予防事業により医療費の抑制を図り、後期高齢者医療会計の健全な運営に努めます。

## ③ 介護保険会計の健全運営

介護保険制度は、平成27年に「団塊の世代」が後期高齢者になる平成37年を見据えた制度改正が行われ、当町においても「2025年問題」を見据えた第6期介護保険計画を策定しました。

制度改正の目的は、介護が必要になっても住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現させるものです。

また、制度改正では平成30年度までに、予防給付の一部を「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」へ移行する必要があるとしています。当町は、県内においていち早く、平成27年度から総合事業に移行しました。

新しい介護予防事業の推進と多様な主体によるサービスの充実を図るとともに、適正化事業により給付費の抑制を図り、介護保険会計の健全な運営に努めます。

## ④ 国民年金の推進

国民年金は、老後だけではなく、事故や病気による障がい、死亡といった予測することができない将来のリスクに対して、あらかじめ保険料を納めることで、必要なときに給付を受けることができる重要な制度です。しかし、年金制度への不信感、年金保険料の負担感の増大等により、保険料の収納率は60%前後と低い数値で推移しています。

国では、社会保障と税の一体改革により、基礎年金の国庫負担割合1/2の恒久化、受給資格期間の短縮、年金受給者のうち低所得高齢者・障がい者等に福祉的な給付を行うことなど、年金制度の見直しを進めています。

このようなことから、年金制度についての啓発や各種届出・申請手続きに関する周知を行い、受給資格の確保等に努めます。

## 第3節 次代・郷土を担う人を育み 文化のかおるまちをつくります

充実した教育・文化は、高い精神性をもたらし、住民の生活や郷土を豊かにします。特に、次代を担う子どもたちの教育は、その根幹をなすものです。核家族化による家庭での教育力の低下や少子化の進行に加え、社会環境や価値観の多様化の中で、生きる力を備えた人間力豊かな子どもを育成しなければなりません。そのため、幅広い見地から家庭・地域との連携を図りながら学校づくりを推進します。

現代は、心の豊かさを求める時代であり、住民の文化・芸術活動、スポーツ活動、知識に対する欲求など、生涯学習に対する需要はますます高まっています。文化・芸術活動の拠点であるエコールみやたを中心に、自発的・創造的な活動、社会体育施設を利用した健康管理や余暇時間を利用したスポーツ活動が活発化してきています。そのため、生涯学習計画に基づき、いきいきとした生活を楽しむ生涯学習の充実を図っていきます。

また、住民が生活するあらゆる場面において、人権が尊重される明るいまちづくりを行っていきます。

### ① 地域や子どもたちの実態に応じた活力ある学校づくりの推進

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、幼児期における教育が、その後の人間としての生き方を大きく左右する重要なものであることを意識し、子どもたちの育ちについて常に関心を払うことが重要です。近年、家庭では核家族化や少子化が進み、人間関係も希薄になっています。子育てに悩む保護者へのサポートを含め、家庭・地域・幼稚園・保育園が連携して、心豊かな子どもの育成を進めていきます。

小中学校では、「学力の向上」「体力の向上」「耐性の育成」を共通重点として掲げ、教育活動に取り組んでいます。各学校では、人権感覚をベースにした学級集団の中で、基礎的・基本的な知識・技能が「わかっていく」「できるようになっていく」学習を展開します。また、グローバル化が進む中、英語によるコミュニケーション能力も求められることから、小学校から実施している外国人英語講師による指導も継続して行います。

依然として深刻な社会問題である、いじめ・虐待等の防止に向けて、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、学校・家庭・地域が連携し、早期発見・早期解消に取り組めます。

学校給食共同調理場では、衛生面に細心の注意を払い、児童生徒の健やかな成長のために安心・安全で、栄養のバランスのとれた給食づくりを行います。

また、学校給食をとおして食育の推進、地元食材を利用する地産地消の推進を図ります。

## ② いきいきとした生活を楽しむための充実した生涯学習の推進

科学技術の発展や国際化・高度情報化・少子高齢化など、社会が急激に変化する中であって、住民が生涯を通じていきいきと生活を楽しむためには、新しい情報や知識を身に付け、時代の変化に対応して学習していくことが重要です。

当町では、これまで町民の学習・文化活動を促進するため、エコールみよた（公民館・図書館・博物館）などの施設を活用し、学習機会の提供や各種学習事業を実施してきました。

生涯学習においては、生涯学習計画に基づき、エコールみよたを拠点として、芸術・文化・趣味・教養等の学習内容をさらに充実させ、人々が生涯を通じて、自由に学習機会を選択して、学びあい語りあうことのできる「生涯学習社会」の実現を目指します。

博物館においては、町内に残された文化財を広く展示・公開し、貴重な歴史や自然に直に接する機会を提供します。また、歴史体験のためのワークショップ、講演会や講座などの学びの場を設け、生涯学習の向上に努めます。

図書館においては、幼児から高齢者まで、町民の学習意欲に対する要望を的確に捉え、一人ひとりに適切な資料を提供していきます。

また、町の情報発信地の一つとして、町政・地域資料の閲覧、文書による情報提供などを行います。図書を通じて、利用者・教育機関・住民等がつながりを持てる場を提供し、地域文化の創造に向けた生涯にわたる学習支援をしていきます。

## ③ スポーツへの主体的な取り組みの推進

近年、少子高齢化・高度情報化・価値観の多様化などによる生活環境の変化により、人々の意識は、物質的な豊かさから心の豊かさを求めるようになってきました。また、日常生活においては、体力の低下・人間関係の希薄化・ストレスの増大など、心身両面にわたる健康上の諸問題が顕在化してきています。

このような変化の中で、住民が心身ともに健康で心豊かな生活を営むためには、生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通じて人と人とのふれあいや結びつきを深め、人生を豊かに過ごすことが重要です。

当町のスポーツ施設は整備が進み、住民が身近でスポーツを親しめる環境が整っているため、これらのスポーツ施設を活用し、生涯スポーツの普及・推進を図ります。

また、各種スポーツ大会の開催のほか、住民のニーズや健康づくりに考慮し、運動習慣のない住民も気軽に参加できる教室の開催を推進していきます。

スポーツ施設においては、老朽化の進行や施設利用者数の動向、住民ニーズの変化などを考慮し、計画的な整備・維持管理を行います。

## ④ 人権が尊重される明るいまちづくりの推進

人権問題は、国際的な潮流によって、時代とともに日々様々に変化し、これまでの歴史の中で、人権が尊重される社会の実現のため多くの努力が重ねられてきました。

当町では、平成5年（1993年）「御代田町における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定し、これに基づき、各種機関・外部団体・組織等と連携・協力しながら、人権を尊重し、あらゆる差別のない明るいまちづくりを行ってきました。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。人権を尊重することを正しく認識し、すべての人々が個人として尊重され、平和で豊かな社会の実現に向けた人権教育・啓発活動に努めていきます。

## ⑤ 文化・芸術の織りなす地域づくりの推進

文化・芸術活動は、日々の社会経済活動から一歩踏み出し、より人間性を高めるものとして、その重要性が増しています。当町は、雄大な浅間山の麓にあって、豊かな自然環境と歴史・文化が育まれてきた場所です。そうした豊かな環境は、文化と芸術の醸成に大きく寄与します。今後もエコールみよたを拠点として、文化財の保存や公開、体験学習・講演会・コンサート・芸術発表の充実など、文化のかおり高いまちづくりの実現に取り組みます。

## ⑥ 次代・郷土を担う人材育成

まちづくりを行う上で人材を育成することは重要な課題の一つです。当町の奨学金制度は、平成26年度に新たな貸与を休止しましたが、学生を取り巻く状況を注視し、状況によっては、新たな制度を検討し、就学の機会を確保していく必要があります。

また、様々な分野において必要とされている人材を把握し、就労や資格取得に対する支援について検討するとともに、様々な機会において、郷土・未来を担う人材の育成に努めていきます。



こども自然探検隊

## 第4節 個性あふれ競争力ある 産業振興のまちをつくります

3村合併後、最初の国勢調査である昭和35年（1960年）の産業構造は、農業を主とした第1次産業が67%、第2次産業が14%、第3次産業が19%の構成比率でした。その後、第1次産業は減少を続け、第2次産業、第3次産業は増加を続けました。この間、それぞれの産業の発展に力を注いできましたが、時代の趨勢、社会環境の変化、国の政策等により、平成22年の国勢調査では第1次産業が10%、第2次産業が31%、第3次産業他が59%の構成比になりました。

産業の振興・育成は、地域経済発展の原動力であり、雇用の場の確保は町民の所得水準の向上につながります。

自立した御代田町を安定的に発展させていくためには、産業の振興による地域経済の振興が不可欠です。このため、産業・経済をはじめ、あらゆる地域資源を的確に把握し、地域経営に戦略性を持って、地域ブランドを育成することが必要です。

「農業」については、国において、平成25年12月「農林水産業・地域の活力創造プラン」を掲げ、今後10年間で農業・農村の所得を倍増することとして、6次産業化を通じた需要と供給の構築、輸出促進を通じた需要の拡大を図るとしています。また、TPP（環太平洋経済連携協定）締結を通じて大胆な自由貿易政策を採用して、輸出主導型経済成長を強化し、外需を取り込んで輸出産業に転換するとしています。

これらの改革案は、農家の所得の増大と地方の農業の活性化を図ることとしていますが、現場実態を踏まえた現実的なものとしては難しい面もあり、実施には多くの軋轢が予想されています。

日本の農産物の現状は、輸入に依存する部分が多く、海外の影響を受けやすいため、食料自給率のさらなる低下、生産額の減少が懸念されます。また、農産物価格の低迷や農業資材等の価格高騰、さらに、国際化での産地間競争の激化等により、農業生産の環境は厳しさを増しています。特に、TPP協定により、当町の農業にも多大な影響を及ぼす可能性があります。今後は農業経営規模の拡大、6次産業の市場規模の拡大、輸出促進による国際競争力の向上を図り、農家の自主性や競争力を高めていくための方策を検討する必要があります。

当町においては、少子高齢化と新規就農者不足等により、担い手や後継者不足が深刻化しています。今後も国・県及び各種農業団体との連携のもと、就農支援を積極的に行い、地域の担い手や経営体の育成に努めるとともに、農地中間管理機構を利用した農地の集積化、補助事業等を活用した生産基盤の整備等を行い、当町の実情に沿った農業の再生を図る必要があります。

「商業」については、町内で郊外型の大型店が幹線道路沿いに出店しており、この大型店での購買が増加するにつれ、既存商店はより厳しい状況にあります。モーターレーゼーションの発達による商圈の広域化が進み、特に佐久平駅周辺に商業の集積化が進んでいます。今後の商業振興を図るためには、商店の持つ個性を磨き、直面する少子・超高齢社会が抱える課題や地域の需要を的確に把握し、

地元での購買意欲を促すための取り組みが必要です。

「工業」については、3村合併以来工場誘致を積極的に進め、佐久地域において有数の工業生産額と従業者数を抱える工業立町として発展を続けてきました。平成8年には地元企業のさらなる発展と工業振興を目的に、やまゆり工業団地を造成しました。

当初の誘致政策による進出企業においては、長期にわたり御代田町の発展に寄与してもらっています。その一方で、町外に移転を決めた企業もあります。

このような事態を未然に防ぐためにも、魅力と実効性のある新たな工業振興策を打ち出すとともに、これまで以上に企業との連携を深める必要があります。

また、新たな企業の進出を誘導するための支援についても検討し、雇用の創出を図っていく必要があります。

「観光」については、当町の美しい自然や文化、歴史的遺産に恵まれ、多くの観光客に親しまれていますが、当町の持つ観光資源だけでは十分とはいえない状況にあります。

このため、広域的な周遊観光ルートの開発、新たな観光資源の創造、農業と観光との相乗効果による観光振興など、当町における個性的、魅力的で独創性のある観光資源の開発を行う必要があります。

今後も「農業」「商業」「工業」「観光」の4本柱を基軸に、当町の個性・特徴を活かした経済立町を目指します。

## ① 競争力ある農業の振興

当町の農業は、準高冷地の気候を活かした高原野菜が中心に営まれ、続いて米、花き、畜産の順となっています。

近年は従事者の高齢化・担い手不足・兼業化の増加・農業生産額の減小・耕作放棄地の増加・農産物価格の不安定性などにより、農業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、農地の有効利用、生産性の向上、担い手の確保等、農業の再生・活性化が課題となっています。

町では、耕作放棄地対策として、規模拡大を目指す中核農家や新規就農者に遊休農地の斡旋をしています。平成26年度には耕作放棄地の解消、農業を通じた交流事業を目的にクライנגルテンを整備しました。

農地の流動化・農業受託組織の育成・高齢化等により、担い手が不足している農家に支援を行います。また、土地利用計画に基づき農業基盤の整備を行います。

食の安全性への信頼が揺らいでいる状況下、地産地消の注目度が高まっています。当町の農産物は品質が高く、安全性も高いため、地元で収穫された農産物を地元で消費する地産地消を推進します。現在、町内の農産物直売所から野菜や加工味噌などを学校給食の食材として提供しています。そばなどの生産についても、農産物直売所等と連携を図り、さらなる地産地消の推進と販路の開拓に努めていきます。また、地元の食材を生産から加工、販売まで手掛け、地域の特産品とする6次産業化に向け、関係機関と連携しながら取り組みます。

国が掲げる農政改革による農地利用の集約・集積化、減反制度の廃止、農協改革、TPP協定によ

り、農業の経営環境は一層厳しさを増すことが予想されます。当町が置かれている立地条件、自然条件、蓄積されてきた農業技術を活用し、自然と共生する農業への転換、生産改革や農産物の付加価値向上を図り、個性と競争力ある農業を目指します。

## ② 森林資源の保全と活用

当町の森林面積は全町面積の約59%を占めています。また、国有林面積においては全町面積の約34%を占めています。森林は木材生産等の経済的機能のほかに、水源のかん養・災害の防止・土壌の保全・保健休養機能等、私たちの生活に欠くことのできない公益的・多面的機能も有しています。

この森林の持つ機能を十分に発揮させ、将来にわたり森林からの恩恵を享受していくためには、私たち一人ひとりが森林の必要性を理解し、この欠くことのできない森林を守り、次世代へ継承していくことが重要となります。

そのため、今後も地域森林計画に基づき造林・育林・除間伐等を行ないます。また、林地開発行為等に対しては、御代田町環境保全条例に基づき適切な指導を行ない、森林を健全に維持するための施策を実施します。

これにより整備された森林を利用し、自然に直接ふれあい、親しむことで森林の大切さを体感できる催し等にも取り組み、森林の果たす役割や必要性を広く社会に周知するよう努めます。

## ③ 魅力ある商業の振興

郊外型大型店の幹線道路沿いへの出店が相次ぎ、大規模小売店舗での購買が増加し、町内の既存商店を取り巻く環境は、さらに厳しくなっています。一方、モーターレーゼーションの発達による商圈の広域化が進み、特に佐久平駅周辺への商業の集積化が進んでいます。これにより、消費者の町外への流出が増加し、商業全体が厳しい状況に置かれています。また、小売業・サービス業においては、消費者ニーズの多様化・流通革命・価格競争等により、内容の充実・質の高度化・低価格化が求められています。これらの消費動向に対処するため、直面する少子・超高齢社会の抱える課題や地域の需要を的確に把握し、地元での購買意欲を促すための取り組みを検討します。

魅力ある商店街をつくるため、商工会等と連携し、商業を取り巻く環境の変化を的確に捉えつつ、大規模小売店舗と共存共栄が図れるよう努めます。

また、商工業者と農業者がお互いの経営資源を有効に活用して、相乗効果が発揮できるよう農・商・工等が連携した事業を検討します。

## ④ 企業の育成と誘致の推進

当町は、昭和30年代後半から工場誘致条例により企業誘致を積極的に行い、工業団地の形成を図り、企業の育成に努めてきました。その結果、従業者数・工業出荷額とも順調な伸びを示してきました。

工業用地については、都市計画区域の用途地域内に69haの準工業地域を確保しましたが、ほぼ全域が活用されている状況にあったため、平成8年に地元企業のさらなる発展と工業振興を目的に

「やまゆり工業団地」を造成しました。

社会経済情勢は、バブル経済崩壊後の長期にわたるデフレ不況により、失われた10年といわれる平成不況の時代、アメリカのサブプライムローンに端を発した世界金融危機、リーマンショックによる世界同時不況、そして平成23年3月11日に発生した東日本大震災と福島第1原子力発電所事故などを経て、現在に至ります。

平成26年12月の総選挙で、第3次安倍内閣が発足し、自民党政権のもとで進められてきた「アベノミクス」とよばれる経済政策により、景気回復の兆しが見え始めてきました。円高は是正され、逆に円安による影響で、町内でも輸出系の企業では過去最高益を記録するなど、これまでの努力もあって追い風にのる企業もあります。

しかし、先行きは不透明であり、住民一人ひとりが景気回復を実感できるまでには至っていません。

また、長期にわたり御代田町の発展に寄与してきた優良企業が、町外に移転してしまうという残念な動きもあります。このような事態を招くことのないよう、これまで以上に企業との連携を密にし、町として可能な支援策を講じなければなりません。

このため、業績の指針ともなる設備投資を持続的なものとするため、新たな支援策等の検討を行います。

このような状況を受け、新たな企業の誘致活動、既存企業に対しての支援策等、工業振興策の見直しについて検討します。

## ⑤ 個性ある観光の振興

当町は美しい自然や文化的、歴史的遺産を柱に観光振興を続けてきました。そして、「メルシャン軽井沢美術館」「エコールみよた」は、中核的な観光施設として多くの観光客を受け入れてきました。

しかし、平成23年11月の「メルシャン軽井沢美術館」閉館により、観光客の入り込みが大幅に減少しました。現在、町内に民間企業による観光施設はありません。

隣接する軽井沢町を訪れる観光客を呼び込むことのできる新たな観光拠点の発掘も大きな課題です。現在、小諸市・軽井沢町と進める3市町共同事業での取り組みも活用しながら、広域的な周遊コースの設定、観光名所マップの作成など、効果的な方策を検討します。

また、注目の高まっている「カーリングホールみよた」などのスポーツ施設を活用したスポーツ観光、町内の大手企業の工場見学など、新たな観光分野の開拓を検討します。



## 第5節 町民自治と効率的な 行政運営のまちをつくります

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、地方分権の行政システムに移行が図られました。地方は「自己決定」という裁量権が増えた分、「自己責任」という重い責任を負うことになりました。つまり、地方のことは地方で決め、自分たちのことは自分たちで決めて、その決めたことに対して責任を負っていかねばならなくなりました。これは自治体間に競争が生まれ、自治体間に格差が生まれることを意味しています。

現在、国と地方を合わせて約1,200兆円の借金を抱え、国の財政は極めて厳しい状況にあり、財政再建は待ったなしの状況です。

国においては、地方交付税を平成23年度の17.4兆円から平成26年度の16.9兆円まで0.5兆円減額しています。

当町では、普通交付税が平成23年度に13億531万円であったものが、平成26年度は12億8,418万円に減少しています。自主財源の基幹である地方税も平成20年度のピーク時の23億1,197万円から平成25年度には20億9,467万円に減少しています。

このような厳しい状況にあるからといって、行政に停滞・遅滞は許されません。このため、思い切った発想の転換と、経営的視点を導入した行財政運営を行い、町政の体質改善を図り、「自助」「公助」「共助」によるまちづくりを実現しなければなりません。

### ① 時代に対応する行政の確立

日本は、少子・超高齢・人口減少社会というこれまでに経験したことのない危機的な局面に立たされています。社会経済や地域社会の状況が大きく変化する中で、各地方自治体がこれに適切に対応し、住民の暮らしを支える行政サービスを提供し続けることは、極めて困難な状況ですが、克服しなければならない課題です。

当町においては、引き続き、人口は増加しているものの、少子高齢化、人口減少の波は徐々に押し寄せており、加えて低成長経済、厳しい財政状況、高度情報化、地方分権の進展など、これらの課題に積極的に取り組んでいく必要があります。

人事管理では、成果主義の導入、雇用の多様化・流動化といった企業マネジメントの潮流が押し寄せており、国家公務員に義務付けられていた人事評価制度が地方公務員にも義務付けられました。こうした状況の変化に対応しうる人材の確保、能力開発に努め、適切な評価体制の確立を図っていかねばなりません。

昭和51年度（1976年度）に第1次長期振興計画をスタートして以来、第4次長期振興計画までの40年間、着実に計画行政を推進してきました。これにより、計画行政は定着し、まちづくりに大きく貢献してきました。計画の策定、計画の進行管理に民間の経営の考え方（P（計画）—D（実施）—

C（評価）—A（見直し）の経営管理サイクルを導入し、事業評価（行政評価）を行います。

## ② 健全財政運営の確立

日本の経済情勢は、平成25年に発足した安倍内閣の経済政策である「アベノミクス」を進めていますが、緩やかな回復基調がみられるものの、国民一人ひとりが回復を実感できるものとはなっていません。

国では、平成26年6月「経済財政運営と改革の基本方針2014」と「日本再興戦略改訂2014」を閣議決定し、デフレからの脱却を確実なものとし、持続的成長の実現に全力で取り組むものとしています。

歳入においては、景気の確かな回復基調がみられない中、引き続き、国庫補助負担金や地方交付税の減収が予想され、固定資産税・住民税等の自主財源についても増収が見込めない状況にあります。

歳出においては、公債費・扶助費等義務的経費が増加していくと推計されます。また、超高齢社会や医療の高度化の影響を受けて、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険の給付費が大幅に増加することが予想されます。

このように極めて厳しい見通しの財政状況下、「自助」「共助」「公助」のまちづくりを徹底するとともに、事務・事業の評価を行い、限られた財源の重点的かつ効率的な配分により健全な財政運営を進めます。

真に自立した町を構築するためには、財政基盤の確立が重要です。このことから、課税客体の適正な把握、町税及び使用料等の収納率の向上により、自主財源の確保を図ります。合理的な行財政運営による経常経費の削減、民間活力の導入を視野に入れた効率的な行財政運営を行います。

## ③ 住民自治の推進

核家族化・都市化の進展などにより、生活様式は多様化し、かつての地域連帯感に支えられた人間関係や地域社会の関係が希薄化しており、自治機能や相互扶助機能を維持する上で、コミュニティの弱体化が懸念されます。

地域社会の中で、力と心を合わせ、助け合い協力していくことが、いきいきとしたうるおいのある社会生活を営むことにつながります。

「自助」「共助」「公助」のもと、多くの人で支えあうシステムを構築し、行政主導ではなく、住民との協働によるまちづくりを行う必要があります。このため、地域住民相互の連携を深め、より良い地域社会をつくりあげるため、自治会をはじめとする住民組織のコミュニティ活動の一層活発な展開を支援し、住民自治意識の醸成に努めます。

## ④ 広報・広聴活動の推進

行政ニーズの多様化に対応するため、行政の様々なプロセスへの住民参加が重要になっています。行政からの徹底した情報公開を行い、住民参加の充実、住民と行政との協働事業を推進し、パートナーシップを確立することが重要です。

そのためには、広報・広聴活動が大きな役割を担うこととなります。市政の透明性を高め、行政のアカウンタビリティ（説明責任）を果たすことで信頼関係が生まれ、市民の行政への参画と協働によるまちづくりを推進することができます。

現在、広報活動は「広報やまゆり」の毎月1回の発行やホームページのほか、FM軽井沢やケーブルテレビを利用して行っています。また、緊急情報等は、平成24年4月運用開始の防災行政無線や同年9月運用開始の市民向けメール配信サービスにより情報提供を行っています。広報活動は行政情報のみならず、災害時の情報伝達手段としても重要です。高度情報化社会に適応した媒体を選択する一方で、高度情報化に馴染めない人へ配慮した効果的な広報活動を行うことも必要です。

広聴活動は、市民の多様なニーズを的確に把握していくため、町長専用メールアドレス、町長直通ファックス、町代表メールアドレスの利用のほか、パブリックコメント、アンケート調査などによる効果的な活動を行います。

## ⑤ 高度情報化社会への対応

20世紀末にアメリカから始まったインターネットは、わずかの間に全世界に広がり、ICT（情報通信技術）の飛躍的な発展は、私たちの生活の利便性の向上や産業の生産性の効率化など、社会のあらゆる分野に変化をもたらしています。

ICTの流れはますます加速され、確実に私たちの生活基盤となっています。このため、行政内部だけではなく、市民の声を反映した多面的な検討を行い、地域情報化を計画的・戦略的に推進し、当町の実情に合ったICTの導入を図ることが必要です。

また、国の情報化の取り組みや地域公共ネットワークの整備を含む、国の方針との整合性の取れた施策に取り組むため、タブレット端末の導入や公衆無線LANの設置などについても検討し、高度情報社会に適応できるよう取り組みます。

## ⑥ 広域行政・共同事業の推進

日常生活圏の拡大やニーズの多様化、地方分権の推進により、従来の市町村単位での行政執行は非効率であり、対応が困難になってきています。

行政サービスを効果的・効率的に執行するために、広域計画を踏まえながら、適切な機能分担と連携強化のもとに広域行政を推進します。また、他の自治体との連携を図るため、自治体同士が連携して事務を処理できる基本的な方針及び役割分担を定める協約（連携協約）が締結できるなど、新たな広域連携の仕組みが制度化されています。今後も住民サービスの向上につながる広域行政の方策を検討します。

現在、小諸市、軽井沢町とともに進めている共同事業検討会や佐久市を中心とした定住自立圏などは、効率化・経費削減・多様な住民サービスの提供を目的に作業を行っています。今後も近隣市町村との効果的な連携により、事業の効率化・経費削減・住民サービスの向上に努めます。

東日本大震災以降、災害・防災に対する意識が高まっていることから、他の自治体と広域的に連携を図ることができる、災害協定の締結についても検討します。

# 基本計画



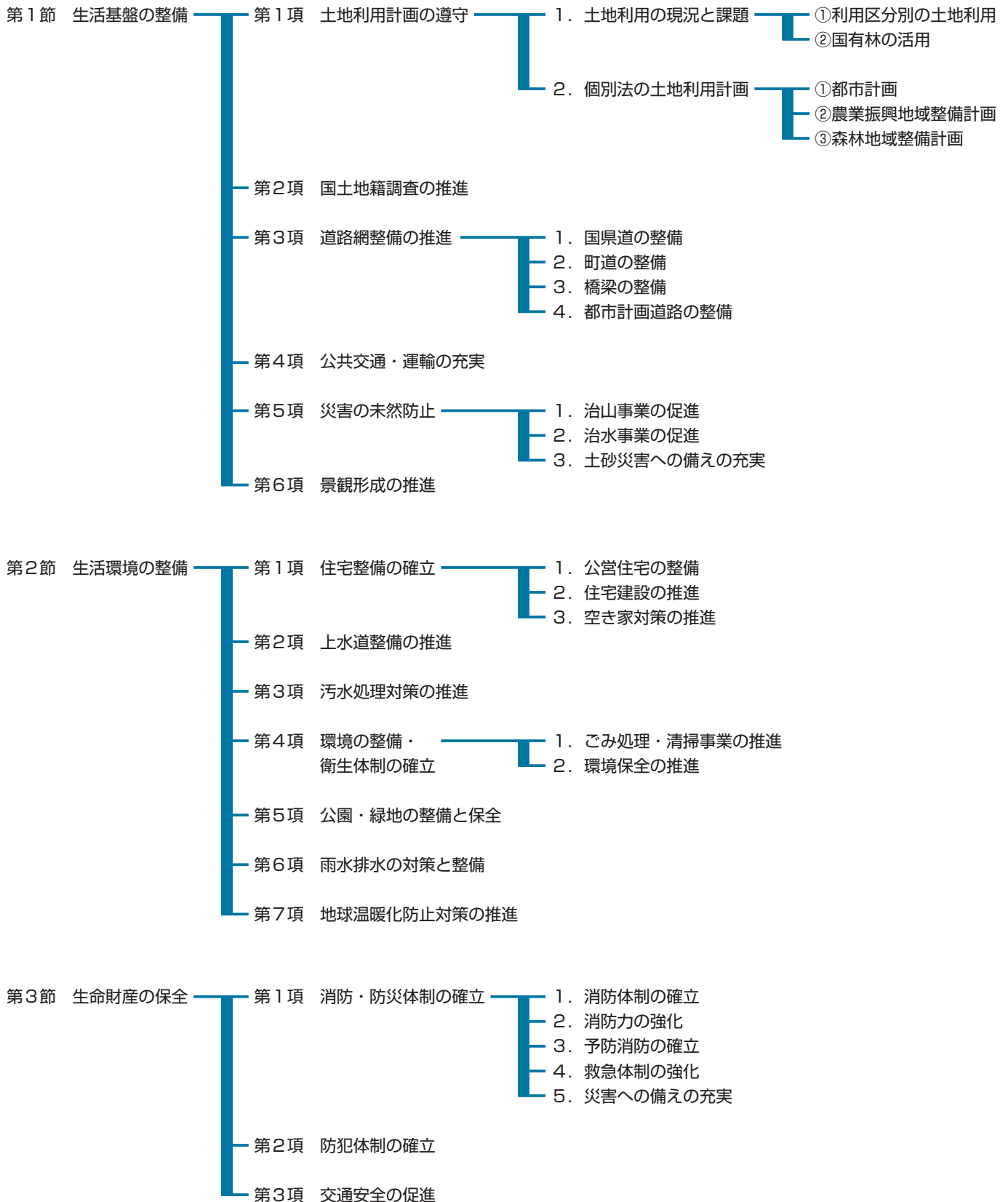
# 第 1 章

人と自然が共生し安全で快適な  
まちをつくります



# 第1章

## 人と自然が共生し安全で快適なまちをつくります



# 第1節 生活基盤の整備

## 第1項 土地利用計画の遵守

### ① 土地利用の現況と課題

当町は、長野県の東部に位置し、地勢は浅間南麓に広がり、町南部を流れる湯川に向かい南西に緩やかに傾斜しています。東西9.5km、南北13.8km、面積58.79km<sup>2</sup>を有しています。

当町周辺では上信越自動車道、北陸新幹線などの高速交通網が整備されました。町内では、各所に公園が整備され、基幹道路の整備は相当程度進み、下水道の町内整備可能区域はほぼ終了し、生活基盤は整ってきています。インフラ及び環境の整備が、首都圏や近隣市町からの転入者が増加している要因の一つとなっています。

また、北陸新幹線の金沢延伸、現在整備が進められている佐久市と静岡市を結ぶ中部横断自動車道は、当町の土地利用に変化をもたらす要因になると考えられます。

町土地利用の現状は、町の中央部が都市計画区域用途地域の指定がされている市街地整備

ゾーン、その周囲を取り巻く地域は田・畑が広がる田園ゾーン、町北部の浅間国有林と南部の湯川以南の民有林の森林保全ゾーンに大別されています。

土地は、町民の限られた貴重な資源であり、生活及び生産等諸活動を支える共通の基盤です。このため地域の自然的条件・社会的条件・経済的条件を踏まえ、公共の福祉を優先させつつ、健康で快適な生活環境の確保と地域の特性を活かした均衡ある発展を図ることを基本理念とした町土地利用計画を策定し、総合的な土地利用を進めています。

適正かつ有効的な土地利用を進めていく過程においては、産業構造、人口構成、自然環境の変化、流入人口の増加や環境保全に対する要請などの背景を踏まえて土地利用を図り、森林の持つ多面的機能の向上、農業の生産基盤である農用地の保全、宅地などの生活関連施設の開発

#### ■土地の面積

(単位：ha)

年次	総面積	田	畑	宅地	山林	原野	その他
平成10	5,878	344	789	415	3,324	312	694
13	5,878	345	769	451	3,302	306	705
16	5,878	346	760	465	3,209	302	796
19	5,878	346	762	480	3,200	302	788
22	5,878	343	755	494	3,206	302	778
25	5,878	341	750	506	3,209	301	771

資料：「概要調書」

■利用区分ごとの町土地利用の推移

(単位：ha)

利用区分 \ 年度	昭和60	平成1	5	10	15	20	25
農用地	1,008	915	862	809	769	750	772
森林	3,623	3,558	3,534	3,483	3,481	3,463	3,453
原野	14	14	-	-	-	-	-
水面・河川・水路	72	72	72	70	69	69	69
道路	204	202	216	220	209	216	223
宅地	262	301	349	413	464	485	506
住宅地	121	136	163	205	230	254	278
工業用地	27	27	30	33	32	38	36
その他宅地	114	138	156	175	202	193	192
その他	971	816	845	883	886	895	855
合計	6,154	5,878	5,878	5,878	5,878	5,878	5,878

資料：企画財政課

等に配慮します。

## ①利用区分別の土地利用

### 【現状と課題】

平成25年度現在、農用地利用面積は772haで、平成20年度と比較して作付面積は22ha増加しています。これは、農業経営基盤強化促進法による利用権設定農地の増加やそば振興事業等により、農作物の作付面積の増加が主な要因です。しかし、農業従事者の高齢化や後継者不足により、農業振興地域の農用地区域内でも農用地から他の用途への変更や耕作放棄地化が進んでいます。

森林の構成比は58.7%で、利用区分の中で最も高い構成比になっています。森林についても農用地同様開発や公共事業時に他用途に転用されるため、森林面積も減少傾向にあります。また、当町の場合国有林が広い面積を占めており、国有林の活用が課題となっています。

水面・河川・水路の構成比は1.2%で、昭和

55年から変化はありません。

道路の構成比は3.8%と構成比は低くなっていますが、公共事業による道路整備や開発等により毎年着実に増加しています。今後も道路整備が行われていくため、増加していくことが推測されます。

住宅地の構成比は4.7%で、毎年増加傾向にあります。将来的にも人口が増加していく計画になっているため、住宅地面積は増加していくと推測されます。また、工業用地は都市計画の準工業地域がほぼ活用されている状態にあり、ここ数年は伸びがほとんどありません。

その他の構成比は14.5%となっています。

### 【施策】

#### 1. 農用地

農業振興地域整備計画等に基づき、農用地等の効率的かつ総合的な利用を図るとともに、耕作放棄地については、耕作放棄地解消事業等により再生利用を推進します。



また、農地中間管理事業等の活用により、中核的農業者に優良農用地の集積化を推進します。

## 2. 森林

森林は、木材生産等の経済的機能及び町土保全・水源かん養等の多面的機能を増進するため、必要な森林の確保と整備を図ります。

森林の持つ多面的機能を保ちながら、自然との触れ合い・レクリエーション活動、教育、文化活動等保健休養の場としての利用を増進し、森林の総合的利用を図ります。

## 3. 水面・河川及び水路

水面・河川及び水路については、河川整備・治水・排水施設・農業用施設の整備に努めます。

なお、これらの整備にあたっては、自然環境の保全・親水空間の創設に配慮します。

## 4. 道路

道路については、面的整備に関わる一つの基盤としてとらえ、周辺環境の整備に寄与する整備を重点目標として、道路整備を行っていきます。

### ○一般道路

都市計画の用途地域内では、基本的には都市計画道路計画に基づき整備を行っていきます。しかし、実態に合わない道路、合理性に乏しい道路については、合理的な整備に配慮します。他の一般道路の整備にあたっては、道路の安全性・快適性を確保し、道路空間の多面的機能の発揮に配慮しながら、公共事業の投資効率を高めます。

### ○農林道

農業振興地域整備計画・地域森林計画に基づき、計画的かつ効果的に整備を推進します。

## 5. 宅地

### ○住宅地

住宅地については、人口及び世帯数の増加、都市化の進展に伴う新規住宅需要に対して、面的整備の手法を考慮し、民間活力の導入等により計画的に開発・整備を行い、効率的な住宅の配置を進めます。

住宅環境の向上のため「御代田町環境保全条例」「御代田町開発指導要綱」等により、良好な住環境及び景観の形成を図ります。

### ○工業用地

都市計画用途地域内の準工業地域については、ほぼ全域が利用されている状況であり、当初の目的を達成しました。さらなる生産力と雇用の増大、所得の向上等を目的とし「やまゆり工業団地」を造成しました。一部の未買収用地等を除き、売却を終えています。

今後、新たな企業誘致の受け皿となる工業団地の確保について検討します。

### ○その他の宅地

都市基盤の整備に合わせ、良好な町並み形成に配慮しつつ、商業・流通施設等の整備を計画的かつ効率的に進めます。

## 6. その他

スポーツ・文化・教育・福祉・厚生施設等については、町民の利便性をかんがみ、町域における適正配置に配慮し、地域の充足度に応じて計画的に整備を進めます。

### ○全町的施設及び広域的施設

小学校区単位での配置を原則として、現在の施設と有機的に連携させながら、集中配置を図ります。

### ○地区単位で利用する施設

地区間相互の利用が可能な配置を図ります。

○区単位で利用する施設

区規模別に人口に応じて均等にサービス可能な分散を図ります。

## ② 国有林の活用

### 【現状と課題】

当町の国有林面積は1,983haで町土の33.7%を占めています。

昭和62年（1987年）総合保養地域整備法（リゾート法）が制定され、長野県においては、当町を含む18市町村の区域を選定し、「信州フレッシュエアーク曲川高原リゾート構想」として平成2年（1990年）2月承認を受け、小諸市・軽井沢町とともに浅間南麓地域重点整備地区として指定されました。主に1,000m林道から1,300m林道間の国有林を活用する構想がありましたが、急激な経済情勢の悪化を理由に事業主体が撤退し、計画が凍結されたままとなっており、今後も進展は難しいと思われます。

苗畑跡地は国有林としては不要となり、買い取りを打診されていましたが、平成15年3月、町の活性化、課題克服のための有効活用、民間

が取得し開発することに対する町民の憂慮などがあり、地元地区及び議会の強い要請もあって取得しました。

現在は、平成20年に「御代田町町民の森設置及び管理に関する条例」を制定し、設置目的の「地域環境保全のための森林を整備し、森林の持つ多面的機能や自然環境保全などに対する意識の高揚を図るとともに、町民の保健・休養に資するための場」に沿って、「町民の森」として管理を行っています。

また、国が直轄で進めている浅間山火山砂防事業において、緊急時の整備に必要となる砂防堰堤に使用するブロックのストックヤード候補地としての検討が行われています。

### 【施策】

1. 国有林の活用については、自然保護及び環境保全に十分配慮します。
2. 町民の森の活用については、利用計画を検討し、諸問題の解決を図りながら有効活用に努めます。

## ② 個別法の土地利用

### ① 都市計画

#### 【現状と課題】

#### 1. 都市計画区域

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すること、並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られることを基本理念としています。この基本理念を達成するために都市計画法その他の法令の規制を受ける土地として指定した区域が都市計画区域です。

当町が属する佐久都市計画区域は、昭和38年

（1963年）10月18日に佐久市・旧臼田町を含む1市2町で区域指定を受けました。区域指定当時は都市計画区域内外の不公平感があり、区域の編入と除外という都市計画区域の見直しについての議論があります。

平成12年の都市計画法と建築基準法の改正を受けて、都市計画区域の内、用途指定のない区域（いわゆる「白地地域」と呼ばれる区域）について、新たに建築形態制限が設けられ、平成16年5月から適用されています。当町においては、低層住宅・田園地域として「容積率100%、建ぺい率60%の地区」と用途地域周辺

■用途地域一覧表

用途地域区分	形態区分		面積 (ha)
	建ぺい率	容積率	
第1種低層住居専用地域	40	60	140
	50	80	145
第1種中高層住居専用地域	60	200	39
第1種住居地域	60	200	262
第2種住居地域	60	200	24
準住居地域	60	200	20
近隣商業地域	80	200	5
準工業地域	60	200	69
合計7地域			704

資料：建設水道課

地域として「容積率200%、建ぺい率60%の地区」が新たに定められました。この改正による新たな規制で、従来の「用途指定されて本来開発を推進すべき地域」より、用途指定のない「白地地域」（従来容積率400%・同建ぺい率70%）の規制が緩いという状況が是正されました。

## 2. 用途地域

用途地域とは、都市計画区域内の土地利用に計画性を与え、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ることを目的に定められた地域地区の一つで、地域内の土地をどのような用途に、どの程度に利用するべきかなどを定め、建築物の用途・容積・構造等に関し、一定の制限を加えることにより、その適正な利用と保全を図ろうとする地域です。

当町の用途地域は、昭和48年（1973年）12月28日に当初の指定を受けました。平成4年（1992年）には、都市計画法と建築基準法の改正を受けて、平成7年（1995年）10月に新用

途地域に移行しています。

新用途地域では、住環境の保護・市街地形態の多様化への対応等を目的として住居系の用途地域が細分化され、各用途地域において建築することができる建築物の見直しも行われました。

当町では移行に際して、上信越自動車道佐久ICの供用や北陸新幹線の長野までの開業等高速交通網の整備による幹線道路の交通量の増大に対応し、当町の発展に欠かすことのできない沿線地区の用途を若干緩和しました。また、当初の指定から40数年来の指導・誘導の経緯を踏まえ、既存の住環境の悪化につながる安易な規制緩和にならないよう原則的な指定替えを重視しました。

平成10年には、用途地域内の近隣商業地域、準工業地域がほぼ飽和状態にあったため、農業振興地域整備計画との調整を図る中で、工業適地を確保し、町土地開発公社でやまゆり工業団地を造成しました。

平成27年7月には、御代田南小学校を含む

約7.1haの地区について、子育て・教育、医療・福祉の増進に寄与する文教厚生拠点と位置付け、機能の維持、集積、強化を図ることを目的に、用途地域を「第一種低層住居専用地域」から「第一種住居地域」へ変更しました。変更にあたっては、変更までの土地利用経過を考慮する中で、良好な市街地環境と豊かな自然景観が調和した文教厚生拠点の形成を図ることを目標に建築物等の用途の制限等を定めた地区計画を策定しています。

用途地域に関しては、全体の約90%を住居系用途地域が占めています。未利用地も多い中で、住居系用途地域の活用にあたっては、良好な住環境の保全が大きな課題となっています。

また、用途地域内に多く存在する未利用地の活用のため、道路等都市基盤の整備によって都市的土地利用を推進していくことが必要です。今後においても、用途地域内土地の利用状況や用地の需要等を考慮し、用途地域の改廃等を必要に応じて検討していかねばなりません。

### 3. 風致地区

風致地区は、都市及びその周辺における自然環境を維持保全し、風致景観を損なわないようにするために定めた地区であり、開発を凍結するものではなく、受忍義務の範囲内で自然景観と建築物等との調和を図るために指定されたものです。

当町では、昭和47年（1972年）12月に、「別荘地の開発を意識しながら浅間山の眺望を永久に残すべき地域」として4地区368.4haが風致地区の指定を受けました。

建ぺい率の規制緩和に主眼を置いた見直しの意見等もありましたが、緩和せずに風致を維持するために必要な規制が課せられてきたことで、浅間山の景観保全に寄与しています。

平成27年4月には、地方分権の進展から風致に関する県の条例が廃止され、平成26年12月に制定した町の条例による運用に変わりました。今後も、規制を適正に運用する中で、浅間山の景観を保全し、良好な自然景観を将来に残すことを目的に、地権者や地域住民の理解を得ていく必要があります。

#### ■風致地区の状況

(単位：ha)

風致地区名	風致地区種別面積		
	第1種	第2種	計
久保沢	103.9	73.0	176.9
一里塚	-	116.2	116.2
雪窓	19.0	40.5	59.5
十二ノ森	15.8	-	15.8
合計	138.7	229.7	368.4

資料：建設水道課

#### 【施策】

##### 1. 都市計画

土地利用計画との調整を図り、関係法令の適正運用に努め、現在の都市計画区域を堅持します。

##### 2. 用途地域

都市化を促進する道路整備等都市基盤の整備を進め、安全で快適な住環境確保に努めます。また、「御代田町環境保全条例」の適正な運用を図り、住みよいまちづくりを推進します。

##### ◆第1種低層住居専用地域

○低層住宅の専用地域としての良好な住環境の保護または整備を図ります。

##### ◆第1種中高層住居専用地域

○中高層住宅地としての良好な住環境の保護または整備を図ります。

##### ◆第1種住居地域

○主として住環境の保護を図り、中規模以上の工場及び大規模な店舗・事務所等の立地を制限します。

#### ◆第2種住居地域

○主として住環境の保護を図り、中規模以上の工場等を除くある程度の用途混在を許容し、店舗・事務所等の立地を許容します。

#### ◆準住居地域

○主として住環境の保護を図りつつ、自動車関連施設等の業務の利便を増進します。

#### ◆近隣商業地域

○近隣住宅居住者の日常生活の利便性を考慮し、日用品の販売を主とした店舗等の立地を図ります。

#### ◆準工業地域

○主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進します。

○用地の需要等を考慮し、必要があれば現行用途地域外で工業適地を確保します。

### 3. 風致地区

浅間山の景観を保全し、良好な自然景観を将来に残すために現行の規制を堅持します。

## ②農業振興地域整備計画

### 【現状と課題】

農業振興地域内の農地は、農作物生産機能のほか、自然環境の保全や防災など多面的かつ公益的機能を有しています。現在、農業振興地域面積は1,691haあり、その内780haが農用地区域に指定されています。

水田のほ場整備率は66%、畑のほ場整備率は28%となっています。また、畑の灌がい施設が247ha整備済となるなど、農業生産基盤の強化を進めています。

一方で、農業振興地域内の農用地区域外では住宅等の開発もあり、農地のスプロール化や混

在化が進み、土地利用上の問題が生じています。

今後、社会的、経済的情勢の推移と地域の実情を考慮し、土地利用計画に従い農業振興を図るべき地域とその他の土地利用を図るべき地域を明確にし、総合的な土地利用を図っていかねばなりません。また、ほ場整備等の農業基盤整備が行われている農用地を優良農用地として保全・確保しつつ、農業が産業として将来にわたって持続可能となるよう振興を図っていかねばなりません。

### 【施策】

御代田町土地利用計画に基づき、農業振興地域整備計画の見直しを進め、総合的な土地利用を図ります。

## ③森林地域整備計画

### 【現状と課題】

当町の森林面積は、町域の約59%を占めています。これらの森林のうち、国有林を除いた区域について「御代田町森林整備計画」を策定し、育林・森林基盤の整備目標などを定めて森林整備に努めています。

しかし、林業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、所有者の森林整備意欲の減退を招いて、手入れの行き届かない森林が増加の一途をたどっていました。

このような状況の中で、当町は平成13年度から森林整備に本格的に着手しました。国・県補助金を受けて森林整備（間伐作業）を実施し、平成19年度末において約390haの森林整備を実施しました。

さらに、平成20年度から森林づくり県民税の導入によって約436ha（平成20～25年度）を整備し、近年に整備した森林の累計は約826haと

なり、民有人工林897haの約92%に達しています。しかし、整備を実施した森林においても、数年から10年後には再整備が必要となるため、これからも森林整備を継続して実施する必要があります。

【施策】

1. 森林の持つ多面的機能（国土保全・災害防止・水源かん養等）を総合的かつ効果的に発揮させるため、必要な森林を確保し、保全整備を行います。
2. 保健休養・文化啓発の場として、里山等の整備を行います。

## 第2項 国土地籍調査の推進

【現状と課題】

当町は昭和55年度（1980年度）に国土地籍調査事業に着手し、全町域5,879haの内、国有林・ほ場整備地区等の2,295haを除く、3,583haを国土地籍調査区域として事業を進めています。

平成26年度末の進捗状況は、一筆地籍調査を実施した区域が2,912ha、進捗率は81.27%、認証を受けて登記した区域が2,811ha、進捗率は78.45%となっています。

しかし、近年は県の財政状況の悪化により、補助金が削減される年度が度々あり、このこと

による調査区域の縮小が事業の進展を大幅に遅らせています。平成26年度末において671haの未調査区域（軽井沢大橋以南の農地・別荘地・山林）を残していますが、町民の生活に密着した区域の国土地籍調査はほぼ完了しました。

【施策】

1. 現在調査に着手している区域の事業完了を目指します。
2. 未調査地区については、社会・経済情勢により事業継続を検討します。

■地籍調査成果進捗状況（平成26年度末現在）

（単位：ha）

調査対象外 2,295	国土調査法に基づく除外地区面積 (国有林1,940・畜産草地研究所72)		2,012
	国土調査法第19条5項指定（予定）面積 (小田井ほ場整備75・塩野ほ場整備79)		154
	グランディ軽井沢ゴルフクラブ		129
国土地籍調査計画面積 3,583 (100%)	調査着手済面積 2,912 (81.27%)	登記済面積	2,811 (78.45%)
		調査中面積	101 (2.82%)
	未調査区域面積		671 (18.73%)
全町域面積			5,878

全町域面積は、平成27年 4月 1日から、国土地理院の「全国都道府県市区町村別面積調」により5,879haとなっています。

資料：産業経済課

## 第3項 道路網整備の推進

### ① 国県道の整備

#### 【現状と課題】

一般国道18号は、県内各地と関東・首都圏を結ぶ、地域経済や社会活動の基盤として重要な役割を果たす主要幹線道路です。当町の通過延長は4,331mと距離こそ短いものの、地形的な要因から急勾配やカーブが多く、交通事故多発区間となっています。このため、登坂車線や右折車線の設置と歩道などの安全施設の整備が課題となっています。

県道は、主要地方道2路線、一般県道5路線があり、集落間及び近隣市町村を結び、地域の生活や産業活動の主要幹線道路として重要な役割を担っています。

いずれの路線も拡幅や歩道の整備が必要です。特に、交通量の多い交差点は、歩行者等の安全を確保するために信号機や横断歩道の整備が必要です。現在、一般県道御代田停車場線八加倉地区の道路改良及び一般県道借宿小諸線の歩道整備が進められています。

国・県とも財政状況は厳しく事業費を縮小し

ています。特に、家屋移転等を必要とする箇所  
の事業進捗は遅れがちとなり、新規箇所の採択は困難な状況にあります。

#### 【施策】

##### ○国道

1. 「御代田駅入口」交差点の右折車線設置を要請します。
2. 軽井沢小諸間改良の早期事業化を要請します。

##### ○県道

3. 主要地方道佐久軽井沢線の歩道設置を要請します。
4. 一般県道御代田停車場線と一般県道借宿小諸線の拡幅及び歩道の設置を要請します。
5. 一般県道草越豊昇佐久線と一般県道豊昇茂沢中軽井沢停車場線の改良を佐久市、軽井沢町と連携を深め要請します。
6. 他の路線については、危険箇所及び他の

■国・県道の状況（平成27年4月1日現在）

（単位：m・％）

	路線名	延長	改良済延長	整備率	舗装済延長	舗装率
国道	一般国道 18号	4,331	4,331	100	4,331	100
県道	主要地方道 佐久軽井沢線	2,069	2,069	100	2,069	100
	小諸軽井沢線	4,075	3,960	97	4,075	100
	一般県道 馬瀬口小諸線	1,446	1,004	69	1,446	100
	御代田（停）線	1,115	820	74	1,115	100
	借宿小諸線	6,519	5,898	90	6,519	100
	草越豊昇佐久線	4,764	2,330	49	4,764	100
	豊昇茂沢中軽井沢（停）線	3,031	2,716	90	3,031	100

資料：長野国道事務所、長野県佐久建設事務所

諸計画との整合性を図りながら整備を要請します。

## 2 町道の整備

### 【現状と課題】

町道は、日常生活や生産活動の中で最も重要な役割を果たしているため、積極的な整備が必要です。平成27年4月における舗装率は86.5%になっています。幅員5.5m以上の整備率は1級町道で61.9%、2級町道で27.0%、その他町道（幅員3.5m以上）を含めた全町道で55.8%となっており、整備率・舗装率とも着実に上昇しています。

幹線道路が整備され舗装率も高くなってきましたが、年数の経過、大型車両の通過に伴い、道路の破損が進み舗装路盤の補修が必要な時期に入ってきています。

舗装率が年々上昇し、そのストックも相当量に達してきており、安全かつ円滑な交通に支障をきたさないよう定期的にアスファルト舗装を調査し、経済的かつ敏速に維持修繕を行い、供用性や安全性を確保していくことも重要な課題です。

今後の拡幅改良は、安全性や利便性を重視し、主要幹線道路、補助幹線道路の整備と歩行者安全対策のための整備をしていく必要があります。その他道路については、交通量や日常生活の関連度、緊急度を十分考慮した上で整備を進める必要があります。

道路整備は、町内全域にわたり住民要望が高い事業であり、施行箇所が分散し、投資効果が低くなる傾向があるため、主要幹線道路や投資効果の高い箇所に集中的投資を行い、事業効果を高める必要があります。また、用地取得の難しさや事業費に占める用地費の割合が高いことから、住民に対して一層の理解と協力を要請し

7. 長野県公安委員会に対し、信号機及び横断歩道の設置を要請します。

ていくとともに、地元区における調整を要請していくことが重要です。

道路新設改良事業は、用地・補償費や工事費など多額の経費を必要とすることから、平成21年度からの5カ年において、国から財政支援を受けられることができる「第1期都市再生整備計画事業」を活用し、御代田駅周辺の基幹道路から周辺部の道路整備を進めてきました。平成26年度からは「第2期都市再生整備計画事業」により、主な幹線道路の整備及び歩道の設置を進めています。

除融雪については、主要幹線道路及び補助幹線道路を重点的に行い、車両の通行や歩行者の安全確保を行います。除融雪機械運転手の高齢化や土木作業員の減少により、特殊運転手の確保が重要な課題です。

### 【施策】

1. 道路改良は、主要幹線道路及び補助幹線道路を優先的に、拡幅改良・歩道設置・側溝改修を推進します。
2. 損傷の激しい主要幹線道路の維持補修計画を策定し、適切な補修に努めます。
3. 改良舗装は、交通量、日常生活の関連度、用地の確保状況等を十分考慮し、緊急性の高い箇所から実施します。
4. 都市計画道路整備との整合を図りながら連絡道の整備を推進します。
5. 引き続き、国の補助金等を活用し、道路整備を行います。
6. 除融雪機械運転手の確保を目指します。



■町道の整備状況（平成27年4月1日現在）

（単位：m・%）

種別	路線数	延長	改良済延長	整備率	舗装済延長	舗装率
1級町道	13	23,771	14,730	61.9	23,284	97.9
2級町道	13	11,826	3,202	27.0	11,826	100.0
その他町道	545	188,633	105,325	55.8	159,013	84.3
計	571	224,231	123,257	54.9	194,122	86.5

※改良済延長の内訳 1・2級町道 車道幅員5.5m以上、その他町道 車道幅員3.5m以上 資料：建設水道課

### 3 橋梁の整備

#### 【現状と課題】

当町における橋梁の状況は、橋長30m以上の橋が県道で久保沢橋・広戸橋・寺沢橋・舟ヶ沢橋、町道で露切橋・面替橋・湯川橋・故郷大橋・軽井沢大橋の9橋あります。そのほかは規模の小さい橋が多く、全町で県道に15橋、町道に56橋架かっており、全て永久橋です。

しかし、その多くが幅員狭小のため、拡幅や歩道設置が課題となっています。また、橋梁が建設されてから50年を経過する橋梁が半数を超え、老朽化が課題となっています。安全性の確

保及び延命化を図り、適切な点検による現状確認とその結果に基づいた確かな修繕が必要となっています。

#### 【施策】

1. 道路の拡幅改良に併せ、橋梁幅員の拡幅や歩道の設置を推進します。
2. 定期的に橋梁診断を行い、適切な維持管理計画を策定し、安全・延命対策を推進します。

■橋梁の状況（平成27年4月1日現在）

	数量 (橋)	総延長 (m)	延長内訳 (m)					
			10m未満	10~20m	20~30m	30m以上	5m未満	5m以上
県道	15	260.0	6橋 22.6	4橋 59.6	1橋 20.7	4橋 157.1	2橋 36.0	13橋 224.0
町道	56	817.8	37橋 189.5	12橋 171.5	2橋 49.8	5橋 407.0	37橋 297.9	18橋 519.9

資料：建設水道課

### 4 都市計画道路の整備

#### 【現状と課題】

都市計画道路の果たす役割は、都市機能を充実させ、安全かつ円滑な交通の確保と快適な居住環境を提供することです。この整備を促進することは、まちづくりを進める上で極めて重要

な政策となります。

当町の都市計画道路は、昭和44年（1969年）5月22日に計画決定され、その後3回の軽微な変更を経て現在に至り、8路線、総延長26.01kmが計画決定されています。平成26年度

未現在の整備率は30.6%、概成済みを含めて52.4%になっています。

しかし、計画決定以降40有余年経過しているにもかかわらず、整備率が低く未着手路線も多く存在しています。このため、平成15年度に原因究明と改善策の検討を行いました。

その結果、現行計画には「代替路線が存在する」「過剰投資となる」「既存区画との不整合」「地形上施行困難」などの問題がありました。この問題を解決するには、都市計画決定の変更等を含めて道路行政全体を検討する必要があります。

見直しの基本的な考え方は、都市機能が充実し安全かつ円滑な交通が確保された快適な居住環境のまちづくりを進めることです。このためには、最少の経費で施行が可能な都市計画道路の見直し案を具体化していく必要があります。それには、関係地域住民や地権者の理解を得ながら、計画決定変更を進めなければなりません。

県施行道路の小田井向原線（一般県道借宿小諸線）は、南小学校の主要通学路で、長年の懸

案事項でしたが、県道部分における歩道が片側全線設置され、整備が進んできました。引き続き、通学児童の安全確保のため、計画断面のとおりに両側歩道整備をするべく県への積極的な働きかけが必要です。

町施行道路の御代田駅大林線（町道雪窓向原線）は、御代田中学入口信号から(株)ミネベア区間の改築が平成25年度に完了しています。また、平和台線（町道上小田井雪窓線）は、中学校南の交差点改良を含め、現道拡幅ルート案で平和台区内の整備を進めています。引き続き、歩道や路面の破損状況等を勘案しながら必要な整備、改良を進めていく必要があります。

【施 策】

1. 都市計画道路事業を、実効性のある計画と整合させながら進めます。
2. 都市計画道路の見直しを推進します。
3. 県施行による道路整備を積極的に働きかけます。
4. 事業実施にあたっては、合理的な整備優先順位を定めます。

■都市計画道路の整備状況（平成27年4月1日現在）

（単位：m・%）

街路番号	路線名	計 画		整 備 済		既 成 済	
		延 長	幅 員	延 長	整備率	延 長	既成率
3. 2. 1	大林中央幹線	2,800	36			730	
3. 4. 4	馬瀬口西軽井沢線	4,350	18			3,080	
3. 4. 11	御代田佐久線	3,880	18	2,777		10	
3. 4. 12	小田井向原線	4,820	16	1,395		1,853	
3. 4. 13	東原西軽井沢線	3,100	16				
3. 5. 26	御代田駅大林線	2,560	12	2,560			
3. 5. 27	平和台線	1,200	12	553			
3. 5. 28	西軽井沢環状線	3,300	12	670			
計	8 路 線	26,010		7,955	30.6	5,673	21.8

資料：建設水道課

## 第4項 公共交通・運輸の充実

### 【現状と課題】

#### 1. バス等

地域住民の交通手段を確保するため、小諸・軽井沢間を結ぶ北国街道線、塩野を經由して小諸と結ぶ小沼線、中山道を路線として岩村田・軽井沢間を結ぶ軽井沢線の3つのバス路線が、廃止路線代替バスとして運行していました。しかし、廃止路線バスの補助金が廃止されたことに伴い、佐久市・軽井沢町と共同運行していた軽井沢線は平成18年3月に廃止され、小諸市・軽井沢町と共同で運行していた北国街道線、小諸市と共同運行していた小沼線も平成19年9月に廃止されました。

現在、小諸市方面へは、小諸市が運行するコミュニティバスの延伸運行を依頼し、佐久市方面へは、御代田駅から浅間病院までを結ぶ佐久御代田線を佐久市と共同運行しています。

当町においては、交通政策を考えるため「新交通システム検討委員会」を組織し、検討を重ねた結果、需要動向を見極めた上で町内の交通体系を決定することや佐久方面へのバスの改善、鉄道との連携を軸に試行期間を設け実施していくことになりました。

平成21年度からは、需要の把握を目的にタクシー券を利用した「タクシー利用助成事業」を実施しています。現在は、70歳以上の高齢者及び障がい者の方が利用でき、町外への移動にも利用が可能です。今後も少子超高齢社会等の社会情勢や地域の実情に適応した交通政策に取り組む必要があります。

#### 2. 鉄道

しなの鉄道は、平成9年10月北陸新幹線の並行在来線としてJRから経営分離され、軽井

沢-篠ノ井間を運行する第三セクターの鉄道として運営されています。住民にとって欠くことのできない重要な公共交通機関であると同時に、地域の産業振興や広域観光に大きく貢献している交通機関です。

利用者数の減少により、苦しい経営状況が続いていたため、利用者の増加やしなの鉄道全体の活性化を図ることを目的に、沿線自治体や関係団体による「しなの鉄道活性化協議会」を組織しました。協議会では総合連携計画を策定し、その中において小諸市・軽井沢町・御代田町が共同で小諸-軽井沢間の増便事業を実施しています。

また、沿線の町として、鉄道の円滑運行や旅客サービスの向上を図るため、駅ホームのかさ上げ工事等に補助を行いました。近年、増便事業の効果もあり、御代田駅の利用人員はしなの鉄道全体と同様、増加に転じました。引き続き、各種の旅客サービスの向上を図っていく必要があります。

鉄道は高齢者や高校生などの交通弱者にとって重要な交通手段であり、地域にはかけがえのないインフラであるため、引き続き、県・沿線市町や関係機関と連携し、利用促進と活性化に努める必要があります。

### 【施策】

#### ○バス等

1. 引き続き、佐久市、小諸市との共同事業を継続実施します。
2. 社会情勢や地域の実情に適応した地域公共交通について検討します。

#### ○鉄道

3. 引き続き、小諸市、軽井沢町と共同で増

- 便事業を実施します。
4. 新幹線との接続、軽井沢-長野間の直通列車の増便を要請します。
  5. 御代田駅の業務を受託し、旅客サービスの向上に努めます。
  6. 県、沿線市町とともに設備投資に対し補助します。
  7. 鉄道利用を呼びかけるパーク&レールライドを実施します。

■路線バス等利用人員

(単位：人)

年 度	佐久御代田線	塩野線	平原線	タクシー券
平成22	1,895	584	1,061	4,533
23	2,168	598	1,005	5,211
24	2,025	492	931	5,610
25	2,462	507	887	5,452
26	3,485	556	787	5,409

資料：企画財政課・保健福祉課

■しなの鉄道御代田駅乗降者人員

(単位：人)

年 度	一般乗降車人員	定期利用人員	乗降車人員総数
平成22	167,554	282,060	449,614
23	173,376	291,540	464,916
24	177,514	294,960	472,474
25	177,841	318,180	496,021
26	190,796	306,480	497,276

資料：しなの鉄道

## 第5項 災害の未然防止

### ① 治山事業の促進

#### 【現状と課題】

当町の浅間山南面の山麓と平尾富士・森泉山北面の山麓とその間を流れる湯川に沿った沖積地帯は、浅間山から噴出した火砕流や軽石などの非固結の堆積物に覆われた上に、土壌が分布し、森林が形成されています。そのため、活火山特有の砂礫に富む岩石地は、植生が貧弱で土壌もほとんどなく起伏に富んだ急峻な地形であ

り、台風や局所的な短時間豪雨による自然災害が発生しやすい立地条件といえます。特に近年は、開発等による森林伐採の増加に伴い、森林の持つ山地災害防止機能への影響が懸念されています。

森林は洪水や濁水を緩和し、水質を浄化する水源かん養、土砂の流出や崩壊を防止する山地災害防止機能や温暖化防止などの公益的な機能

を担っています。

今後も森林の公益的機能の維持向上を図り、安全で安心できる生活環境を保持するため、予防治山に努めていく必要があります。

**【施 策】**

1. 急傾斜地等の危険箇所を把握し、保安林指定等により、予防治山に努めます。
2. 森林伐採を伴う林地開発行為等に対しては、御代田町環境保全条例に基づき適切な指導を行い、森林の持つ山地災害防止機能の健全な維持に努めます。

■保安林の状況

(単位：ha・%)

	森林面積	保安林					計	保安林比率
		水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	土砂崩壊防備保安林	その他保安林			
国有林	1,983	1,843	43		12	1,898	95.7	
民有林	1,490	18.0	90.9	0.4	0.6	109.9	7.4	

資料：「千曲川上流国有林の地域別の森林計画書・長野県民有林の現状（H26）」

**2 治水事業の促進**

**【現状と課題】**

当町の河川は、1級河川が3河川で延長13.0km、準用河川が3河川で延長8.8kmあり、いずれの河川も急勾配で狭小になっています。1級河川の3河川は土石流危険渓流にも指定されており、豪雨時の危険性があります。

現在の河川改修は、小規模な修繕工事がほとんどであり、大規模な河川改修となると災害復旧事業に頼らざるを得ない状況で、治水対策としては十分ではありません。

1級河川は県管理、準用河川・普通河川は町管理になっています。平常時に河川パトロールを行い、河川構造物の設置状況や浸食箇所等を把握し、増水時の危険防止に努めていく必要があります。

**【施 策】**

1. 河川パトロールを定期的に行い、危険箇所を把握し、改修に努めます。
2. 県管理の1級河川の改修を要請します。

■河川の状況

(単位：m)

	河川名	延長		河川名	延長
一級河川	湯川	4,500	準用河川	久能沢川	2,900
	濁川	7,000		滝沢川	4,000
	繰矢川	1,500		重ノ久保川	1,900

資料：建設水道課

### ③ 土砂災害への備えの充実

#### 【現状と課題】

国内では土砂災害は毎年のように発生しており、特に近年、局所的な短時間豪雨や長雨が頻発し、それに伴った土砂災害は暮らしに大きな影響を及ぼしています。

平成11年6月に広島市及び呉市で発生した土砂災害では死者負傷者38名、全半壊家屋138戸と甚大な被害となり、この災害を機に、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）が平成13年4月に施行されました。

土砂災害防止法は、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある土地の区域を明らかにし、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制など、土砂災害の防止のためのソフト対策の推進を図るものです。

当町では、「土砂災害防止法」に基づき、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が平成27年度に県により指定されました。

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域は、土砂災害により被害が想定される区域の地形や地質、土地の利用状況を調査し、区域を指

定するものです。指定された区域では、町で警戒避難体制の整備を図るほか、特別警戒区域では建築物の構造規制や特定の開発行為に対する許可制、建築物の移転勧告が行われるため、このような場所では日頃から状況を把握し、土砂災害に注意をする必要があります。

急峻な地形が多い地区においては、避難行動要支援者の住宅が警戒区域に立地する場合も考えられ、土砂災害により被災する可能性もあることから、近隣居住者などの協力を得た避難体制の整備を推進する必要があります。

#### 【施策】

1. 土砂災害危険箇所の把握と防災パトロールを行い、土砂災害を未然に防止し、被害を最小限にとどめるよう努めます。
2. 土砂災害警戒区域などでの警戒避難体制の整備を図ります。
3. 土砂災害警戒区域などの危険箇所を周知するとともに、指定緊急避難場所及び指定避難所などの防災情報を掲載した土砂災害ハザードマップを配布します。

## 第6項 景観形成の推進

#### 【現状と課題】

当町は、雄大な浅間山とその裾野に広がる森林・河川などの自然に恵まれ、田園と町並みが渾然一体となった景観が残されてきています。

国においては、平成16年6月『良好な景観は、国民共通の資産として、地域住民の意向を踏まえ、地方公共団体・事業者及び住民による一体的な取り組みで、将来の国民がその恵沢を

享受できるよう、整備・保存されるべきである』という基本理念のもと景観法が成立しました。この理念に基づき、住民との十分な対話により地域の自然・歴史・文化等と人々の生活・経済活動との調和に十分配慮した上で、景観形成を推進していく必要があります。

平成4年度（1992年度）に制定された長野県景観条例により、当町は「浅間山麓景観育成

重点地域」に指定されました。平成5年度（1993年度）には「御代田町の景観を考える会」（景観推進協議会）が設立され、景観への意識高揚のための活動が続けられています。景観形成住民協定としては、平成14年度に大林地区、平成18年度に向原地区で締結され、それぞれの地域にふさわしい景観形成に貢献しています。また、平成5年度（1993年度）に「長野県屋外広告物条例」が定められ、特に町内には、一般国道18号沿線をはじめ多くの禁止地域が設けられ広告物の表示が制限されています。しかし、違反広告物の掲示が後を絶たず、沿線の美観を損ねる一因となっています。

今後も景観推進協議会及び景観形成住民協定地区に助成するとともに、新たな景観形成住民協定の締結を図り、景観を阻害する事例について是正指導や改善のための助成を行うなど、重点地域として景観形成の事業を推進する必要があります。

あります。また、屋外広告物条例違反の広告物については是正指導するとともに、町内に設置された公共広告物にも統一性を持たせ、美観・風致の維持に努めていく必要があります。

#### 【施策】

1. 住民との十分な対話により、景観形成を推進します。
2. 景観への意識高揚のため景観推進協議会の活動を支援します。
3. 新たな景観形成住民協定の締結を推進します。
4. 事業主の協力を得て景観阻害箇所の修景事業を推進します。
5. 定期パトロールを実施し、違反広告物表示者に対して是正指導を行います。
6. 公共広告物の設置に際し、町のCIマニュアルの使用を徹底します。

## 第2節 生活環境の整備

### 第1項 住宅整備の確立

#### ① 公営住宅の整備

##### 【現状と課題】

町内の公営住宅は、昭和35年度（1960年度）から木造平屋建て町営40戸・県営42戸、合計82戸の桜ヶ丘団地の建設が始まりました。

その後、平和台地域の住宅団地分譲に併せて昭和41年度（1966年度）から昭和48年度（1973年度）にかけて簡易耐火構造平屋建てによる町営89戸・県営98戸、合計187戸が建設され、町内に2団地269戸が建設されました。

これらの住宅は、時間の経過による老朽化や住宅環境の変化に伴う低層住宅から中高層住宅への建て替えが必要となり、町営住宅桜ヶ丘団地が平成5年度（1993年度）に、県営住宅平和台団地が平成8年度に中層耐火構造住宅に建て替えられました。

町営平和台団地については、平成25年度から平成27年度にかけて町道児玉荒町線の道路拡幅を見据える中で、集会場と西側住居棟11棟42戸の取り壊しを行いました。これにより、管理戸数は37戸となりました。現在、民間住宅の活用、建築から40年以上が経過し、老朽化が進んでいることから入居停止を行っています。安全面等を考慮する中で、用途廃止を行う等の対応が必要となっています。

また、平和台団地の入居世帯状況をみると、

減免世帯などが多く、3分の2以上は高齢者です。入居世帯人員をみても2人以下の世帯が80%以上を占め、単身比率も高い状況になっています。特に老年人口は、国の増加傾向と同様に推移し、より一層の核家族化も推測されることから、公営住宅計画を県と共同で検討する必要があります。なお、県営住宅の建替計画では、122戸中50戸を建設しましたが、その後、事業中止となりました。

町営桜ヶ丘団地については、平成24年に長寿命化計画を策定しました。当初建築した棟は建築から20年以上が経過しています。計画に基づいた施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を推進していく必要があります。

##### 【施策】

1. 町営平和台団地の用途廃止を検討します。
2. 平和台団地の公営住宅整備計画を県と共同で検討します。
3. 既存町営住宅の適切な維持補修を実施します。
4. 長寿命化計画に基づいた維持補修により、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を推進します。



■町営・県営住宅の状況

(単位：戸)

建設年度 団地名		昭和 45～48	平成5	6～7	8～9	10～11	12～13	14～15	計
桜ヶ丘	町営		RC 18	RC 24	RC 12	RC 12	RC 18	RC 18	102
平和台	町営	簡平 37							37
	県営				RC 32	RC 18			50
計		37	18	24	44	30	18	18	189

資料：建設水道課

## 2 住宅建設の推進

### 【現状と課題】

当町の住宅の新築・増築の状況は、過去5年間をみると100件程度で推移しています。

平成元年（1989年）に良好な自然環境及び生活環境を保全することを目的に「御代田町環境保全条例」を制定しました。これにより、1,000㎡以上の開発行為には届出が必要になり、開発行為の適正化を図りながら指導・誘導等を行うことができるようになりました。平成4年度（1992年度）に「長野県景観条例」が制定されたことに伴い、浅間山麓景観形成重点地域の指定を受け、景観に配慮した住宅建設等の指導も行っています。また、平成16年に「景観法」が制定され、良好な景観形成の促進は地方自治体の責務であることが位置付けられました。

今後も住宅建設を推進していく中で、自然環境と生活環境を保全しながら、地域の特性を活かした景観形成を図るとともに、良好な住環境の形成を図っていく必要があります。また、町民等の快適な生活環境を確保するため、民間が行う宅地分譲等については、引き続き、住居系用途地域内への誘導を図る必要があります。

### 【施策】

1. 長野県景観条例並びに御代田町環境保全条例及び御代田町開発指導要綱の適正な運用により、良好な住環境の形成を図ります。
2. 宅地分譲等については、住居系用途地域内への誘導を図ります。

■住宅新築状況の推移

(単位：戸)

区分	年	平成22	23	24	25	26	計
新築		94	94	89	86	102	465
増築		3	3	3	7	1	17
アパート			5	11	9	2	33
計		103	102	103	102	105	515

資料：税務課

### ③ 空き家等対策の推進

#### 【現状と課題】

空き家等については、全国的に社会問題となっています。国では、適切に管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすため、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全を図るとともに、空き家活用のための対策が必要であるとのことから「空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家対策特措法」という。）を平成27年に施行しました。

空家対策特措法では、適切な管理が行われていない空き家等がもたらす問題を解消するために、所有者等が周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、適切な管理に努めると規定し、第一義的には所有者等が自らの責任によりの確に対応することを前提としています。しかし、所有者等がその管理責任を全うしない場合において、市町村が地域の実情に応じて有効活用を図る一方、悪影響を及ぼす空き家等については所

要の措置を講ずるなど対策の実施を規定しています。

平成25年度総務省実施の住宅・土地統計調査速報値においては、住宅総数6,063万戸のうち318万戸が空き家等であるとし、過去20年間で約2倍増加していると発表されました。町内においても、空き家等の増加が推測されることから、空家対策特措法に基づき空き家等に関する施策を実施していく必要があります。

賃貸や売却が可能な空き家等については、空き家等の有効活用を目的に空き家バンク事業を平成27年度から開始しました。空き家等の有効活用により、定住・移住・交流人口を創出し、地域活性化を図っていく必要があります。

#### 【施策】

1. 空き家等対策計画策定及び計画に基づく対策の実施を検討します。
2. 空き家バンク事業による定住・移住・交流人口の創出を図ります。

## 第2項 上水道整備の推進

#### 【現状と課題】

水道は、生活・産業活動等において、最も重要かつ基礎的条件の一つであり、安定的に水を供給することは、町発展のためにも極めて重要です。

町営水道については、平成26年4月から小沼地区簡易水道と御代田町簡易水道を統合し、新たに御代田小沼水道として運営しています。

当町の主な水道は、町営水道の御代田小沼水道と佐久水道企業団から供給されています。町営水道の水源は、蟻ヶ沢水源・寺沢水源・塩野

深井戸・長坂深井戸・清万深井戸の5カ所の独自水源と、浅麓水道企業団からの浄水を受水しています。

将来の水需要の動向は、アパートの増加に伴う1人世帯等の増加や、宅地化の進展等により、給水戸数は増加するものの、節水機器の普及や節水意識の浸透から、有収水量（＝水道料金）の増加は、微増になると予測されます。

安全で安心な水道水を供給するため、水道法に基づく水質検査を行っています。水質検査項目及び基準値については、常に最新の科学的知

見に照らし合わせ逐次改正され、最新の全項目検査においては、原水38項目、浄水51項目の検査を行い、供給しています。なお、平成23年3月に発生した東日本大震災に伴う、福島第1原子力発電所の放射能漏れ問題については、それ以降、地表に近い場所で採水している原水及び同系統の浄水の放射性物質検査を行っていますが、これまで検出下限値である1ベクレル/kgを超える検出結果は出ていません。

近年、外国資本による水源地付近の山林等の買収が問題となっています。当町では、御代田町環境保全条例により、主要地方道小諸軽井沢線（通称：浅間サンライン）及び町道清万3号線から北側では井戸の掘削を許可していないことから、水源を脅かす事態はこれまでありません。今後も開発等に伴う水道水への汚染も懸

念されるため、水源の保全対策には十分注意を払っていかねばなりません。

また、水道は、最も重要なライフラインの一つであることから、災害等緊急時の適切な対応が課題となっています。

【施策】

1. 安心して飲める水道水を安定供給するため、定期的な水質検査を実施し、水質管理に努めます。
2. 御代田町環境保全条例に基づき、水源保全に取り組みます。
3. 災害等緊急時に備え、臨時給水コンテナの整備、給水袋等の備蓄を推進します。また、老朽施設の更新を計画的に進めます。

■水道別の給水状況

(平成27年3月31日現在)

所管	水道名	給水区域	計画給水 人口 (人)	給水区域内		現在給水		平成26年度 年間配水量 C (m <sup>3</sup> )	平成26年度 年間有収水量 D (m <sup>3</sup> )	給水率 B/A (%)	有収率 D/C (%)
				世帯数 (世帯)	人口A (人)	世帯数 (世帯)	人口B (人)				
佐久水道企業団	上水道	御代田（西軽井沢を除く）、草越の内向原、馬瀬口の内桜ヶ丘の一部、面替、草越・広戸、豊昇（久能・梨沢）	8,868	3,384	8,108	3,383	8,106	15,574,858 ※	13,047,465 ※	100	84
御代田町	上水道	小沼地区・西軽井沢地区	7,500	3,144	7,316	3,143	7,314	1,120,707	759,339	100	68
合計			16,368	6,528	15,424	6,526	15,420	16,695,565	13,806,804	100	83

※佐久水道企業団の年間配水量及び有収水量は、佐久水道企業団全体数値（資料：佐久水道企業団・建設水道課）

## ■年間に於ける水質検査項目及び回数

検査項目	検体等	回数
クリプトスポリジウム・ジアルジア	原水5カ所	1回/3ヵ月
クリプトスポリジウム指標菌	同上	1回/1ヵ月
全項目（一般細菌・大腸菌・カドミウム・水銀・鉛 他33項目）	同上	1回/1年
放射性物質（地表に近い原水及び同系統の浄水のみ）	原水2カ所 浄水2カ所	3回/1年
味・臭気・色・濁度	浄水9カ所	1回/1日
省略不可能項目	同上	1回/1ヵ月
省略可能項目	同上	1回/3ヵ月
全項目（一般細菌・大腸菌・カドミウム・水銀・鉛 他46項目）	同上	1回/1年

（資料：建設水道課）

## 第3項 汚水処理対策の推進

### 【現状と課題】

当町の汚水処理計画は、昭和61年度（1986年度）から昭和62年度（1987年度）に基礎調査を行い、平成元年度（1989年度）に基本計画を策定し、全戸水洗化の整備手法を確立して事業に着手しました。

汚水処理計画の中核をなす公共下水道事業は、計画面積882haのうち、可住地区域825haの事業認可を取得して整備を推進しています。

処理場は平成5年度（1993年度）に工事着手し、平成8年3月から供用開始しました。その後、管渠整備の進捗により流入汚水量が増加したため、平成20年度から平成22年度の3年間で、2系4池の水処理施設及び汚泥処理施設を増設しました。また、平成24年度には長寿命化計画を策定し、平成25年度には耐震診断を実施しました。今後は計画的な改築更新工事が必要となります。

管渠整備は、平成21年度末に事業箇所が概ね完了しており、平成22年度からは住宅の新築等で必要になった場合に実施しています。平成26

年度末には事業認可区域825haのうち760.6ha、92.2%が整備済みとなりました。また、処理水量は1,153,694m<sup>3</sup>/年、水洗化率は91.7%となっていますが、今後も水洗化率の向上に努める必要があります。

草越・広戸地区の農業集落排水事業は平成6年度（1994年度）から工事着手し、平成10年度に管路及び処理場の全工事が完了し、供用開始となりました。また、マンホールの破損が判明したため、平成20年度に機能強化事業を実施しました。水洗化率は平成26年度末で99.04%となっています。

豊昇・面替地区の小型合併処理浄化槽による個別排水処理施設整備事業は、平成12年度から事業に着手し、平成15年度までの4年間で105基を設置し、事業を完了しました。水洗化率は平成26年度末で98.86%となっています。

浄化槽設置整備事業は、上記3事業によらない個人設置による小型合併処理浄化槽による汚水処理方法で、平成5年度（1993年度）から設置者に工事費用の一部を補助しています。

補助設置基数は平成26年度末で625基となっています。

公共下水道事業や農業集落排水事業等の多額な事業費を必要とする集合処理事業は、国の景気対策事業として大幅に推進されましたが、多額な資本費の回収や永続的に続く維持管理費、今後想定される管渠施設の改築更新工事等による町財政への影響が課題となっています。

**【施策】**

1. 「公共下水道処理場長寿命化計画」に基づき、処理場の改築更新工事を実施します。

2. 管渠施設の計画的な改築更新工事を実施するため、「公共下水道管渠施設長寿命化計画」を検討します。
3. 公共下水道の管渠整備は、現認可取得区域825haの整備目標を平成32年度とし、住宅の建設状況や立地環境を的確に判断しながら整備を図ります。
4. 全戸水洗化を目標に、普及活動を推進します。
5. 各施設の効率的な維持管理を推進します。
6. 下水道会計の経営状況の明確化を図るため、企業会計の導入を検討します。

■公共下水道整備状況

項目 \ 年度	平成22まで	23	24	25	26
管渠延長 (m)	135,328	135,328 (0)	135,464 (136)	136,110 (646)	136,210 (100)
整備面積 (ha)	757.68	757.68 (0)	758.50 (0.82)	760.15 (1.65)	760.63 (0.48)
整備済区域内人口 (人)	12,747	12,841 (94)	12,946 (105)	13,072 (126)	13,011 (-61)
水洗化人口 (人)	10,840	11,176 (336)	11,413 (237)	11,665 (252)	11,928 (263)
水洗化率 (%)	85.0	87.0	88.2	89.2	91.7
処理水量 (m <sup>3</sup> /年)	-	1,117,685	1,132,943	1,141,830	1,153,694

- 1 上段は累計、下段括弧書きは単年度増加数値
- 2 水洗化率 = 水洗化人口 / 整備人口

資料：建設水道課

■農業集落排水整備状況（平成26年度末）

整備面積 (ha)	管路延長 (m)	整備人口 (人)	水洗人口 (人)	処理水量 (m <sup>3</sup> /年)
17	5,775	519	514	40,348

(注) 平成10年度事業完了、平成20年度機能強化事業実施

資料：建設水道課

## 第4項 環境の整備・衛生体制の確立

### ① ごみ処理・清掃事業の推進

#### 【現状と課題】

大量生産・大量消費の生活様式から、ごみの減量化・資源化・分別収集の取り組みを進めています。これにより、可燃ごみや最終処分されるごみの一定量は減少しましたが、ある程度の分別処理が定着すると、それ以上は継続的にごみを減少させることは難しく、近年は、人口増加や1人暮らし世帯の増加、核家族化による排出形態・ごみ質の変化などにより、可燃ごみの排出量は増加に転じています。

また、家庭から排出される可燃ごみには「雑がみ」が多く含まれており、他の資源物より再資源化されていない状況があります。減量化を一層推進するためにも、分別収集方法の見直しなどを行う必要があります。

現在、可燃ごみの処理は民間事業者へ委託していますが、将来に向けて安定的なごみ処理の確保を図るため、佐久市・軽井沢町・立科町・御代田町の1市3町による「佐久市・北佐久郡環境施設組合」を平成26年10月に設立し、平成31年の稼働を目指し新しいごみ焼却施設の建設を共同で進めています。

生ごみ処理については、浅麓環境施設組合の汚泥再生処理センターで資源化処理を行っています。周辺自治体との共同処理というメリットを活かすためにも、安全な処理の持続と効率運営を引き続き進める必要があります。

不燃ごみは、再利用できる金属類などを井戸沢最終処分場で取り除き、さらに、平成21年度からは廃プラスチックの破砕機を導入し、減容化して埋め立て処分をしてきました。また、平成24年度からは最終処分場の延命化と資源化率

を向上させるため、破砕した廃プラスチックを熔融し、スラグ・メタル・燃料ガスなどに変換する処理を民間事業者へ委託しています。今後も最終処分量の減量を進め、最終処分場の延命化を図るとともに、施設の安全で効果的な維持管理に取り組む必要があります。

道路や空き地などへの多量又は大型家電類の不法投棄は減少しましたが、道路沿線や水路などへのレジ袋等に入った家庭ごみのポイ捨てが増加しています。今後も監視カメラなどを活用した予防対策や不法投棄監視連絡による速やかな事後対応に努めるとともに、不法投棄に対する啓発を強化し、市民と一体となり不法投棄対策に努めていく必要があります。

家庭の庭先、畑などでの野外焼却が今も行われています。ごみの野外焼却は、ダイオキシン等の有害物質を発生させる恐れがあり、大気汚染や健康への影響が懸念されることから原則禁止となっており、この野外焼却による煙、臭いについての苦情も多く寄せられています。今後も野外焼却を行わないよう、法律に基づいた適正な廃棄物処理について一層の啓発を進める必要があります。

#### 【施策】

- ごみの排出削減、適正で安定的な処理の確保
- 1. ごみの資源化、減量化に配慮した環境教育、広報啓発に取り組みます。併せて、マイバック持参の啓発によるレジ袋の削減など、ごみの減量や二酸化炭素排出削減など、環境保全に対する意識向上に取り組めます。

2. 町民・事業者・町が連携した協働体制のもと、ごみの排出削減、分別収集、適正処理を推進するため、協働体制づくりをはじめとする総合的な3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進に取り組めます。
  3. 埋立ごみの分別による再資源化、処理方法の改善により、井戸沢最終処分場の延命化を図るとともに、施設の安全で効果的な維持管理に取り組めます。
  4. 必要に応じて各区の集積所を整備し、住民による適正な管理が行えるよう、区と連携を図ります。
  5. 地域との連携により、分別や適正な排出ルールを徹底し、資源循環型社会に適応した処理体制の推進を図ります。
  6. 「佐久市・北佐久郡環境施設組合」による安定した可燃ごみ処理体制の確立のため、新しいごみ焼却施設の整備を推進します。
- 不法投棄対策
7. ごみの不法投棄については、県・警察と協力し、厳しい対応を行います。
  8. 監視カメラの設置等により不法投棄、ポイ捨ての防止・減少を目指します。
  9. 広報紙に不法投棄や回収の実態を掲載し、啓発を行います。
  10. 各区・地域での環境美化活動を促進し、町民一体となった不法投棄対策を推進します。
  11. ごみの野外焼却を行わないよう啓発を行います。

■ごみ発生量の実績

種別 年度	可燃ごみ (t)	不燃ごみ (t)	資源ごみ (t)	粗大ごみ (t)	合計 (t)	人口(人) (外国人含む)	排出量(g) (1人/日)
平成22	1,320	163	1,431	16	2,930	15,227	527
23	1,383	142	1,431	21	2,977	15,327	532
24	1,421	144	1,485	18	3,068	15,389	546
25	1,412	143	1,454	21	3,030	15,447	537
26	1,450	132	866	21	2,469	15,495	437

2 環境保全の推進

【現状と課題】

当町は、平成元年（1989年）6月に『良好な自然環境及び生活環境を保全するとともに住民の健康で快適な生活を確保するため必要な事項を定め、もって住み良い郷土の実現を期すること』を目的に「御代田町環境保全条例」（以下、「環境保全条例」という。）を施行しました。内容は、開発行為の適正化・公害の防止・地下水の保全・空地等の環境保全について規定

しています。

環境保全条例をより具体化し、住環境確保と節度ある開発を期するために、平成2年（1990年）4月、「御代田町開発指導要綱」（以下、「開発指導要綱」という。）を施行しました。その後、平成9年12月に宅地開発における1区画面積を御代田町全域が300㎡以上であったものを都市計画用途地域内において250㎡以上、都市計画用途地域内以外の都市計画区

域内において270㎡以上、前期以外の地域において300㎡以上に変更しました。平成18年3月には形質変更を位置づける規則改正を行い、平成22年3月には区画変更の位置付けを行う規則改正を行いました。

また、再生可能エネルギー活用政策の推進に伴い、増加している太陽光発電設備の設置について、設置の際のトラブル回避、災害の未然防止を図ることを目的に、形質変更が無くても、設置自体に届出が必要となる規則改正を平成27年4月に行いました。

平成23年12月には、佐久地域において地下水や湧水等の水資源は地域共有の財産としての公水であると認識し、佐久地域全体で保全に努めるとした共同声明を行いました。共同声明に基づき、当町の良好な自然環境が地域で共有する財産であることを認識する旨の条文を盛り込む条例改正を平成24年9月に行いました。

町は地域の環境政策を担う主体であり、最前線の立場に置かれています。地域の環境と環境保全、地域開発の方針を定める上で、地域の各主体（個人、家庭、自治会、企業、NPOなど）間の調整役を果たさなければなりません。

今後、快適な住み良い生活環境を創造し、持続可能な御代田町であり続けるために、地域の環境を保全する必要があります。このためには町民・事業者・行政が一体となって取り組んでいく必要があります。

環境保全条例及び開発指導要綱は、その目的を達成するために社会情勢の実態を把握し、変化に対応するなど時代の求めに応じた条例・要綱でなければなりません。

### 【施策】

1. 町民・事業者・行政が一体となり、地域の環境保全に取り組みます。
2. 環境保全条例・開発指導要綱の目的を達成するために、社会情勢を把握し、時代の求めに応じて改正を行います。
3. 太陽光発電設備の設置を含む開発行為に対し、環境保全条例に基づいた適正な指導、誘導を行います。
4. 水資源を地域で共有する財産であることを認識し、水質保全のための監視強化を行います。
5. 騒音、振動、悪臭に対して指導を行います。

## 第5項 公園・緑地の整備と保全

### 【現状と課題】

都市における緑とオープンスペースは、都市の骨格形成、良好な居住環境の形成、住民の健康の維持管理に資する効果、レクリエーション利用効果、都市防災に資する効果、自然環境・生物資源の確保、水源かん養等の多様な機能を果たす都市の構成上必須なものであるとともに、都市生活の安全性、快適性を確保する上で基盤となるものです。

当町は、「雪窓公園」5.5ha、平成24年度にマ

レットゴルフコースホール増設のため面積を拡張した「やまゆり公園」4.0ha、「龍神の杜公園」2.8ha、「ポケットパーク」5カ所0.6ha、「雪窓湖公園」1.5haに加え、新規公園として平成24年度に整備が完了した「浅間しゃくなげ公園」2.1haの維持管理を行っています。

現在の公園の整備レベルは、都市公園法施行令に定められた住民1人当たりの公園面積（10㎡）を上回り、災害時の避難場所としてもバランスがとれています。



一方、全国的に公園施設の老朽化が進み、遊具による事故が発生しています。当町においても適正な管理や施設の改修などが必要な時期を迎えています。このため町では、平成22年度に公園施設長寿命化計画を策定しました。公園施設の適正管理に加えて、計画に基づいた施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を推進していく必要があります。

また、利用者のモラル醸成や環境美化ボランティア事業の導入により、公共施設を大切にす

る意識の高揚などソフト面の施策を展開していくことも必要です。

#### 【施策】

1. 現有施設の良好な維持管理に努めます。
2. 長寿命化計画に基づいた維持修繕により、施設の長寿命化とライフサイクルコストの縮減を推進します。
3. 公共施設を大切にする意識の高揚を図ります。

## 第6項 雨水排水の対策と整備

### 【現状と課題】

当町の年間降水量は1,000mm前後で全国平均と比べて少量ですが、近年、気象状況の変化による短時間に多量の降雨を伴う大型台風やゲリラ的豪雨の発生が増加しています。

浅間山の火山噴火物で厚く被われた土地は、地形・地質的に雨に弱い傾向にあり、雨水による長い年月の浸食により、多くの谷や沢や崖を形成しています。

市街地は、これらの谷や沢に挟まれた台地上に広がり、現在も宅地化が進んでいます。

特に、西軽井沢地区・向原地区・児玉地区は宅地化が著しく、森林伐採や建築物・舗装等に伴う不浸透箇所の増加により、雨水が大量に流出

し、災害を引き起こす危険性があります。

当町の雨水排水は、中小用水路を利用しながら沢や谷へ流末されている地域が多いため、豪雨時に用水路がのみきれないまま氾濫し、二次災害の発生と沢や谷の浸食防止対策が課題となっています。

### 【施策】

1. 雨水排水計画を検討し、雨水排水対策に努めます。
2. 雨水の有効利用や地下浸透を検討します。
3. 災害の恐れのある緊急箇所の整備を図ります。

## 第7項 地球温暖化防止対策の推進

### 【現状と課題】

地球温暖化防止のため、太陽光発電をはじめとする再生可能エネルギー、クリーンエネルギーの必要性が高まっています。当町では、地球温暖化防止に貢献する施策の一つとして「新エネルギー導入奨励金交付要綱」を定め、太陽

光発電設備、クリーンエネルギー自動車以外にも、小水力発電設備や小型風力発電設備などの導入に対しても補助金の交付対象とし、再生可能エネルギー等の導入を進めてきました。

また、小中学校などの公共施設への太陽光発電設備の設置、公用車のクリーンエネルギー自

動車への計画的転換などを促進しています。

今後は、様々な地球温暖化防止対策の推進につながるよう、町民・事業者・町のそれぞれが主体として、地球温暖化防止に貢献できる総合的な方策を検討するとともに、奨励金について、より効果的な導入が図られるよう、補助内容や対象設備ごとの差別化を検討する必要があります。

#### 【施策】

1. 再生可能エネルギー等の最適な組み合わせによる総合的なエネルギー対策を図ります。
2. 引き続き、公用車のクリーンエネルギー自動車への計画的転換を図ります。
3. 再生可能エネルギー等の導入、地球温暖化防止を促す情報提供を行います。
4. 家庭用太陽光発電システムの設置やクリーンエネルギー自動車の購入等に対する支援策により、再生可能エネルギー等の導入促進を図ります。
5. 県が進めている冷暖房設定温度の適正化などの省エネルギーの推進活動との連携により、家庭や事業所における省エネルギーの普及に関する取り組みを推進します。

# 第3節 生命財産の保全

## 第1項 消防・防災体制の確立

### ① 消防体制の確立

#### 【現状と課題】

#### 1. 常備消防

町民の生命財産を守り、町民が安心して生活できるように、消防・防災体制の整備充実に努め地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、「自助」「共助」「公助」の連携を図りながら、住民一人ひとりの防災意識を高め、地域防災の要として、消防・防災体制の充実強化を図ることが自治体の責務です。

当町の消防・防災体制は昭和46年（1971年）10月に佐久地域広域行政事務組合による常備消防が発足し、平成12年の広域連合発足を経て、

現在、御代田消防署として21人体制で職務にあたっています。

消防庁舎は平成10年に完成し、町の消防・防災の拠点として位置付け、日々の消防・防災活動に努めています。

常備消防については、建築物の大型化や高層化により、広域消防の連携強化が必要となっています。さらに、都市化の進展、超高齢社会の到来等により地域の連帯感の希薄化、防災能力の低下が懸念される中で、地域住民・事業所などが一体となって、地域を守る防災体制を確立していくことも重要です。

#### ◎常備消防の経過

- 昭和46年10月 佐久地域広域行政事務組合消防本部発足（御代田分署職員8人採用）
- 昭和47年6月 佐久北消防署御代田分署設置（職員10人、ポンプ車1台、バイク1台）
- 昭和48年4月 佐久消防署と佐久北消防署の統合により佐久消防署御代田分署となる。
- 昭和50年4月 御代田町一円の救急業務を開始する。
- 昭和56年4月 消防本部機構改革に伴い消防本部御代田分署となる。
- 昭和62年4月 御代田分署から御代田消防署へ昇格
- 平成10年6月 新消防庁舎建設工事着工
- 平成10年12月 新消防庁舎に移転、業務開始
- 平成12年3月 佐久地域広域行政事務組合 解散
- 平成12年4月 佐久広域連合 発足  
組織変更により、消防本部へ1人派遣 職員数21人
- 平成20年2月 佐久広域連合消防本部にはしご車の導入。
- 平成27年2月 佐久広域連合消防本部（佐久消防署）新庁舎完成業務開始
- 平成27年4月 佐久広域連合 高機能消防指令センター運用開始・出場範囲、体制の見直し。  
（11市町村、119番通報一本化）

2. 非常備消防

消防団は地域防災体制の中核的存在にあり、地域の安心・安全を守る組織として大きな役割を果たしているため、地域から厚い信頼を寄せられています。

町消防団は平成17年度から団員定数を実態に合わせた300人体制としています。

年間を通じ、規律・ポンプ操法・防災などの各種訓練や火災を未然に防ぐ予防消防などの啓発活動を行い、災害時には地域の防災リーダーとして住民の生命財産を守っています。

近年、消防団員はサラリーマンが増え、その割合は年々増加しています。また、町外に勤務する団員も多く、昼間の非常時における出勤率が低下しています。

加えて消防団に入団しない人たちが増加し、団員確保の点で大きな課題となっています。

また、消防団の広報活動と地域との交流活動

を積極的に推進することにより、特に青年層、女性層の消防団への加入を促進し、消防団員の活性化と充実強化に努めることが必要です。

団員の定数・配置等については、地域事情に応じた効率的な消防力の充実を図り、今後機構改革など地域分団の再編成や、新興住宅地域の状況などを把握し、見直しを検討する必要があります。

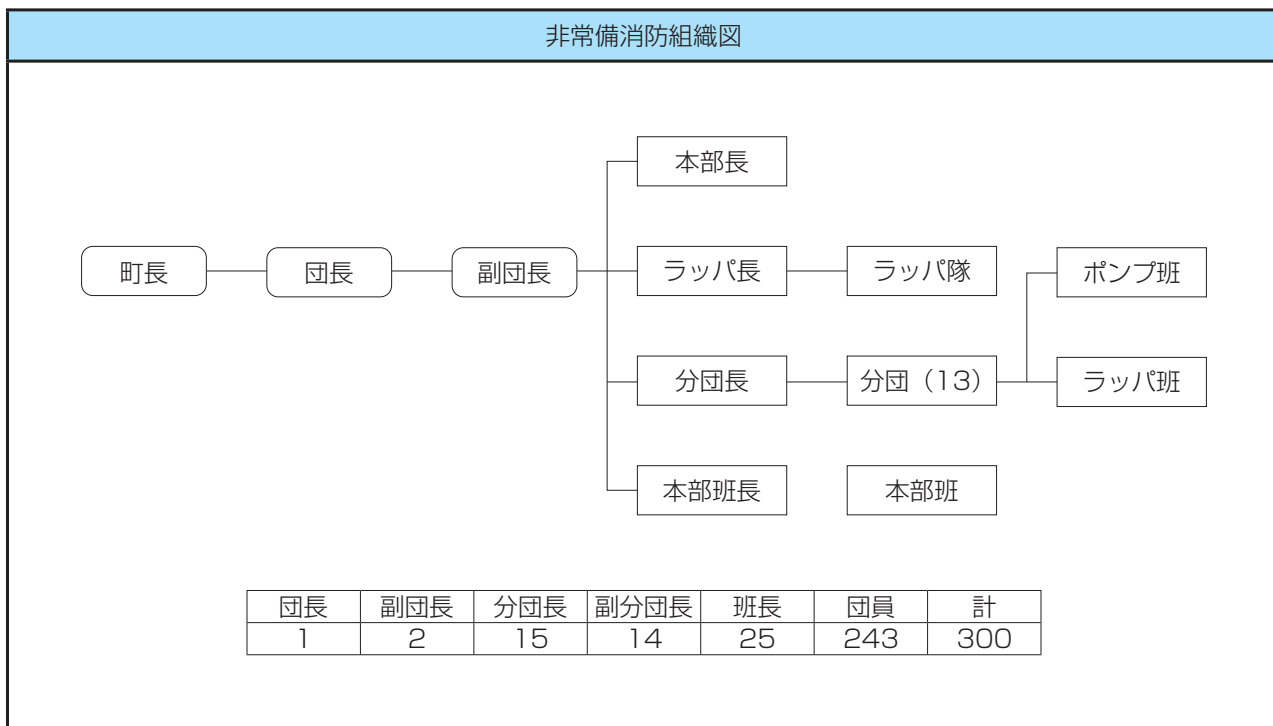
【施策】

○常備消防

1. 広域消防体制の連携強化を図ります。
2. 消防・防災体制の充実を図ります。

○非常備消防

3. 消防団の活性化と充実強化に努めます。
4. 消防団員の確保に努めます。
5. 団組織については、状況を把握し、見直しを検討します。



資料：御代田消防署

■分団・分団員数・世帯数及び人口対比（平成27年4月1日現在）

分団名	区名	団員数 (人)	世帯数対比		人口対比		備考
			世帯数(世帯)	団員1人当り (世帯)	人口 (人)	団員1人当り (人)	
本部		5					
本部班	役場	17					
第1分団	塩野.寺沢	32	523	16.3	1,298	40.5	
第2分団	馬瀬口	30	472	15.7	1,149	38.3	
第3分団	三ツ谷	17	265	15.5	632	37.1	
第4分団	清万.一里塚	22	377	17.1	857	38.9	
第5分団	児玉	21	481	22.9	1,236	58.8	
第6分団	栄町.旭町	24	1,229	51.2	2,794	116.4	
第7分団	荒町.平和台	21	519	24.7	1,251	59.5	
第8分団	上宿.小田井	24	365	15.2	827	34.4	
第9分団	西軽井沢	16	1,104	69	2,404	150.2	
第10分団	草越	25	115	4.6	372	14.8	
第11分団	広戸.向原	30	747	24.9	1,886	62.8	
第12分団	豊昇	9	120	13.3	248	27.5	
第13分団	面替	7	57	8.1	120	17.1	
計		300	6,374	22.9	15,074	53.5	

資料：御代田消防署

## ② 消防力の強化

### 【現状と課題】

消防団には平成26年度現在、小型動力消防ポンプ付積載車12台、軽積載車2台の計14台を配備し、非常時の迅速な出動態勢を整えています。

消防水利は公設消火栓571基、防火水槽91基を設置し、これに自然水利その他の水利と合わせて火災に備えています。近年は、町環境保全条例に該当しない小規模な住宅開発が進み、消防水利が全くない地域が点在し、火災時の対応に苦慮しています。このことから、宅地造成等により地域の実情に応じた消防水利の整備が必要となっています。

消防無線は本部から各分団へのスムーズな情報伝達と火災現場の状況の確認、団員相互の協力などを目的に平成4年（1992年）に全分団に配備を行い非常時に備えています。無線のデジタル化移行に伴い、新たな情報伝達に必要な通信機器に移行し、整備を進める必要があります。

消防団に配備されている小型動力ポンプ付き積載車は、更新時期を迎えた車両から計画的に整備していく必要があります。また、資機材についても、更新時期等を考慮し、計画的に整備していく必要があります。

【施 策】

1. 消火栓・防火水槽等の計画的な設置を行います。
2. 住宅地分譲の開発行為に対して町環境保全条例に基づく指導を行い、消防水利の
3. 新たな情報伝達に対応できる通信機器への移行を図ります。
4. 消防団積載車・資機材の効率的・計画的な配備に努めます。

基準に合った整備を推進します

■ 現有消防施設一覧表（平成27年4月1日現在）

項目	所属別	消防署	地区別（団）				計
			本部	小沼	御代田	伍賀	
消防車両	水槽付消防ポンプ自動車	1					1
	普通消防ポンプ自動車	1					1
	可搬動力ポンプ		1	4	5	4	14
	救急車	2					2
	指令車	1					1
	その他の車両	1	1				2
消防通信	無線電話	卓上型半固定移動局	1				1
		移動局	14	22			36
	有線電話	火災報知専用					0
		一般加入	7				7
警鐘楼	鉄製		7	7	6	20	
消防水利	防火水槽	20㎡未満			2	9	11
		20㎡以上～39㎡		15	8	12	35
		40㎡以上～59㎡		14	23	8	45
		60㎡以上					0
	プール			1	3		4
詰所			4	5	4	13	
器具置場			1	4	5	6	16
水防庫	町有						0

消火栓設置状況	佐久水道	御代田小沼水道
	262	309

資料：御代田消防署

### ③ 予防消防の確立

#### 【現状と課題】

消防活動の中で最も重視されなければならないことは、火災や災害を未然に防ぐ予防活動です。高齢者をはじめ災害弱者等の住宅火災被害の未然防止を図るため、住宅火災警報器の普及促進に努めています。

工場、給油所、旅館等の施設については、予防査察を実施し、施設管理者に対する管理体制の構築、防火管理体制のさらなる徹底を図って行く必要があります。

当町は「枯草火災」の発生件数が多いため、町環境保全条例に基づき、空き地等の所有者に必要な措置を講ずるよう指導する必要があります。

また、地域住民に対しては、春・秋の火災予防運動期間中に消防署・消防団で予防消防の啓発に努めています。今後も火災予防に対する啓発に努めるとともに、広報活動を推進する必要があります。

#### 【施策】

1. 危険物施設及び防火対象物の予防査察強化と防火管理の指導徹底に努めます。
2. 防火管理体制充実のため防火管理者協会・危険物安全協会の育成を促進します。
3. 火災予防の広報活動及び指導を推進します。

### ④ 救急体制の強化

#### 【現状と課題】

昭和50年（1975年）4月の救急業務開始以来、救急件数は年々増加しています。特に近年は、超高齢社会の到来による高齢者の増加、高速交通網・幹線道路の整備に伴う交通量の増加、当町の人口増加等により、救急要請は増大しています。

県下では、救命率の向上や後遺症軽減を図るため、平成17年に信州ドクターヘリ佐久、平成23年に信州ドクターヘリ松本の運用を開始しました。これにより、救急現場等への医師の早期到着が可能となりました。

佐久広域連合消防本部では、平成27年4月から高機能指令センターの運用を開始し、各消防署で行っていた119番通報の受付業務を集約しました。これにより、出動範囲が見直され、災害現場に最も近い消防署から出動する体制が整備されました。

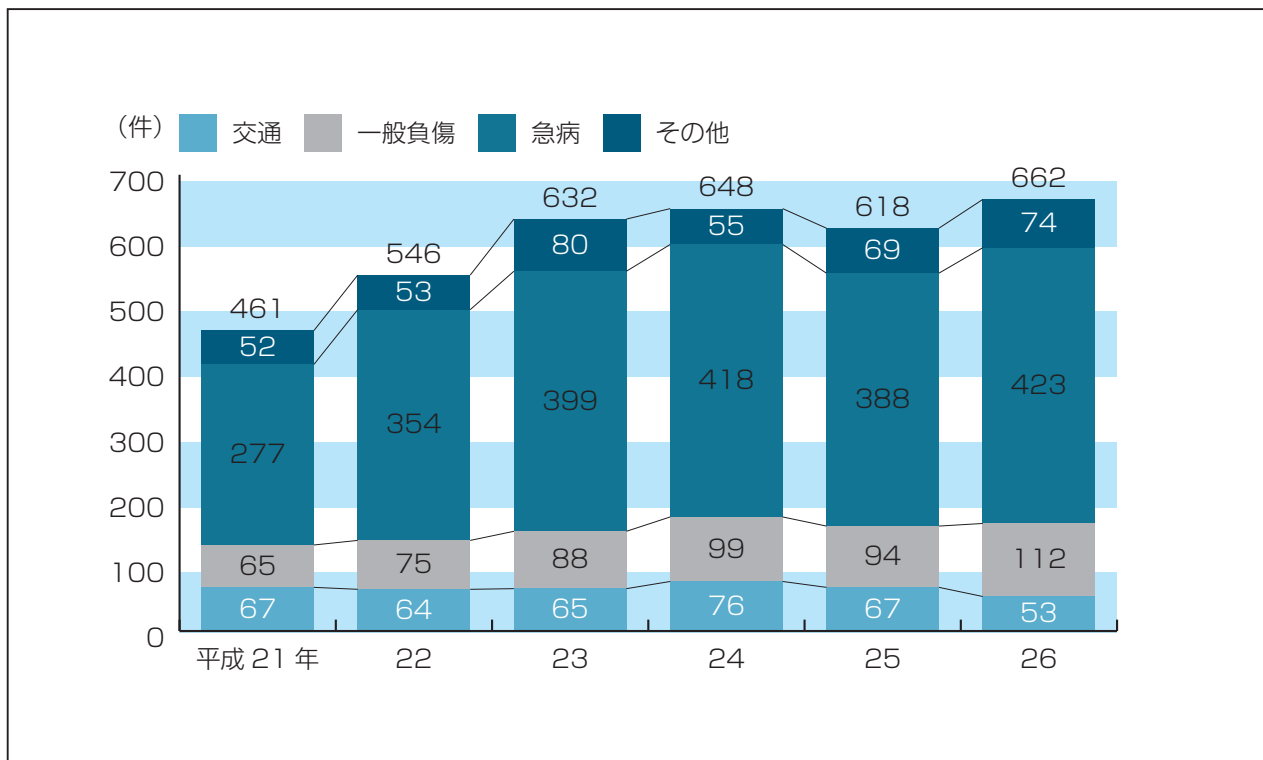
救命で最も重要なのは、バイスタンダー（その場に居合わせた人）による速やかな応急手当とAED（自動体外式除細動器）の併用による救命処置です。

AEDの使用が非医療従事者に認められたことから、学校や駅などの公共施設等に急速に普及し、平成22年には町内25事業所に35台が設置され、平成27年4月現在、40事業所に53台が設置されました。しかし、適切な維持管理等が行われず、性能を発揮できない事案が発生しているため、AEDの適切な管理等が実施されるよう周知が必要です。

#### 【施策】

1. 応急手当の正しい知識と技術の普及に努めます。
2. AEDの普及、維持管理及び設置場所の情報公開等を推進します。

■過去6年間の救急発生状況



資料：御代田消防署

## 5 災害への備えの充実

### 【現状と課題】

当町における最近の自然災害は、台風・豪雨・降ひょう・大雪といった災害の発生はありますが、幸いにも人的被害は出ていません。しかし、活火山である浅間山をかかえ、火山災害が発生した際には甚大な被害が予想できます。また、他の自然災害に対しても日頃から十分な準備を整えておく必要があります。

平成23年3月11日発生の東日本大震災以降、社会全体が防災に対する意識が高くなり、地域コミュニティである「自助」「共助」が重要視されています。当町では平成26年2月に積雪量が90cmを超える過去にない大雪を体験しました。その際には、行政機関で間に合わない地域の除雪を地域住民の協力で行い、地域コミュニティの重要性を痛感しました。

住民の防災意識の向上と地域防災体制の確立

を図るため、町総合防災訓練及び火災防御訓練を隔年で実施しています。過去の災害を教訓に、地域での自主防災組織の重要性を認識し、「自分の命は自分で守る」「地域は地域で守る」といった「自助」「共助」を確立するため、地域ごとに地域の特性に合った防災訓練を実施しています。

町では、平成21年度に国民保護に関する国の緊急情報を受信する「Em-Net（エムネット）」、平成22年度には全国瞬時警報システム「J-ALERT（ジェイアラート）」を導入し、幅広く迅速な情報収集が可能となりました。

災害発生時の住民への周知は、平成23年度に同報系防災行政無線を整備し、平成24年4月から運用しています。その他にも住民向けメール配信サービス、携帯エリアメール、ホームページ、FMコミュニティラジオ、ケーブルテレビ



レビなど、あらゆる手段を活用して災害情報を発信できるよう整備を進めてきました。しかし、「防災行政無線の放送が聞こえない」「メールが使えない」など災害弱者となり得る可能性のある住民への対応が課題となっています。

災害発生時に町のみでは十分な応急・復旧を実施することが困難となった場合を想定し、長野県市町村災害時相互応援協定のほか、町建設業協会、町管工事協会、(社)小諸北佐久医師会など民間15の団体・企業と協定を締結し、災害時の応援体制を強化しています。今後も幅広いジャンルで協定の締結を進めていく必要があります。

火山防災に関しては、平成22年4月にレベル1～3に対応した火山防災マップを住民へ配布しました。また、平成23年度には国で積雪期における融雪型火山泥流の被害想定が示されました。しかし、融雪型火山泥流に対する正しい知識が住民に浸透しておらず、これを理由に企業が撤退する事象も発生しています。今後は、防災マップや災害に対するマイナスイメージがひとり歩きしないよう正しい知識を住民に周知するとともに、対応策についても国と協議をする必要があります。

災害発生時に住民に対して迅速かつ正確な情報を伝達する方法をさらに検討し、地域ぐるみの防災体制を確立することで、災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。

地域防災計画は災害対策基本法により、計画の基幹的部分においては、上位計画である国の防災基本計画や県の地域防災計画と整合性を図る必要があります。

当町では、平成20年度に地域防災計画のすべ

てを策定し直しました。その後、平成23年度に浅間山融雪型火山泥流の被害想定マップ公表や防災行政無線の整備に伴い、計画の一部を見直し、平成24年度には東日本大震災を受けて、国及び県の計画が見直されたことに伴い、見直しを行いました。

また、平成26年度には、災害対策基本法の一部改正に伴い、国及び県の計画が見直されたことから町の計画も見直しを行い、さらに、平成26年2月の豪雪災害を受け、「雪害対策編」を追加しました。

地域防災計画は、国や県の計画と整合性を図りつつ、当町の実態に則した計画に見直す必要があります。

#### 【施策】

1. 自主防災組織の育成とヒューマンネットワークによる地域ぐるみの防災活動を推進します。
2. 大規模災害に備えて、防災関連資機材の計画的備蓄を行います。
3. 広報活動や防災訓練等の実施により、防災知識の普及と防災意識の高揚を図ります。
4. 災害時の迅速かつ正確な情報伝達体制について多角的に検討します。
5. 近隣市町村・企業・団体との連携を強化し、相互応援体制とライフラインの確保を図ります。
6. 災害に対する正しい知識を住民・企業・団体等に周知します。
7. 社会環境の変化に応じた「地域防災計画」の見直しを行います。

## ■災害協定一覧

団体名	協定締結日	主な協定内容
長野県内全市町村	平成8年2月14日	消防相互応援活動に関する事
長野県内全市町村	平成8年2月1日	災害時相互応援活動に関する事
国土交通省関東地方整備局長・北陸地方整備局長	平成23年6月22日	災害時の情報交換に関する事
社団法人小諸北佐久医師会	平成10年3月26日	医療救護に関する事
生活協同組合コープながの	平成10年8月12日	応急生活物資供給等に関する事
御代田町管工事協会	平成15年9月16日	水道管等の応急措置に関する事
御代田町建設業協会	平成20年3月27日	災害箇所等の応急措置に関する事
社団法人長野県測量設計業協会東信支部	平成23年12月15日	公共土木施設等の災害復旧に関する事
日本郵便株式会社 御代田郵便局	平成25年2月7日	郵便物の料金免除等に関する事
NPO法人 コメリ災害対策センター	平成25年5月15日	物資供給に関する事
サントリービバレッジサービス株式会社 関東・信越営業本部	平成25年5月20日	飲料水等の供給に関する事
株式会社ツルヤ	平成25年5月30日	物資供給に関する事
ミネベア株式会社	平成25年10月21日	ヘリポートの使用に関する事
長野LP協会佐久支部、 一般社団法人 長野県LPガス協会	平成25年11月26日	LPガスの供給及び保安の確保に関する事
北陸コカ・コーラボトリング株式会社	平成26年1月27日	飲料水等の供給に関する事
中部電力株式会社	平成26年9月26日	土地建物等の使用に関する事
応急措置協力者 (水道施設関係)	平成26年10月9日	水道施設復旧に関する事
長野県建築士会佐久支部	平成27年3月3日	公共施設（指定避難所）の応急危険度判定に関する事

## ■過去の主な災害

災害年月日	災害種別	災害原因	被害地域	被害状況
昭和33.7.19	降ひょう	降ひょう	西軽、草越、広戸、豊昇、向原、三ツ谷	損害額 2,300万円
34.7.14	風水害	台風7号	全 域	不明
38.8.3	降ひょう	降ひょう	西軽 他	損害額 9,000万円
42.6.16	水 害	豪 雨	塩野、馬瀬口	家屋破損3戸、床上浸水45戸、用水路、田畑土砂流入出埋没69ha 損害額 3億3,300万円
42.6.18	降ひょう	降ひょう	全 域	損害額 4億円
57.8.1	風水害	台風10号	全 域	住宅一部破損6戸、農作物、土木他の被害 損害額 2億55,000万円
57.9.12	風水害	台風18号	全 域	床下浸水3戸、農作物、土木他の被害 損害額 2億3,000万円
58.9.28	風水害	台風10号	全 域	不明
59.8.2	降ひょう	降ひょう	全 域	不明
63.5.30	降ひょう	降ひょう	児玉、荒町、小田井	不明
平成2.8.10	風水害	台風11号	全 域	西軽井沢地区9世帯避難勧告
8.7.19	水 害	豪 雨	大林、児玉、桜ヶ丘	不明
8.7.31	水 害	豪 雨	全 域	駅構内土砂流入により信越線不通
10.9.15～16	風水害	台風5号	全 域	不明
11.8.12～16	水 害	豪 雨	全 域	損害額 2億6,400万円
12.8.26	水 害	豪 雨	全 域	損害額 9,500万円
13.9.9～11	風水害	台風15号	全 域	床下浸水3戸 損害額 2億6,400万円
14.7.10～11	風水害	台風6号	全 域	不明
19.9.5～8	風水害	台風9号	全 域	豊昇地区3世帯避難勧告、住宅一部破損1戸、床上浸水1戸、床下浸水2戸、倒木による停電(2,700戸) 損害額 2億4,130万円
26.2.14～15	雪害	豪 雪	全 域	重傷者2名、軽傷者1名 農業関係施設712棟損壊、カーポート4棟損壊 損害額 2億5,300万円

## 第2項 防犯体制の確立

### 【現状と課題】

平成26年の長野県下における刑法犯の認知件数は、13,206件で過去5年間連続して減少していますが、市民生活に大きな不安をもたらす強盗などの凶悪事件や、通学・通勤経路など身近な生活の場で発生する女性や子どもたちを対象とした犯罪、さらには高齢者等を狙った特殊詐欺事件などが依然として後を絶たず、感覚的・主観的に感じている治安情勢は改善されたとはいえない状況にあります。

当町の刑法犯の認知件数は、平成13年の204件をピークに減少傾向にあります。平成26年は72件で前年に比べ11件増加しています。

特に近年は、振り込め詐欺や高額な商品を売りつける悪徳商法など様々な手段で高齢者の財産をねらった事件が大幅に増加しており、こうした事件の中には、高齢者自らが消費トラブルに気付かないケースもあります。また、インターネットの普及により、青少年の生命をも脅かす事案も相当数発生しています。

事件に巻き込まれないためには、住民自らが賢い消費者になり、家族・職場・地域で防犯意

識の向上に取り組む必要があります。

今後、住民が安全・安心して消費生活を送るために、啓発活動を推進していく必要があります。また、地域の安全活動を積極的に展開し、町民・防犯協会・警察・教育関係機関等と連携して、犯罪や事故を未然に防止していくことが課題となっています。

### 【施策】

1. 御代田町安全なまちづくり条例をもとに、御代田町生活安全推進協議会を活用し、安全なまちの実現に関する施策を協議します。
2. 消費生活トラブル等に関する情報を提供し、啓発活動を推進します。
3. 地域で協力して青少年の健全育成に努めるとともに青少年犯罪の防止に努めます。
4. 防犯灯の設置に対し、防犯協会を通じて助成を行います。

■御代田町における刑法犯認知件数

(単位：件)

年度	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯				知能犯	風俗犯	その他	合計
			侵入犯	非侵入犯	乗り物犯	小計				
平成22	0	8	13	33	15	61	6	1	17	93
23	2	6	19	45	13	77	5	0	17	107
24	0	5	10	24	11	45	3	0	12	65
25	0	0	7	24	13	44	3	0	14	61
26	1	8	13	26	9	48	2	1	12	72

資料：御代田町交番

## 第3項 交通安全の促進

### 【現状と課題】

全国的に交通事故件数及び死亡事故件数は、昭和45年（1970年）のピーク時の4分の1までに減少し、平成26年中の交通事故死亡者数は4,113人になっています。

佐久警察署管内の平成26年の交通事故の状況は、前年と比較すると事故件数583件、死亡者数8人と減少しています。

当町では、平成26年の事故件数が57件と前年に比べ17件減少していますが、高齢ドライバー、女性ドライバーが第1当事者になっている割合が高く、過去5年間をみても事故件数は64件から74件とほぼ横ばい状態です。平成27年4月には町内の交差点で事故が2件発生し、その内1件は重体となる大きな事故が発生しています。また、平成21年の道路交通法の改正により、飲酒運転が厳罰化されたにもかかわらず、平成26年で3件発生しています。今後も佐久警察署と連携し、飲酒運転の撲滅を進めていく必要があります。

交通事故は、シートベルトを着用することで死亡率を半減できるという統計が出ています。こうしたことから、当町では子どもや高齢者等の交通事故防止と併せ、シートベルトやチャイルドシートの着用促進を図るため、佐久交通安全協会御代田支部、警察と連携して、小学校における交通安全教室や危険箇所点検、シートベルト着用調査等を継続して実施する必要があります。

### 【施策】

1. 佐久警察署と連携し、飲酒運転の撲滅を推進します。
2. 交通安全知識と基本的な交通ルールの普及のため、交通安全教室を実施します。
3. 佐久交通安全協会御代田支部と連携してカーブミラーの整備を図ります。
4. シートベルト・チャイルドシートの一層の着用促進や町民の交通安全意識の高揚を図るため、効果的な啓発活動を行います。

■ 佐久警察署管内と町内の事故発生件数

(単位：件)

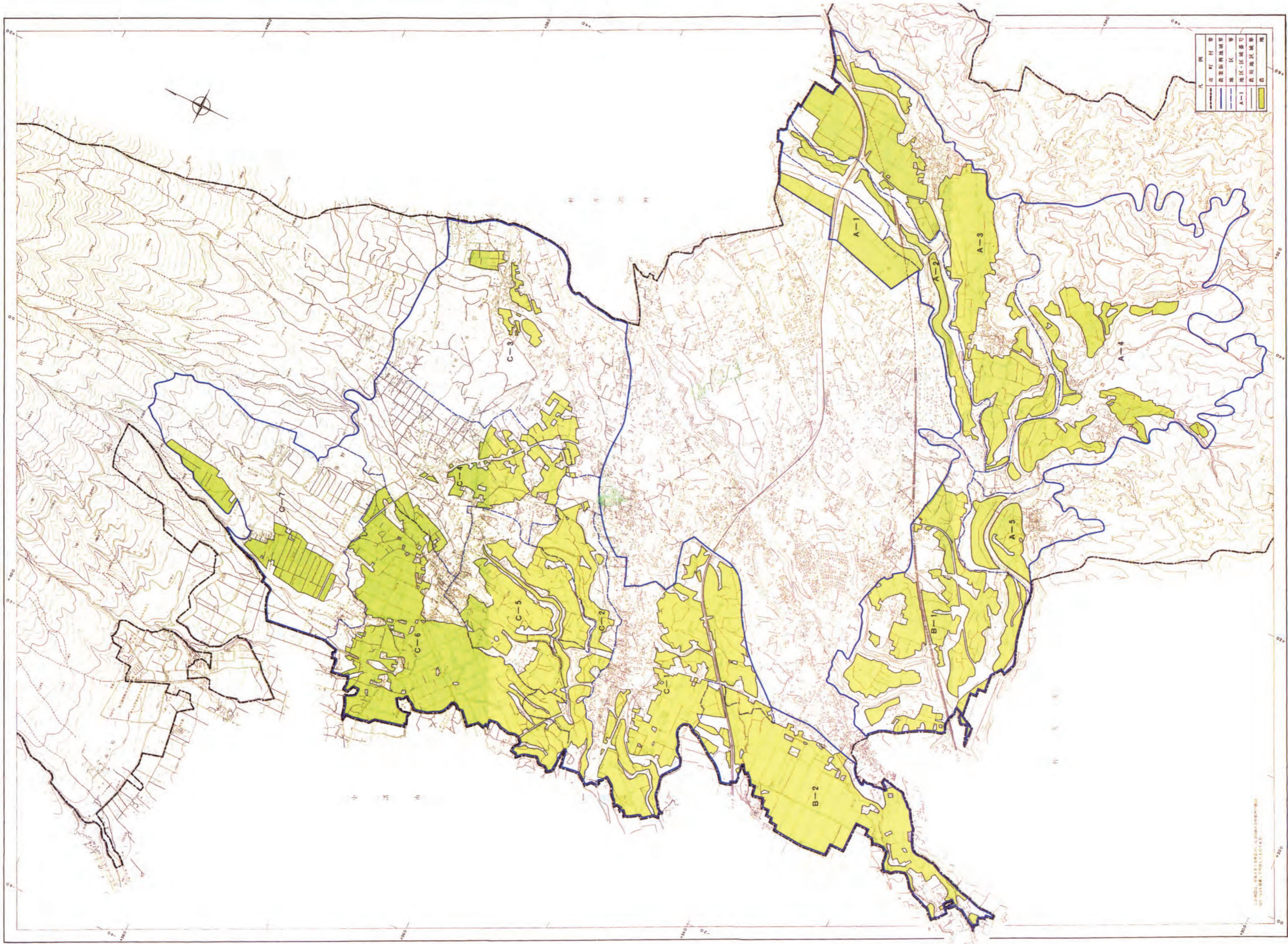
区分 \ 年次	平成22	23	24	25	26
佐久警察署管内の事故総数	729	627	660	604	583
町内の事故件数	64	66	66	74	57
昼間	48	55	47	61	37
夜間	16	11	19	13	20
負傷者(人)	82	91	97	96	70
死者(人)	0	0	1	0	1
高齢ドライバー(人)	11	14	21	17	14
若年ドライバー(人)	7	8	11	9	7
女性ドライバー(人)	21	28	23	25	21
県外ドライバー(人)	9	7	10	17	7
飲酒運転の事故(件)	0	2	2	0	3

資料：長野県警察本部「交通統計」ほか

(注) ドライバー別の事故件数は、そのドライバーが第1当事者の場合。



土地利用計画図



凡例	
市町村界	—
重要道路線	—
地区界	—
A-1 地区・区域部	—
農出地区	—
色	—

## 第2章

町民誰もが  
希望と安心の持てるまちをつくります





## 第2章

# 町民誰もが希望と安心の持てるまちをつくります

### 第1節 社会福祉の推進

- 第1項 高齢者福祉の充実
- 第2項 障がい者（児）福祉の充実
- 第3項 ひとり親家庭福祉の充実
- 第4項 児童福祉の充実
  - 1. 子育て支援サービスの充実
  - 2. 保育サービスの充実
  - 3. 児童館等公共施設の充実
- 第5項 低所得者福祉の推進
- 第6項 福祉医療費給付の充実
- 第7項 福祉ボランティア活動の推進
- 第8項 男女共同参画の推進
- 第9項 虐待等の防止
- 第10項 少子化対策の推進

### 第2節 保健予防対策の推進

- 第1項 生活習慣病予防と健康増進対策の推進
- 第2項 感染症予防対策の推進
- 第3項 母子保健の充実
- 第4項 精神保健の充実

### 第3節 国民健康保険会計・後期高齢者医療会計・介護保険会計の健全運営、国民年金の推進

- 第1項 国民健康保険会計の健全運営
- 第2項 後期高齢者医療会計の健全運営
- 第3項 介護保険会計の健全運営
- 第4項 国民年金の推進

# 第1節 社会福祉の推進

## 第1項 高齢者福祉の充実

### 【現状と課題】

当町の高齢者人口は、平成27年4月現在3,740人で高齢化率24.8%に達し、高齢化が着実に進んでいます。平成27年度には団塊の世代が高齢者となり、平成28年度の高齢化率は26.0%と推計され、本格的な超高齢社会が到来します。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度には、高齢化率31.8%となる見込みで、そのうち、後期高齢者が占める割合は56.0%となり、同時に長寿化も進行します。

高齢者の増加に伴い、高齢者の生活ニーズの多様化や独居高齢者・高齢者夫婦世帯（老々世帯）・貧困高齢者においても増加していくことが予想され、これらの高齢者に対し、適切なサービスを提供していく必要があります。

当町では、高齢者がいつまでも元気に活動的に暮らせるための高齢者福祉サービスとして、①生涯を健康で過ごせるよう、老人クラブ連合会を中心として、各区20の単位老人クラブ（約900人）が行う「社会奉仕」や「健康づくり」などの活動に対する補助、②各分野において培った豊かな経験と知識を発揮できる就業機会を確保・提供するため、シルバー人材センターの運営に対する補助、③豊かな生活を送るための学習意欲の高まりに対して、長野県シニア大学への参加誘導をはじめ、生涯学習の場の充実・確保、④健康管理や介護予防のため、老人スポーツ大会の開催、ゲートボール、マレットゴルフなどの生涯スポーツの充実等、「生きが

いづくり」や「社会参加」のための支援を行っています。

また、地域包括支援センターが、地域や関係機関と連携しながら、高齢者の総合相談窓口として、高齢者の意思を尊重し、できる限り地域で暮らし続けることができるための支援を行っています。

平成37年には、団塊の世代が大病を患いやすい75歳以上となり、深刻な医療・介護サービスの不足に陥る「2025年問題」が発生するといわれています。「いつまでも住み慣れた地域で活動的な高齢期の実現」に向け、「自助」「互助」「共助」「公助」（※1）の役割のもと、地域で支え合い、地域で高齢者を見守っていくための仕組みづくりを推進し、介護給付対象サービスとの適切な組み合わせによる支援が必要です。

また、医療と介護のニーズを併せ持つ、慢性疾患や認知症等の高齢者の増加が見込まれることから、退院支援や看取り等の様々な局面において、地域の医療機関と協働して、在宅医療が可能となる体制の整備等を図っていく必要があります。

こうした状況に対応していくため、地域包括支援センターを核とした「地域包括ケアシステム（医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供されるシステム）」を構築するとともに、事業の内容をわかりやすく発信・周知する必要があります。

認知症対策では、早期からの適切な診断や対

応、正しい知識に基づく本人や家族への支援を包括的・継続的に実施する体制の構築が必要です。

また、高齢者虐待の防止、消費者被害や財産管理に関する支援など、高齢者権利擁護事業の充実を図る必要があります。

※1

「自助」

本人が健康で過ごすため、自己責任において様々な活躍ができる場に率先して出て歩くことや、日頃から介護予防に心がけること

「互助」

近所や仲間との付き合いを持続させ、困ったときは助け合う関係づくりを構築すること

「共助」

各地域（区）単位で、高齢者の生活の変化に気をかけて見守る体制と助け合う関係づくりを構築すること

「公助」

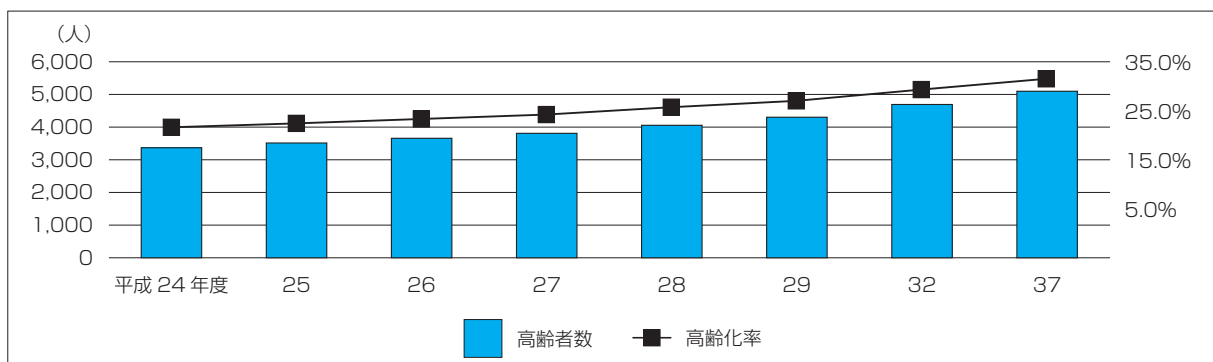
住民自らが、暮らしやすい地域づくりを率先して行うように働きかけを行うとともに、高齢者の実態把握に努め、多様なニーズに対応すること

【施策】

1. 高齢者のニーズに対応した支援の充実を図ります。
2. 老人クラブの活動を支援します。
3. シルバー人材センターの運営を支援します。
4. 高齢者の生活支援などが効果的に機能するために「自助」「互助」「共助」「公助」の仕組みづくりを推進します。
5. 介護給付等対象サービスの充実を図ります。
6. 在宅医療の充実及び在宅医療と介護の連携による支援体制を強化します。
7. 地域包括支援センターを核とした地域包括ケアシステムの構築を図ります。
8. 地域包括支援センターの役割を周知します。
9. 認知症施策の推進を図ります。
10. 高齢者虐待防止と権利擁護の充実を図ります。

■高齢者人口の推計

	平成24年度	25	26	27	28	29	32	37
総人口（人）	15,389	15,447	15,495	15,521	15,629	15,738	15,847	16,055
高齢者数（人）	3,368	3,514	3,658	3,810	4,056	4,303	4,693	5,098
高齢化率	21.9%	22.7%	23.6%	24.5%	26.0%	27.3%	29.6%	31.8%



## 第2項 障がい者（児）福祉の推進

### 【現状と課題】

障害者福祉は、障がい者に係る制度改正が進められ、新たな展開を迎えようとしています。

当町においては、平成17年に町直営で開設した「やまゆり共同作業所」を、平成24年4月から指定管理者制度へ移行し、地域活動支援センターのほかに、新たに障害福祉サービス事業を展開しています。これにより、かねてからの課題であった専門職員の配置、今まで町外施設に通所していた方や外出の機会がなかった人の利用の増加など、多様化するニーズに対応できるよう体制の整備を図りました。

障がい別の手帳の交付状況を見ると、身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳とも年々増加傾向にあります。平成27年4月現在、合計で812名、人口比率で5.3%です。

手帳の交付状況と同様に、障害福祉サービスの利用者、給付費ともに増加しています。平成21年度の利用者37人、給付費70,902千円に比べ、平成26年度は利用者64人、給付費122,117千円と2倍近く増加しています。これは、自立支援法が制定され、利用者本位のサービス体系、就労支援の強化等により、サービス給付がいきわたるようになってきたことが要因と考えられます。今後も個々のニーズにあった適正なサービス給付を行う必要があります。

障がい者を取り巻く環境は、障がい者の介護者の高齢化が深刻化しています。障がい者とその介護者を支えるために、サービスの充実や地域で支える仕組み等の構築が必要です。

また、障がい者の地域における自立と社会参加をさらに推進するためには、働きたい意欲や技術を持った人が就労できるための支援が必要です。このことから、ハローワークや就労支援センター等と連携し、支援体制を強化する必要があります。

障がいのある人が安心して暮らせる地域づくりを行うためには、障がいのある人もない人も共に理解しあい、地域とつながりを持ち、安心して暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーション」の意識啓発を促進するとともに、障がいに対する理解を深めることが重要です。

### 【施策】

1. 障害福祉サービス、ボランティア等を活用し、自立に向けた生活、就労支援を推進します。
2. 適正なサービス給付を行うため、専門職を交えた調整会議等を行います。
3. 障がいのある人もない人も、地域とつながりを持ち安心して暮らせるよう意識啓発をし、地域ぐるみの取り組みを推進します。

## ■身体障害者手帳交付者数

(単位：人)

年度 等級	平成21	22	23	24	25	26	27
1級	125	130	135	123	123	121	118
2級	71	75	72	88	89	89	87
3級	120	123	126	128	132	137	140
4級	130	133	132	146	152	153	153
5級	35	33	32	32	36	36	37
6級	28	32	35	40	45	53	56
計	509	526	532	557	577	589	591

## ■療育手帳交付者数

(単位：人)

年度 等級	平成21	22	23	24	25	26	27
A1	20	19	18	20	22	22	21
A2	1	1	1	0	0	0	0
B1	15	19	19	19	19	20	21
B2	18	18	18	23	22	31	35
計	54	57	56	62	63	73	77

## ■精神障害者保健福祉手帳交付者数

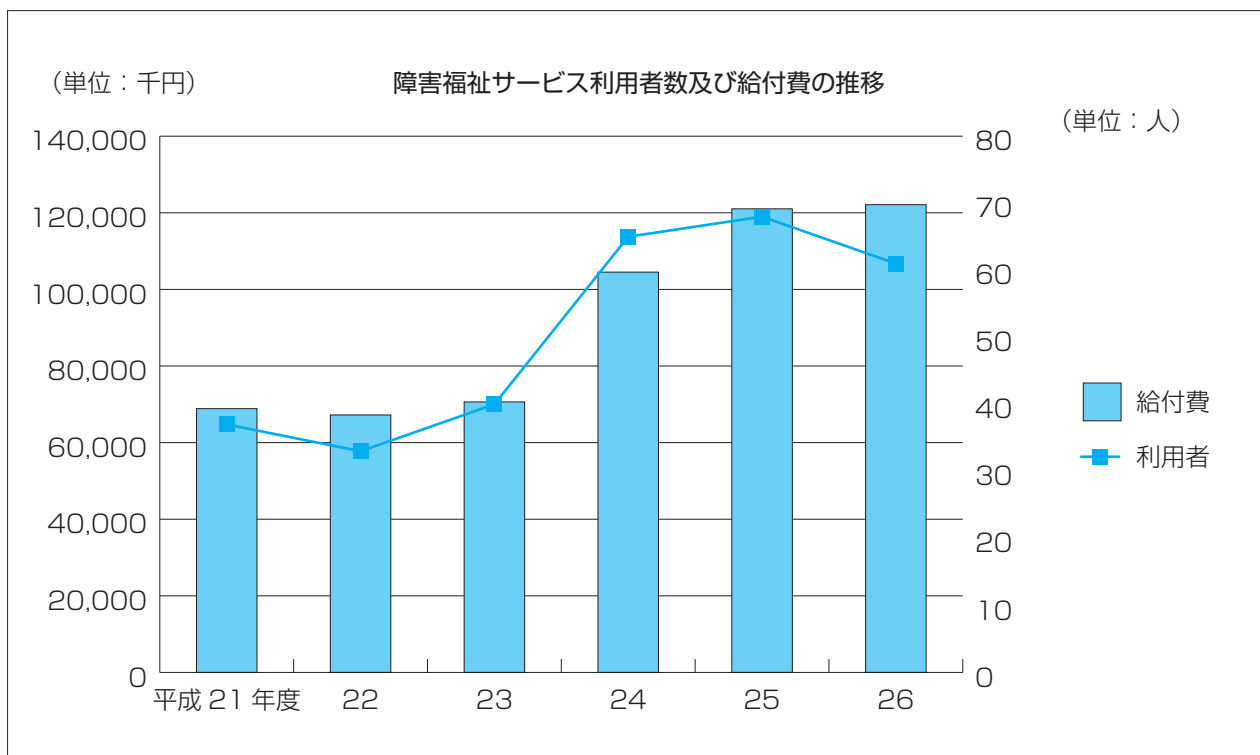
(単位：人)

年度 等級	平成21	22	23	24	25	26	27
1級	28	33	39	40	42	50	64
2級	33	37	36	48	51	55	70
3級	15	14	15	13	16	13	17
計	76	84	90	101	109	118	144

## ■障害福祉サービス利用者数及び給付費

(利用者：人、給付費：千円)

年度 等級	平成21	22	23	24	25	26
利用者	37	33	40	65	68	61
給付費	68,869	67,222	70,629	104,515	121,045	122,117



## 第3項 ひとり親家庭福祉の充実

### 【現状と課題】

ひとり親家庭は、全国的にも当町においても増加しています。ひとり親家庭になった要因は、9割近くが離婚によるもので、件数の増加とともに相談内容は多様化しています。ひとり親家庭調査において、年齢別児童数は半数が小学生以下、就業状況は臨時雇用・パート勤務者が6割という結果が出ており、不安定な経済状況の中で、子どもの養育と仕事との両立など、ひとり親家庭は様々な困難に直面していることがうかがえます。

国の経済的施策では、児童扶養手当法の改正により、平成22年8月から父子家庭にも手当が支給されるようになり、平成26年12月からは公的年金との併給が可能となりました。

当町では、ひとり親家庭に対する経済的負担軽減を行うため、福祉医療費給付事業などにより、福祉の増進を図っていますが、県の制度で

ある母子父子寡婦福祉資金制度等の貸付資金も活用し、継続して経済的支援を行っていく必要があります。

支援ニーズが多様化している中、そのニーズを把握し、個々のニーズに合った相談支援が必要です。また、福祉事務所の相談員を中心に関係機関との連携を図り、総合的な相談支援が行える体制づくりが必要です。

### 【施策】

1. 母子父子寡婦福祉資金制度等を活用し、経済的支援を図ります。
2. ひとり親家庭の自立と生活の安定のため、女性相談員等を中心に個々のニーズに合った相談支援の充実を図ります。
3. 相談支援の体制づくりを行い、ひとり親家庭に周知します。

■ひとり親家庭世帯数

(世帯数、下段 ( ) は児童数)

年度 区分	平成21	22	23	24	25	26
母子家庭	128 (196)	130 (200)	154 (237)	150 (228)	174 (265)	157 (243)
父子家庭	12 (22)			18 (31)		16 (29)
合計	140 (218)			168 (259)		173 (272)

■児童扶養手当受給者数

(人)

年度 区分	平成21	22	23	24	25	26
受給者数	111	145	148	158	153	155

## 第4項 児童福祉の充実

### ① 子育て支援サービスの充実

#### 【現状と課題】

国では、平成24年に少子化対策や子育て家庭への支援を充実させるため「子ども・子育て関連三法」を公布し、この法に基づく「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から開始されています。

当町もこの支援法に基づき、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すことを目的として、「御代田町子ども・子育て支援事業計画（前期）・みよたっ子育て成ひだまりプラン」を平成27年に策定しました。このプランに基づき、子ども・子育て支援の充実を図るため、「自助」「共助」「公助」の役割のもと、母子の健康の確保、育児相談、児童館での「ひだまりっこ」など、育児の孤立感を少しでも取り除き、安心して子どもを産み育てることができるときの取り組みを進めています。

平成23年度には、「子育て支援策検討委員会」

を立ち上げ、子育てガイドブックの作成・発行、「ファミリー・サポートセンター」の設立、「病児・病後児保育」の実施など、様々な取り組みを行っています。また、保育施設の充実や放課後児童クラブの機能を拡充し、子どもが安心して過ごすことができ、保護者が家庭と仕事を両立できるための取り組みも進めています。

しかし、子育ての現状は、核家族で地域において孤立し、親族や地域からの支援を受けにくくなっていることや、ひとり親だけの「孤」育てといわれる問題を抱えています。

大きな社会問題となっている少子化については、当町の出生数も全国的な傾向と同様に、平成17年をピークに現在に至るまで減少傾向にあり、今後も長期的に減少傾向が続き、少子化が進行することが予想されます。主な要因は、未婚化や晩婚化等に伴う晩産化や無産化といわれており、これは、仕事と子育ての両立ができる環境が整っていないことにより、子育てに対す

る負担感が増大しているためであると指摘されています。

少子化を抑制し、安心して子どもを産み育てる環境をつくりあげるため、地域社会全体での子育て支援、子どもの頃から家庭を築くこと・子どもを産み育てることの意義や、家庭や子どもの大切さを理解できるような教育・啓発に取り組むことが重要です。

子育てに関する心配・悩み事等を相談できる体制や、子育てを地域社会全体で支えるための環境づくり、さらに、緊急時に対応できる保育体制等、多様なニーズに対応できる様々な子育て支援施策の充実を図ることが必要です。

## ② 保育サービスの充実

### 【現状と課題】

当町の保育施設は、公立の「やまゆり保育園」、「雪窓保育園」と私立の認可保育所の「たんぽぽ保育園」、「杉の子幼稚園附属保育園つくしんぼ」があります。平成27年4月1日現在の園児数は、公立が267人（ほか広域受託児童4人）、私立が39人（ほか広域受託児童2人）、近隣市町村に委託している広域保育が7人の合計313人です。平成22年度と比較すると約7%減少しています。

当町の保育需要は、年少人口の減少に伴い、3歳以上児については今後しばらく低下すると考えられますが、保護者の多様なライフスタイルにより、3歳未満児の受け入れ希望は増加しています。また、離乳食完了期に満たない子どもの就園希望も年々増加傾向にあります。

こうした状況から、平成25年度に未満児専門保育施設である「たんぽぽ保育園」が増改築及び定員増を行いました。平成26年度には「杉の子幼稚園附属保育園つくしんぼ」が新設され、未満児保育の充実が図られています。

### 【施策】

1. 親育ち・子育てのできる環境づくりに努めます。
2. 子育てに関する教育・啓発を推進します。
3. 子育てに対する多様なニーズの把握に努め、関係機関と連携を図り、子育て支援策の充実を図ります。
4. 地域資源に関する様々な情報を提供し、子育て支援のネットワークづくりを推進します。

また、平成27年度に施行された「子ども・子育て支援新制度」において、保護者の勤務形態により保育の必要量を認定し、延長保育料の軽減を図っています。

保育内容は、子どもたちが人間形成の基礎を培うことができるよう、恵まれた自然環境の中で、心身ともに健やかに育つことを目標に取り組んでいます。特に、食育については、園児が野菜を栽培し、調理をするほか、給食やおやつに地元の安心・安全な食材を使うなど、子どもたちに食の楽しさや大切さを伝え、健康な生活の基本である「食を営む力」が育つよう取り組んでいます。

このように、子どもたちが安心して健やかに生活できる環境は整いつつありますが、保護者の勤務形態や生活スタイルの多様化等から、保護者が育児に悩むことのないよう、

延長保育や休日保育、緊急一時保育等により、保育サービスの充実を図る必要があります。

当町では、保育園のほかに私立「杉の子幼稚園」においても一時預かり保育を実施してお



り、保護者が保育施設を選択できる環境にあります。

なお、保育園は保育料により運営されるため、保護者に適正な負担を求めなければなりません。このため「受益者負担の原則」「負担公平の原則」の観点から、定期的に保育料の見直しを検討する必要があります。

#### 【施策】

1. 「食を営む力」が育つよう、引き続き、食

### ③ 児童館等公共施設の充実

#### 【現状と課題】

当町では、児童厚生施設として、平和台・東原・大林の3館の児童館を設置しており、平成26年度における利用数は、3館の延べ人数で34,921人、1日平均では135人で、近年の利用者数は、ほぼ横ばい傾向にあります。

各児童館では、就学児童の利用がない午前中に就学前の乳幼児を持つ親子の交流や意見交換の場として「ひだまりっこ（幼児の会）」を実施し、育児相談ができる場として広く利用されています。また、育児の孤立感や育児不安を解消する場としても活用されています。今後は、さらに多くの保護者に活用してもらうため、活動内容の充実を図ることが必要です。

午後には、地域の児童健全育成の拠点として「児童クラブ」を実施し、放課後児童対策を行っています。

近年、核家族化や女性の社会進出等により、加入登録児童が増加傾向にあり、定員数を上回る児童館もあります。その対策として、平成27

の楽しさや大切さを子どもたちに伝えるよう努めます。

2. 多様な保育ニーズに対応するため、休日保育や緊急一時保育の充実に向けたニーズの実態把握に努め、必要なときに利用できる保育サービスについて検討します。
3. 「受益者負担の原則」「負担公平の原則」に基づき、定期的に保育料徴収基準の見直しを検討します。

年度から始まる「子ども・子育て支援新制度」における6年生までの児童受け入れと併せ、各児童館のあり方を検討しながら、今後も利用者のニーズに合った児童クラブの実現を目指し、引き続き、児童が放課後等に安全で健やかな活動ができる場所として充実を図っていく必要があります。

さらに、地域社会で安心して子育てができる環境や施設整備のほか、子育てを支援する体制等を検討していくことも必要です。

#### 【施策】

1. 「ひだまりっこ」の充実を図り、地域の子育て支援の場とした事業を実施します。
2. 児童クラブにおいて、6年生までの児童受け入れを進め、利用者のニーズに応じた事業を検討します。
3. 地域社会と連携し、児童館における事業充実を目指します。
4. 引き続き、児童館の施設整備について検討します。

## 第5項 低所得者福祉の推進

### 【現状と課題】

当町の保護世帯数は、平成27年1月末現在で、37世帯（47人）となっており、平成10年と比較して、ほぼ横ばいの状況です。生活保護受給世帯の多くは、疾病や高齢等により就労することが困難な世帯、無年金等の収入が得られない世帯です。

近年は、不安定な経済情勢や健康問題、自身の金銭感覚等の問題で生活習慣が悪化したことなどによる、稼働年齢層の相談が増加しています。

相談者には、生活習慣を身に付けるといった初期段階の支援から、食生活等の改善、就労に至るといった最終段階まで幾多の支援段階があり、就労に至るまでには多くの時間を費やしま

す。

このため、福祉事務所をはじめ、保健師・栄養士・ハローワーク等の関係者、関係機関との連携をさらに強化し、支援をしていく必要があります。

また、平成27年4月から施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活困窮者への支援がさらに充実したものになるよう支援体制を構築していく必要があります。

### 【施策】

1. 相談支援が円滑に行なわれるよう、関係機関との連携をさらに強化します。
2. 生活困窮者自立支援法に基づき、充実した支援体制の構築を図ります。

区分 年度	被保護世帯 (世帯)	保護人員 (人)	保護率 (%)	世帯型別世帯数（停止世帯を除く）			
				高齢者	傷病・障害	母子	その他
平成21	39	57	4.0	19	18	1	1
22	35	53	4.0	16	17	1	1
23	30	44	2.9	12	15	2	1
24	32	42	2.7	13	16	2	1
25	32	42	2.8	14	16	1	1
26	37	47	3.0	15	18	1	3

## 第6項 福祉医療費給付の充実

### 【現状と課題】

福祉医療制度は、こども・障がい者・ひとり親家庭等に医療費を給付することにより、適切な療養の促進と経済的な負担の軽減を図ることで福祉の増進を図っています。

国における医療保険制度改革、県の制度改革

など、福祉医療を取り巻く社会環境の変化に併せ、町においても対象範囲の拡大、所得制限の見直し等の改正を行ってきました。

出生から中学校卒業までのすべての子どもが該当する「こども医療費」については、小学生の通院、中学生の入通院については、町独自で

対象範囲を拡大しています。また、「障がい者医療費」では、身体障害者手帳4級所持者、精神保健福祉手帳2級及び3級所持者、精神障がい者年金受給者を町独自で対象としています。

こども・障がい者・ひとり親家庭等のすべての給付費において、流行の病等の影響により、若干の増減はありますが、ほぼ年々増加しています。また、申請件数の増加に伴い、自動給付方式による事務手数料も増加しています。

こうした状況の中、さらなる対象者の拡大、

所得制限撤廃等の要望もありますが、福祉医療費に限らず、社会保障費が年々増加している状況等を勘案し、福祉医療制度を持続可能な制度とするため、慎重に検討していく必要があります。

【施策】

1. 県制度の対象者拡充等について働きかけます。
2. 福祉医療費給付金制度等のあり方について検討します。

■福祉医療費支給額

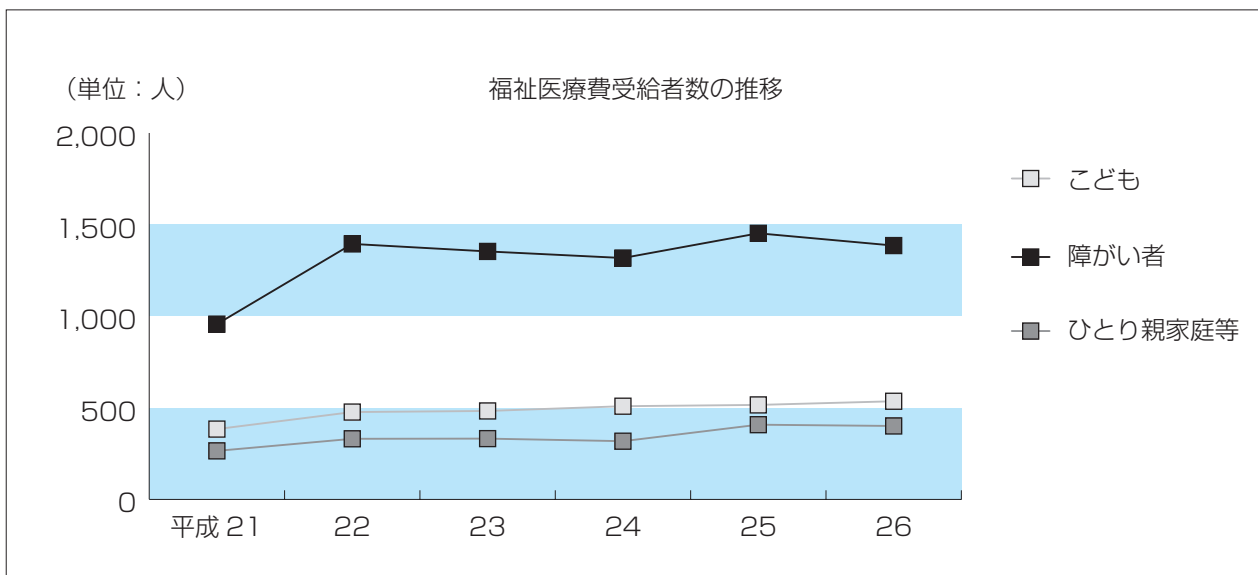
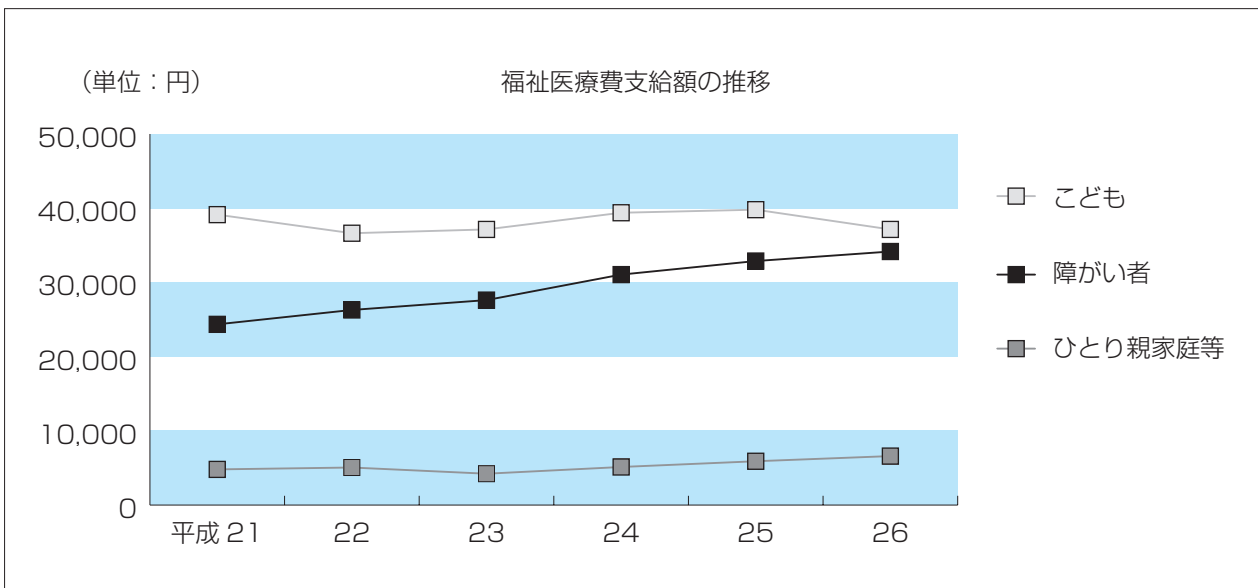
(単位：千円)

年度 区分	平成21	22	23	24	25	26
こども	24,350	26,289	27,617	31,053	32,880	34,164
内町単分	9,794	11,151	13,009	15,549	17,640	18,289
障がい者	39,133	36,629	37,140	39,387	39,801	37,464
内町単分	13,328	8,803	8,631	9,221	10,076	7,399
ひとり親家庭等	4,806	5,060	4,224	5,130	5,904	6,600
内町単分	274	81	15	-	-	-
事務手数料	6,638	7,344	7,641	7,864	7,607	8,073
内町単分	3,113	2,247	2,486	3,447	3,485	3,949
計	74,927	75,322	76,622	83,434	86,192	86,301
内町単分	26,509	22,282	24,141	28,217	31,201	29,637

■福祉医療費受給者数

(単位：人)

年度 区分	平成21	22	23	24	25	26
こども	957	1,395	1,354	1,318	1,453	1,386
障がい者	384	477	483	509	516	536
ひとり親家庭等	265	331	332	318	408	401
計	1,606	2,203	2,169	2,145	2,377	2,323



## 第7項 福祉ボランティア活動の推進

### 【現状と課題】

ボランティア活動は、個人の自発的な意思に基づく自主的な活動であり、その活動の広がりによって、社会貢献、福祉活動等への関心が高まり、交流する社会づくりが進むなど大きな意義を持っています。

当町では、ボランティア地域活動連絡協議会に加入している19のボランティアグループと各地区社協組織などが活動を展開しており、高齢

者・障がい者・子ども等に係る地域に根ざした様々な取り組みを行っています。

また、町社会福祉協議会が窓口となり、ボランティア地域連絡協議会等でグループ同士の情報共有やボランティアの育成と活動の充実強化を図っています。

しかし、現状は若い世代の地域離れにより、ボランティア層の高齢化とボランティアの後継者不足という課題があります。そのため、学習

会等の開催による地域に潜在するボランティア活動の担い手となるマンパワーの発掘、研修会等の情報提供、ボランティアに対する意識の啓発、ボランティアニーズの検証などが必要です。

#### 【施 策】

1. 引き続き、ボランティアの育成と活動の

充実強化を図ります。

2. ボランティア活動を推進する学習会の開催と、研修会等の情報の提供を行います。
3. ボランティアに対する住民意識の啓発を行います。
4. 地域住民のボランティアニーズの検証を行います。

## 第8項 男女共同参画の推進

#### 【現状と課題】

平成11年に、①男女の人権の尊重、②社会における制度又は慣行についての配慮、③政策等の立案及び決定への共同参画、④家庭生活における活動と他の活動との両立、⑤国際的協調の5つの基本理念をもとに「男女共同参画基本法」が制定されました。現在は、平成22年12月に策定された第3次男女共同参画基本計画のもと、「男性、子どもへの男女共同参画の理解の推進」「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大」などに取り組んでいます。

当町では、第4次長期振興計画前期基本計画において初めて「男女共同参画の推進」として計画に掲載し、「仕事と家庭の両立への啓発」「学習会等の支援」について記載しました。その中の取り組みの一つとして、平成24年に県主催の「男女共同参画地域づくり講座」を当町に

において開催し、男女共同参画の視点を活かした地域づくりの理念や手法を学びました。現在は、男女共同参画関係の講座やイベントに参加しています。

今後は、各分野における女性の構成比率を高め、女性の意見が反映される仕組みを構築していく必要があります。

男女共同参画社会の実現は、歴史的・社会的背景から「長い時間」「個々の意識改革」などが重要とされていることから、町民組織を立ち上げ、じっくり着実に進めていくことが必要です。

#### 【施 策】

1. 各分野における女性の確保に努めます。
2. 男女共同参画に関する町民組織を立ち上げ、今後のあり方について検討します。

## 第9項 虐待等の防止

#### 【現状と課題】

児童・高齢者・障がい者・配偶者に対する暴力等の早期発見・対応等に必要な措置を講ずるため、平成20年12月に御代田町虐待等防止ネットワーク協議会を設置しました。これにより、地域の関係機関等でネットワークを形成し、情

報共有や役割分担を行うことで、多角的かつ一体的な取り組みを行っています。

協議会の取り組みの一つとして、年1回代表者会議を開催しています。この中で、町からの現状報告、事例についての意見交換等を行い、情報を共有することでネットワークの機能

強化を図っています。

虐待の早期発見・対応のために、発見者には、「児童虐待の防止に関する法律」「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」により、関係機関へ通告することが義務付けられています。今後も、広報等を活用し、通告義務について住民へ周知する必要があります。

また、虐待の対応では、家庭や施設という密室で起こっていることやケースが多様化していることから、介入には、特に慎重な対応が必要

です。虐待は、どの家庭・施設にも起こりうるものという認識に立ち、関係機関等とのさらなる連携強化、支援体制を構築していく必要があります。

#### 【施策】

1. 虐待等防止ネットワーク協議会を中心として、虐待の早期発見・対応に努めます。
2. 広報紙等により、虐待発見者は通告義務があることを周知します。
3. 関係機関との連携を強化し、支援体制の構築を図ります。

## 第10項 少子化対策の推進

#### 【現状と課題】

少子化は、出生率がそれまで最も低かったひのえうまの年の1.58を初めて下回った、平成元年（1989年）の「1.57ショック」をきっかけに問題として認識されました。

国では、平成15年に制定した「少子化対策基本法」に基づく、総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策の指針として、平成16年6月「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、少子化対策を行ってきましたが、依然として、少子化状態から脱することができていません。

当町においても人口は増加しているものの、年少人口は減少傾向にあり、長期的にも減少が続くことが予想されます。

少子化を抑制し、地域を支える人を増やすため、結婚・妊娠・出産・子育て・教育・仕事の各段階に応じた少子化対策を推進し、安心して子どもを産み育てることができる環境整備と地域で子どもの育ちを支える仕組みの構築が必要です。

#### 【施策】

1. 結婚・妊娠・出産・子育て・教育・仕事の各段階に応じた支援を検討します。
2. 安心して子どもを産み育てることができる環境整備を検討します。
3. 地域で子どもの育ちを支える仕組みを検討します。

# 第2節 保健予防対策の推進

## 第1項 生活習慣病予防と健康増進対策の推進

### 【現状と課題】

がん・心臓病・脳血管疾患を合わせると死因の6割以上を占めるため、“3大疾病”といわれています。これらは、食生活・運動など生活習慣との関係が明らかになり、生活習慣の改善により、ある程度予防が可能であることも分かっています。食生活の変化に伴い、生活習慣病の発生年齢が低年齢化してきています。早いうちから生活習慣の改善を図ることが重要となることから、若い世代からの健康管理が必要です。

また、食生活・運動・喫煙・飲酒の4拍子そろって改善が必要な場合もあるため、働き盛りの壮年層から健康について考え、実践していかないと、高齢者になったとき、健康でいきいきと生活することが困難になります。このことから、働き盛りの年齢層が運動や自分の体について考え、実践できる事業として「働き盛りの健康実践セミナー」を実施することで一次予防に努めています。しかし、これら健康事業だけでは効果は十分であるといえません。

疾病の早期発見・早期治療に結びつけるためには、各種健（検）診の啓発を行い、受診率の向上に努め、二次予防にも重点を置くことが必要なことから、保健補導員による受診勧奨が行われています。

基本健診は、集団健診の受診日数を増やすなどして、できるだけ多くの人を受診できるよう工夫を図っています。集団健診の日程が合わない人に対しては、都合に合わせて受診ができる

個別健診を町内医療機関の協力により実施しています。

また、健（検）診結果を健康管理につなげるため、電算化による個人データの把握・管理を行っています。

健康教育の一環として、健康づくりについて住民の意識の高揚を図るため、毎年、健康づくりのつどいを実施しています。このほか、保健補導員などが中心となり、地区健康教室を開催していますが、参加者の範囲が限られています。

今後は、住民の健康に対する意識のさらなる向上と実践のための施策を講じる必要があります。

### 【施策】

1. 若い世代から健康診査の受診を習慣化するための環境づくりをより一層進めるとともに、健診結果をもとにした、生活改善に関する相談及び健康指導を行います。
2. 各種健（検）診の受診を促進するため、多様なポピュレーションアプローチ（※）を講じます。
3. 引き続き、電算化による健（検）診結果データの把握・管理を行い、健康管理の充実を図ります。
4. 保健補導員などの活動を積極的に支援し、地域における健康づくりを促進します。
5. 多くの住民が取り組める体系的な食及び

- 運動プログラムを検討・実施します。
6. 町内医療機関と連携して、生活習慣病予防対策を講じます。

※ポピュレーションアプローチ  
健康障害を引き起こす危険因子を持つ集団全体に対して働きかける方法や環境整備。

#### ■胃検診の状況

(単位：人)

年度	項目 受診者	要精検者	精検 実施者	精検結果			
				がん	潰瘍	その他	異常なし
平成22	487	51	41	1	3	31	6
23	454	65	58	1	4	37	16
24	482	66	57	1	9	39	8
25	470	91	77	0	4	59	14
26	403	40	29	0	0	27	2

受診者数は減少傾向にあります。これは、バリウム検査ではなく内視鏡検査に移行する人が増加したことが要因として考えられます。

#### ■乳房検診の状況

(単位：人)

年度	項目 受診者	要精検者	精検 実施者	精検結果		
				がん	その他	異常なし
平成22	292	46	44	1	12	31
23	277	22	21	2	10	9
24	250	18	15	1	8	6
25	264	26	22	0	9	13
26	272	33	30	1	13	16

受診者数は横ばいです。検診により、疾患を持った人が毎年発見されています。

#### ■子宮頸がん検診の状況

(単位：人)

年度	項目 受診者	要精検者	精検 実施者	精検結果				
				がん	異型上皮	子宮筋腫	その他	異常なし
平成22	346	14	14	1	7	0	5	1
23	303	6	6	0	4	0	0	2
24	280	7	6	1	4	0	1	0
25	284	3	2	0	2	0	0	0
26	288	7	6	0	1	0	5	0

受診者数は年により増減があるものの、減少傾向にあります。これは、国が定める検診対象者の範囲が変わったこと、定期的に医療機関を受診している人が増加していることなどが要因として考えられます。

早期発見をすれば100%近く治癒することから、検診を受けることが重要です。



■骨密度検診の状況

(単位：人)

年度	項目	受診者	精検結果		
			異常なし	低下ぎみ	低下
平成22		306	203	56	47
23		285	179	71	35
24		257	146	66	45
25		292	126	117	49
26		298	137	115	46

受診者数は横ばいです。骨密度検診は、骨粗しょう症の予防のために行う検診です。特に、閉経後の女性は、女性ホルモンの減少により発症しやすいので、早期に発見し、進行を抑えることが必要です。

また、若い頃から食生活に注意し、意識的にカルシウムを取ることが大切なことから、これらを啓発していく必要があります。

■大腸がん検診の状況

(単位：人)

年度	項目	受診者	要精検者	精検実施者	精検結果			
					がん	ポリープ	その他	異常なし
平成22		883	44	37	1	18	8	10
23		966	53	38	3	16	5	14
24		1,007	70	51	2	29	6	14
25		1,032	65	51	3	14	13	21
26		1,017	84	63	5	25	15	18

受診者数は年により増減があるものの、増加傾向にあります。この検診によるがんの発見は、他の検診より多く、早期発見・早期治療に結びついていると考えられます。同時に、大腸がんの発症は、他のがんより多いと考えられることから、予防面から検診のさらなる勧奨・啓発が必要となります。

■肺がん検診（結核検診を含む）の状況

(単位：人)

年度	項目	受診者	要精検者	精検実施者	精検結果		
					がん	その他	異常なし
平成22		1,150	57	46	1	28	17
23		1,075	46	38	0	14	24
24		1,049	70	62	2	22	38
25		1,014	58	52	0	26	26
26		1,003	62	58	1	34	23

結核予防法が感染症法に統合されたことに伴い、当町では、結核・肺がん同時胸部レントゲン検診を実施しています。

受診者数は減少傾向にあります。しかし、肺がんの死亡率は増加傾向にあることから、検診と合わせて一次予防にも力を入れていく必要があります。特に、喫煙は肺がんのリスクが大きいため、健康に悪影響を及ぼすという認識を持つよう啓発する必要があります。

■基本健診（国民健康保険特定健診を除く）の状況

（単位：人）

年度	項目	全 体 受診者数	結果			
			若年（40歳未満） 後期（75歳以上）	高血圧	高血糖	内臓脂肪 症候群
平成21		282	若年	6	35	6
			後期	64	112	—
22		285	若年	1	24	6
			後期	59	115	—
23		313	若年	4	33	5
			後期	63	119	—
24		352	若年	8	33	9
			後期	63	130	—
25		342	若年	23	20	7
			後期	67	125	—
26		355	若年	10	25	7
			後期	89	131	—

受診者数の増加に伴い、高血圧・高血糖に該当する者の数も増加していますが、割合は、ほぼ横ばいから低下傾向です。高血圧・高血糖は糖尿病につながるリスクが高く、特に、若年層が糖尿病になると長期間にわたり治療が必要になってくることから、早い段階で生活習慣を改善していくよう、指導・啓発等を行っていく必要があります。

## 第2項 感染症予防対策の推進

### 【現状と課題】

法律による定期予防接種の普及は、多くの疾病の流行防止に成果をあげ、従来の感染症による患者の発生や死亡者の減少に大きな役割を果たしています。

しかし、近年、海外渡航者の持ち込みによる感染症が増加しているほか、鳥を感染源とする新型インフルエンザ等の蔓延が懸念されています。このことから、医療機関、危機管理部門とこれまで以上に密接な連携を図り、予防対策を徹底していく必要があります。

国は、先進諸国と比べて公的に接種するワクチンの種類が少ない、いわゆる「ワクチン・ギャップ」問題の解消を図るため、その都度、

予防接種法を改正しています。

定期接種の対象として、平成25年度にヒブワクチン・小児肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンが追加され、平成26年度には、水痘・高齢者肺炎球菌ワクチンが定期接種の対象となりました。現在、おたふくかぜ・B型肝炎・ロタウイルスワクチンの定期接種化についても検討されており、今後、負担増に伴う町財政の圧迫が懸念されます。

麻疹・風しんの定期予防接種については、特定感染症予防指針により、第1期、第2期ともに接種率95%以上が目標とされています。当町においては、医療機関及び学校等と連携を図ることで、国の目標数値をクリアしています。

結核については、結核予防法が平成18年に廃止され、感染症法に統合されました。当町では、健康診断の際に結核・肺がん同時胸部レントゲン検診を実施しています。

県のHIV感染者数・エイズ患者数は、全国同様に増加が続いており、平成25年時点における累計届出数では、HIV感染者数が11位、エイズ患者数が8位と、全国の中でも上位に位置しています。

当町では、これまで毎年、住民を対象とした講演会と中学生に対してエイズを含めた性感染症の予防啓発に関する講演会を開催してきました。幅広い年代の人に正しい知識を持ってもらうためにも、今後もエイズ教育等の充実を図り、検査機会の拡充を検討していく必要があります。

### 【施策】

1. 予防接種の徹底を図るため、啓発に努めます。
2. 感染症情報を的確に把握し、危機管理体制の構築を進めます。
3. 各種ワクチン接種の費用負担について検討していきます。
4. 引き続き、胸部レントゲン検診の受診強化を図ります。
5. 教育・福祉等の関係機関と連携を密にし、思春期におけるエイズ教育、性感染症予防等の学習機会の充実を図り、検査機会の拡充を検討していきます。

■予防接種受診者数の年次推移

(単位：人)

種別 \ 年度	平成22	23	24	25	26
4種混合	-	-	70	373	467
3種混合	515	485	427	124	33
2種混合	149	164	168	162	151
麻しん・風しん混合	579	508	511	240	251
日本脳炎	362	1,403	795	539	517
BCG	112	126	107	73	125
生ポリオ	243	207	103	-	-
不活化ポリオ	-	-	369	124	66
子宮頸がん	58	532	190	22	0
ヒブ	-	439	469	523	452
小児用肺炎球菌	-	517	500	515	452
高齢者インフルエンザ	1,894	1,962	1,828	1,910	1,945

日本脳炎は、ADEMとの因果関係があるとされ、平成17年に積極的な接種が控えられましたが、平成22年から積極的な接種の勧奨が再開されました。

生ポリオについては、平成24年に不活化ポリオへ切り替えとなりました。

4種混合ワクチンが平成24年度から導入されました。

## 第3項 母子保健の充実

### 【現状と課題】

母子保健は、思春期・結婚期・妊娠期・分娩周辺期・新生児期・乳幼児期のそれぞれの時期にふさわしいサービスが受けられるよう取り組んでいます。

また、出産に伴う経済的負担を軽減するため、妊婦健康診査の公費助成を拡充するとともに、超音波健康診査についても公費助成の対象とし、子どもを産み育てやすい環境を整備してきました。

新生児期・乳幼児期は、新生児訪問により母子ともに心身両面の指導を行っています。

さらに、4カ月児・10カ月児・1歳6カ月児・3歳児に対しては、健康診査により発達の確認や子どもの生活習慣等について指導し、観察が必要な乳幼児については、専門の職員を交えて教室等で支援する体制を整えています。未受診者に対しては、訪問による確認作業も行っています。乳幼児健診や「ふれあい教室」「モグモグ教室」「2歳児すくすく教室」といった教室の参加者数は、横ばい傾向にあります。近年は、父親の参加者が増加傾向にあり、父親の子育てへの参画が進んでいます。

近年、親になることの重大性や、自己肯定感が薄くなり、そのことが、虐待・事故にもつながっていることから、地域で孤立し、育児に対して不安を持っていても解消できない母親が、同じ世代の母親と話しをすることで子どもの成長を確認し、仲間づくりや育児に自信が持てるような場の提供を行い、教育・福祉部門と連携を取りながら、健全な幼児期を過ごせるような

取り組みが、より一層必要となります。

就学前の幼児に対しては、関係各課が連携し、「5歳児健やか教室・相談会」を開催して、心身の健康支援の充実を図るとともに、親が抱える悩みの解決を図っています。

学童期・思春期では、社会環境が多様化していることから、小中学校で食・運動等と健康との関係など、年齢に応じた学習を取り入れています。

また、思春期では、近年、問題となっている性感染症予防の学習を進めることや、実際に乳児とふれあい、母親の話を聞くことで、命の尊厳を学ぶ機会の提供を行っています。

子どもを授からない夫婦にとって、不妊等の治療は精神的・経済的負担が大きく、物心両面の支援が必要です。現在、不妊治療に要する費用の一部を補助する制度を設けていますが、今後、心のサポートを行う体制も充実していく必要があります。

### 【施策】

1. 引き続き、妊婦健康診査に対して助成を行います。
2. 乳幼児健康診査の機会を充実させ、受診率の向上を図ります。
3. 安心して子育てができるよう、新生児訪問・各種教室をはじめとする子育て支援体制の充実を図ります。
4. 子どもを授からない夫婦に対し、経済的・精神的負担を軽減できる支援の充実を図ります。

■乳幼児健康診断状況（平成26年度）

	開催回数 (回)	対象児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	異常の内訳 (人)			歯科 (%)	
					身体面	言語障害	生活習慣 等	う歯 保有率	1人当り う歯数
4ヵ月児	6	114	111	97.3	12	0	1	-	-
10ヵ月児	6	116	114	98.2	3	0	2	-	-
1歳6ヵ月児	6	119	111	93.2	6	1	8	1.8	0.05
3歳児	7	120	118	98.3	5	3	8	15.3	0.52

■ふれあい教室参加者年次推移

年 度	平成22	23	24	25	26
対象者数 (人)	102	125	107	119	121
参加者数 (人)	62	66	65	64	70
参加率 (%)	60.7	52.8	61.0	54.0	57.9

■モグモグ教室参加者年次推移

年 度	平成22	23	24	25	26
対象者数 (人)	117	120	125	111	119
参加者数 (人)	71	59	77	64	63
参加率 (%)	60.7	49.2	61.6	57.7	52.9

## 第4項 精神保健の充実

### 【現状と課題】

複雑多様化する社会環境を反映して、精神障がい者は年々増加傾向にあります。

これは、生活・社会・性格が絡み合い発生すると考えられますが、精神の病から自殺につながるケースもあることから、自殺防止対策も含め、こころの健康づくり対策を進めるとともに、精神疾患及び障がいに対する地域住民への正しい知識の普及・啓発が必要です。また、保健福祉事務所・医療機関とこれまで以上に連携を図り、疾病の早期発見・早期治療につなげていく必要があります。

障がい者自身、発病前と比べて生活のしづらさを感じて、家に閉じこもりがちになり、家族以外との関わりがほとんどなくなってしまうことがあります。現在、自宅以外で安心して他者と交流し、過ごすことのできる「憩いの家」を週3回開催するとともに、音楽療法を取り入れるなど、障がい者の精神的安定を図り、やまゆり共同作業所・デイケア等も活用しながら、社会復帰につなげられるような取り組みを行っています。

精神障がいは、本人ばかりではなく家族にとっても大変つらいものです。同じ境遇の家族

同士が、交流を通して悩みを少しでも軽減できるよう、「精神障がい者家族会」への参画を呼び掛けるとともに、家族会等の活動に対して支援していく必要があります。

### 【施 策】

1. 心の健康づくり対策を進めるとともに、精神疾患及び精神障がい者に対する正し

い知識の普及・啓発に努めます。

2. 保健福祉事務所・医療機関との連携を強化し、疾病の早期発見・早期治療に結びつけられるよう努めます。
3. 引き続き、やまゆり共同作業所・デイケア等を活用し、社会復帰に向けての援助を促進します。
4. 精神障がい者家族会の活動を支援します。

#### ■「憩いの家」利用実績年次推移

年 度	平成22	23	24	25	26
開催回数（回）	31	44	146	141	142
参加延べ人数（人）	36	82	456	620	701

平成24年度から、週3回の開催となり、送迎も開始したことから、参加延べ人数は大きく伸びています。

#### ■音楽療法利用実績年次推移

年 度	平成22	23	24	25	26
開催回数（回）	12	12	12	12	12
参加延べ人数（人）	11	10	9	7	50

精神保健福祉ボランティアなどにも参加いただき、月1回開催しています。

#### ■精神障がい者家族会開催実績年次推移

年 度	平成22	23	24	25	26
開催回数（回）	21	20	17	10	13
参加者延べ人数（人）	86	86	54	40	41

# 第3節

## 国民健康保険会計・後期高齢者医療会計・介護保険会計の健全運営、国民年金の推進

### 第1項 国民健康保険会計の健全運営

#### 【現状と課題】

国民健康保険（以下「国保」という。）制度は、社会保障制度の一環として国民皆保険の中核をなし、農業、自営業、無職、零細企業の従業員及びその被扶養者を被保険者として、職域単位の制度でカバーできない者をもって構成されています。

国保被保険者は、平成20年度の後期高齢者医療制度導入に伴い、大幅に加入者を減らして、現在に至っています。

財政規模は、平成21年度には13億円台でしたが、以降伸び続け、平成25年度には15億円台となっています。これは、超高齢社会や高度医療での治療の増加により、医療費が伸び続けていたことを示しています。平成21年度の国保加入者1人当たりの医療費は238,197円であったのに対し、平成24年度には264,953円に達しています。

さらに、国保会計から拠出している後期高齢者支援金等についても伸び続けており、平成25年度の予算規模は2億3千万円を超えています。

一方、国保会計の約4分の1を占める国保税収入は、不安定な要素が多く、国の制度による国保税軽減措置拡大に伴い、横ばいから減収の見込みを余儀なくされています。

このような財政のもと、小規模自治体の国保運営は厳しさを増していることから、医療保険制度改革に基づき、平成30年度から都道府県へ

移管されることとされています。

しかし、国保税の賦課徴収・保健事業などに関しては、引き続き、市町村が担うこととされているため、今後も町の負担が大きくなることに変わりはありません。

平成25年度に基金をすべて取り崩し、平成26年度には国保税の大幅な税率引き上げを行うとともに、一般会計からの繰り入れを行いました。医療費の増大は避けられない状況で、今後も国保会計の安定化に向けた対策を検討していく必要があります。

平成20年度からは、特定健康診査の実施が保険者に義務付けられました。これは、内臓脂肪の蓄積によって引き起こされる高血圧・高血糖・脂質異常症などを早期発見し、適切な指導を行っていくことで、脳梗塞・心筋梗塞・糖尿病など、長期化して多額の医療費がかかる重大な疾病を未然に防ぐことを目的に実施しているものです。

当町においては、春と秋の2回、集団での健康診査のほか、個人の都合で受診ができる個別健診を実施しています。特定健康診査の受診率及び保健指導率の向上が疾病の発症予防・重症化予防、さらには、医療費の抑制に直結することから、平成28年度には40歳から74歳の国保加入者のうち、50%の受診率、70%の保健指導率を目指して取り組む必要があります。

## 【施 策】

1. 納税意識の高揚と収納率の向上を図ります。
2. 医療費の適正化に向けて、保健事業など具体的な対策を検討・実施していきます。
3. 経済状況に配慮しながら、国保特別会計安定化の方策を検討します。
4. 引き続き、特定健康診査受診率・健康指導率の向上を図ります。

## ■国保加入状況

(単位：世帯、人、%)

年度	項目 世帯数	人 口	加入者数		加入割合		世帯当 被保数
			世帯数	被保険者	世帯数	被保険者	
平成22	5,623	14,738	2,419	4,466	43.0	30.3	1.85
23	5,756	14,900	2,454	4,542	42.6	30.5	1.85
24	6,399	15,329	2,508	4,530	42.6	30.2	1.80
25	6,519	15,421	2,547	4,512	42.8	30.0	1.77
26	6,528	15,424	2,464	4,302	37.7	27.9	1.75

※24年度からは外国人を含む数値

## ■国保税調定額の推移（現年度分）

(単位：円、%)

年度	項目	1人当たり	1世帯当たり	徴収率
平成22		85,531	159,096	91.54
23		89,318	164,509	93.67
24		88,739	161,669	94.70
25		85,055	150,674	94.87
26		108,362	189,193	96.10

## ■1人当たり医療費

(単位：円)

年度	項目	全 体	一 般	退 職
平成22		238,392	229,776	352,693
23		249,255	247,255	270,611
24		264,953	260,388	321,080
25		269,588	263,602	353,730
26		270,383	269,040	291,270



■特定健診（集団健診・個別健診 40歳～74歳）の状況

（単位：人、％）

年度	項目	受診者数	結果			
			高血圧	高血糖	内臓脂肪 症候群	受診率
平成22		1,028	317	615	137	37.7
23		1,079	281	608	149	38.7
24		1,119	324	607	154	40.1
25		1,172	287	540	183	41.9
26		1,208	279	672	172	42.8

## 第2項 後期高齢者医療会計の健全運営

### 【現状と課題】

後期高齢者医療制度は、平成20年度に開始となり、当町においては、各種窓口業務・保険料の徴収・健康診査などを行い、保険の給付・保険料賦課などの業務は長野県後期高齢医療広域連合が行っています。

後期高齢者が増加する中で、県全体平均の1人あたりの医療費は、開始当時の655,267円から平成25年度では799,453円と増加しています。また、当町の1人あたりの医療費は、平成25年度では735,874円で県内55位と低い水準です。

しかし、保険料額（均等割額）は長野県全体で決定することから、開始当時の35,787円から2年ごとに改定を行い、平成26・27年度では

40,347円となっており、今後、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度は、さらに保険料の負担が増大すると考えられます。

高齢者が健康で生涯現役で暮らし続けられるよう、健康診査などによる疾病の早期発見、併せて、生活習慣病予防・介護予防が重要です。引き続き、健康診査体制の充実と人間ドック受診等の啓発を行い、早期段階からの健康維持増進を図っていく必要があります。

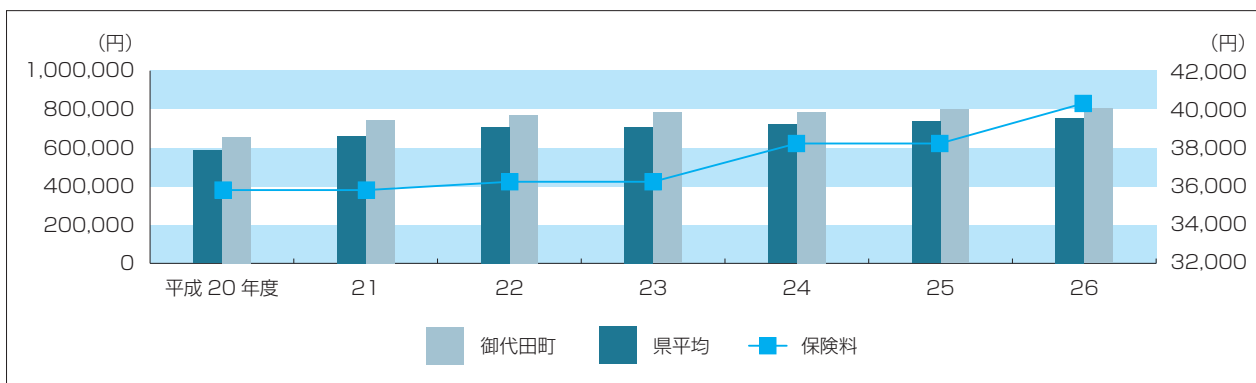
### 【施策】

1. 各分野と連携を図り、生活習慣病予防をはじめとする健康指導を推進します。
2. 健康診査体制の充実を図ります。
3. 健康維持増進の啓発を行います。

■1人あたりの医療費と保険料額の推移

（単位：円）

	平成20年度	21	22	23	24	25	26
御代田町	585,452	661,522	707,231	709,169	720,621	735,874	755,442
県平均	655,267	745,110	770,558	783,039	787,242	799,453	804,424
保険料	35,787	35,787	36,225	36,225	38,239	38,239	40,347



## 第3項 介護保険会計の健全運営

### 【現状と課題】

介護を必要とする人を社会全体で支える仕組みとして、平成12年度に介護保険制度が開始されました。当町の介護保険の状況は、平成17年度まで給付費及び認定者数は増加傾向でしたが、平成18年度以降は、制度の定着と適正化事業により、自然増はあるものの、ほぼ横ばいで推移をしてきました。

しかし、国全体での給付費及び認定者数は、増加の一途をたどっている状況で、加えて介護予防事業の成果がなかなか表れないことから、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年度（2025年問題）を見据え、介護の入口である介護予防給付及び介護予防事業の見直しと、地域包括ケアシステムの構築を実現させるために、平成27年度に制度改正を行いました。

制度改正の中では、平成30年度までにすべての地方自治体が、予防給付の一部を「新しい介護予防・日常生活支援事業」に移行する必要があります。当町は県内でいち早く、平成27年度に総合事業へ移行し、新しい介護予防事業の推進と多様な主体によるサービスの充実を図り、介護保険会計の健全運営を推進しています。

当町の第6期（平成27～29年度）の介護保険料は、基本月額5,160円で県平均の5,399円よりも下回りましたが、引き続き、介護予防事業を推進し、ケアプランチェック等の介護給付費の管理指導等により、給付費の適正化を図っていく必要があります。

また、サービス利用者やその家族だけでなく、すべての被保険者が制度の理解を深める取り組みが重要で、サービスの充実及び質を一層向上させていくために、研修・会議等を通じ、事業所とともに人材確保や資質・専門性の向上を図る必要があります。

要介護状態となる要因として、脳血管疾患や筋力の低下があげられることから、健康指導等により、生活機能全体の向上を図る必要があります。また、介護予防サービスは要介護状態の軽減、悪化の防止を目的として行っていく必要があります。

こうした状況の中、社会福祉法人・ボランティア・NPO・民間企業などの活動や協力体制を充実させることで、多様な主体によるインフォーマルサービスを醸成し、介護給付費の増加を抑える取り組みが重要です。

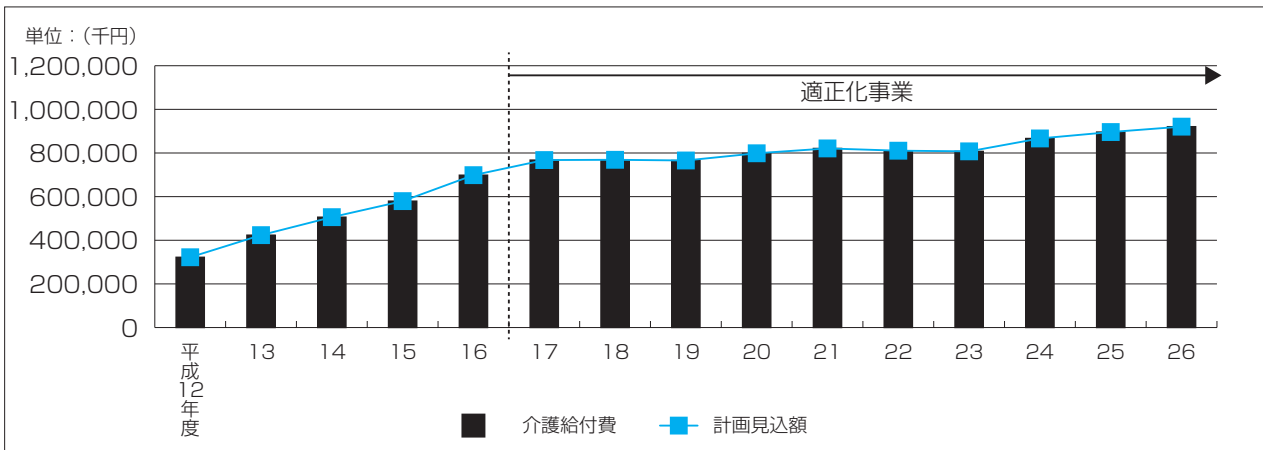
【施策】

1. 各分野と連携を図り、介護予防事業を推進します。
2. 介護給付適正化事業の強化を図ります。
3. 事業所と連携して、人材育成を図ります。
4. 介護サービスの適正な利用について住民意識の向上を図ります。
5. インフォーマルサービスの醸成を図ります。

■介護給付費の推移

(単位：千円)

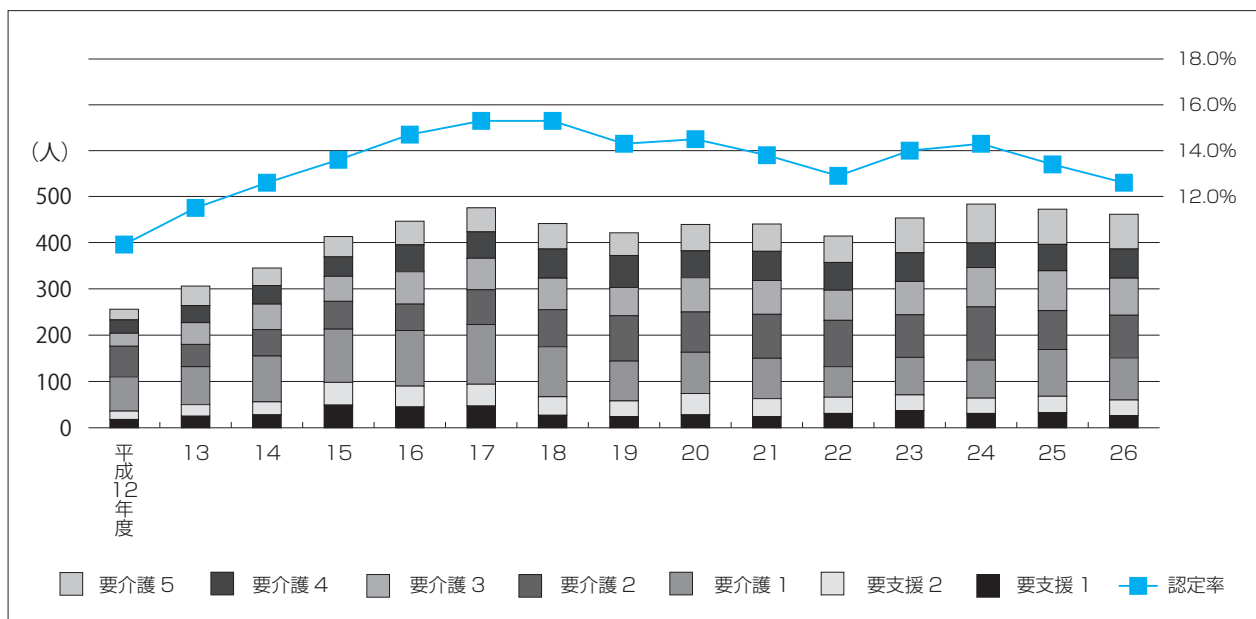
項目\年度	平成12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
計画見込額	409,240	444,061	479,661	622,002	696,503	726,780	807,609	836,744	866,815	865,406	881,577	904,957	883,975	981,593	1,063,826
介護給付費	322,173	423,510	505,917	579,416	698,414	767,640	768,807	765,690	798,720	820,965	810,549	807,532	866,689	896,043	920,762



■認定者数の推移

(単位：人)

項目\年度	平成12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
要支援1	18	25	28	49	45	47	27	24	28	24	31	37	31	33	26
要支援2							40	34	46	39	35	34	33	35	34
要介護1	74	82	99	115	120	129	108	86	89	87	66	81	82	101	91
要介護2	66	48	57	60	57	75	80	98	87	95	100	92	115	84	92
要介護3	28	47	55	54	70	68	68	61	74	73	65	72	85	86	80
要介護4	29	37	40	42	58	57	63	69	58	63	60	62	53	57	63
要介護5	23	42	38	44	51	52	55	49	57	59	57	75	84	76	75
合計	238	281	317	364	401	428	441	421	439	440	414	453	483	472	461



## 第4項 国民年金の推進

### 【現状と課題】

国民年金は、国内に住む20歳以上60歳未満の人が加入し、老後の生活、突然の事故、病気等で障がいを負ったときなどの支えになる、社会保障制度の一つです。

年金を受給するためには、保険料を納めた一定の期間が必要です。このため、保険料の納付が困難なときは、保険料の免除制度などを利用して納付期間を確保し、未納期間が発生しないようにすることが大切です。

しかし、年金記録問題・個人情報流出問題による年金制度への不信感、年金保険料の負担感の増大等により、保険料の収納率は60%前後と低い数値で推移しています。

国では、社会保障と税の一体改革により、年金の受給資格期間の短縮や年金受給者のうち、

低所得高齢者・障がい者等に福祉的な給付を行うことなど、年金制度の見直しを進めています。

町が行う業務は、被保険者の加入・異動・免除等の申請手続きが主なものとなっています。国民年金は、「老後の生活保障」だけでなく「世代間扶養の仕組み」により、社会全体で高齢者を支える制度です。制度を理解してもらうための啓発を推進することや現役世代の各種手続きや納付を推進し、受給資格の確保に努めていくことが必要です。

### 【施策】

1. 年金事務所などの関係機関と連携し、受給資格の確保に努めます。

■ 拠出年金受給状況（旧法）

（単位：人、千円）

項目 年度	老齢年金		通算老齢年金		障害年金	
	受給者数	年金額	受給者数	年金額	受給者数	年金額
平成22	300	142,068	153	32,970	13	11,287
23	269	128,528	142	30,475	12	10,256
24	244	118,191	132	28,272	11	9,241
25	223	109,381	111	24,622	10	8,447
26	202	97,780	96	21,086	10	8,307

■ 拠出年金受給状況（新法）

（単位：人、千円）

項目 年度	老齢基礎年金		障害基礎年金		遺族年金		寡婦年金	
	受給者数	年金額	受給者数	年金額	受給者数	年金額	受給者数	年金額
平成21	2,464	1,710,172	28	24,506	30	22,179	1	452
22	2,464	1,710,172	28	24,506	30	22,179	1	452
23	2,743	1,897,341	31	26,774	26	18,697	1	450
24	2,930	2,023,780	32	27,223	30	20,557	1	449
25	3,106	2,148,696	36	30,107	28	20,101	1	449
26	3,296	2,248,849	36	29,395	28	20,782	1	440

■ 加入状況

（単位：人）

年度	区分	強制加入	任意加入
平成22	拠出年金	2,326	31
	附加年金	27	79
23	拠出年金	3,521	26
	附加年金	26	81
24	拠出年金	3,463	26
	附加年金	28	80
25	拠出年金	3,357	26
	附加年金	24	78
26	拠出年金	3,196	34
	附加年金	24	73

■ 保険料免除者数

（単位：人）

年度	法定免除	申請免除
平成22	68	443
23	66	454
24	81	474
25	86	485
26	81	509

# 第 3 章

次代・郷土を担う人を育み  
文化のかおるまちをつくります



# 第3章

## 次代・郷土を担う人を育み文化のかおるまちをつくります

第1節 地域や子どもたちの  
実態に応じた活力ある  
学校づくりの推進

第1項 幼児教育の振興

第2項 義務教育の振興

1. 学校教育の充実

2. 学校教育施設・設備の整備充実

3. 学校給食

第2節 いきいきとした生活を  
楽しむための充実した  
生涯学習の推進

第3節 スポーツへの主体的  
な取り組みの推進

第1項 生涯スポーツの振興

第2項 スポーツ施設の整備

第4節 人権が尊重される  
明るいまちづくりの推進

第5節 文化・芸術の織りなす  
地域づくりの推進

第6節 次代・郷土を担う人材育成

# 第1節

## 地域や子どもたちの実態に応じた活力ある学校づくりの推進

### 第1項 幼児教育の振興

#### 【現状と課題】

国は幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成27年度から子ども・子育て支援新制度を開始しました。これにより、都市部における待機児童の解消、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保、認定こども園の普及、利用者支援、地域子育て支援拠点事業、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」の充実が図られています。

当町には、幼児教育・保育の場として、私立の「杉の子幼稚園」「杉の子幼稚園附属保育園つくしんぼ」「たんぽぽ保育園」と、町立の「やまゆり保育園」「雪窓保育園」が設置され、各施設が独自性を発揮しつつ、相互の連携・協力のもと、多様な保育活動、総合的な子育て支援活動を行っています。

#### 【施策】

1. 子ども・子育て支援新制度へ移行した幼稚園に対し、施設型給付を実施します。
2. 新制度に移行しない私立幼稚園に対し、国の補助を受けて就園奨励事業を継続し

杉の子幼稚園は、昭和50年度（1975年度）の開園以来40年にわたり3歳児から5歳児の保育を実施し、特色ある経営により、当町における幼児教育を支えてきました。

今後も私立幼稚園に対する運営費の助成に努め、経営の健全化を支援するとともに、子ども・子育て支援新制度での施設型給付や現行制度での幼稚園就園奨励費補助金など、公私間での格差是正、子育て世帯の負担軽減を図っていく必要があります。

幼児期における教育は、小学校就学前の教育段階として、心身の健全な発達、人格の形成、基本的な生活習慣を身に付けるための重要な役割を果たしています。このため、幼稚園・保育園・学校・家庭・地域の連携を密にして、幼児教育に取り組んでいかなければなりません。

て実施します。

3. 教育環境の充実を図っていくため、私立幼稚園への補助を今後も継続します。
4. 「幼・保・小・中・家庭・地域」の連携を推進し、幼児教育の充実を図ります。



■幼稚園数及び在園児数の推移（5月1日現在）

年 度	園 数		学級数	幼 児 数 (人)			
				総 数	年 齢 別		
	総 数	私 立			計	3歳	4歳
平成22	1	1	6	150	51	48	51
23	1	1	6	144	43	53	48
24	1	1	6	151	49	47	55
25	1	1	6	130	33	50	47
26	1	1	6	132	47	33	52

資料：教育委員会

■保育園数及び在園児数の推移（4月1日現在）

年 度	園 数			学級数	幼 児 数 (人)						
					総数	年 齢 別					
	総 数	公 立	私 立			計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳
平成22	3	2	1	22	318	2	18	34	73	89	102
23	3	2	1	21	301	2	27	34	71	76	91
24	3	2	1	20	310	6	36	44	68	80	76
25	3	2	1	18	308	5	24	43	85	71	80
26	4	2	2	22	306	9	35	36	68	88	70

資料：町民課

■幼稚園・保育園3～5歳児の状況（幼稚園：5月1日現在、保育園：4月1日現在）

年 度	3～5歳児数(人)				幼 稚 園			保 育 園		
	総 数	3歳	4歳	5歳	設置数	園児数(人)	在園率(%)	設置数	園児数(人)	在園率(%)
平成22	466	137	160	169	1	150	32.19	2	264	56.65
23	434	125	149	160	1	144	33.18	2	238	54.84
24	420	135	133	152	1	151	35.95	2	224	53.33
25	406	139	132	135	1	130	32.02	2	236	58.13
26	401	124	142	135	1	132	32.92	2	226	56.36

資料：教育委員会・町民課

## 第2項 義務教育の振興

### ① 学校教育の充実

#### 【現状と課題】

平成27年5月現在の学級数と児童・生徒数は、北小学校14学級341人、南小学校21学級613人、中学校17学級474人で、3校合計で1,428人が就学しています。児童・生徒数の動向は、平成22年度以降、北小学校と中学校では増加しており、南小学校では減少となっています。今後は、北小学校や中学校においても微増から減少へと転じ、3校ともに減少していくことが予想されます。

現在、国では、小学校1年生までが35人、小学校2年生から6年生・中学校においては、40人規模での学級編成基準が設けられています。また、県においては、独自基準を設けて、中学校3年生まで30人規模学級が拡大されており、当町においても35人定員の30人規模学級で学級編成をしています。

小中学校では、確かな学力を身に付け、思いやりのある豊かな心を育み、健康でたくましい心身の育成を図ることを目指して、学校の実態に即した教育課程の編成、特色ある学校づくりに取り組んでいます。また、小中学校の連携を深め、「学力向上」「体力向上」「耐性育成」を共通重点として掲げ教育活動に取り組んでいます。

子どもたちの教育は、学校だけに任せるのではなく、地域社会で行うことが求められています。学校教育と家庭教育と社会教育が一体となり、学校のニーズに応じて、地域の人とともに学ぶコミュニティスクールを進め、ふるさとを愛し、ふるさとに誇りを持てる子どもの育成をしていく必要があります。

グローバル化が進む中、英語によるコミュニケーション能力も求められています。このため、外国人講師による小学校での英語体験学習事業、中学校での英語教育によって、国際理解の推進、英語教育の充実を図っています。

児童・生徒の学力を上げるためには、授業改善とともに、教職員の資質向上が重要と考え、平成20年度から先進的な研究、取り組みを行っている実践校に視察研修を行っています。研修の成果を教職員全体のものとして、これからの授業に反映させるため、県外研修事業も実施しています。また、大学の先生を講師に招き、授業改善のための研修会も実施しています。今後も継続し、教職員の資質向上に努めていく必要があります。

中学校では、スクールカウンセラー・心の教室相談員・中間教室などの支援体制を整え、思春期を迎えた生徒のサポートを行っています。小学校においてもスクールカウンセラーによる巡回や心理相談員の配置などを行い、いじめ・虐待・不登校などの対策にあたっています。自己中心的な行動、忍耐力の低下、言葉による問題解決能力の不足などが指摘される中、学校・家庭・地域の連携、協力のもと、いじめ・虐待・不登校などの対策に取り組む必要があります。

学校における人権教育は、児童・生徒一人ひとりが正しい知識を身に付けるとともに、指導者である教職員の資質の向上を図る必要があります。

障がいのある児童・生徒に対しては、小中学校ともに、知的障がい特別支援学級、自閉症・

情緒障がい特別支援学級を編成し、一人ひとりの個性に応じた手厚い教育を実施しています。また、就学相談を行うため、平成17年度から就学相談委員会を設置しています。幼稚園・保育園で生活単元を中心に学んできた子どもたちが、小学校での教科学習にスムーズに移行できない「小1プロブレム」については、幼・保・小の連携のもと、家庭との情報交換を密にして、同じ方向で進んでいく必要があります。

児童生徒の安全を確保し、安心して通える学校をつくることは、何よりも優先されることであり、学校教育活動の基本です。小中学校では、学校内における対策として、日常的な安全点検を行うとともに、危機管理マニュアルを作成し、学期ごとに訓練を実施しています。学校外においても、登下校、遊び、事件・事故発生時の行動など、日ごろから児童生徒に対し、きめ細かい指導を行っています。今後も取り組みを継続する上で、常に、危機管理に対する意識や対応力を高めておく必要があります。また、学校の安全管理は、地域に開かれた学校づくりを目指す上においても重要であり、学校・保護者・教育委員会に加え、地域住民・関係機関とも連携、協力しながら、町民の防犯意識の向上や防犯ボランティアの組織化等の取り組みを進めるなど、町全体で対策を講じていく必要があります。

近年、児童生徒の身の回りでインターネットに接続できる端末が数多くあり、便利な機能が充実している一方、全国各地で様々なトラブル

が多発しています。携帯電話やスマートフォンの利点と欠点を理解し、安全で正しい使い方ができるよう家庭でのルールづくりが求められています。

#### 【施策】

1. 学校教育と社会教育が一体となったコミュニティスクールを推進します。
2. 小学校の英語体験学習授業、中学校の外国人講師による英語指導を継続して実施します。
3. 3校教職員を先進地に研修派遣し、資質の向上を図ります。
4. いじめ・不登校などについて、サポート体制を強化するとともに、中学校の中間教室を活用して生徒の原級復帰を目指します。
5. 児童・生徒に人権教育を行います。
6. 障がいのある児童・生徒等に対して、引き続き、就学相談委員会の活用を図り、適正な就学のあり方を検討します。
7. 児童・生徒の学力と体力の向上を目指し、「幼・保・小・中」が連携して推進します。
8. 地域住民・関係機関と連携、協力しながら、町全体で児童・生徒・学校の安全確保を図ります。
9. 携帯電話やスマートフォンの安全で正しい使い方について、家庭や学校でのルールづくりに努めます。

## ■学校別、児童・生徒数の推移

(単位：人)

年度 学校名	平成 22	23	24	25	学級数	児童・ 生徒数	推 計				
							26	27	28	29	30
北小学校	318	347	360	361	(2) 14	(6) 339	341	339	313	293	275
南小学校	646	637	638	627	(3) 21	(13) 614	613	594	570	543	528
小学校計	964	984	998	988	(5) 35	(19) 953	954	933	883	836	803
中学校	431	448	469	482	(2) 17	(8) 493	474	473	485	507	506
総 計	1,395	1,432	1,467	1,470	(7) 52	(27) 1,446	1,428	1,406	1,368	1,343	1,309

※平成26年度（ ）内は特別支援学級数内訳

資料：教育委員会

## ② 学校教育施設・設備の整備充実

## 【現状と課題】

当町の小学校は、町立の北小学校と南小学校の2校があり、小学校統廃合事業による昭和52年度（1977年度）の建設以来39年が経過しました。この間、北小学校では、平成5年度（1993年度）から平成6年度（1994年度）、平成25年度に大規模改修を行いました。南小学校では、児童数の増加などに対応するため、昭和55年度（1980年度）、昭和63年度（1988年度）、平成17年度の3回にわたり校舎の増築を行うとともに、平成7年度（1995年度）から平成9年度、平成26年度に大規模改修を行い、施設環境の整備充実や維持管理に努めています。また、校舎棟・体育館棟の耐震化を図るため、2校とも平成18年度に体育館棟の耐震診断を行い、平成20年度に耐震補強工事を実施し、平成27年度には照明等の落下防止工事を実施しました。校舎棟については、北小学校が平成19年度、南小学校が平成20年度に耐震診断を行い、2校とも平成21年度に耐震補強工事を実施し

ました。

中学校は、町立の1校が昭和33年度（1958年度）に建設され、以来50年余が経過しましたが、施設の老朽化に伴い、平成21年度から平成23年度の3カ年計画により、建て替えが行われ、平成23年4月に新しい学び舎が開校となりました。また、中学校建設に併せて、中学校敷地内に学校給食共同調理場を建設し、自校方式での給食調理を、小学校へ配送する親子方式へと変更しました。平成27年度には、新基準による耐震化を図るため、体育館の天井や照明等の落下防止工事を実施しました。

学校施設は、地震などの災害発生時において、児童生徒の生命を守るとともに、被災後の教育活動などの早期再開を可能とするため、施設や設備の損傷を最小限にとどめることなど、十分な耐震性能を持たせることが重要です。また、災害発生時には、地域住民の応急的な避難場所としての役割もあることから、学校施設すべての耐震化を実施し、防災機能の強化を図りまし

た。

2校の小学校は、校舎の増築や大規模改修、耐震補強工事などの施設環境を整備し、維持管理に努めていますが、施設の老朽化は着実に進んでいます。今後、一定期間経過後に、長寿命化対策を実施してさらなる延命を図るのか、建て替え工事を実施して新校舎を建設するのか、慎重に検討する必要があります。事業実施には多額の費用が必要となることから、財源となる基金を計画的に積み立てていくことが必要になります。

各学校における設備・備品は、壊れたものを中心に毎年度計画的に整備を行っています。今後、パソコン教室関係については、小中学校とも更新の時期を見極め、学校と協議を行いながら進めていく必要があります。

#### 【施策】

1. 学校施設の適正な維持管理を行います。
2. 小学校の建替えについて、検討します。
3. 設備・備品の充実を図ります。

■学校施設面積（平成27年5月1日現在）

（単位：㎡）

学校名	校 舎	屋 内 運 動 場	計
	保有面積	保有面積	保有面積
北小学校	3,760	841	4,601
南小学校	5,632	848	6,480
小学校計	9,392	1,689	11,081
中学校	7,585	1,870	9,455
総 計	16,977	3,559	20,536

資料：教育委員会

### ③ 学校給食

#### 【現状と課題】

小中学校ともに、パン又は米飯、牛乳とおかずによる完全学校給食を実施しています。学校給食は、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること、日常生活の食事について正しい理解と望ましい食習慣を養うこと、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと、食糧の生産・配分・消費について正しい理解に導くこと等を学校給食法で規定しています。町の小中学校では、学級指導・教育活動で重要な位置付けをして、年間指導計画を立て指導にあたっています。

学校給食は、地産地消・食文化・生命・自然・環境等の理解を深めるなど、学校における食育は「生きた教材」として活用されており、食育を推進する上でその果たす役割は大きく、一層の充実を図ることが必要となります。

また、栄養教諭が中心となって学校と連携して、料理教室・児童の収穫体験・給食時の学級訪問などにより、複数の食品の違いを理解してもらい、クラスごとにメニューを決める「希望献立」を実施して、食育に関わる給食の提案を行っています。

近年、食物アレルギー対象者が増加し、原因物質の食材も多様化してきています。食物アレルギーは生命に関わることから、平成27年度からは医師の診断書に基づいた「学校生活管理指導表」に従って、代替食等を提供しています。

こうした一連の取り組みを踏まえながら、望

ましい食生活の実現と生活習慣の改善に努め、今後も米・野菜・味噌等地域の食材を学校給食に取り入れ、安心・安全な給食を子ども達に提供し、食育に活用する必要があります。

施設整備面では、平成22年度に学校給食共同調理場を建設し、平成23年4月から給食の提供を開始しました。共同調理場は、国の基準に基づき汚染作業区域と非汚染作業区域を完全に分離し、フルドライシステムを導入することにより、食中毒防止の三原則「付けない」「増やさない」「殺菌する」を厳守して、衛生管理の徹底を図っています。また、太陽熱利用ソーラーシステム（給湯設備）を整備し、効率的な給湯を行い、給湯・洗浄等に利用して、環境対策や経費節減対策を図っています。

共同調理場の施設内では、塩素消毒等による衛生管理を実施しているため、金属設備がさびやすく、また、水質による水あかの付着等で設備が劣化しやすい状況になっています。このため、給食の調理や食器・食缶の洗浄作業に影響が出ないように、施設の維持管理を行っていく必要があります。

#### 【施策】

1. 学校給食を通して食育の推進を図ります。
2. 地産地消の推進を図ります。
3. 安心・安全な給食を提供します。
4. 施設の適切な維持管理に努めます。

## 第2節

# いきいきとした生活を楽しむための充実した生涯学習の推進

### 【現状と課題】

生涯学習は、町民一人ひとりの「自己充実」＝「生きがいを満たす」だけでなく、自発的な意思により、自らの責任においてその方法を選択しつつ、生涯を通じて行われる学習活動です。この学習活動は自己啓発の手段としてだけでなく、その成果を様々な活動に役立てることにより、社会全体を豊かにし、前進させる大きな力にもなることが期待されています。

その拠点として、平成15年度に公民館・図書館・博物館の機能を有した複合文化施設「エコールみよた」が開館し、町民が主体的・継続的に様々な学習活動を行えるための学習機会を提供しています。

#### ○生涯学習

生涯学習は、学級講座・学習会・講演会・公民館活動・コンサート・展覧会など数多くの事業を実施し、生涯学習の推進を図ってきました。

町民一人ひとりが個性を伸ばし、生きがいを持つための充実した生涯学習活動を進めていくためには、行政による仕組みの構築だけでは不十分です。町民の理解と協力を得た上で、積極的に参加を求めていくことが重要です。そして「だれもが、いつでも、どこでも、なんでも」学ぶことができる多様な総合的な学習機会の提供に努め、その学習成果を活かすことのできる生涯学習社会の形成を図ることが必要です。

公民館は、講座・教室などの学習機会や活動の場を提供するとともに、様々な情報提供を行うなど、町民の学習活動を支援する重要な機能を

持っています。現在、エコールみよたを拠点に公民館活動を実施しており、様々な事業において、町民に指導者や実行委員として参加してもらうなど、身近な学習活動の拠点となっています。

学習成果を地域の力として活かしていくため、様々な分野で活躍している町民の情報を生涯学習人材情報「人材バンク」として整備するとともに、国・県が推進する学校と地域が連携して子どもを育てることを目的とした「コミュニティスクール」においても人材情報を活用し、学習支援していく必要があります。

エコールみよたにおいては、施設運営や学習機会の提供など、時流に即した町民ニーズの反映に努めていくことが重要です。また、既存事業について広く周知し、さらに多くの町民の参加を促し、地域社会に密着した学習活動の拠点として、一層の機能向上を図っていく必要があります。

#### ○図書館

フレンドリー図書館は、町民の学習活動を生涯にわたって支援する重要な施設です。平成15年の開設後、10年間で利用冊数は2倍となり、町民1人当たり10.7冊と飛躍的な図書利用が図られました。近年、近隣市町村に新設図書館が開設されこともあり、平成20年度をピークに利用者の減少がみられます。しかし、町民の多くから親しまれ、年間利用者は3.5万人となり、利用冊数も約11万冊を超える状況です。今後、幼児から高齢者まですべての町民が気軽に利用できるよう、より魅力的な図書館づくりを町民

やボランティアとともに推進していく必要があります。

市民の生涯学習を支援するため、利用者の需要にかなった本を中心に、新刊書・各種受賞作品・児童書等を選書するとともに、不足している分野の本を補充する必要があります。さらに、図書資料の整備、地域資料の保存・活用などにも積極的に取り組む必要があります。

図書館の利用案内や新着図書一覧等の情報提供を行うため、開設しているホームページの所蔵状況・利用状況・イベント開催等について随時更新し、公開しています。今後は、より内容の充実を図り、利用者への情報提供を行っていく必要があります。利用者が求める図書を所蔵していない場合には、県内公共図書館を中心に

インターネットを介した所蔵照会を行い、相互貸借による貸し出しを実施し、県内の公立図書館との連携を図っています。相互貸借や横断検索機能など、図書館のより有効的な利用方法についても周知していく必要があります。

学校における図書室では、施設規模や蔵書数に限りがあり、子どもたちの読書や学習が進むほど自校だけの図書では充足されません。子どもたちが読書の習慣を身に付けることは、豊かな想像力の発達や、人格形成に大きな影響を及ぼすといわれていることから、フレンドリー図書館との連携を図り、子どもたちが必要な情報を収集・選択して学習できるように、読書環境を整えていく必要があります。

## 【施策】

### ○生涯学習

1. 引き続き、「だれもが、いつでも、どこでも、なんでも」学ぶことのできる生涯学習の推進を図ります。
2. 学習成果を地域で活用できるよう、「人材バンク」を整備するとともに、「コミュニティスクール」においても人材情報を活用し、学習活動を支援します。
3. 市民ニーズの反映に努めるとともに、生涯学習の必要性や楽しさをアピールし、関連施設の利用及びイベントの参加促進につながるよう広報活動を推進します。
4. エコールみよたを、市民が気軽に集い、学習活動が行える拠点として、機能向上を図ります。

### ○図書館

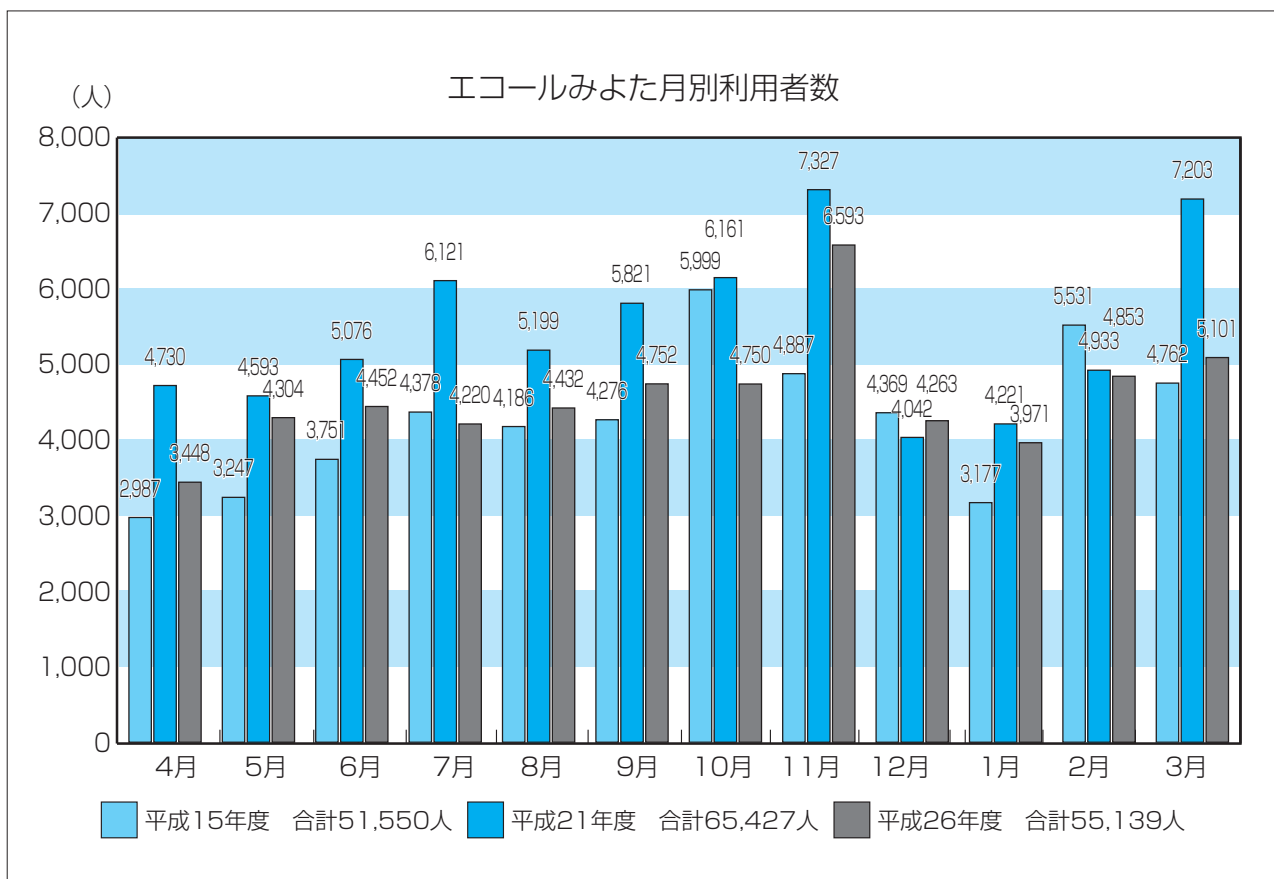
5. 市民やボランティアとともに事業を推進し、誰からも親しまれる図書館を目指します。
6. 利用者のニーズに応えられるよう、蔵書の充実に努めます。
7. 幼児期からの本との出会いを大切に、児童図書の充実を図ります。
8. 図書資料等の整備、地域資料の保存・活用に取り組むとともに、ホームページの充実を図ります。
9. 県内公立図書館と連携し、相互貸借など図書館の有効利用を図ります。
10. 子どもたちの自己学習に図書資料が利活用できるよう、学校図書室との連携を図ります。



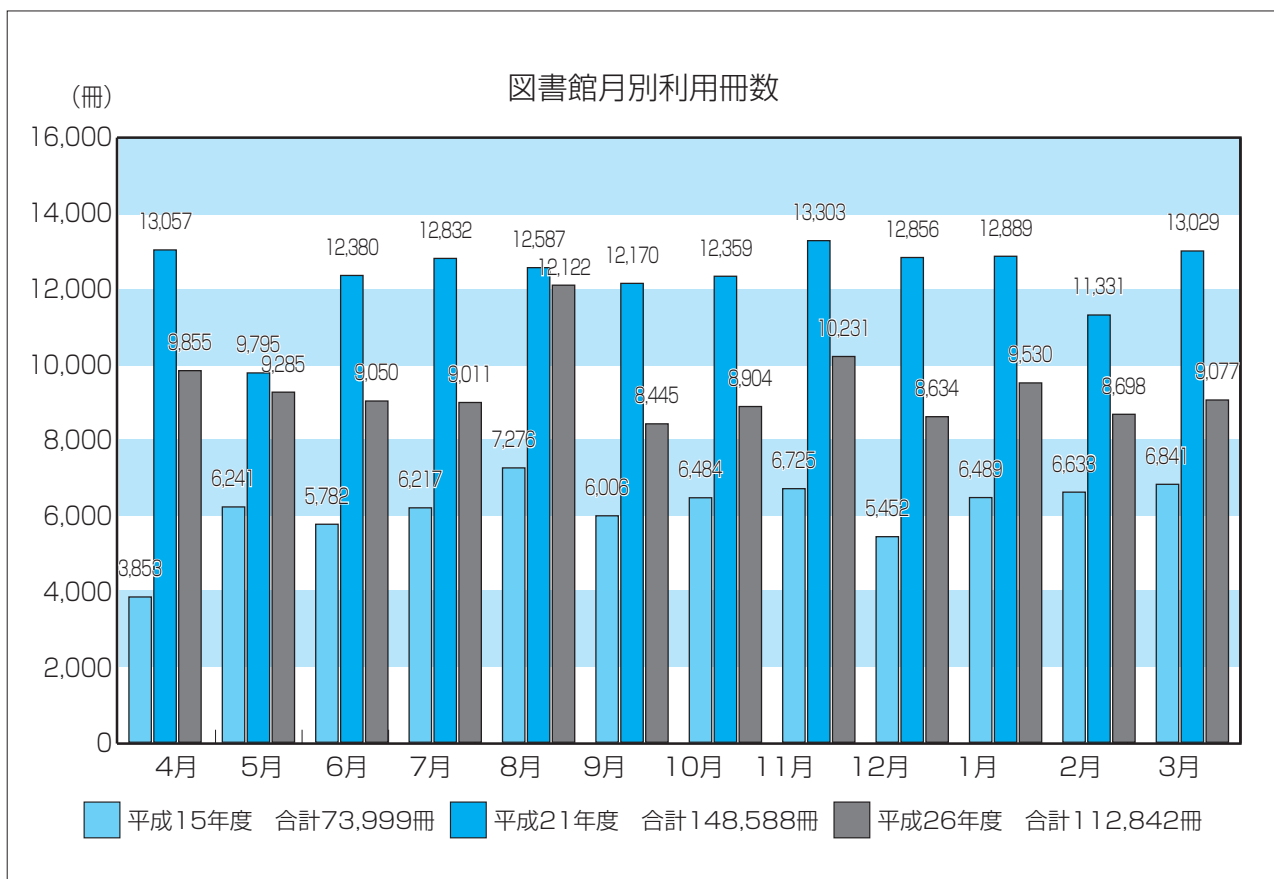
生涯学習活動状況

区分	事業名	対象	内容	年度				
				平成 22	23	24	25	26
青少年	成人式	新成人	成人式を祝う式典と祝賀会・ビデオ上映会	○	○	○	○	○
	キックベースボール大会	小学生	スポーツを通じた心身の育成	○	○	○	○	○
	こども自然体験隊	小学生	浅間山を中心とした自然学習	○	○	○	○	○
	なんでも体験隊	こども・親	農作業を通じて食べ物の大切さを学ぶ体験学習	○	○	○	○	○
	合唱団つばさ	小・中学生	少年少女の楽しい合唱団	○	○	○	○	○
	こども生け花教室	小・中学生	生け花を学び、その楽しさを知る	○	○	○	○	○
文化芸術	きなんしまつり	一般	総合文化展と芸能発表会	○	○	○	○	○
	歴史講座	一般	各地の歴史の学習	○	○	○	○	○
	歴史の旅	一般	各地の歴史を学ぶ研修	○	○	○	○	○
	ピアノリレーコンサート	小・中・一般	ピアノ愛好者による演奏会	○	○	○	○	○
趣味教養	いきいき学級	一般	性別・世代を超えた交流及び、生きがいと役割の学習	○	○	○	○	○
	そば作り教室	一般	そばの作り方を学ぶ	○	○	○		
	しめ縄づくり	一般	伝統文化であるしめ縄の造り方を学ぶ	○	○	○	○	○
	パソコン教室	一般	初心者からのパソコンの学習	○	○	○	○	○
	親子のふれ愛料理教室	こども・親	料理づくりを通じた大人と子どものふれ合い及び食の学習	○	○	○	○	○
人権・国際交流	人権学習	分館役員他	人権に関する学習	○	○	○	○	○
	日本語教室	外国人	日常生活に役立つ日本語の学習	○	○	○	○	○
公民館	書初展	小・中・一般	書初めの出品・作品の展覧会	○	○	○	○	○
	書初教室	小学生	書初めの学習			○	○	○
	公民館報	町内全戸	公民館活動の啓発啓蒙	○	○	○	○	○
	分館役員研修会	分館役員他	分館活動の研修会	○	○	○	○	○
	分館活動補助	全分館	分館活動の推進に対する補助	○	○	○	○	○
	語りあいのまちづくり講座	一般	町政理解とまちづくりのための出前講座	○	○	○	○	○

資料：教育委員会



資料：教育委員会



資料：教育委員会

# 第3節

## スポーツへの主体的な取り組みの推進

### 第1項 生涯スポーツの振興

#### 【現状と課題】

国では、スポーツの推進により、国民の心身の健全な発達、明るく豊かな国民生活の形成等を図ることを目的に「スポーツ基本法」を平成23年8月に制定しました。また、法に基づき、スポーツに関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、「スポーツ基本計画」を策定し、『年齢や性別を問わず、広く人々が、関心、適正等に応じてスポーツに参画することができる環境を整備すること』を基本理念として、地域におけるスポーツの振興、多様なスポーツの機会の確保等の施策を掲げ、スポーツ立国の実現を目指した取り組みを行っています。

町では、町民のスポーツ需要や健康づくりに応えるため、各種スポーツ大会やスポーツ教室を開催しています。また、日常生活においてスポーツに親しむことのできる事業の充実、指導者の養成や各種スポーツ団体への支援を行っています。

町民が心身ともに健康で豊かな生活を営むためには、生涯にわたってスポーツに親しみ、スポーツを通じて、人と人とのふれあいや結びつきを深め、人生を豊かに過ごすことが重要です。

近年は、各種スポーツ教室や大会などに参加する年齢層が、生活や時間に比較的余裕のある中高年が中心となってきています。参加世代をより幅広くするため、事業内容や実施時間などを見直す必要があります。

また、運動習慣のない町民でも気軽に参加できる運動教室、生活習慣病予防を目的とした運動等のスポーツイベントを開催していく必要があります。

競技スポーツについては、現在、17部で組織される町体育協会が中心となって技能を磨き、各種大会へ参加するなど積極的に活動を行っています。

スポーツ推進体制においては、生活様式の向上や超高齢社会の進展に伴い、指導者不足や組織の弱体化が懸念されています。このことから、指導者を育成するための研修会の開催、体育協会とスポーツ推進委員を中心とした組織の強化等により、推進体制を充実していく必要があります。

#### 【施策】

1. 学校・地域・体育協会・各種体育団体等と連携・協力し、生涯スポーツの普及・推進を図ります。
2. 町民ニーズを把握し、各種スポーツ教室や大会の事業内容や実施時期を見直します。
3. 運動習慣のない町民でも、気軽に参加できる運動教室等の取り組みを推進します。
4. 関係団体等と連携し、スポーツ指導者等の育成と研修を支援します。

社会体育施設利用状況

(単位：人)

年度	項目	町営グラウンド	海洋センター 体育館	海洋センター プール	海洋センター ニアセンター	ヘルスパイオ コート	町営テニス コート	町営弓道場	町民芝生広場	雪窓公園球場	屋内ゲート ボール場	やまゆり体育館	グラウンド やまゆり	ゴルフ場 やまゆりマレット	ウインドゴルフ場 やまゆりグラ
		平成22	町内利用	13,001	19,439	1,297	11,119	10,144	425	5,687	5,701	3,747	12,315	2,366	5,316
	町外利用	3,415	708	157	285	554	23	0	5,448	0	1,794	858	825	90	
	計	16,416	20,147	1,454	11,404	10,698	448	5,687	11,149	3,747	14,109	3,224	6,141	520	
23	町内利用	12,006	18,883	984	11,892	11,175	232	5,719	6,463	3,772	11,487	2,975	3,923	397	
	町外利用	2,961	1,683	106	380	167	4	340	2,200	0	2,627	642	669	26	
	計	14,967	20,516	1,090	12,272	11,342	236	6,059	8,663	3,772	14,114	3,617	4,592	423	
24	町内利用	6,597	16,445	1,013	10,485	11,758	408	6,423	2,846	3,144	13,430	2,232	1,300	1,165	
	町外利用	3,760	1,596	185	436	229	17	460	6,480	0	3,100	1,179	176	15	
	計	10,357	18,041	1,198	10,921	11,987	425	6,883	9,326	3,144	16,530	3,411	1,476	1,180	
25	町内利用	7,858	15,074	1,282	9,853	11,358	269	6,314	3,630	4,146	11,294	2,012	4,920	1,268	
	町外利用	2,355	2,543	508	375	310	152	270	4,752	30	3,303	746	920	7	
	計	10,213	17,617	1,790	10,228	11,668	421	6,584	8,382	4,176	14,597	2,758	5,840	1,275	
26	町内利用	2,202	16,058	休止	12,442	12,000	479	6,374	3,757	3,838	11,407	976	3,884	1,392	
	町外利用	972	1,452		341	264	285	550	4,240	15	2,273	668	795	5	
	計	3,174	17,510		12,783	12,264	764	6,924	7,997	3,858	13,680	1,644	4,679	1,397	

資料：教育委員会

## 第2項 スポーツ施設の整備

### 【現状と課題】

体育施設は生涯スポーツの振興を推進する上で欠かせないものです。

当町は、現在12の社会体育施設と学校体育施設開放による小中学校体育館と校庭を有効に活用し、生涯スポーツの振興を図っています。

その施設のほとんどは、地域住民の利用を想定して整備したもので、大会の開催を目的としていないため不便な点も多く、利用者からは改修・拡充などの要望もある半面、大会開催などに占用されることが少ないため、土・日・祝祭日にも比較的安定した貸し出しができます。

施設の内訳をみても体育館・野球場・テニスコート・屋内ゲートボール場・弓道場・マレットゴルフ場・グラウンドゴルフ場・多目的グラウンドと充実しており、各施設を点在させるのではなく2カ所に集約したことで、住民の多様なニーズにも対応できるよう整備してあります。

現在、各施設は設置からの経過年数による老朽化や不具合が生じている箇所もあり、平成27年度には、B&G財団の支援を得て昭和56年に開設した「B&G海洋センタープール」を取り壊しました。

そのほかの施設については、財政事情を考慮しつつ、整備・維持管理を進めていく必要があります。

今後、老朽化の進行や施設利用者数の動向、住民ニーズの変化などを十分考慮した上で、大規模な修繕あるいは建て替えも視野に入れた整備計画を作成する必要があります。

### 【施策】

1. 社会体育施設の保守整備と利便性、安全性の向上を図ります。
2. 計画的なスポーツ施設等の整備・維持管理に努めます。
3. 施設整備計画を検討します。

■社会体育施設

名 称	所 在 地	開設年月	アリーナ面積 (㎡)	競技設備等	
B&G海洋センター	大字御代田字大林4107-72 0267-32-6114	昭和55.11	体育館 747.30 ミーティングルーム 40.67	バレーボール バスケットボール バドミントン テニス	2面 1面 3面 1面
町営グラウンド (多目的グラウンド)	大字御代田字大林4107-98 0267-32-6114	昭和40.4	12,500	野球 ソフトボール サッカー	2面 2面 1面
ヘルスパイオニア センター	大字御代田字大林4107-31 0267-32-6114	昭和55.3	435	バレーボール テニス バドミントン	1面 1面 1面
町営弓道場	大字御代田字大林4107-72 0267-32-6114	昭和59.12	99.372	的場 26.04㎡ 6人立 夜間照明施設	
町営テニスコート (人工クレーコート)	大字御代田字大林4107-70 0267-32-6114	昭和58.11 平成9.10 (平成21.12)	2,688	テニス	4面
町営雪窓公園球場	大字御代田字大林4107-96 0267-32-6114 0267-32-7101	平成1.5	14,250	野球1面 (センター120m・両翼91m)	
町営雪窓公園屋内 ゲートボール場	大字御代田字大林4107-70 0267-32-6114	平成3.4	1,027	クレーコート 2面 休憩室・談話室・シャワー室等	
町民広場 (芝生グラウンド)	大字御代田字大林4107-70 026-32-6114	昭和57.8	6,000	サッカー 多目的広場	1面
やまゆり公園 つどい広場 (多目的グラウンド)	大字塩野字 東向原3024 0267-32-6665	平成6.9	10,000 ホームベースから L=88mR=77m	野球 ソフトボール	1面 1面
やまゆり公園 マレットゴルフ場	大字塩野字久古池3036-53 0267-32-6665 0267-32-6114	平成25.5		やまゆり (アウトコース) 268m やまゆり (インコース) 289m 計18ホール パー72 あさま (アウトコース) 331m あさま (インコース) 262m 計18ホール パー72	
やまゆり公園 グラウンドゴルフ場	大字塩野字東向原3024 0267-32-6665	平成6.9	960	グラウンドゴルフ	1面
やまゆり体育館	大字塩野字東向原3025-2 0267-32-6665 0267-32-6114	平成7.10	863.17	バレーボール バスケットボール バドミントン テニス	2面 1面 3面 1面

資料：教育委員会

■学校体育施設

名称	所在地	開設年月	面積 (㎡)	競技設備等	
御代田中学校 体育館	大字御代田2718 0267-32-2117 0267-32-6114	平成23.4	体育館 1,201 (アリーナ)	バレーボール	3面
				バスケットボール	2面
				バドミントン	6面
御代田町中学校 グラウンド	大字御代田2718 0267-32-2117 0267-32-6114	平成24.1	10,950	野球	1面
				ソフトボール (夜間照明)	1面
御代田南小学校 体育館	大字御代田4107-41 0267-32-2034 0267-32-6114	昭和52.6	848	バレーボール	1面
				バスケットボール	1面
				バドミントン	2面
御代田南小学校 グラウンド	大字御代田4107-41 0267-32-2034 0267-32-6114	昭和52.6	11,946	野球	1面
				ソフトボール	1面
御代田北小学校 体育館	大字馬瀬口1935 0267-32-2069 0267-32-6114	昭和52.6	841	バレーボール	1面
				バスケットボール	1面
				バドミントン	2面
御代田北小学校 グラウンド	大字馬瀬口1935 0267-32-2069 0267-32-6114	昭和52.6	10,321	野球	1面
				ソフトボール (夜間照明)	1面

資料：教育委員会

■学校開放利用状況

(単位：人)

年度	区分	南小学校	北小学校	中学校	計
平成22	体育館	2,899	1,655	5,199	9,753
	グラウンド	2,394	2,754	0	5,148
	計	5,293	4,409	5,199	14,901
23	体育館	3,030	2,540	487	6,057
	グラウンド	1,375	3,091	0	4,466
	計	4,405	5,631	487	10,523
24	体育館	2,637	1,227	2,465	6,329
	グラウンド	1,285	1,822	1,595	4,702
	計	3,922	3,049	4,060	11,031
25	体育館	2,480	1,892	1,492	5,864
	グラウンド	1,015	1,110	1,756	3,881
	計	3,495	3,002	3,248	9,745
26	体育館	2,570	1,644	1,825	6,039
	グラウンド	1,130	2,472	1,278	4,880
	計	3,700	4,116	3,103	10,919

資料：教育委員会



# 第4節

## 人権が尊重される明るいまちづくりの推進

### 【現状と課題】

人権問題は、国際的な潮流によって時代とともに日々様々に変化しており、これまでの歴史の中で、人権が尊重される社会の実現のため多くの努力が重ねられてきました。

人権とは、人間が生まれながらに持っている自分らしく生きる権利で、だれからも侵されることのない固有の権利です。これは、日本国憲法においても、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」と定められています。人権を守るためには、国や自治体の人権保障に向けて努力する一方、町民にも自分の人権とともに他の人権についても正しく理解し、お互いに人権を尊重し合うことが期待されます。

当町においては、平成4年（1992年）12月、「部落解放の町」を宣言し、平成5年（1993年）12月には、「御代田町における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例」を制定しました。この条例に基づき、平成10年（1998年）4月、「部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす総合計画（差別撤廃総合計画）」を策定し、平成16年（2004年）9月には、「第2次差別撤廃総合計画」を策定しました。

平成8年度（1996年度）を初年度とする第3次長期振興計画では、「環境を守り・人権を尊重する 文化・高原公園都市 御代田」を町の将来像とし、「人権感覚」と「国際感覚」をベースに据え、まちづくりの基本、将来像の双方に「人権」を明確に位置付けました。さらに、平成9年（1997年）5月、「御代田町人権

教育のための国連10年推進本部」を設置し、世界と歩調を併せたまちづくりの推進体制を整えてきました。

また、同和対策事業については、昭和40年度（1965年度）の「同和対策審議会答申」以来、同和対策事業特別措置法をはじめとする法律に基づき実施した施策により、生活環境の改善や農業を中心とした基盤整備が進み、地区内はもとより周辺地域の環境改善などの成果が得られました。平成14年3月末日に「地対財特法」が失効し、平成19年6月に当町における同和対策事業を終了しました。

### ○人権教育、啓発

人権問題は、国際化・情報化などの社会環境の変化に伴って、新たな形で発生する危険性があります。実際に犯罪被害者等の人権、インターネットによる人権侵害、性的指向や性同一性障がいの問題、ホームレスの人たちの人権、福島第1原子力発電所の事故に由来する人権侵害等、新たな形で生じてきています。また、児童・高齢者虐待や配偶者からの暴力など、痛ましい事件や表面化しない人権侵害が多くなってきています。こうした様々な差別の解消に向けて、教育・啓発の充実が大きな課題です。

平成12年12月「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、国及び地方公共団体は人権教育及び人権啓発に関する施策を進めています。「人権とは何か」を一人ひとりが理解し、日常生活の中で人権を尊重した態度や行動力が身に付くよう、学校・家庭・地域・職場など様々な場を通じての人権教育・啓発が重要

です。

21世紀は「人権の世紀」といわれています。人権を尊重することを正しく認識し、すべての人々が個人として尊重される、平和で豊かな社会の実現に向けた人権教育・啓発活動を進める必要があります。

#### 【施策】

1. 各種機関と連携・協力しながら、人権を尊重するまちづくりを進めます。
2. 様々な差別の解消に向けて、人権意識の高揚、人権教育・啓発に努めます。

# 第5節

## 文化・芸術の織りなす地域づくりの推進

### 【現状と課題】

文化・芸術活動は、日々の社会経済活動の中から一步踏み出し、心の豊かさを形成していくために重要な意味をもつもので、そのニーズはますます高まるとともに、複合文化施設内の博物館「浅間縄文ミュージアム」を中心に活動を展開しています。併せて、町内には、文化・歴史・自然の営みを示す貴重な文化財が数多く残されています。

現在、その活動の一環として、展覧会・講演会・コンサート・ワークショップなどを実施しており、生涯学習活動ともリンクしています。また、町内の文化財も、文化の織りなす町の基層を構成しており、再評価がなされています。加えて、その文化・芸術に関する諸活動は、まだまだ展開の可能性が広がっています。

### ○文化・芸術活動

文化・芸術活動の基幹をなす博物館では、浅間山麓の縄文時代及び浅間火山の活動史と自然に関する常設展、体験学習を常時行っています。開館当初は年間2万人であった来館者も、現在3万人と伸び、町内利用者とともに、たくさんの方が御代田町を訪れ、浅間高原の文化・芸術に触れています。

年に数回実施される企画展は、地域の歴史・文化や芸術に密着したテーマで開催していますが、今後、さらに地域文化の再発掘を進めていく必要があります。

また、「エコールみよた」と役場新庁舎東側隣接地を含めたエリアの「芸術・文化ゾーン」としての位置付けを踏まえ、新たな芸術活動の

振興と「芸術・文化ゾーン」の形成について検討していく必要があります。

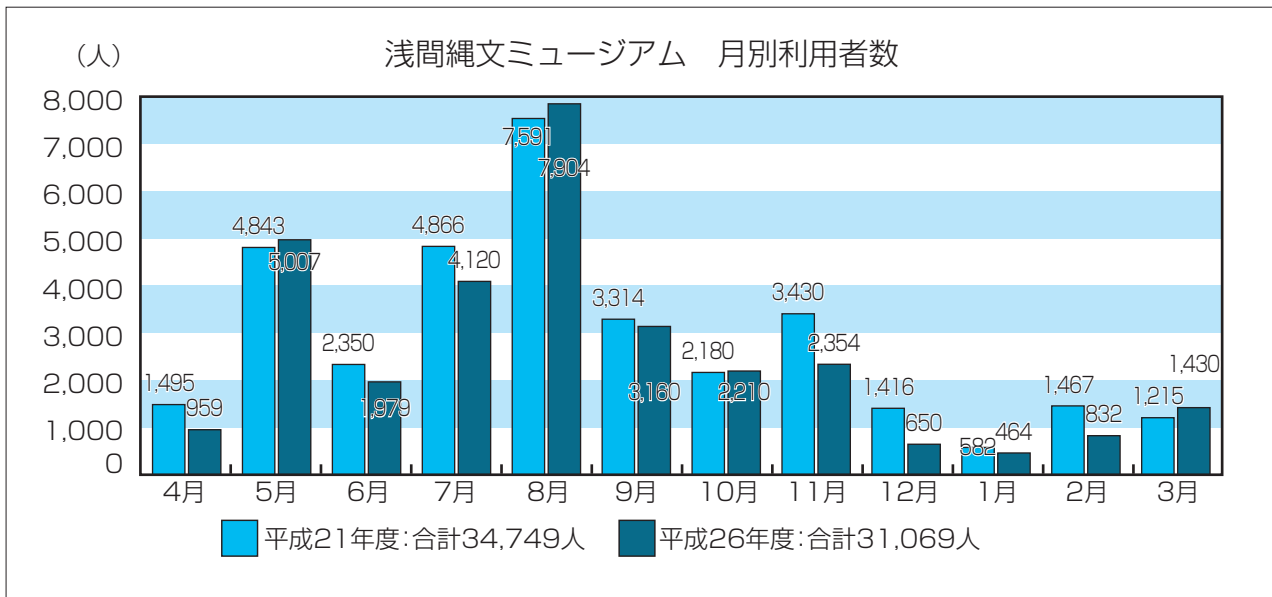
### ○文化財保護事業

先人が残した歴史や美しい自然、地域の暮らしに根ざしたまつりなど、町には数多くの文化財が残されています。焼町土器など国重要文化財1件、真楽寺三重塔や草越の寒の水など県指定文化財5件、小田井の道祖神まつりなど町指定文化財39件があります。これらを後世に伝えるとともに、開発に伴って破壊される埋蔵文化財の記録保存事業も行っていく必要があります。

### 【施策】

1. 魅力ある展覧会・講演会・コンサート等を実施し、文化・芸術の醸成に努めます。
2. 引き続き、博物館・生涯学習・図書館が連携し、文化・芸術の振興を図るとともに、地域文化の再発掘を推進します。
3. 「芸術・文化ゾーン」の形成と併せ、新たな芸術活動の振興について検討します。
4. 引き続き、残された貴重な文化財の維持管理に努めるとともに、展覧会や一般公開などによって、周知と活用を図ります。
5. 破壊の懸念される埋蔵文化財は精緻な発掘調査により、最大限の記録化を図ります。

■浅間縄文ミュージアム入場者数



■御代田町の文化財

	種別	指定年月日	名称及び員数	所在地及び出土地	所有者等
国指定 (1件)					
1	有形文化財	平成11年6月7日	長野県川原田遺跡出土品一括	御代田町塩野	御代田町
県指定 (5件)					
1	史跡	昭和39年8月20日	御代田町の一里塚 (江戸時代)	御代田町大字御代田字一里塚2489の口ほか	御代田町
2	無形民俗文化財	平成元年7月24日	草越の寒の水	御代田町草越	草越区
3	天然記念物	昭和47年3月21日	御代田のヒカリゴケ	御代田町字坪ノ内2834の5	尾台茂美
4	天然記念物	昭和50年2月24日	ベニヒカゲ、ミヤマシロチョウ、ミヤマモンキチョウ (高山蝶)	浅間山麓	
5	有形文化財	平成15年4月21日	真楽寺三重塔 1棟	御代田町塩野	真楽寺
町指定 (38件)					
1	有形文化財	昭和41年4月1日	真楽寺仁王門 1棟	御代田町塩野	真楽寺
2	有形文化財	昭和49年3月30日	真楽寺観音堂 1棟	御代田町塩野	真楽寺
3	有形文化財	昭和51年4月1日	普賢寺大蔵経	御代田町塩野	普賢寺
4	有形文化財	平成元年11月24日	野火付遺跡の埋葬馬	御代田町御代田	御代田町保管
5	有形文化財	平成元年11月24日	前田遺跡の初期須恵器	御代田町御代田	御代田町保管
6	有形文化財	平成元年11月24日	前田遺跡の円面碇	御代田町御代田	御代田町保管

7	有形文化財	平成10年12月18日	めがね塚古墳群の直刀・馬具	御代田町馬瀬口	御代田町保管
8	有形文化財	平成12年2月25日	塚田遺跡の尖底土器	御代田町塩野塚田遺跡出土	御代田町保管
9	有形文化財	平成12年2月25日	下弥堂遺跡の尖底土器	御代田町塩野塚田遺跡出土	御代田町保管
10	有形文化財	平成12年2月25日	滝沢遺跡の縄文土器・耳型土製品・垂飾	御代田町塩野塚田遺跡出土	御代田町保管
11	有形文化財	平成15年3月30日	和宮拝領人形	御代田町御代田	安川東次
12	有形文化財	平成15年3月30日	真楽寺の仁王像	御代田町塩野	真楽寺
13	有形文化財	平成15年3月30日	宮平遺跡の釣手土器	御代田町豊昇宮平遺跡出土	御代田町保管
14	無形民俗文化財	昭和53年6月1日	小田井の道祖神まつり	御代田町御代田	上宿区
15	史跡	昭和42年4月1日	小田井城址	御代田町御代田	代表 高橋長治
16	史跡	昭和42年4月1日	宮平遺跡	御代田町豊昇	大井篤義 他
17	史跡	昭和49年3月30日	馬瀬口の一里塚 2基	御代田町馬瀬口	小林茂 他
18	史跡	昭和49年3月30日	明治天皇小休所及び御膳水	御代田町馬瀬口	高山薫
19	史跡	昭和51年4月1日	馬瀬口下原古墳群	御代田町馬瀬口	山本元栄
20	史跡	昭和53年6月1日	塩野山遺跡	御代田町塩野	農林省
21	史跡	昭和53年6月1日	池尻縄文遺跡	御代田町御代田	大井忠太郎
22	史跡	昭和53年6月1日	中山道小田井宿跡	御代田町御代田	
23	史跡	平成6年10月28日	細田塚古墳	御代田町塩野	重田育造
24	史跡	平成10年12月18日	馬瀬口のめがね塚古墳群	御代田町馬瀬口	山本元栄
25	名称	平成14年3月27日	天狗の露地	御代田町塩野浅間山	国有林
26	天然記念物	昭和43年10月21日	神代杉	御代田町塩野	真楽寺
27	天然記念物	昭和43年10月21日	真楽寺の寺叢	御代田町塩野	真楽寺
28	天然記念物	昭和43年10月21日	普賢寺の二本杉	御代田町塩野	普賢寺
29	天然記念物	昭和43年10月21日	宝珠院のアカマツ	御代田町御代田	宝珠院
30	天然記念物	昭和49年3月30日	アサマシジミ（高山蝶）	浅間山麓	
31	天然記念物	昭和53年6月1日	ミヤマトサミズキ	御代田町塩野	
32	天然記念物	平成元年11月24日	梨沢のイチイ	御代田町豊昇	豊昇神社
33	天然記念物	平成6年10月28日	浅間山のアツモリソウ	浅間山国有林	
34	天然記念物	平成7年12月21日	宝珠院のシダレザクラ	御代田町上宿	宝珠院

35	天然記念物	平成9年7月25日	梨沢のサワラ	御代田町豊昇	豊昇区
36	天然記念物	平成9年7月25日	久能のヤマボウシ	御代田町豊昇	豊昇区
37	天然記念物	平成13年3月27日	雨池・大池の植物群落	御代田町向原	御代田町
38	天然記念物	平成13年3月27日	長倉・諏訪神社の社叢	御代田町御代田	長倉神社



焼町土器（国重要文化財）

# 第6節 次代・郷土を担う人材育成

## 【現状と課題】

当町における人材育成は、第4次長期振興計画後期基本計画においては、育英事業の推進として位置付け、奨学金事業の継続実施を施策に掲げ、平成10年度から事業を行ってきましたが、当町の奨学金制度を利用する人は年々減少しています。これは、国の施策や民間の教育資金、各大学の奨学金制度など、様々な選択肢があるためです。加えて、返済金の滞納や途中辞退者が増加しています。これらの現状を考慮し、平成26年度からは新規の貸与を休止しました。

しかし、まちづくりを行う上で人材の育成は欠かすことはできません。学生を取り巻く状況を注視し、奨学金制度の基準を見直すなど、新たな制度を検討し、就学の機会を確保していく

必要があります。

また、就学だけでなく、企業が求める人材、医療・介護・福祉等の専門分野で求められている人材など、様々な分野において必要としている人材の把握に努め、就労や資格取得に対する支援について検討するとともに、様々な機会において、郷土・未来を担う人材の育成に努めていく必要があります。

## 【施策】

1. 新たな奨学金制度について検討します。
2. 就労や資格取得に対する支援について検討します。
3. 郷土・未来を担う人材の育成に努めます。

# 第4章

個性あふれ競争力ある  
産業振興のまちをつくります





# 第4章

## 個性あふれ競争力ある産業振興のまちをつくります

### 第1節 競争力ある農業の振興

第1項 農業経営基盤の強化

第2項 農業生産の振興

第3項 農業の担い手の育成

第4項 交流とふれあいの郷づくり

第5項 優良農用地の保全・管理

第6項 農業環境・農村の整備

### 第2節 森林資源の保全と活用

### 第3節 魅力ある商業の振興

### 第4節 企業の育成と誘致の推進

### 第5節 個性ある観光の振興

# 第1節 競争力ある農業の振興

## 第1項 農業経営基盤の強化

### 【現状と課題】

当町の農家数は、平成12年度（1995年度）の792戸から、平成22年度には688戸と104戸減少し、農業就業人口のうち60歳以上が64.4%を占め、農業離れと高齢化が顕著になっています。

近年、日本の農業を取り巻く環境は、新規就農者の不足、兼業化の進行、農業従事者の高齢化、国内産地間競争の激化、輸入農産物の増大による野菜価格の低迷、農業所得の減少、耕作放棄地の増大など危機的な状況にあります。また、TPP協定により、当町の農業にも多大な影響を及ぼす可能性があります。

このような状況下、国では10年後に農業・農村の所得が全体として倍増することを目指し、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を平成25年12月に決定、翌平成26年6月に改訂しました。このプラン実現のため、①担い手への農地利用集積・集約化を加速させるため、農地中間管理機構の設立、②担い手の経営安定を図るため、米・畑作物の収入減少による農業経営の影響を緩和、③食料自給率・自給力向上を図るため、水田で麦、大豆、飼料用米、米粉用米等を生産する農業者への支援、④農業の多面的機能を維持する日本型直接支払制度を平成26年度予算化、平成27年度制度化し、実施しています。

当町では、平成26年10月「御代田町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」を一部改正し、見直しを行いました。今後は地域の

合意のもと、担い手経営体と兼業・高齢農家などが相互の営農を補完し合い、農地中間管理事業を活用するなど、農地利用の効率化・高度化による力強い農業構造を構築していく必要があります。

また、農地の保全と機械の過剰投資を防いで農業生産の向上を促すため、作業受託組織や機械の共同利用を行う集落営農組織等の設立が求められています。

農業所得を引き上げるためには、多様化する顧客ニーズに対応した、新たな品目の産地化を図る等、個性と競争力ある農業の振興に取り組む必要があります。

### 【施策】

1. 農地中間管理事業の活用推進により、農地利用の効率化・高度化を図ります。
2. 集落営農組織等の設立を検討します。
3. 個性と競争力ある農業を目指します。

## ■農家数の推移

(単位：戸・%)

年次	専業農家数	構成比	第1種兼業	構成比	第2種兼業	構成比	合計
昭和55年	269	22.8	264	22.4	645	54.8	1,178
60	222	19.6	228	20.1	685	60.4	1,135
平成2年	262	26.4	178	17.9	552	55.6	992
7	204	24.1	154	18.2	488	57.7	846
12	161	20.3	129	16.3	502	63.4	792
17	155	21.6	110	15.4	451	63.0	716
22	99	14.4	110	16.0	479	69.6	688

資料：「農林業センサス」

## ■農業就業人口

(単位：人・%)

年次	男性	構成比	女性	構成比	60歳以上	構成比	合計
昭和55年	783	40.3	1,160	59.7	666	34.3	1,943
60	704	41.0	1,015	59.0	750	43.6	1,719
平成2年	690	41.5	974	58.5	890	53.5	1,664
7	611	43.8	783	56.2	905	64.9	1,394
12	-	-	-	-	696	66.3	1,050
17	-	-	-	-	532	63.1	843
22	-	-	-	-	397	64.4	616

※平成12年から男女別のデータなし。

資料：「農林業センサス」

## 第2項 農業生産の振興

### 【現状と課題】

当町の農業は、レタス・白菜・キャベツの葉物三品を基幹作物とし、県下有数の高原野菜産地として発展してきました。しかし、国内産地間競争の激化、輸入野菜による価格の低迷等により、農家経営は厳しさを増しています。これに加えて、「根腐れ病」や「根こぶ病」など連作障害の発生も農家を苦しめています。高品質な野菜産地として維持していくため、町内ほ場においても長野県野菜花き試験場や佐久浅間農

業協同組合等による品種改良及び土づくり資材の試験、研究が行われています。

今後も葉物三品とブロッコリーを中心として、環境に配慮した有機栽培、低農薬栽培に努め、高付加価値の多品目農産物を産地化していく必要があります。

米の生産は、現在の主食用水稻の作付け面積を維持しながら、平成26年度からの米政策・経営所得安定対策・水田フル活用の見直しと米の需給状況に対応した生産を図る必要があります。

す。

当町は、国の「水田フル活用ビジョン」に基づき、産地交付金の対象作物である従来枠の葉物三品等と戦略作物のそば・大豆・麦の作付けを推進していますが、戦略作物の品質向上と安定的な生産量の確保が課題です。また、これらの作物を6次産業化につなげるなどの戦略的な取り組みが必要です。

#### 【施策】

1. 引き続き、連作障害による「根腐れ病」や「根こぶ病」などの対策を講じます。
2. 環境に配慮した有機栽培、低農薬栽培を促進します。
3. 適地・適作を選定し、品質の向上と品目の拡大を図ります。
4. 需要の高い多品目野菜の産地化を検討します。
5. 米政策等を検討し、需給状況に応じた米の生産を図ります。
6. そば等の品質向上に向けた取組を推進します。
7. そば・大豆・麦の作付け拡大を図り、6次産業化に向けた取組を推進します。

## 第3項 農業の担い手の育成

#### 【現状と課題】

全国的に農業従事者の高齢化や農家の減少に伴う耕作放棄地の増加等、農業を取り巻く環境は深刻な状況です。当町も同様で、農業従事者の高齢化、専業農家の減少、耕作放棄地の増加等によって、農産物の生産に大きく影響を及ぼすことが懸念されます。

当町の認定農業者は平成21年度末136経営体でしたが、平成26年度末92経営体で、44経営体が減少しました。これは、農業者の高齢化や認定農業者としてのメリットを感じられないこと等が要因と考えられます。

このような状況下、国では、平成27年度から「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づき、認定農業者への支援として、担い手経営体への農地利用集積や経営所得安定対策を行っています。

当町では、「御代田町農業経営基盤の強化に関する基本構想」の中で、新たに就農しようとする青年等に対する支援及び農用地等の関係情

報の収集と提供を円滑に行い、新規就農者の確保を図ることとしています。

今後も認定農業者の確保、育成を図り、家族経営協定などの推進により、他の産業就業者並みの就労時間と年間所得を目指していく必要があります。また、農業の担い手である女性・若者の農業経営体を育成し、女性・若者農業者グループの活動を推進する必要があります。

当町には農業生産法人等が6社あり、耕作放棄地の有効活用をはじめ、農業研修生の受け入れや里親農業による技術指導など、新規就農者の育成を図る取り組みが行われています。今後も農業生産法人、集落営農組織等の育成を推進し、優良農地を確保することにより、農業従事者の増加につなげていく必要があります。

#### 【施策】

1. 認定農業者の確保、育成を図るため、集中的、重点的に支援します。
2. 女性・若者の農業経営体の活動を支援し

ます。

3. 農業研修生の受け入れや里親農業の推進により、新規就農者の育成を図るとともに、新たな支援策についても検討します。

4. 農業生産法人、集落営農組織等の育成を図ります。

5. 優良農地を確保し、農業従事者の増加を図ります。

## 第4項 交流とふれあいの郷づくり

### 【現状と課題】

国民の価値観が多様化する中で、都市的環境で生活する人々の間には、自然豊かな農山村で過ごしたり、生活の拠点を求めたりする気運が高まっています。一方、農山村では農業従事者の高齢化や減少が進み、農地や山林が荒廃している状況です。

このような状況下、都市農村交流により、農山村の自然にふれあい、農作業が体験できる活動が全国的に活発化しています。当町においても、町内外の住民が滞在し、自然にふれあい、農作業が体験できる遊休農地を活用した滞在型市民農園（クラインガルテン）を面替地区に整備しました。今後、農作業とおした交流やクラインガルテン利用者の定住・移住につながる交流事業を進め、地域の活性化を図っていく必要があります。また、交流事業推進のため、地域おこし協力隊等の活用を検討する必要があります。

ます。

現在、町内の各種団体により、都内の小中学生を対象としたそば打ち体験学習、農作物の収穫体験や直売所運営、地元農産物で作る料理教室等の取り組みが行われています。

今後、これらの諸活動を支援するとともに、「農産物直売所」等の建設についても検討する必要があります。

### 【施策】

1. 農作業等の体験をとおした、交流事業を推進します。
2. 定住・移住につながる交流事業を実施し、地域活性化を図ります。
3. 地域おこし協力隊等の活用を検討します。
4. 各種団体の諸活動を支援します。
5. 「農産物直売所」「道の駅」「農産物加工施設」等を検討します。

## 第5項 優良農用地の保全・管理

### 【現状と課題】

当町の経営耕地面積は、平成12年度の621haから平成22年度には523haとなり、10年間で98ha減少しています。これは、中山間地域の耕作不利益地や高齢化による農業従事者の減少、農業経営の不安定等により、耕作放棄地が増加していることが要因となっています。

農地の利用集積は増加していますが、耕作放棄地の増加が上回る状況が続いています。

保全すべき優良農用地を明確化するとともに、平成26年に整備した農地台帳公開システム及び農地中間管理事業の活用と地域の合意による利用集積・集約化に努める必要があります。

年次	区分	畑		田	
		面積	農家数	面積	農家数
昭和55年		627	1,137	266	970
60		593	1,082	259	924
平成2年		554	918	225	822
7		475	775	200	710
12		440	716	181	635
17		389	392	127	350
22		399	339	124	292

資料：「農林業センサス」

**【施策】**

1. 優良農用地として保全すべき耕作放棄地の解消事業を推進します。
2. 農地台帳の有効活用と農地中間管理事業による利用集積と集約化を推進します。

## 第6項 農業環境・農村の整備

**【現状と課題】**

生命を育む食料を生産する水と土を確保し、潤いと安らぎのある美しい農業、農村づくりを進め、活力ある農業の振興を図っていかねばなりません。

当町は、昭和40年代に草越・広戸・馬瀬口地区の畑地帯、昭和54年度（1979年度）から昭和62年度（1987年度）に小田井地区の水田地帯、平成2年度（1990年度）から平成5年度（1993年度）に塩野地区の水田地帯において、ほ場整備事業を実施しました。

また、平成15年度から草越・広戸地区において、畑地帯総合整備事業の一環として畑かん、農道、用排水路などの整備を実施しています。

しかし、地形条件等により農道、用排水路、畑かんなどの整備が困難な箇所も残っています。これらは、耕作放棄地増加の要因となって

いるため、今後も継続して整備を進める必要があります。

排水河川が少ない当町においては、豪雨時には多くの流出雨水が農業用水路に流れ込み、浸水等の被害が発生するため、都市計画区域（用途地域）内の用排水路も含めた排水計画を検討する必要があります。

**【施策】**

1. 農道、用排水路などの整備を推進します。
2. 原材料支給事業の活用を図ります。
3. 排水計画について検討します。

## 第2節 森林資源の保全と活用

### 【現状と課題】

当町における木材産業は、かつて豊富なカラマツ資源を背景に桁丸太や土木用材の供給基地としての役割を担ってきました。しかし、社会情勢の変化に伴い、後継者不足・労働者の高齢化が進んでいます。

当町の私有林面積の占める割合は森林面積全体の41.0%であり、その森林所有者の保有規模は、5 ha未満の所有者が多数を占める零細規模です。森林所有者のほとんどが林業を生業としておらず、手入れの行き届かない森林の増加が懸念されていることから、継続的な林業施行を行うための振興策に取り組む必要があります。また、林業は町土保全に果たす役割も大きく、林業の衰退は町土の荒廃を意味するため、林道の整備を進めて行く必要があります。

町土保全や環境問題を重視した多機能を持った健全な森林資源の保全のため、森林整備は必要不可欠な事業であり、豊かな水資源を将来にわたって確保するためにも、保水機能を重視した森林づくりが重要となっています。

佐久地域の松くい虫による松枯れの被害が拡大し、平成21年度には、御代田町においても確認されました。被害の先端地域における松くい虫防止対策として、被害地域の巡回及び被害木の伐倒駆除を実施し、被害拡大の防止を図りましたが抑えることはできず、被害の先端は軽井沢町にまで及んでいます。今後は保護すべき区域・樹木を限定し、その保護方法を検討する必要があります。

また、東京ガス(株)は、平成17年度から森泉山において「東京ガスの森」として環境活動を開

始し、町内外者との交流の場を提供していません。

森林は、木材生産等の経済的機能のほか、私たちの生活に欠くことのできない公益的・多面的機能を有しています。この森林の持つ機能を十分に発揮させ、将来にわたり森林からの恩恵を享受していくためにも、森林の必要性を理解し、守り、次世代へ継承していく必要があります。

### 【施策】

1. 林業施行の集約化等により、作業の効率化を図り、森林整備を継続的に実施します。
2. 林道や作業道の整備を進め、作業環境の向上に努めます。
3. 開発行為申請やその他樹木の伐採に伴う行為については、御代田町環境保全条例に基づき、森林の多面的機能の保持・保全を前提とした適切な指導を行います。
4. 森林に親しむ施設を検討します。
5. 松くい虫による松枯れ被害の拡大防止に努めるとともに、保護方法についても検討します。
6. 森林の果たす役割や必要性を広く社会に周知するとともに、緑化活動の啓発普及を図ります。

■ 森林面積の現況

(単位：ha)

国有林			民有林		計
林野庁所管 1,983		その他	公有林	私有林	3,473
国有林野法	官行造林				
1,983	0	0	65	1,425	
1,983		1,490			

資料：「千曲川上流国有林の地域別の森林計画書・長野県民有林の現状（H26）」

■ 民有林の現況

(単位：面積=ha・材積=m³)

	人工林		天然林		竹林	無立木地	計
	針葉樹	広葉樹	針葉樹	広葉樹			
面積	878	19	34	534	1	24	1,490
	897		568				
材積	242,652	584	7,935	50,403	-	-	301,574
	243,236		58,338				

資料：「長野県民有林の現状（H26）」

■ 樹種別面積及び材積

(単位：面積=ha・材積=m³)

	針葉樹						広葉樹		竹林	無立木地	計
	スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他	ナラ	その他			
面積	6.77	44.14	3.08	83.16	768.58	6.23	74.15	478.80	0.51	24.26	1489.68
	911.96						552.95				
材積	3,139	6,910	1,273	16,335	221,597	1,333	7,078	43,909	-	-	301,574
	250,587						50,987				

資料：「長野県民有林の現状（H26）」



# 第3節 魅力ある商業の振興

## 【現状と課題】

当町の商業地は、駅周辺、平和台地区、小田井地区、国道18号沿いに点在しています。また、近年は御代田佐久線（通称カリン通り）沿いへの出店が増えています。

商業分野で比較的好調なのは飲食店で、新規開業や閉店などの浮き沈みはあるものの、全体の店舗数は横ばいで、平成26年度においては約130店舗が、「御代田町料理飲食ホテル組合」に加盟しています。

商業分野の中核を担う小売業は、平成19年度と平成24年度で比較すると、店舗数が21店舗、従業員数は92人、年間販売額も約10億円減少しています。

卸売業も同様に、店舗数が11店舗、従業員数は105人、年間販売額も約65億円減少しています。背景には経営形態の変化や廃業があり、販売額等に直接影響したものと推測されます。

県が実施している商圈調査によると、平成24年度の地元滞留率は全体で18.6%と非常に低い水準になっています。平成21年度の前回調査から4.6%増加していますが、日用品を扱う全国チェーンのドラッグストア、大手コンビニエンスストアの出店が、調査結果を左右したと考えられます。この数字は平成元年のちょうど半分にあたります。

買い物品目別にみると、飲食料品は78.4%の地元滞留率があり、日用品（日用雑貨・医薬品）は66.3%、文化品（時計・眼鏡・貴金属類・書籍・文具・玩具・スポーツ用品・電化製品・家具等）は1.8%、身の回り品（化粧品・アクセサリー・カバン等）は10.8%、贈答品は

11.4%という状況です。衣料品にいたっては0.4%という低水準になっています。このように飲食料品を除いた買い物は、買い物先の約70%を占める佐久市を中心とした近隣の市町へ流出しています。

現在の消費者は、大きな駐車場を兼ね備え、より安価で1カ所で必要なものを買いたいという傾向にあります。また、インターネットを利用した通信販売も充実した環境が整い、旧来の小売店舗はより厳しい状況に置かれています。このため、商工会と連携し、商業を取り巻く環境の変化を的確に捉えつつ、大型専門店との共存を模索するとともに、安定した制度資金の活用を図っていく必要があります。

また、商工業者と農業者がお互いの経営資源を有効に活用して、相乗効果が発揮できるよう農・商・工等連携事業の推進を検討します。

## 【施策】

1. 大型専門店との共存など、魅力ある商店づくりを模索します。
2. 安定した制度資金の活用を推進します。
3. 「農・商・工等連携促進法」の事業について、関係機関と検討します。

■商業の推移

項目		年				
		平成9	14	19	24	
商店数 (店)	卸売業	16	28	30	19	
	小売業	104	110	80	59	
	計	120	138	110	78	
従業者数 (人)	卸売業	122	195	213	108	
	小売業	517	583	581	489	
	計	639	778	794	597	
年間 販売額 (万円)	卸売業	1,135,595	758,401	1,033,315	380,878	
	小売業	1,085,325	1,261,488	1,138,152	994,472	
	計	2,220,920	2,019,889	2,171,467	1,375,350	

資料：「商業統計調査」

■地元滞留率の推移

(単位：%)

項目	年					
	平成9	12	15	18	21	24
飲食料品	77.9	62.0	57.1	69.7	68.5	78.4
日用品	50.0	25.2	9.5	13.6	38.9	66.3
文化品	16.6	13.7	9.6	3.3	2.3	1.8
身の回り品	13.9	6.8	3.3	3.2	8.5	10.8
衣料品	3.0	1.2	0.9	0.6	0.5	0.4
贈答品	18.1	11.3	10.0	13.8	2.4	11.4
全体	23.1	16.0	11.5	11.5	14.1	18.6

資料：「長野県商圈調査報告書」

■買物状況（平成24年）

（単位：％）

買物品目 場所及び店		衣料品	身の回り品	文化品	飲食料品	日用品	贈答品	合計
買物場所	町内	0.4	10.8	1.8	78.4	66.3	11.4	18.6
	佐久市	90.1	71.9	82.5	6.2	29.5	79.5	68.7
	小諸市	1.3	2.2	9.3	13.4	1.1	2.3	5.3
	軽井沢町	0.9	2.9	0.7	2.1	2.1		1.4
	上田市	2.2		1.1			2.3	1.0
	長野市			0.4				0.1
	その他県内	0.4	0.7	0.4				0.3
	無店舗販売	4.3	10.1	3.2		1.1	4.5	4.1
買物する店	一般小売店	7.9	9.4	16.2	2.2	6.7	9.8	10.1
	中小スーパー	1.9		0.8	21.5	8.9	2.4	4.3
	大規模スーパー	44.9	43.6	16.6	71.0	17.8	73.2	37.1
	専門スーパー	41.1	41.0	65.6	2.2	64.4	9.8	45.5
	コンビニエンスストア				3.2	2.2		0.6
	デパート	4.2	6.0	0.8			4.9	2.5

資料：「長野県商圈調査報告書」

# 第4節 企業の育成と誘致の推進

## 【現状と課題】

当町の工場誘致は、昭和30年度（1955年度）大黒ブドーオーシャン工場（旧メルシャン）を誘致した頃に始まりました。昭和35年度（1960年度）御代田精密（株）（現シチズンファインデバイス（株））、昭和37年度（1962年度）（株）丸玄、レーマン製菓（株）、昭和38年度（1963年度）日本ミネチュアベアリング（現ミネベア（株））、シメオ精密（株）（現シチズンファインデバイス（株））、昭和42年（1967年）オークサレディコン（株）（現（株）シナノ生コン）、昭和43年度（1968年度）濱野皮革工芸（株）、昭和47年度（1972年度）アサヒ紙工（株）、昭和58年度（1983年度）シチズン精機（株）（現シチズンマシナリー（株））、平和産業（株）、平成17年度日穀製粉（株）等の誘致を行ってきました。

平成22年度には、シチズンファインテックミヨタ（株）（現シチズンファインデバイス（株））の時計事業が、シチズン時計ミヨタ（株）（現シチズン時計マニュファクチャリング（株））に分社化されました。しかし、平成26年にシチズン時計マニュファクチャリング（株）の町外への移転が決まりました。

その間、昭和34年度（1959年度）通産省から工場適地指定を受け、昭和37年（1962年）9月に「低開発地域工業開発促進法」による低開発地域工業開発地区の指定を受けて、同法に基づき「御代田町工場誘致条例」を制定し、積極的に工場誘致を行ってきました。当町の冷涼乾燥な気候に適した食品と精密機器工場が主なものです。

工場の立地状況をみると、大規模な事業所

は、主に大林地区の準工業地域に集中し、小規模事業所は町内各所に点在しています。

平成10年度には農村地域工業等導入促進法により、町道塩野御代田（T）線沿いの大谷地地区に「やまゆり工業団地」を造成しました。分譲を開始して約2.8haをシチズンファインテックミヨタ（株）（現シチズンファインデバイス（株））に売却しました。その後、バブル経済の崩壊など、日本経済がかつて経験したことのないデフレ不況に陥り、企業誘致に至らず長年の懸案事項になっていました。しかし、平成17年度に日穀製粉（株）の進出が決まり売却に至りました。

平成25年における当町の工業の状況は、28の事業所に2,692人の従業員が従事し、約753億円の生産を上げています。従業員数30人以上の事業所は8社（H24調査時）あり、長く積極的に企業誘致を進めてきたこともあり、佐久地域の中でも当町には大規模事業所が多くあるといえます。

一方、平成23年3月の東日本大震災からの復興を加速させるとともに、デフレからの脱却、経済再生と財政再建の双方を同時に実現していくという政府の方針により、円安傾向が続いています。

これにより、輸出を柱とする一部町内企業でも過去最高益を記録するなど、業績改善の動きがみえていますが、まだまだ恩恵が広く行き渡るまでには至っていません。このため、先進的な技術開発や地域内の雇用創出を促すためにも、既存大手企業を対象に、工業振興奨励補助事業を継続します。

町の発展を支える既存企業と協力・連携を図

ることで、町外への移転を防ぐとともに、新たな企業進出の誘導や創業のための支援についても検討する必要があります。

また、安定した雇用を確保するための支援や新規就労につながるための支援についても検討していく必要があります。

中小企業に対しては、設備投資に対する補助金の交付や、「御代田町商工業振興条例」に基づく制度資金の活用を働きかけるとともに、円滑な資金調達を支援するため、景気の動向を見定め、町独自の利子補給事業の継続を検討します。

また、中小企業基盤整備機構等が開催する研修会などを通じて、技術者の技能向上や人材育成を行っていく必要があります。

2. 既存企業との懇談会の機会を増やすなど、既存企業との連携を密にします。
3. 新たな企業の進出を誘導するための支援策について検討し、積極的に企業誘致を行います。
4. 創業のための支援について検討します。
5. 就労につながる支援について検討します。
6. 町や県の制度資金のあっ旋など、企業側の求める情報を速やかに提供できる仕組みづくりを商工会と協力して進めます。
7. 御代田町商工業振興条例と町独自の利子補給制度を広く周知し、関係者の利用促進を働きかけます。
8. 小企業基盤整備機構等が開催するものづくり研修会などを広く周知し、技術者の技能の向上や人材育成を図ります。

### 【施 策】

1. 工業振興奨励補助事業を継続実施します。

■工業の推移

(単位：万円)

年次	事業所数					従業者数 (人)	現金給与 総額	原材料 使用額等	製造品 出荷額等	粗付加 価値額
	総数	組織別		規模別						
		法人	個人	4～ 29人	30 以上					
平成15	38	36	2	30	8	2,831	1,318,672	4,307,602	6,419,089	2,062,036
16	34	32	2	26	8	2,694	1,367,640	4,775,620	7,223,511	2,385,289
17	36	32	4	28	8	2,665	1,402,142	5,236,397	7,239,343	1,964,985
18	34	31	3	25	9	3,022	1,525,648	5,049,400	7,504,523	2,398,859
19	32	30	2	22	10	3,048	1,625,853	7,098,146	10,895,000	3,777,143
20	34	31	3	26	8	3,035	1,622,872	6,448,395	10,181,658	3,740,097
21	31	29	2	23	8	2,667	1,231,422	3,333,522	5,965,529	2,628,001
22	30	28	2	23	7	2,587	1,392,976	4,328,225	6,314,504	2,035,361
24	31	30	1	23	8	2,864	1,592,627	7,012,659	9,152,262	2,208,738
25	28	28		28		2,692	1,498,253	5,759,032	7,529,277	1,820,548

(注) 平成12年までは規模別1～3人を4～9人に含む。平成23年は経済センサス実施年のため未実施。

平成25年事業所数は速報値のため、内訳不詳。

資料：「工業統計調査」

産業分類別工業の現況（平成24年）

（単位：万円）

業種別	事業所数					従業者数 （人）	現金給与 総額	原材料 使用額等	製造品 出荷額等	粗付加 価値額
	総数	組織別		規模別						
		法人	個人	4～ 29人	30人 以上					
食料	10	10		7	3	277	64,723	290,230	486,115	186,914
紙	1	1		1		9	×	×	×	×
印刷	1	1		1		5	×	×	×	×
皮	1	1		1		26	×	×	×	×
土石	2	2		2		23	×	×	×	×
金属	2	2		2		38	×	×	×	×
機械	8	8		6	2	1,530	295,808	1,774,661	2,113,857	353,555
電気	1	1		1		10	×	×	×	×
電子	2	1	1	1	1	619	×	×	×	×
輸送	1	1			1	85	×	×	×	×
精密	2	2		1	1	242	×	×	×	×
合計	31	30	1	23	8	2,864	1,592,627	7,012,659	9,152,262	2,208,738

（注）×は秘密保護上統計数値を公表しないもの。

資料：「工業統計調査」

# 第5節 個性ある観光の振興

## 【現 状】

当町の観光客の入り込み状況は、平成7年(1995年)に「メルシャン軽井沢美術館」、平成15年に「エコールみよた」が開館したことにより、毎年20万人前後の観光客の入り込みが続いていました。しかし、「メルシャン軽井沢美術館」の経営母体の組織改編などの理由により、平成23年11月に「メルシャン軽井沢美術館」が閉館しました。これによる影響は大きく、閉館後の観光客の入り込みは、平成23年に約20万8千人、平成24年は約15万8千人、平成25年には約12万人(観光客統計調査結果)となり、大幅な減少傾向が続いています。

一方、冷涼で快適な気候に加え、施設が充実していることもあり、夏場のスポーツ合宿が盛んに行われています。また、県を代表するゴルフ場の「大浅間ゴルフクラブ」や「グランディ軽井沢ゴルフクラブ」は、毎年多くの利用客で賑わっています。

「エコールみよた」では、コンサート、各種催事のできるあつもりホールをはじめ、歴史的価値の高い国重要文化財を常設展示する「浅間縄文ミュージアム」があり、町内外から安定した集客が見込めるようになりました。「浅間縄文ミュージアム」では、土器・勾玉づくりなどが体験できるため、関東地方からも多くの子どもが訪れ、「芸術・文化ゾーン」にふさわしい文化の振興を図っています。

小諸市、軽井沢町とともに進める三市町共同事業では、広域的な周遊コースの設定、観光名所マップ作成などを主な事業として位置付けています。このため、歴史的な文化遺産であり、

貴重な観光資源でもある「真楽寺」、浅間山に代表される豊かな自然、平成22年度に県が15カ所認定した「信州の名水・秘水」のうち、町内に2カ所ある「大沼の湧水」「血の池周辺の湧水群と濁川」を取り上げるなど、こうした観光資源を最大限活かす方策を検討しなければなりません。

平成27年3月に北陸新幹線が開業したことで、新たに北陸地方から軽井沢等を訪れる観光客を町内まで回遊させるために、隣接市町に点在する観光資源を有機的に結び付けた観光振興も視野に入れる必要があります。

また、注目の高まりつつあるカーリング競技の専用施設である「カーリングホールみよた」などのスポーツ施設を活用したスポーツ観光、町内の大手企業の工場見学など、新たな観光分野についても検討する必要があります。

## 【施 策】

1. 「龍神まつり」「寒の水」「浅間しゃくなげ公園まつり」「小田井宿まつり」など、地域の伝統と文化を大切に、振興を図ります。
2. 小諸市、軽井沢町と進める三市町共同事業を柱に、広域観光を隣接市町とともに進めます。
3. 浅間山麓観光推進協議会、東信州中山道連絡協議会、しなの鉄道沿線観光協議会などとも連携し、観光振興を図ります。
4. スローツアー型観光グリーンツーリズムによる長期滞在型観光、農家民宿など新たな観光分野について検討します。

5. スポーツ施設の充実によるスポーツ観光  
 や企業の工場見学に代表される産業観光  
 などについて検討します。

■観光入込客数の推移

(単位：人)

年次	総数	四半期別			
		1～3月	4～6月	7～9月	10～12月
平成5年	121,600	5,600	28,800	79,400	7,800
10	234,400	6,700	45,700	154,400	27,600
15	203,700	7,000	39,700	120,300	36,700
20	210,800	8,200	43,100	126,300	33,200
21	204,600	7,800	39,400	120,600	36,800
22	222,200	8,900	44,800	127,800	40,700
23	207,600	7,500	41,300	121,500	37,300
24	157,500	11,600	35,600	86,500	23,800
25	120,400	8,600	30,200	60,100	21,500
26	120,100	8,100	27,800	63,900	20,300



# 第5章

町民自治と  
効率的な行政運営のまちをつくります



# 第5章

## 町民自治と効率的な行政運営のまちをつくります

- 第1節 時代に対応する行政の確立
  - 第1項 事務事業の見直し
  - 第2項 組織・機構の見直し
  - 第3項 定員管理及び給与の適正化
  - 第4項 職員の育成
  - 第5項 計画行政の推進
  
- 第2節 健全財政運営の確立
  
- 第3節 住民自治の推進
  
- 第4節 広報・広聴活動の推進
  
- 第5節 高度情報化社会への対応
  
- 第6節 広域行政・共同事業の推進

# 第1節 時代に対応する行政の確立

## 第1項 事務事業の見直し

### 【現状と課題】

#### ○事務事業の整理合理化

地方創生、地方分権などにより、自らの判断と責任による行政運営が求められる中、社会・経済情勢の変化に的確に対応し、持続可能な御代田町の発展のために「民間ができるものは民

間へ」「地域ができるものは地域へ」という民営化、分権化を基本方針に、行政の責任領域の見直し、行政関与の必要性、行政効果・効率等を十分に精査した上、事業主体を次表のように4つの区分としています。

区分	事業主体
第1区分	行政が行うべき事務
第2区分	広域連合・一部事務組合・隣接市町村との連携による事務
第3区分	地域住民・民間・NPOとの協働に委ねる事務
第4区分	市場原理による民間企業活動に委ねる事務

事業実施による行政効果・効率等を十分精査し、住民サービス適正の観点から「民間ができるものは民間へ」の基本原則のもと民間委託・指定管理者制度・PFI等の導入を図る必要があります。

限られた財源の中で、社会・経済情勢の変化に的確に対応し、新たな行政課題や行政需要に対処するためには、事務事業を「負担公平の原則」「健全財政運営の原則」「受益者負担の原則」「費用対効果適正の原則」により、絶えず見直しをする必要があります。

平成16年に策定した「自律・協働のまちづくり推進計画」は平成25年度に終了しましたが、これに代わる「行政改革大綱」を策定し、引き続き、計画行政を行い、すべての事務事業の効

果を検証し、見直すべきもの、維持すべきものを的確に判断していくことで、住民サービスの一層の向上を図ることができます。

※PFI…民間資金等の活用による公共施設等の整備・維持管理等

#### ○住民サービスの向上

地方創生、地方分権時代に対応するための事務量が増大しています。一方、住民サービス向上のため、許認可等の事務処理にあたっては、行政事務手続きの簡素・効率化が求められています。

町では、平成8年3月に「行政手続条例」、平成11年6月に「公文書公開条例」、平成12年

9月に「個人情報保護条例」を制定しました。また、国においては、平成15年5月に「個人情報の保護に関する法律」が成立し、平成17年4月に全面施行されました。

自治体経営において、住民の理解と信頼を得るためには、公平性の確保と透明性の向上を図り、住民の権利利益の保護に努め、これらの条例等を適正に運用し、行政の徹底した情報公開、説明責任を全うする必要があります。これにより、住民と行政との信頼関係が構築され、初めて協働のまちづくりが可能になります。

平成25年5月に社会保障・税・災害対策に関する行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するため

### 【施策】

#### ○事務事業の整理・合理化

1. 行政効果・効率等を十分精査し、住民サービス適正の観点から「民間ができるものは民間へ」の基本原則のもと、民間委託・指定管理者制度・PFI等の導入を図ります。
2. 事務事業に係る経費等負担の在り方を検討し、「受益者負担の原則」「負担公平の原則」の観点から、使用料・手数料の見直しを行います。
3. 全ての補助金・交付金・給付金・負担金等について、「健全財政運営の原則」「費用対効果適正の原則」により見直しを行います。
4. 新設の補助金等を設置する場合は、補助金交付要綱等により終期を予め設定し、補助金の固定化を抑制します。

の社会基盤の整備のため、「行政手続きにおける個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が施行され、平成27年度からマイナンバー制度が開始となりました。この制度は、国による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正追跡・突合など不正に利用される懸念もあることから、番号法においてはその利用範囲を限定するなど、より厳格な保護措置が講じられています。当町においても、ネットワークシステムの安全管理を講じるとともに、「特定個人情報保護条例」により、特定個人情報の適正な取り扱いを確保する必要があります。

5. 行政改革大綱を策定します。

6. 行政と住民との責任領域の原則に従い、行政効果・効率を十分精査し、事務事業の見直しを行います。
7. 経常経費の全面的な見直しを行い、経費の適正化に努めます。

#### ○住民サービスの向上

8. 事務処理期間の短縮や基準の明確化、申請様式の簡素化、添付書類の削減などに努めます。
9. 「公文書公開条例」に基づき情報公開を行います。
10. 行政情報の積極的な開示とセキュリティを確保します。
11. 特定個人情報保護条例により、特定個人情報の適正な取り扱いを確保します。

## 第2項 組織・機構の見直し

### 【現状と課題】

近年の機構改革は、町が抱える課題に対応するための組織の見直しで、平成20年度は、保健部門と福祉部門を統合し、保健福祉課を設置しました。また、生活環境課を廃止し、環境衛生部門を町民課へ、上下水道部門を建設課へ移行しました。平成24年度は、東日本大震災を受け、総務課に防災係を設置しました。平成26年度は、上水道の公営企業化に伴い、建設課を建設水道課に変更しました。また、災害時の情報提供を速やかに行うため、防災係と広報情報係を統合し、防災情報係を設置しました。

平成24年度の防災係の設置は、東日本大震災以降、住民の防災意識の高揚と防災対策に対応するためのものです。今後は、災害時にあっても、町民の生命財産を守ることを第一に考え、行政の機能を発揮するため、御代田町地域防災計画に準じた危機管理体制を確立していく必要があります。

地方分権、少子超高齢・人口減少社会、国際化、情報化等新たな社会・経済情勢の大きな転

換期において、これからは「行政運営」から「自治体経営」に視点を切り替え、政策形成機能、横断的処理機能、総合調整機能の充実強化を図り、時代に対応した戦略性を持った組織の形成を図らなければ、自治体間の競争、時代との競争に勝ち抜いていくことができません。

また、高度に複雑化、多様化する行政需要に対応し、町民との信頼関係を構築していくためには、町民ニーズに迅速に対応できること、均質なサービスを提供できることを念頭におき、個々の職員の自己改革と組織改革が必要です。

### 【施策】

1. 災害時における業務継続計画など、危機管理体制を確立します。
2. 政策形成機能の充実を図ります。
3. 業務の横断的処理機能、総合調整機能の充実のため、組織の統廃合等を行ないます。
4. 行政需要に柔軟で機動的な対応ができる組織づくりを目指します。

## 第3項 定員管理及び給与の適正化

### 【現状と課題】

#### ○定員管理の適正化

当町は、人口の増加、行政需要の増加により生じる住民要望に応えるため、職員数の増員を続けてきました。しかし、バブル経済崩壊後、日本経済は深刻なデフレ不況に陥り、国・地方とも厳しい財政状況に追い込まれ、事務事業の効率化、職員数の合理化が図られました。当町

では当時、厳しい時代になることを予測し、見込まれる行政需要を的確に把握することで、行政の役割を検証して職員数の削減、給与・手当の削減・廃止を逐次進めてきました。

当町の職員の推移は、ピークであった平成8年4月では、正規職員が137名、嘱託職員が8名いましたが、その後、①正規職員の退職に対して嘱託・臨時職員で対応できる部署は嘱

託・臨時職員で対応したこと②組織・機構改革により、課・係を減少し、課長・係長を減少させたこと③事務の合理化・効率化を図ったことにより、この15年間で人口が約1,500人増加したにもかかわらず、平成22年4月では、正規職員数が119人でピーク時の18人減、率で13%減となっています。その反面、正規職員を補うための臨時職員は大幅に増加し、平成26年度現在では、フルタイムで働く臨時職員は70人います。

また、正規職員の採用状況を見ると、その年ごとに採用人数に偏りがあり、正規職員の退職者と新規採用職員のバランスが課題となっています。

今後、「自助」「共助」「公助」の役割分担の再構築、事務事業責任領域の見直し、職員の事務処理能力の向上、事業の民間委託、行政の簡素・合理化の視点に立って、各課との調整を図りながら職員を配置する必要があります。また、地方分権による事務事業の委任・新たな住民ニーズによる職員配置の増加、事業の減少又は終了による職員配置の縮小を行い、機動的な

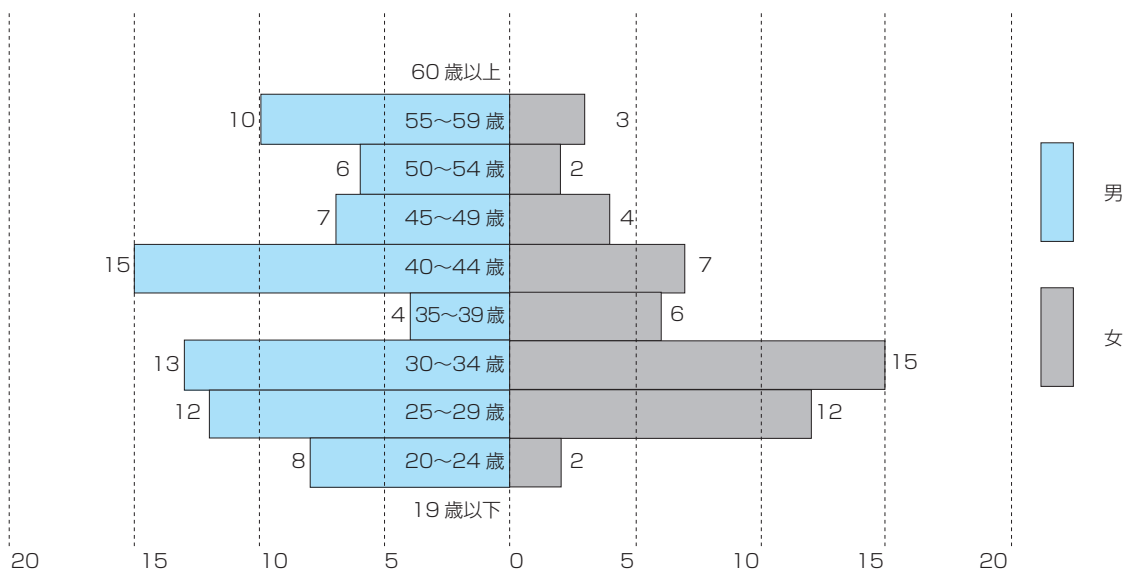
職員配置の必要性からも計画的な職員採用を行う必要があります。

近年の職員採用試験の応募状況を見ると、一般事務、土木技師は上級・中級・初級、保育士、保健師は有資格者と広く門戸を開けて募集していますが、土木技師については民間事業者同様、新卒者の応募が無いのが現状です。また、保育士については、職員の年齢構成をみても40歳代が非常に少なく、将来の主任保育士となる人材の確保に苦慮しています。今後、工夫を凝らした採用募集を行うことで、専門職を確保する必要があります。

#### ○給与の適正化

平成11年に職員の執務について、客観的かつ継続的に把握することにより、職員の能力開発、指導育成、昇任・選考などを行い、公正かつ科学的な人事管理を行うことを目的に「御代田町職員勤務評定規程」を策定し、人事管理を行っています。しかし、現状は評価基準に対する個々の目線の統一や行政の事務事業の実績を計る尺度の統一が難しいため、公平な評価に課

■御代田町職員人口ピラミッド（5歳ごと）



平成27年4月1日現在

題を残しています。また、自己申告書について提出を求めています。職員の職務に対する姿勢や制度の目的である人事異動などの人事管理面に十分反映できている状況ではありません。

平成26年に地方公務員法が改正され、これまで国家公務員に義務付けられていた人事評価制度が地方公務員にも義務付けられました。当町においても能力本位の任用制度を確立するため、職員がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力及びあげた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入する必要があります。人事評価制度は、人材育成をベースに任用・給与・分限、その他の人事管理の基礎となるため、適正に運用していかなければなりません。

給与は、国又は県の人事院勧告により、適正に執行してきました。平成11年度にわたり制度を廃止し、職務職階制を完全実施して、給与の適正化を図ってきました。

また、超過勤務手当は、原因の把握に努め、職員の適正配置、事務管理の徹底により、抑制を図ってきました。住居・通勤手当は、平成16年に策定した「自律・協働のまちづくり推進計画」により、削減・縮小しました。

今後も国又は県の制度に準拠し、成果主義・評価主義による職務職階制の適正運用により、給与の適正化を図る必要があります。

【施策】

○定員管理の適正化

1. 行政需要の将来動向を見極めて「定員」の見直しを行います。
2. 関係機関と調整を図りながら、適正な定員管理を行います。
3. 事務事業の委任、新たな住民ニーズによる職員配置の増加、事業の減少又は終了により、機動的な職員配置と計画的な職員採用を行います。
4. 新規職員採用の門戸を広げるとともに、工夫した職員採用試験を実施します。

○給与の適正化

5. 人事評価制度を導入し、評価に基づいて、職員の昇給・昇格・人事異動に活かします。
6. 職務職階制の適正運用により、給与の適正化を図ります。

■年度別職員数

(単位：人)

区分 \ 年度	平成8	23	24	25	26	27
正規職員	137	119	120	122	125	126
嘱託職員	8	32	32			
臨時職員		115	113	145	141	146

資料：総務課

■職種における年齢構成（平成27.4.1）

（単位：人）

年齢	一般職	技術職	保健師等	備考
60				
59	4			
58	2			
57	1		1	社会福祉士
56	1			
55	1			
54	1	1		
53	2			
52		1		
51				
50	1			
49				
48	1	1	1	保健師
47	1			
46	1	1	1	保健師
45	2			
44	6	(1)	1	社会福祉士
43	4			
42	2			
41	2			
40	4			
39	1			
38	1			
37	4			
36	1			
35	2			
34	3	2	(1)	保健師
33	1		1	保健師
32			1	保健師
31	4	1		
30	3	1		
29	5			
28	1			
27	4			
26	2			
25	4		(1)	社会福祉士
24	1			
23	2			
22	3			
21	1			
20	1			
	80	9	8	

雪窓保育園	やまゆり保育園	調理師	派遣／産休等	
	1			
			1	
			1	
1			1	
			1	
1				
	1			
		1		
		1		
3	2		3	
			1	
		1	1	
		1	1	
1		1		
1	1			
	1			
1				
	9	7	6	10

※（ ）内の職員は事務職として採用しているが専門職の有資格者。外数。

※備考欄の資格は保健師等の資格。



## 第4項 職員の育成

### 【現状と課題】

中央集権型行政システムから地方分権型行政システムに移行することにより、地方自治体の責任の範囲（条例制定権、自主課税権など）が拡大しています。また、地方自治体の最終の意思決定の地位にある首長の責任は格段に重くなりました。これに伴い、職員も事務の執行管理において、国・県の指示を口実に主体的な判断を回避することはできず、困難な事態に直面したときも、国・県の指示を仰ぐことは許されなくなりました。つまり、職員は政策形成と職務の遂行に責任を持ち、地域住民の期待と批判に誠実に応える責任を負うことになりました。

地方創生、地方分権により、自治体間に競争の原理が働き、格差が生じる時代になりました。そして、戦略的地域経営ができる職員の存在が自治体間に優劣をつけることになります。このため、創造力と政策形成能力のある職員の育成が必要になります。

自立したまちづくりを推進していくためには、その担い手である職員の育成が最も重要な課題です。職員一人ひとりの仕事に対する意識改革と意識の高揚を図り、公務員としての自覚を持ち、情熱と意欲を持って、行政に取り組まなければなりません。そのためには、職務に応じた研修、実務研修、自己啓発やメンタルヘル

スといった研修を総合的かつ計画的に実施し、その研修成果を職場全体で共有できる仕組みづくりが必要です。

### 【施策】

1. 創造力と政策形成能力の育成・向上ができる研修を充実します。
2. 長期的視点から職員の能力開発や勤労意欲を高め、職場の活性化を図るために、職員育成の目的・方策等を明確にした「人材育成基本方針」を策定します。
3. 研修の基本方針等基本的な考え方を確立し、「職員研修計画」を策定します。
4. 職場における実務研修や職員研修所における研修を自己啓発と適切に組み合わせるとともに、総合的な職員育成に努めます。
5. 職員の意識改革や幅広い見識を身に付けた職員の育成等を図るため、地方自治体相互交流研修を行います。
6. 高度・専門的な研修については、県単位、広域市町村圏単位での研修に積極的に参加します。
7. 職員の自己啓発を促進し、eラーニングなどを取り入れた自主研修制度を確立します。

## 第5項 計画行政の推進

### 【現状と課題】

当町は、昭和51年度（1976年度）に第1次長期振興計画がスタートして以来、現在の第4次長期振興計画まで40年間、計画行政を推進してきました。この間、実施計画にない事業の予算措置を行わないことを徹底した結果、計画の進行管理と行政需要の適正な執行に成果をあげてきました。

また、平成15年9月に任意合併協議会を正式に離脱し、自立の道を歩むことを決め、これにより、平成16年度から平成25年度までの10年を計画期間とする「自律・協働のまちづくり推進計画」を策定し、計画に基づいた行政改

革、財政基盤の確立を図ってきました。計画実行による歳入増加、歳出削減効果額は約29億円にのぼります。

真の自立を目指す当町においては、将来を見据えた行政を着実に実施していくため、長期的かつ総合的な視野に立った計画行政の推進を継続して行っていくことが重要になります。

### 【施策】

1. 引き続き、長期振興計画に基づき、事業計画の策定、事業実施、各種計画の整合を図り、計画行政を進めます。

# 第2節 健全財政運営の確立

## 【現状と課題】

### ①国の経済状況

日本の経済情勢は、平成25年に発足した安倍内閣の経済政策である「アベノミクス」を進めています。緩やかな回復基調が見られるものの、いまだデフレから脱却できない状況が続いています。

このような状況の中、平成26年4月に消費税率が8%に引き上げられ、駆け込み需要の反動から消費が落ち込みましたが、同年6月に「経済財政運営の改革の基本方針2014」と「日本再興戦略改訂2014」を閣議決定し、デフレからの脱却を確実なものとし、持続的成長の実現に全力で取り組むものとしています。

また、同年9月には「まち・ひと・しごと

創生本部」が設置され、人口減少を克服し、地方創生を成し遂げるため、人口、経済、地域社会の課題に対して、地方が自ら考えて政策を推進するという大きな転換期を迎えています。

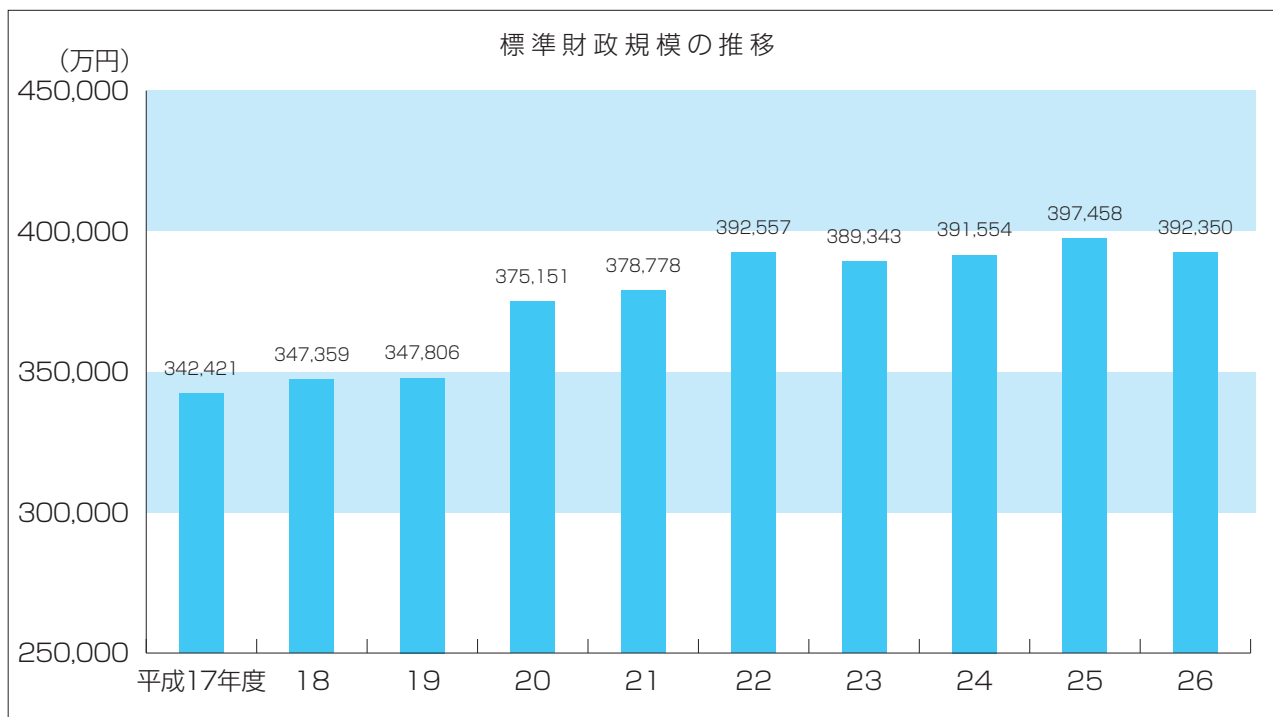
### ②町の財政状況

#### 1 標準財政規模

平成17年度の34億2,421万円から、平成22年度の39億2,557万円まで毎年増加し、翌23年度から減少傾向に転じましたが、平成26年度には39億2,350万円となっています。

#### 2 財政力指数

基準財政収入額は、平成17年度の16億6,481万円から平成20年度の20億2,422万円をピークに増加しましたが、平成21年度から減少傾向に転じ、



平成26年度には17億8,977万円となっています。

基準財政需要額は、平成17年度から増加しており、平成26年度には30億7,640万円となっています。

この間、当町の財政力指数は0.6前後で推移し、平成26年度は県内の市町村の高い方から13位で、市を除く町村の中では6位の財政力となっています。

### 3 経常収支比率

経常収支比率は、平成18年度の91.7%をピークとして年々減少し、平成25年度には公債費の減少などにより、71.1%と平成11年度当時の水準に回復しました。財政構造の弾力性は確保されていますが、平成26年度は公債費など経常的経費の増加により74.6%となりました。

### 4 公債費比率

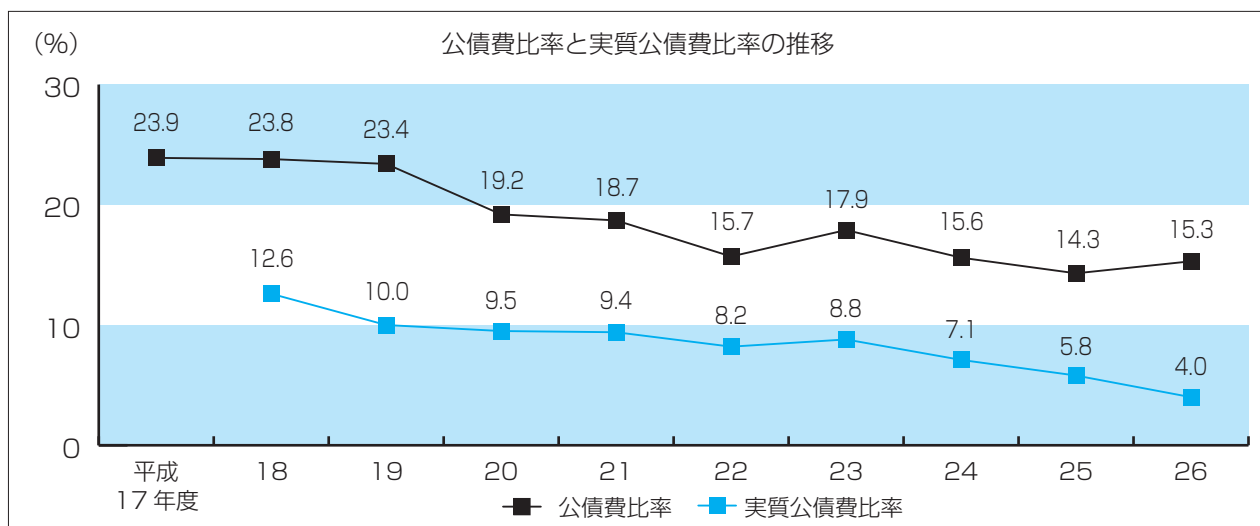
公債費比率は、町営住宅の建替え、エコールみやた建設などの大型の起債事業を行ったことにより年々増加し、平成17年度には23.9%まで上昇しましたが、平成19年度と平成21年度に繰上償還を実施したことにより、平成26年度では15.3%まで回復しています。中学校建設事業や社会資本整備総合交付金事業など大型事業の実施により、今後、上昇することが予測されます。

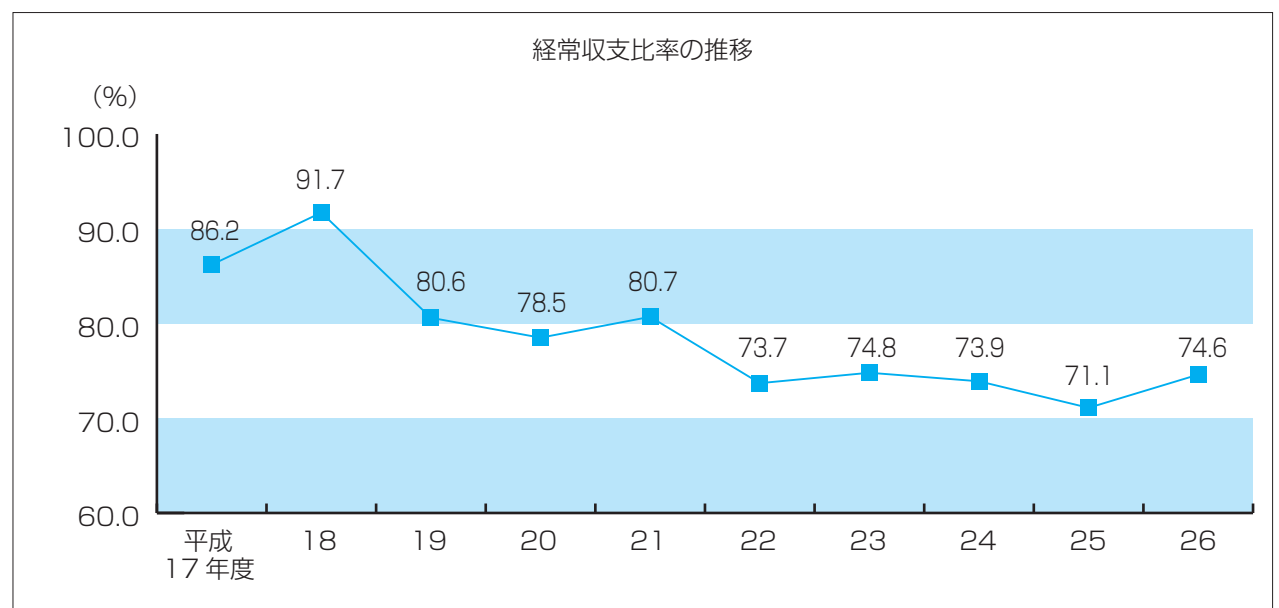
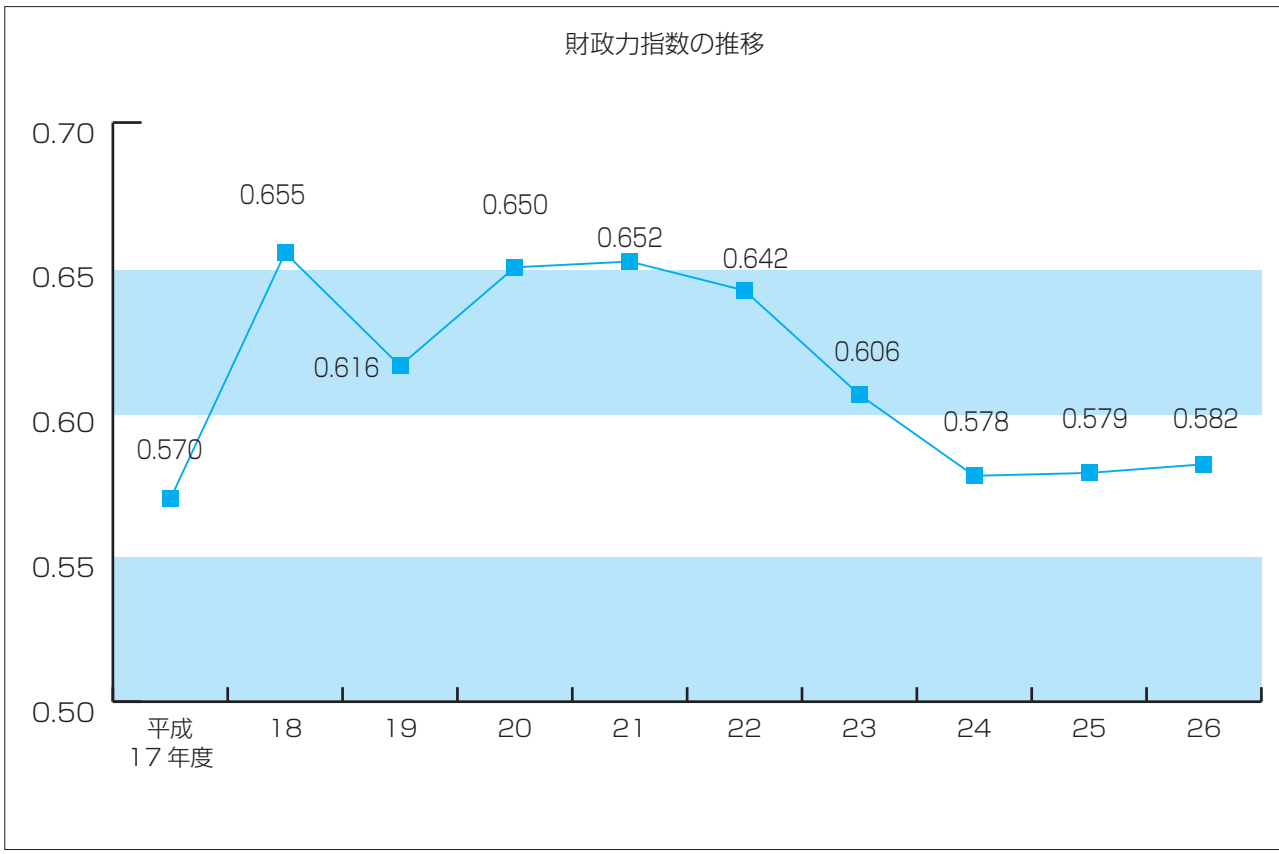
### 5 実質公債費比率

地方公共団体の財政健全化に関する法律により、地方公共団体の財政健全度を示すものとして4つの指標の公表が義務付けられました。その内、実質公債費比率は、普通会計の公債費に加え、公営企業債の償還に充当された繰出金や公債費に準ずる債務負担行為に係る支出、一部事務組合の公債費に充当した負担金など、実質的な公債費負担の標準財政規模に占める割合を示すもので、平成18年度12.6%から平成26年度4.0%に減少となり、良好な数値となっています。

平成17年度に77億3,772万円あった地方債残高は、平成21年度に54億3,080万円まで減少しましたが、平成22年度からは中学校建設事業や社会資本整備総合交付金事業などの大型事業により増加し、平成26年度末残高は66億2,189万円となっています。

今後の起債償還の見通しは、中学校建設事業や社会資本整備総合交付金事業の償還が多額になることから、平成29年度までは公債費比率と実質公債費比率は上昇する見込みとなっています。





## 6 歳入

### 【現状と課題】

町税の合計収入額は、平成22年度から平成26年度の過去5ヵ年は、21億円台から22億円台の間で推移しており、景気の動向と税制改正の影響を受けながら、若干の上下はありました

が、ほぼ横ばいで推移しています。

税収の確保においては、滞納処分の強化等により納税意識の向上が図られ、徴収率は平成22年度の97.3%から年々上昇し、平成26年度は99.4%となっています。

個人町民税の税収額は、三位一体改革税制改

正による税源移譲に伴い、平成19年度には、それまでの4億円台から6億円台に大幅に増加しました。その後、景気低迷やリストラ、野菜価格の変動等の影響により、平成22年度には5億7,500万円と大きく落ち込みましたが、平成24年度は6億6,100万円、平成25年度は6億7,400万円と増加に転じています。

法人町民税の税収額は、バブル経済崩壊後、平成10年度から3年間、平成18年から3年間ほど、2億円台から3億円台まで回復したことがありましたが、平成20年のリーマンショック後は、ほぼ1億円台を上下に推移し、減少しています。今後も税制改正による法人税割の引下げに続き、課税標準である法人税率の引下げにより、税収額の増加は難しい状況となっています。

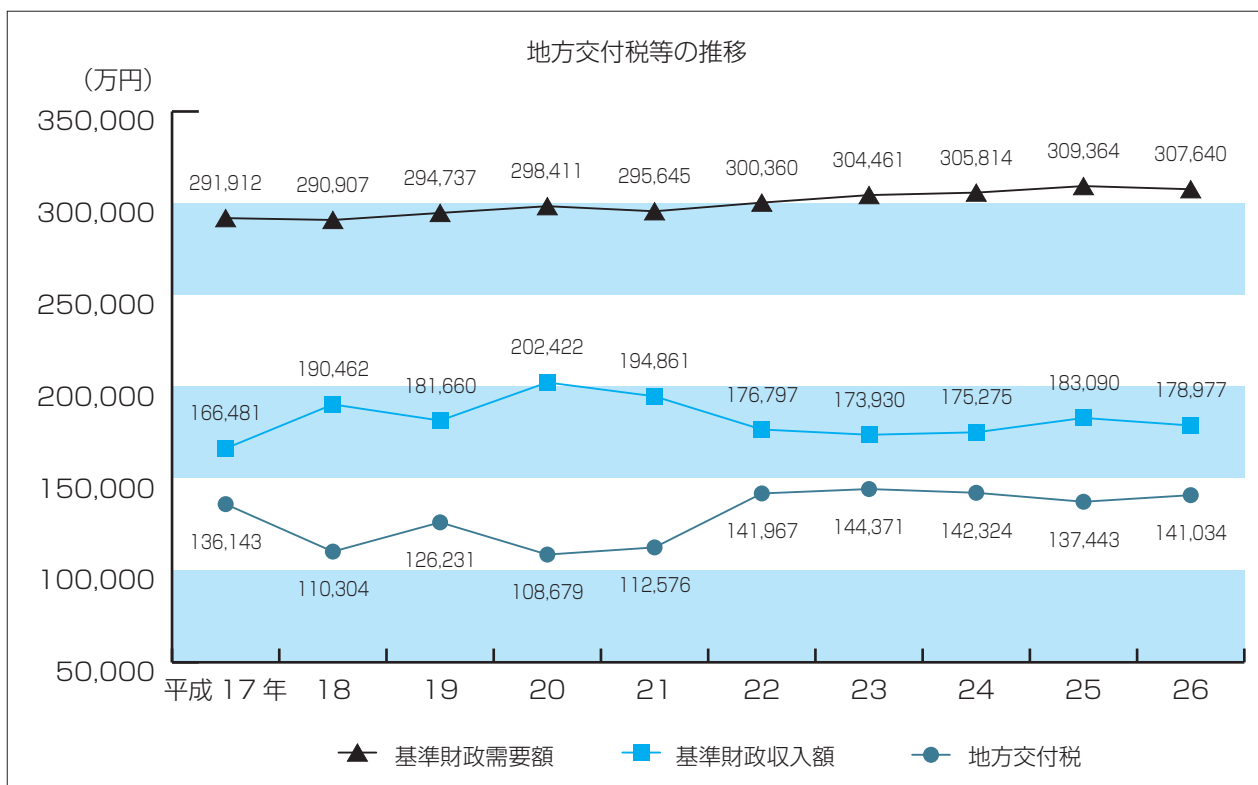
固定資産税・都市計画税は、税収額全体の約6割弱を占めていますが、依然続く地価の下落や景気の低迷などにより、平成25年度の税収額は、固定資産税11億6,500万円、都市計画税1億1,700万円で、平成21年度に比べ約8%の

減少となっています。

地価下落は緩やかになりつつあるものの、償却資産の伸びも厳しいことから、数年間は、減少傾向が続くと予想されます。

普通交付税は、増減を繰り返しながら平成24年度の13億531万円をピークに、減少傾向にあります。以前は税収が減少すれば、普通交付税が増加する仕組みとなっていました。平成13年度以降は、町税が減少しても普通交付税が増加しにくくなっています。これは、国の財政状況が厳しくなったため、基準財政収入額が減少しても基準財政需要額も減少させ、普通交付税総額の増加を押さえてきたことによるものです。

地方債は、中学校建設事業や社会資本整備総合交付金事業などの大型事業の実施により、平成22年度の13億8,430万円の借入を最大として、年度ごとに大きく増減しています。今後も役場庁舎建設事業や社会資本整備総合交付金事業の継続実施により、地方債借入額は増加していくこととなります。



## 7 歳出

人件費は、平成17年度に9億8,862万円（内職員給6億3,826万円）でピークとなりました。その後、基本給・手当・職員数の削減により、平成26年度では9億619万円（うち職員給5億5,327万円）まで大幅に減少しています。今後も職員の適正配置による定員管理を行っていきます。

扶助費は、平成17年度の2億3,682万円から平成26年度の5億8,230万円へと145%増加しています。これは障害者自立支援給付費や福祉医療費の伸びなどが要因となっています。

公債費は、平成14年度に建設したエコールみよたの起債借入により、徐々に増加してきましたが、後年度の公債費負担の平準化を図るため、平成19年度と21年度に繰上償還を行い減少してきました。今後、中学校建設事業や社会資本整備総合交付金事業など大型事業の償還が始まることから、増加していく見込みです。

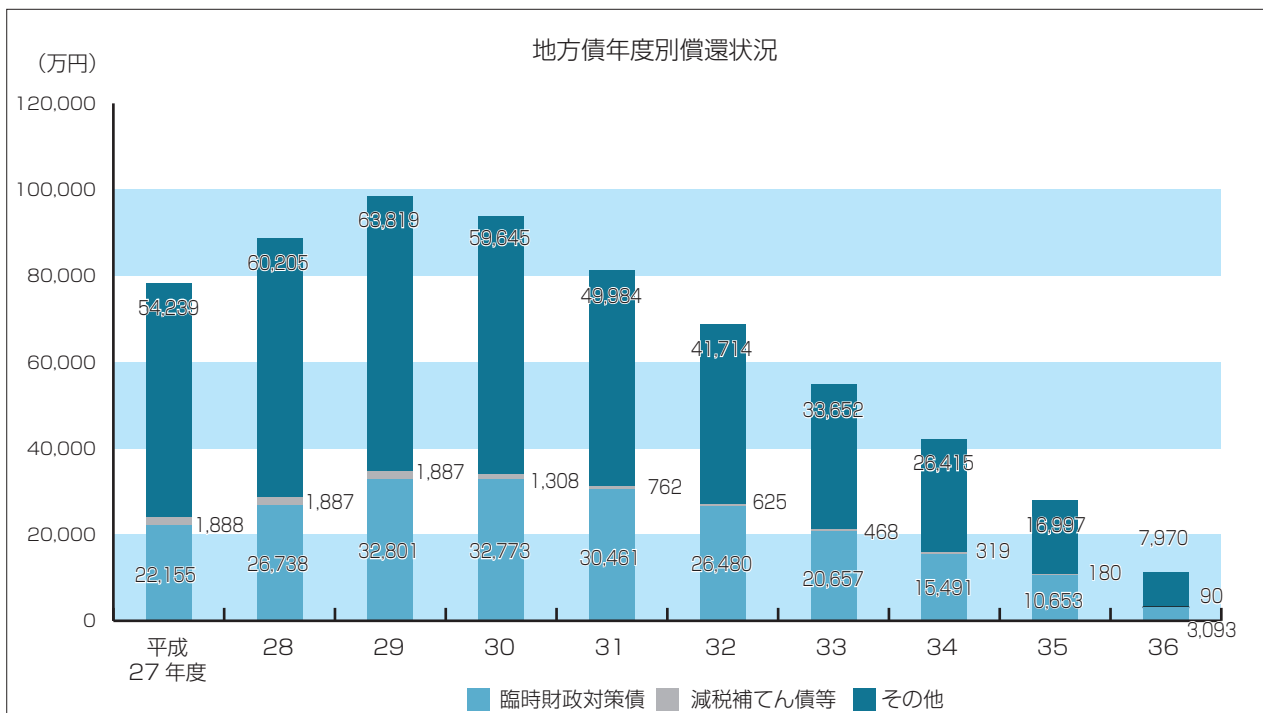
投資的経費は、エコールみよた等の施設建設が終了したことにより、平成17年度から平成20

年度までは4億円前後で推移してきました。平成21年度からは中学校建設事業や小学校の耐震補強工事、社会資本整備総合交付金事業など大型事業実施により、大幅な伸びとなり、平成22年度では28億517万円となっています。平成26年度からは役場庁舎建設事業や社会資本整備総合交付金事業の継続実施により、大きな伸びが見込まれます。

## 【施策】

### ○自主財源の確保

1. 使用料収入については、負担公平の原則から定期的に見直しを行い、受益者負担の適正化を図ります。
2. 普通財産・行政財産・公有財産の実態を的確に把握し、適切な運用を図ります。
3. 個人・法人町民税の未申告者に対して、申告指導をさらに強化し、税の公平性を図ります。
4. 固定資産税等は、課税客体の適正な把握に努めます。



5. 引き続き、関係機関と協力しながら、未納者への滞納処分を強化し、徴収率の向上に努めます。

○依存財源の確保

6. 事務事業の計画立案、実施に際して、国・県等の補助金又は交付金制度の対象となるよう十分調査研究し、積極的に導入します。

7. 事務事業の内容や長中期的な財政状況に配慮しつつ、適正な範囲内で有利な起債の運用を図ります。

○経費の節減

8. 人件費は、委員数の見直しや統廃合など整理・合理化に努め、物件費については、支出の効率化により、抑制を図ります。

9. P・D・C・Aの事業評価により、事務事業の合理化を図ります。

10. 補助金・負担金については、定期的に内容を確認し、効果の少ない補助金は、見直しを進めます。

### 用語解説

#### 【標準財政規模】

地方公共団体の標準的な行政活動を行うために必要な経常的一般財源の規模を示します。

#### 【財政力指数】

地方公共団体の財政力を示す指数です。標準的な行政活動を行うために必要な財源をどのくらい自力で調達できるかを表したものです。通常1を超えると普通交付税が交付されない不交付団体となります。基準財政収入額を基準財政需要額で割った指数です。(過去3年間の平均値)

#### 【基準財政収入額】

普通交付税算定上、地方公共団体の財政力を合理的に測定するために一定の方式で算定した額です。

#### 【基準財政需要額】

普通交付税算定上、地方公共団体が合理的かつ妥当な行政を行い、施設を維持管理するために必要な財政需要を各行政項目ごとに算定し合計した額です。

#### 【経常収支比率】

財政構造の弾力性を示す比率です。人件費、福祉サービス(扶助費)、借入金返済費(公債費)など、経常的に支出する経費に、地方税や地方交付税など自治体が自由に使えるお金(一般財源)がどの程度充当されるか見るものです。健全財政の目安は70~80%です。

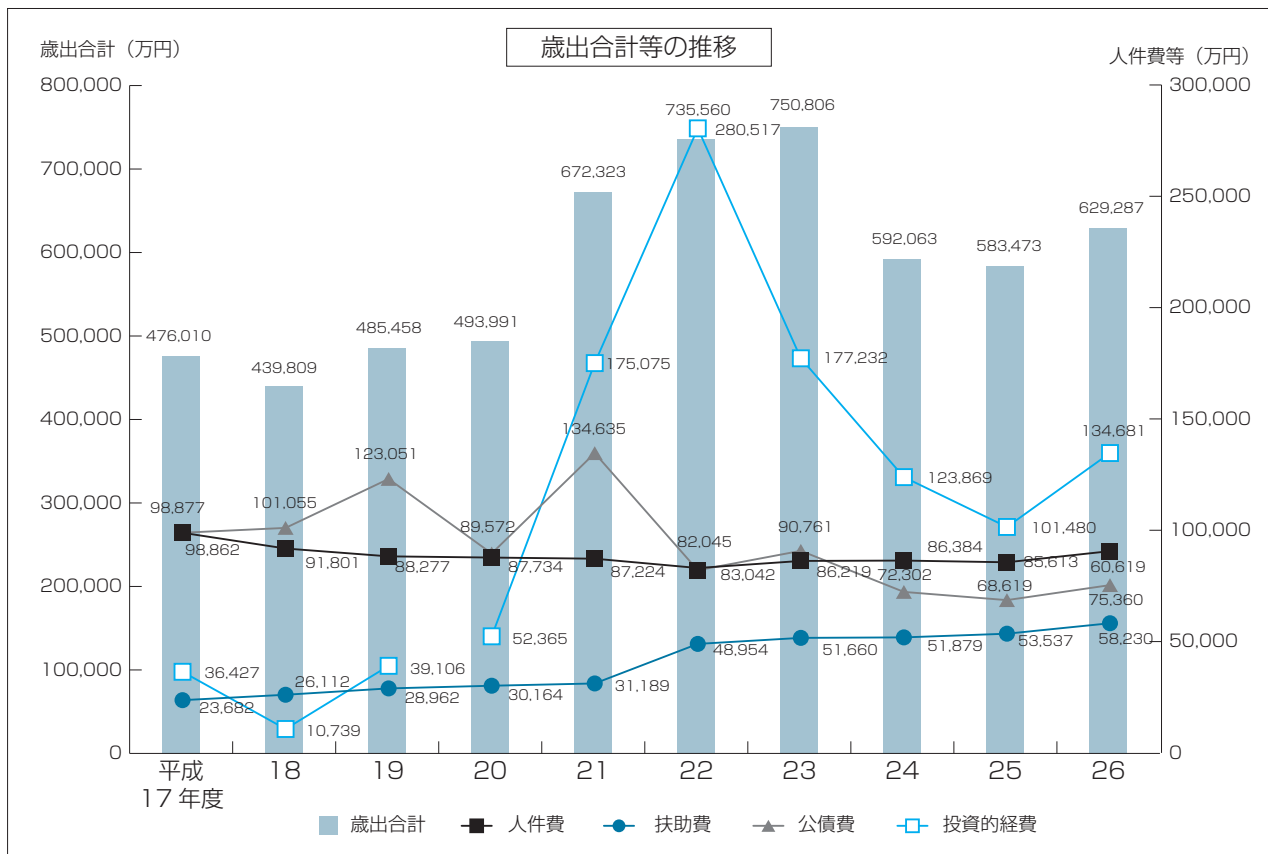
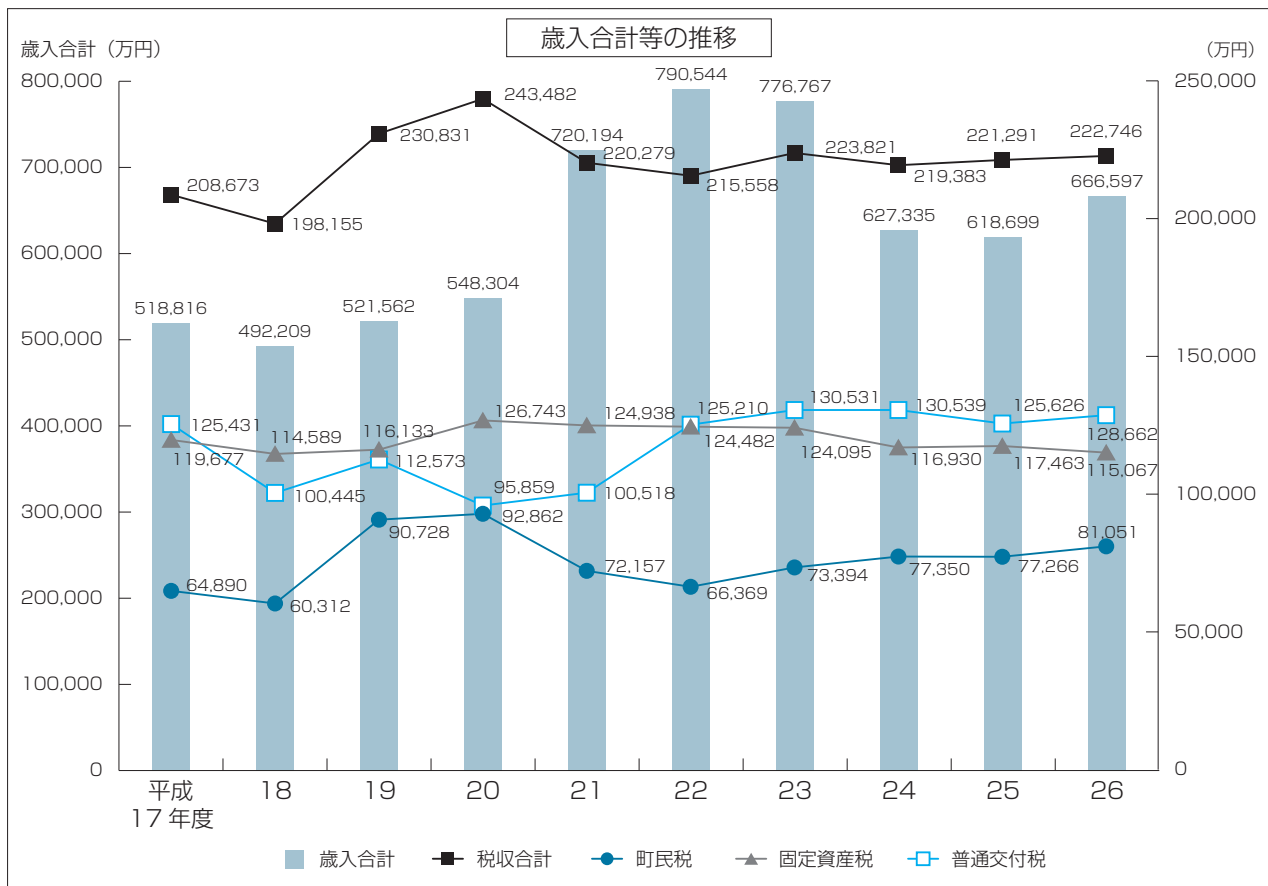
#### 【公債費比率】

経常一般財源に占める公債費の一般財源所要額の比率を見るもので、この比率が高いほど自由に使えるお金が少なくなります。

#### 【実質公債費比率】

標準財政規模に対する一般会計等が負担する元利償還金・準元利償還金(公営企業、一部事務組合等の起こした地方債の元利償還金等)の割合を示す指数で、25%以上になると財政健全化団体、35%以上で財政再生団体となります。(過去3年間の平均値)





# 第3節 住民自治の推進

## 【現状と課題】

平成16年3月策定の「自律・協働のまちづくり推進計画」において、「自律」の定義は『情報公開・説明責任・住民参加を三位一体の大前提として、自身の規律に従って判断し、行動する理念と気概であり、自分で決めたことに従い、わがままを抑えること』としています。また、「協働」の定義は『住民と行政が力と心を合わせて、助け合い協力して働くこと』としています。

行政は、徹底した情報公開とアカウンタビリティ（説明責任）を果たし、町政の透明性を高め、町民と行政との信頼関係を構築することが大切です。町民は、サービスの受け手であると同時に、行政と協働しながら、サービスの提供や地域づくりの担い手として主体的に活動し、住民自治の拡充に向けて積極的に取り組み、地域主権型の社会を創造していくことが必要です。

当町における自治組織は20区あり、道路清掃や水路清掃・整備、環境美化活動、生涯学習活動、福祉活動等住みよい地域社会を築き上げるために、区ごとに様々な活動が行われ、地域社会を支える重要な役割を果たしてきました。しかし、核家族の増加、生活様式の多様化・変化などにより、町民の地域社会への意識が大きく変革し、区への加入率は低下し、地域の連帯感により支えられてきた人間関係や地域社会との関係が希薄化しています。

災害時の対応、超高齢社会の進行、青少年の健全育成などの問題をとおして、地域における日頃からの助け合い活動の大切さが問われてい

ます。誰もが住み良い地域社会をつくるためには、人と人が信頼し合い、助け合う連帯意識、相互扶助の精神が大切であり、住民自らが主体的に地域の問題解決に取り組むことやコミュニティ活動への積極的な取り組みが必要です。

## 【施策】

1. 住民・企業・行政が連携し、地域活動を推進します。
2. 住民生活を支える重要な役割を果たしている区の活動を支援し、活性化を図ります。
3. 区の役割の重要性をPRし、区への加入を促進します。
4. 区と行政とのパイプ役となる「区担当職員」の配置を検討します。
5. 広報等を通じて、コミュニティ活動に関する情報、活動事例の紹介等を行い、コミュニティ意識の高揚を促します。
6. コミュニティ助成事業等を活用し、住民が自主的に行う活動を促進します。

# 第4節 広報・広聴活動の推進

## 【現状と課題】

広報活動は、毎月25日発行の「広報やまゆり」、議会から「議会だより」（年4回）、教育委員会から「公民館報」（年2回）の広報紙のほか、平成21年度にFM軽井沢、平成22年度に西軽井沢ケーブルテレビへ行政放送業務を委託し、平成24年度からは同ケーブルテレビの回線を利用した行政チャンネル文字放送、平成25年度からは各担当で発行していた年間行事予定や行政情報を一冊にまとめた「暮らしのカレンダー」を発行し、多様な方法で広報活動に努めています。

平成7年度（1995年度）に、災害時の緊急放送を目的に導入したオフトーク通信は、光回線の急速な普及により加入者が激減し、事業者であるNTTが事業自体を廃止したため、平成27年2月28日で「オフトークやまゆり」のサービスを廃止しました。廃止後は、町の行政情報を継続して発信していくため、住民向け情報配信システム「みよたメール配信サービス」を活用しています。なお、災害時の緊急放送は、平成24年4月運用開始の防災行政無線で対応しています。

平成14年度に開設した町公式ホームページは、平成20年度にCMS（※1）を導入し、職員自らが直接情報を発信できるようになり、タイムリーな情報提供が可能になっています。ホームページは、町の総合的な情報を町内外に発信することができるため、他の媒体とも併用しながら、積極的に情報発信を行い、定住促進や企業誘致の促進につなげていく必要があります。

広報紙は、広報活動の中核的役割を担い一定の成果を上げていますが、より町民に親しまれる紙面づくりを目指します。他の媒体についても、それぞれの特徴を活かした広報活動を展開していく中で、ICTを活用した広報活動がますます領域を広げていくことが想定されます。情報伝達は複数の媒体を併せ持つことで、災害時の情報伝達手段にもなることから、様々な情報媒体の活用について検討する必要があります。

インターネットや携帯電話のサービスを利用して、受け取ることができる情報や利用できるサービスが充実したことによって、情報機器を使いこなすことのできる人には便利となりました。しかし、インターネットなどに触れる機会が、少ない・利用しない方もいます。このことから、必要な情報を入手し、その情報を活用する能力「情報リテラシー」（※2）の向上が図れるような対策も必要となります。

広聴活動は、町民の多様なニーズを的確に把握するため、「町長専用メールアドレス」「町長直通FAX」「町代表メールアドレス」「パブリックコメント」「アンケート調査」を行っています。今後も積極的な情報公開を進め、行政のアカウントビリティ（※3）を果たしていく必要があります。

## 【施策】

1. 町ホームページの活用により、積極的な情報発信を行います。
2. 町民に親しまれ、分かりやすく読みやすい広報紙を発行します。
3. SNS（※4）や公共施設でのデジタルサ

- イネージ（※5）など多様な広報手段を検討します。
4. ICT講習会など「情報リテラシー」の向上が図れるよう支援をします。
5. 電子メールやウェブなどのネットワークシステムのほか、町政への意見箱の設置、町長への手紙など町民が参加しやすい広聴方法について検討します。

## 用語集

### ※1 CMS

(Contents Management system)

Webコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存、管理し、サイトを構築・編集するシステムの総称。

### ※2 情報リテラシー

パソコンやインターネットを使い、必要な情報を入手し、その情報を活用する能力。

### ※3 アカウンタビリティ

国や自治体が政策やその執行について説明する責任。

### ※4 SNS

(Social Networking Service)

人と人のつながりを支援するインターネット上のサービス。

### ※5 デジタルサイネージ

ネットワークに接続したディスプレイやプロジェクタで、外部からの映像や情報を表示するシステム。

# 第5節 高度情報化社会への対応

## 【現状と課題】

情報通信技術（ICT）の飛躍的な発展は、私たちの生活の利便性の向上や産業の生産性の効率化など社会のあらゆる分野に変化をもたらし、確実に生活基盤となっています。

当町の情報化は、平成20年8月から町内全域において民間で整備した光回線の使用が開始され、居住地域によるネットワーク利用の格差が解消されました。

庁内の情報化は、平成13年度に汎用コンピュータからクライアント・サーバー方式に変更し、職員1人に1台のパソコン体制を整えました。平成20年度にはセキュリティの向上を図るため、サーバー等を民間のデータセンターに設置するハウジング方式を採用しました。平成25年度からはクラウド方式を採用し、行政専用回線を利用したアプリケーションを導入して事務の効率化を図りました。また、インターネットを利用した電子申請・届出システムを県と県内市町村とで共同運用して、住民サービスの向上につなげています。

平成23年に総務省は、近隣市町村同士で住民基本台帳業務などの電算処理システムを共同運用する「自治体クラウド」の導入指針を改定し、地方自治体のクラウド導入を推進しましたが、小規模市町村に人材（ICT専門家）がほとんどいないことや、データ移行費が多額になることから、クラウドへ移行する自治体は少数にとどまりました。

こうした中、県では「長野県市町村電子自治体推進委員会」において、経費節減と業務の効率化による職員の負担軽減を図り、住民サービ

スの向上に寄与することを目的として、県内の業務システムの共同化（自治体クラウドの導入）を進めています。

今後、より一層の電子自治体の推進を図るためには、全庁のハード機器等や各課の業務とシステムを紐付けた資産管理台帳の整備を行う必要があります。これらの整備により、現行システムと業務の最適化を検討できるようになります。また、情報セキュリティポリシーの見直しや各課の実施手順書、システム機器更新時の仕様などの作成が可能になります。

情報通信機器の発達と技術の進歩により、クライアント機器に最小限の処理を行わせ、サーバー側が集中的にソフトウェアや業務用データなどの管理処理をするシンクライアント方式や無線でインターネットが利用できるようになり、庁内においても、OSを搭載したタブレット端末による庁内会議のペーパーレス化やワンストップサービスの実現に向けた検討が現実味を帯びています。また、公共施設における公衆無線LANの設置など、高度情報社会に適應できる取り組みを検討する必要があります。

それぞれの業務において住民の個人情報を取っていますが、情報漏えいは行政への信頼をなくすだけでなく、住民に多大な被害を与えます。当町は情報セキュリティポリシーにより、その取り扱いが明文化され、職員の裁量でその扱いが判断されることはありませんが、組織として統一された個人情報の扱いと強固なセキュリティシステムにより、職員が安心して個人情報を取り扱える環境が整っています。平成27年度から開始となったマイナンバー制度の運用に

においても、ますます個人情報を取り扱う機会が増えることから、一層の情報セキュリティに対する意識の向上が必要になっています。

#### 【施 策】

1. 庁内の情報資産管理の整備を行います。
2. インターネットを使ったワンストップサービスや庁内のペーパーレス会議の実現に向け、検討を行います。
3. 情報セキュリティポリシー（※1）の見直し、実施手順書の作成を行います。
4. 公共施設への公衆無線LAN（※2）の設置について検討します。
5. 職員研修を通して、職員の情報セキュリティに関する意識の向上を図ります。

#### 用語集

##### ※1 情報セキュリティポリシー

組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針。

##### ※2 公衆無線LAN

無線通信を利用してデータの送受信を行うコンピュータネットワークシステムを利用した、インターネットへの接続を提供するサービス。

# 第6節 広域行政・共同事業の推進

## 【現状と課題】

昭和45年（1970年）から佐久地域広域行政事務組合が発足し、平成12年に佐久広域連合として、消防・救急・老人ホーム・火葬場などの諸施策に取り組んでいます。浅麓環境施設組合、佐久水道企業団など関係市町と一部事務組合等を構成し、し尿処理や上水道事業などを共同処理しています。平成26年10月には佐久市・北佐久郡環境施設組合を関係市町と新たに構成し、可燃ごみ処理に対する課題について対策を講じています。

また、平成27年4月からは、佐久広域消防通信センターの運用が始まり、火災・救急などの指令が一元化され、御代田消防署の火災・救急の出動範囲も見直され、災害現場に最も近い消防署から出動する体制が整備されました。

地方分権へ移行が図られる中、厳しい経済状況の恒常化や少子高齢化をはじめ、環境問題・国際化・情報化・住民ニーズの多様化・日常生活圏の拡大等に対応し、将来のあるべき姿を探るため、平成14年8月に佐久市他と任意合併協議会を設置して協議を重ねてきました。しかし、町民の合併反対の民意を受け、自立の道を歩むことを決めました。

自立の道を選んでいる浅麓の小諸市、軽井沢町とともに、共同で事業を行うことにより経費の削減、事業の効率化、多様なサービスの提供などを図る3市町共同事業検討会を発足させ、将来にわたる広域的な事業も検討しています。

国の施策により、地方交付税、補助金が減少しても、行政サービスの低下を最小限に抑えられるよう効率化を進め、今後も自立した町を構

築していかなければなりません。そのためには、町単独では対応困難である事業や共同処理することが行政サービスの向上につながる事業について、さらに広域・共同化を推進していく必要があります。

東日本大震災以降、災害・防災に対する意識が高まっていることから、災害時に他の自治体と広域的に連携を図ることができる災害協定の締結についても検討していく必要があります。

## 【施策】

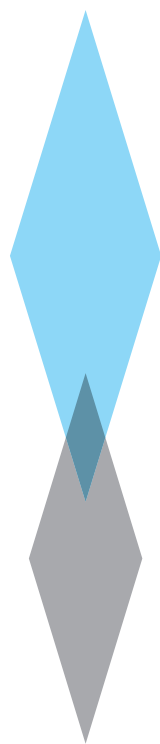
1. 広域連合、一部事務組合の構成団体の一員として、広域行政課題に積極的に関わり、行政サービスの向上に努めます。
2. 関係市町と共同化事業を積極的に進め、市町の枠を越えたまちづくりを推進します。
3. 他の自治体との災害協定の締結について検討します。

■一部事務組合等の現況（平成27年4月現在）

組合名	共同処理する主な事務	構成市町村
浅麓環境施設組合	し尿処理施設の運営	御代田町、小諸市、軽井沢町、佐久市
北佐久郡老人福祉施設組合	老人福祉施設の設置・経営事務	御代田町、軽井沢町、立科町、佐久市、東御市
佐久水道企業団	上水道の計画・建設・維持管理	御代田町、佐久市、佐久穂町、東御市
浅麓水道企業団	水道用水供給事業の計画・建設・維持管理	御代田町、佐久市、小諸市、軽井沢町
森泉山財産組合	共有財産の維持・管理・処分	御代田町、佐久市、軽井沢町
佐久広域連合	広域市町村圏計画の策定・連絡調整、火葬場、血液保管所、消防署、食肉流通センター、視聴覚ライブラリー、老人ホーム、生活保護法による救護施設、病院群輪番制運営、介護認定審査会の設置、関係市町村の人材育成、広域的な観光振興	北佐久郡の全町 南佐久郡の全町村 小諸市、佐久市
長野県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療の給付管理、保険料額の算定・決定	長野県内全市町村
長野県滞納整理機構	大口滞納者の徴収業務	長野県及び県内全市町村
佐久市・北佐久郡環境施設組合	ごみ処理施設の運営	御代田町、佐久市、軽井沢町、立科町



# 策定資料



# 御代田町長期振興計画審議会条例

昭和50年12月23日  
条例第28号

改正 平成16年3月24日条例第6号

(趣旨)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4の規定に基づき、御代田町長期振興計画審議会の設置および運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

**第2条** 御代田町の長期振興計画に関する必要事項を調査審議するため御代田町長期振興計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

**第3条** 審議会は、町長の諮問に応じ、御代田町長期振興計画に関する事項について調査審議するものとする。

(組織)

**第4条** 審議会は10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 民間諸団体の代表者
- (3) 識見を有するもの
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(任務)

**第5条** 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第6条** 審議会に会長及び副会長各1名を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第7条** 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。

(幹事及び書記)

**第8条** 審議会に幹事及び書記若干名を置き、町職員のうちから町長が任命する。

- 2 幹事及び書記は、会長の命を受けて事務に従事する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成16年3月24日条例第6号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

# 御代田町長期振興計画策定に関する要綱

平成元年4月21日

訓令第3号

改正 平成18年3月15日訓令第1号 平成19年3月26日訓令第8号

(目的)

**第1条** この要綱は、御代田町長期振興計画（以下「長期振興計画」という。）を策定するための組織及び運営に関する必要な事項を定め、もって長期振興計画策定事務の円滑な推進を図ることを目的とする。

(企画会議等の設置)

**第2条** 前条の目的を達成するため、次の機関及び係を置く。

- (1) 企画会議
- (2) 長期振興計画策定委員会
- (3) 長期振興計画策定委員会専門部会
- (4) 長期振興計画策定主任

(企画会議)

**第3条** 企画会議は、次の職にある者をもって組織する。

- (1) 常勤特別職
  - (2) 総務課長、企画財政課長
- 2 企画会議は、町長が主宰する。
  - 3 町長が事故ある時は、副町長がその職務を代理する。
  - 4 企画会議は、次の各号に掲げる事務を処理する。
    - (1) 長期振興計画の原案の調査、審議及び決定に関すること。
    - (2) 部門別計画原案の総合調整に関すること。
    - (3) その他長期振興計画原案の策定に関し、特に必要と認めること。

(長期振興計画策定委員会)

**第4条** 長期振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は副町長を、副委員長は企画財政課長をもって充て委員は次の職にある者のうちから

町長が任命する。

- (1) 課（局）長
- (2) 課長補佐
- (3) 係長
- (4) 主査・副主査

3 委員会は、委員長が主宰する。

4 委員長に事故ある時は、副委員長がその職務を代理する。

5 委員会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 長期振興計画素案の調査審議及び決定に関すること。
- (2) 部門別計画素案の調整に関すること。

6 委員長は、前項各号に掲げる事務を処理するため必要に応じ、次条に定める専門部会正副部長会議を開催することができる。

(長期振興計画策定委員会専門部会)

**第5条** 委員会にその所掌事務に係る専門的事項を分掌するため、長期振興計画策定委員会専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部長及び副部長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会は、部長が主宰する。
- 5 部長に事故あるときは、副部長がその職務を代理する。
- 6 部会は部門別計画素案を策定し委員会に報告する。

(長期振興計画策定主任)

**第6条** 各課等に長期振興計画策定主任（以下「策定主任」という。）各1名を置く。

- 2 策定主任は各課等の長が、所属課の委員のうちから委員長の承認を得て指名する。
- 3 策定主任は、所属課等の長の指揮監督を受け、当該課等の所掌事務に関する長期振興計画について、資料の収集及び整理並びに計画素々案の企画立案等の事務を主任として処理する。

(企画会議の運営)

**第7条** 町長は、必要の都度企画会議を招集する。

- 2 町長は、必要と認めるときは、第3条第1項に規定する以外の職員の出席を求めて意見を聞くことができる。

(委員会の運営)

**第8条** 前条の規定は委員会の運営について準用する。この場合において同条中「町長」とある

のは「委員長」と「企画会議」とあるのは「委員会」と「第3条第1項」とあるのは「第4条第1項」と読み替えるものとする。

(部会の運営)

**第9条** 第7条の規定は部会の運営について準用する。この場合において同条中「町長」とあるのは「部長」と「企画会議」とあるのは「部会」と「第3条第1項に規定する」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

**第10条** 長期振興計画策定に関する庶務は、企画財政課において処理する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(従前の規定の廃止)

2 御代田町長期振興計画策定委員会設置要綱（昭和50年訓令第5号）は、廃止する。

附 則（平成18年3月15日訓令第1号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日訓令第8号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

## 第5次御代田町長期振興計画 審議会委員名簿

	氏 名
会 長	仁 科 英 一
副会長	内 堀 隆 久
委 員	茂 木 勲
委 員	柳 澤 治
委 員	土 屋 学
委 員	上 原 貴 夫
委 員	柏 木 昭 憲
委 員	佐 竹 みどり
委 員	堀 籠 幸 子
委 員	長 谷 川 紀 子

(順不同)

## 第5次御代田町長期振興計画審議会開催経過

開催期日	審議内容
平成27年10月1日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・委員の委嘱</li><li>・会長・副会長の互選</li><li>・町長からの諮問</li><li>・基本思想の説明・審議</li></ul>
平成27年10月8日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・第2章「町民誰もが希望と安心の持てるまちをつくります」の説明・審議</li></ul>
平成27年10月16日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・第1章「人と自然が共生し安全で快適なまちをつくります」の説明・審議</li></ul>
平成27年10月23日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・第4章「個性あふれ競争力ある産業振興のまちをつくります」の説明・審議</li></ul>
平成27年10月29日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・第3章「次代・郷土を担う人を育み文化のかおるまちをつくります」の説明・審議</li></ul>
平成27年11月5日(木)	<ul style="list-style-type: none"><li>・第5章「町民自治と効率的な行政運営のまちをつくります」の説明・審議</li><li>・答申内容の審議</li></ul>
平成27年11月13日(金)	<ul style="list-style-type: none"><li>・町長へ答申</li></ul>



# 諮 問 書

御 発 第 2875 号  
平成27年10月1日

御代田町長期振興計画審議会 会長 殿

御代田町長 茂 木 祐 司

## 第5次御代田町長期振興計画 (基本構想・基本計画) について (諮問)

御代田町長期振興計画審議会条例第3条の規定により、第5次御代田町長期振興計画(基本構想・基本計画)の策定について審議会に諮問します。

# 答 申 書

御長振審第2号  
平成27年11月13日

御代田町長 茂 木 祐 司 殿

御代田町長期振興計画審議会  
会 長 仁 科 英 一

## 第5次御代田町長期振興計画 (基本構想・基本計画) について (答申)

平成27年10月1日付、御発第2875号をもって貴職から諮問がありましたことについて、当審議会において慎重審議を重ねた結果、原案が適当であると結論を得たので、下記のとおり意見を付して答申します。

なお、答申にあたり御代田町が町民とともに「自助・共助・公助」のもと多くの人で支えあいながら、町の将来像とする「歴史と伝統を守り 真の自立を目指す 文化・高原公園都市 御代田」の実現に向けて今後一層の努力を払い、町民の理解を得ながら、第5次御代田町長期振興計画（基本構想・基本計画）の着実な推進を望みます。

### 記

- 計画に柔軟性を持たせ、時代・社会情勢の変化に対応できるようにされたい。
- 「2万人公園都市構想」の実現に向けた土地利用を図られたい。
- 魅力ある「文化・高原公園都市」となるよう施策の実行をされたい。
- 真の自立を目指し、住民自治の拡充を図られたい。
- 御代田町に住みたい、住み続けたい環境整備・維持をハード・ソフト両面から図られたい。
- 町行政の基盤である財政基盤の確立を図られたい。

## 意見

### 第1章 人と自然が共生し安全で快適なまちをつくりま

- ・都市計画区域及び都市計画道路の見直しを図られたい。
- ・風致地区の見直しを検討されたい。
- ・御代田駅委託業務の改善を図られたい。
- ・空き家の有効活用を図られたい。
- ・下水道使用料の料金体系について検討されたい。
- ・火災予防の充実を関係機関との連携により図られたい。
- ・災害の未然防止を図るため、要支援者名簿の作成なども視野に入れ、避難体制の整備を図られたい。
- ・町民が安全に暮らせるためのインフラ整備を図られたい。

### 第2章 町民誰もが希望と安心の持てるまちをつくりま

- ・超高齢社会の到来に向け、認知症対策の強化を図られたい。
- ・今後、増加する一人暮らし高齢者や貧困高齢者等、高齢者のニーズに対応した支援を図られたい。
- ・子育て支援に対する環境整備を積極的に推進されたい。
- ・有償ボランティアも含め、ボランティア活動の充実強化を図られたい。
- ・各種健（検）診の受診促進を図るため、周知方法に工夫をされたい。
- ・介護予防事業の充実を図られたい。

### 第3章 次代・郷土を担う人を育み 文化のかおるまちをつくりま

- ・教職員の質の向上を県との連携により図られたい。
- ・スマートフォンの適正な使用をPTA等との連携により図られたい。
- ・学校施設の照明について、LED化を推進されたい。
- ・積極的に地産・地消を推進されたい。
- ・人材バンクについて積極的に周知を行い、有効活用を図られたい。
- ・ニーズに合った図書の購入に努められたい。
- ・スポーツ少年団の周知について、ホームページに掲載するなど充実を図られたい。

### 第4章 個性あふれ競争力のある産業振興のまちをつくりま

- ・農業の活性化につながる施策の実行をされたい。
- ・6次産業化の推進を図られたい。
- ・専業農家だけでなく、兼業や副業としての農業の担い手の育成を図られたい。
- ・道の駅等は、民間の活力の導入を図るなど慎重に検討されたい。
- ・「東京ガスの森」の交流事業について積極的に周知をされたい。
- ・町の観光の特色でもあるスポーツ合宿やゴルフ場についても記載されたい。
- ・農家民宿など、地域の営みの観光について検討されたい。
- ・冬期の雇用につながる観光について検討されたい。

### 第5章 町民自治と効率的な行政運営のまちをつくりま

- ・年齢制限の撤廃や民間からの登用などによる職員の採用を図られたい。
- ・税の公平性を確保するため、適正な課税と滞納処分の強化に努められたい。
- ・超高齢社会を見据え、区の在り方等について検討されたい。
- ・みよたメール配信サービスのサービス内容の改善を図られたい。

## 第5次御代田町長期振興計画

平成28年3月

発行：長野県 御代田町  
〒389-0292  
長野県北佐久郡御代田町大字御代田2464-2  
TEL 0267-32-3111  
FAX 0267-32-3929  
URL <http://www.town.miyota.nagano.jp>  
Eメール [miyota@town.miyota.nagano.jp](mailto:miyota@town.miyota.nagano.jp)

編集：御代田町 企画財政課



MIYOTA

御代田町